ナチス戰時經濟法の展開

世界經濟調查會編著

はしがき

舊秩序打破のために邁進する獨逸現政府のとつた廣汎精緻なる法的措置の體系が、所謂統制法の範たることは既に知らるる通りである。當調査會は之が重要性に鑑み、特に今次の戰時經濟法令に重點を置いてその紹介に努めてより年餘を閲するが、こゝにその一端を公刊して江湖の參考に供する次第である。大方の御教示を得ば幸甚である。なほ本書の編纂は本會獨逸經濟研究部の擔當にかゝるものである。

昭和十七年七月

世界經濟調査會

本書の構成

本書は今次大戰勃以後のナチス戰時經濟法中、一九三九年九月四日附戰時經濟令を中心として、國民生活に關係ある戰時經濟法令を輯錄した。しかし、ナチス體制の理解が、之をナチス前の體制と對比することによつて、一層明瞭にされるものであるやうに、現下の戰時經濟法も、從前のナチス法及びナチス前の經濟法との比較によつて、益々その特色が明瞭にせられるであらう。

それ故、本書に於ては、今次大戰前のナチス經濟法、並びにナチス前の經濟法についても比較のため必要な限り簡單に闡說することとした。

他方、經濟法が經濟生活の法的規制であるといふ意味に於ては、獨逸經濟の發展並びにそのナチス體制への轉換の必然性も亦、記述せられなくてはならぬ。從つて、この點に就いても若干留意した積りである。

但し、ナチス及びナチス前の經濟法の概觀、並びにそれを必至ならしめた獨逸經濟の變貌につ

いては、我國にも旣に貴重な研究が多々發表されてゐる關係上、本書では、本書の理解に必要な限り、簡單な說明を加へたに止まつてゐる。

從つて本書の構成を左の如くする。

本書一篇は、ナチス經濟法成立迄の獨逸經濟法について概說し（但し商業法は後輯）、第三篇に於て今次大戰下の戰時經濟法を國民生活關係法令を中心に譯出した。第二篇は第三篇法令集の解說をなし、戰時に入つてからの變貌に重點を置いて第一篇との關聯に於て說明せるものである。第三篇附錄の獨逸占領地通貨工作法令は、大東亞戰下の我國にも參考となるものと考へ、特に添附したものである。

附記

所謂獨逸戰時經濟法（Deutsches Kriegswitschaftsrecht）は、獨逸が今次大戰を開始した一九三八年八月以降今日迄の廣汎な法令を指稱するわけである。從つて本書第一篇には特に其れについて解說を施した。然るに一九三九年九月四日には、特に「戰時經濟令」が發布されて、獨逸國民生活の戰時への適合が强力に要請せらるるに到つたのである。本輯に於ては、後者戰時經濟令の重要性に鑑み、とりあへず此が關係法令に重點を置いて集揭したのである。然し乍ら經濟法の一般的部分として經濟行政令についてその概貌を知ることが、戰時經濟令に定むる各措置を知る上に必須となる。從つて本輯では經濟行政令その他の一般法令と戰時經濟令關係法令とを揭げた。各產業部門に於ける立法は後輯に取纏める積りである。前者一般的經濟行政組織法の解說は、敍述の關係上第一篇第一章に於て、後者戰時經濟令以下は第二篇各章に於て、之をなした。

× × ×

目次

第一篇　ナチス經濟法成立までの經緯

序　説

近代的統一國家としての獨逸の成立は、一八七一年を以て完成された。然してこの普魯西の宰相ビスマルクの第二帝國からナチス總統ヒットラーの第三帝國迄は、六十年餘の時日でしかない。この、人の一生にも比すべき慌しい期間に、獨逸帝國は何と多彩な變遷を閲したことであらうか。ナチス戰時經濟法に到る迄の獨逸經濟立法を解説する前に、この變轉について觸れてをくことも無意義ではないであらう。

一　ビスマルク時代（一八七一―一八九〇年代迄）

十九世紀初頭の獨逸は、人口の大半を農業者とする農業國であり、工業は漸く問屋制度の下に於ける手工業の段階にあるに過ぎなかつた。多年の戰爭・大陸封鎖令・小邦分裂・資本の貧弱は、獨逸の近代的工業化を阻止してゐた。然し乍ら、伊太利統一の完成、佛蘭西の近代化、大陸封鎖令解除後の英國及び佛蘭西の産業的進出、普佛戰爭による償金流入等は、獨逸をも封建的な諸制限より脱却して近代的國家に發展せしめずには置かなかつた。既に農奴解放令が諸州に於て宣言せられ（一八一一年―二一年）、ギルド手工業の制限は取除かれ（十九世紀初頭以降）、工場制手工業が次第に勃興しつゝあつた（特に一八四〇年代）。

かゝる情勢に於ける獨逸帝國の建設政策は、特に次の三つの政策を主流としなければならなかつた。

（イ）**工業保護政策**――工業の成育を就中阻害した小邦分裂を廢棄する獨逸關税同盟法（一八六九年）の制定。本

法は同じ趣旨に出でた普魯西關稅法（一八一八年）に由來し、獨逸帝國憲法（一八七一年）に編入された。帝國憲法は、市民權の確立、經濟立法（營業、貨幣、銀行、關稅、貿易、商業、交通、遞信、度量衡、特許等）の帝國への集權を規定し、その他のもの（行政、宗敎、文化等）は各邦に委任した。

營業の自由を保障する立法の制定。之は、手工業者の保護に重點を置いたギルド工業法（一八四九年普魯西、引續き七〇年代迄獨逸諸邦）の制定、並びに營業自由を宣明した營業條例（一八六九年）に現はれてゐる。

金本位制確立の立法。特に帝國銀行設立に關する法律（一八七五年）。

(ロ) **農業保護政策**——特に農業の發達を促がす法律としては、保護關稅法（一八七九年）が著るしく、その他多數の稅法も同趣旨に出づるものが多かつた。

(ハ) **勞働政策**——社會保險を初めとする社會政策立法の制定（一八八二年—一九一一年）並びに社會黨鎭壓法（一八七八年）は餘りに有名である。

その他、軍備のための租稅政策（穀稅、砂糖稅、火酒稅の引上げ等）、植民地獲得政策等。

この時代中に獨逸近代工業が確立を見（一八六〇年以降）、七〇年代には會社の濫造が生じ、農業も又近代化の方向に徐々に推進せしめられたが、右に述べた三つの流れは長く獨逸の政治經濟を貫いた傾向であることは、その後の發展から推知される。

二　ウィルヘルム二世時代（一九一四年世界戰前迄）

前時期に保護された工業は、優れた技術の導入、企業結合の促進によつて、飛躍的發展を遂げることとなつた。特に九〇年代以後の發達は目覺ましく、工場制手工業は近代的工業（重工業―鐵、石炭）によつて衰退の傾向に向つた。他方、農業の近代化に伴ひその保護は特に顯著となつた。此の時代の注目すべき立法は、民法典制定（一九〇〇年）初め、工業法改正、特に農業保護政策としての農會法の制定（一八九四年）、農業信用育成のための銀行法（同年）、關稅引上法（一八九五年）、取引所法（一八九六年）、又勞働保護法の强化（特に日曜・婦人・小兒勞働に關するもの、一八九七年―一九一四年）、他方においては大規模な財政改革（一八九一年―一九一三年、特に、相續・財產・所得稅、消費稅等々の引上）に見られた。

三　世界大戰期

前世界大戰は、獨逸戰時經濟政策を發達せしめた。一九一四年八月の聯邦政府授權法を發端として、工業の再編、原料統制、物價統制、食糧規整、勞働統制、貿易管理は、政府の手によつて集中的に實施された（一九一六年十一月普露西軍事省軍事局新設、戰時穀物會社初め各種戰時國策會社の設立等）その實施は多く、無準備に、不手ぎはになされたものと評されてゐるが、尙後世の戰時經濟法の萠芽が、夥しい法令によつて育くまれたのである。（その主要なものについては後述する）。

四　ワイマール時代（一九一九年—三二年）

普魯西的體制は、産業家と社會民主黨より成るワイマール共和制によつて受繼がれた。聯邦制の上に中央集權制へと一步進めた規定をなせる憲法第一部と獨逸國民生活に對する共和制的規定をなせる第二部とより成るワイマール憲法が一九一九年八月に制定された。だが、大戰による獨逸經濟體制の破壞、ヴェルサイユ條約によつて齎らされた獨逸經濟の不具化、支拂不能な莫大な賠償金、勞働保護政策の停止等は、大なる社會不安を生まずにはゐなかつた。各種復興法、國庫收入增加策等は、インフレーションを通じて、獨逸産業の合理化による發展を招來し、獨逸經濟はレンテンマルクの成功と共に（一九二三年）安定的發展を維持するかに見えたが、それと同時に、中産層の破産、農業發展の停滯、失業增大は、世界不況の襲來と共に、益々甚だしくなり、獨逸經濟は難破の危機に直面するに到つた。工業を保護する補助救濟立法、農業の破滅を防止する各種物價法乃至補助金法も安定期に於ては役立つたが、世界不況は之を無效として、各緊急法もこの危機を救出すべくもなかつた。かかる經濟生活の危機、社會不安の增大は、ヒンデンブルグ元師による國家社會主義勞働黨々主ヒットラーへの組閣依賴によつてのみ救出されるべき情勢にあつた。蓋し獨逸の特殊な情勢は、ヴェルサイユ體制を打破し、社會不安を一掃し、新たなる獨逸第三帝國の建設を綱領としたナチスをこそ待望したのであつた。

第三帝國が、經濟法に於ても、從來とは別物たる新方策をとり出したことは周知である。その成立過程は次の如くである。

第一章　ナチス國家組織法及び經濟行政組織法

第一節　國家組織法

一　總說

ナチス獨逸の各產業部門に於ける法制的轉換を敍述するに先立ち、ナチスの觀念の下に國家組織上及び經濟行政組織上に於てとられたその强力な再編成の法的措置について豫め述べておくのが順序であらう。それはナチス以前の時代が、尚强固に殘してゐた分權的國家機構と、自由競爭と獨占とを支柱とした經濟的自治組織とを、全くナチス的に編成し直したものであつて、國家組織上では獨裁的一元的統治機構に編成替を行ひ、經濟行政組織上ではその自由放任より適宜な自治と之に對する强力な國家的關與とに轉換せしめたのである。

二　國家組織法

一九三三年一月三十日、ナチス黨首ヒットラーは二十九箇條の黨綱領を携へて印授を帶びた。ここに、ナチス政權は樹立せられたのである。

このナチス政權の目標とするところはナチス黨の獨裁制の樹立にあつた。卽ち、政治的三柱と稱せられるナチス黨、軍部及び官僚を打つて一丸としナチス黨を中核とする獨裁的一元的統治機構の確立にあつたのである。

かかるナチス國民革命の法律的核心を成すものは、一九三三年三月二十四日附、國民及國家ノ艱難ヲ除去スル爲メノ法律(Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich)、所謂授權法である。本法に基きその後ナチス政府は幾多の重要なる憲法的規定を公布したが、何れもそれは、獨逸經濟乃至政治の破局の救出を目的とした獨裁的措置である點に於て、特にワイマール體制の根底からの否定である點に於て、例へば一九一四年の聯邦授權法及び之に次ぐ諸立法とは著るしく意味を異にするものであつた。經濟部門別に獨逸經濟法を顧みるに先立ち、經濟法自體の更革を可能ならしめたところの之等國家組織法の概貌を先づ知る必要があらう。

右の法律卽ち所謂授權法によつて、ナチスは合法的手段に依り獨裁制實現の爲めの基礎を確保した。本法を根據としてナチス政府は、國策全般に亙る一切の執行權を附與され、政府が國會に代り、法律に代るべき命令を制定し得ることとなり、政治、經濟、文化の全面的國防國家體制整備に邁進することとなつた。

右の授權法に基き、その後ライヒ政府の公布した關係法規を、その制定日に從つて記述する。

(一) 一九三三年三月三十一日附ラントトライヒトノ等制ノ爲メノ暫定的法律 (Das vorläufige Gesetz zur Gleichschaltung der Länder mit dem Reich.)。

一九三三年四月七日附ラントトライヒトノ等制ノ爲メノ第二次法律 (所謂ライヒ代官法—Reichsstatthaltergesetz 一九三三年四月二十五日附、同年五月二十六日附、同年十月十四日附改正)。

本法は聯邦制の改造、卽ち等制の實現を企圖したものであり、後述の政黨、國家統一確保ノ爲メノ法律及び獨逸市町村制と共に、獨逸の市町村行政に於ける立法及び行政に對するライヒの干涉の爲めの基礎法である。市町村行政に對するライヒの監督に於て特別の地位を有するのは本法規定のライヒ代官（Reichsstatthalter）である。彼はライヒと市町村との關係に於て、ライヒの高權擔當者の職務とナチス黨のそれとを併有し、ナチス黨と國家、ナチス代表者と市町村長又は監督官廳との間に意見の不一致を來したときはこれを裁決することが出來る。その他、市町村長及び助役の任免權、市町村名、紋章及び旗章を制定若は變更し又は市町村の區域變更の宣言を發する權限を有するのである。

尙、一九三五年一月三十日の所謂第二次ライヒ代官法に依り、ライヒ代官制度の整備をみるに至つたが、本法の制定に依り、一九三三年四月七日のライヒ代官法は廢止せられた。

（二）一九三三年七月十四日附國民投票法（Gesetz über Volksabstimmung）。

本法は國家の政策及び法律に對し、國民の同意を國民投票に依つて決定する權限をライヒ政府に附與した。

（三）一九三三年七月十四日附新黨禁止法（Gesetz gegen Neubildung von Parteien）。

本法に依り、ナチス黨（NSDAP）以外の政黨樹立は全く禁止せられるに至り、これに違反して新黨を樹立した

る者に對しては重刑を以て臨むこととなつた。

(四) 一九三三年十二月一日附黨ト國家ノ一體ノ保障ノ爲メノ法律 (Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat.)。

一九三五年三月二十九日附同施行令。

一九三五年四月二十九日附同施行令第一次施行細則。

一九三五年四月二十九日附同施行令第二次施行細則。

本法はナチス革命に依り既に獲得したナチス黨の地位を形式的に確認したものである。ナチス黨は本法に依り、國家と憲法的に結合し、又正式に國家の思想及びライヒの思想の擔當者となり、且公法上の團體となつた。かくしてナチス黨は名實共に憲法上の存在であり、ナチス獨逸の生命となつたのである。

右の如きナチス黨には組織上中央部 (Reichsleitung) の外に、所謂外廓團體とも稱さるべき肢隊(Gliederungen) 及び所屬諸團體 (angeschlossene Verbände) があるが、一九三五年三月二十九日附同法施行令は即ちこれを規定したものである。同令第二條に依れば、突撃隊、親衛隊、機動部、青少年指導部、ヒトラー・ユーゲント(少年團、女子青年團、少女團を含む)、飛行士集團、ナチス大學教授團、ナチス大學學生團、ナチス婦人團等が肢隊の構成團體とされ、又同令第三條に依れば、ナチス醫師團、ナチス法曹團、ナチス教員團、ナチス社會事業團、ナチス戰爭犧牲者救護團、獨逸官吏同盟、ナチス技術者同盟、獨逸勞働戰線が所屬諸團體の構成團體とされた。

（五） 一九三四年一月三十日附ライヒ改造法（Gesetz über den Neubau des Reichs.）

本法は現行國家組織法の基本法とも稱すべき重要なる法律である。本法に依る國家組織の變革は次の四點である。

（イ）一九一九年八月十一日のワイマール憲法に代るべき新憲法の制定を豫想したること。

（ロ）獨逸に於ける議會は、各邦議會の廢止と、一九三五年の獨逸市町村制に依る地方自治團體議會制度の廢止により、國會（Reichstag）のみが唯一のものとなつたこと。

（ハ）ライヒ代官に對する監督權が宰相から內務大臣に移讓せられたこと。

（ニ）統治權の完全なる中央集權化が成り、單一國家としての獨逸國家が確立されたこと。

（六） 一九三四年二月十六日附司法權ノライヒヘノ移讓ニ關スル（第一次）法律（Gesetz zur Überleitung der Rechtspflege auf das Reich.）。

一九三四年十二月五日附同第二次法律。

一九三五年一月二十四日附同第三次法律。

從來、各邦の有したる司法權のライヒへの統一を規定したのが本法である。第一次法律は、裁判所が獨逸國民の名に於て法を宣告すること及び司法高權の中央移讓を規定し、第二次法律は、ライヒ司法大臣が各邦司法機關に隷

屬することを規定し、第三次法律は、各邦司法官の身分上の規定が中央の司法官の規定に綜合せられることを規定してゐる。

（七）　一九三四年八月一日附獨逸ライヒ元首法（Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reichs）

本法に依り、從來のライヒ大統領の權能、即ちワイマール憲法の規定するライヒの國際法上の代表、軍の統帥、大臣及び官吏の任免の如きは、八月二日ヒンデンブルグ元帥薨去の瞬間より、その後繼者たる總統兼宰相（Der Führer und Reichskanzler）たるヒトラーに移行するものとされた。尙、總統（Führer）なる語は主として內政及び國法的意味に使用され、宰相（Reichskanzler）なる官稱は國家の元首として外國との公の交渉を爲す場合に用ひられてゐる。

（八）　一九三五年一月三十日附獨逸市町村制（Die Deutuhe Gemeindeordnung）。

本法は、ナチス獨逸指導者原理の最もよく具現された法規中の一つである。一般に自治體に關する法規は從來の觀念では憲法の內容を成さざるものとされてゐたが、ナチスでは市町村制を以てナチス國家組織の基本法として重視してゐる。

本法に依る改革の要點は、市町村議會及びその選擧制度を廢止し、市町村の理事機關として官吏の任命及び諮問

會議の新設にある。行政地域は大體に於て舊のままとされた。但し、ハンザ都市たるハンブルク、ブレーメン及びリューベックの三市には特例が設けられ、一九三七年一月二十六日の法律に依り、同年四月一日より、ハンブルクはその地域の一部をプロイセンに、ブレーメンはメクレンブルクに一部を、プロイセンに全地域を、リューベックはオルデンブルクとプロイセンにそれぞれ移譲され、本市町村制に於て新に組織せられた。倘、ベルリン及びハンブルクには特別市制が布かれた。

（九）一九三五年三月十六日附國防軍構成法（Gesetz für den Aufbau der Wehrmacht.）

一九三三年十月の國際聯盟脫退後、ナチス獨逸は國防軍の再編成に狂奔したのであるが、その立法的表現が二年後に結實し、本法の制定をみたのである。本法に依り、志願兵制度が再び皆兵制度に復歸せしめられ、所謂ヴェルサイユ嚴命に依る十萬の常備軍から一躍七十萬の兵員を保有することとなり、ソ聯を除き、兵員數に於て世界第一の陸軍國となつたのである。その後、一九三五年五月二十一日の法律に依り、一年兵役制が定められ、更に、六月二十六日の改正法に依り、二年兵役制とされた。

一九三八年二月四日の國防軍統帥の改正に依り、ヒトラー總統は完全に自ら兵馬の權を掌握した。因に從來、國防軍の組織は、總統の下に國防軍司令官があり、國防大臣を兼ね、その下に陸・海・空の司令部があり統轄せられてゐたのであつた。

倘、この一九三八年の大變革の立法的中心を成すものは、一九三八年二月四日附軍ノ統帥權ニ關スル總統兼宰相

布告（Erlass des Führers und Reichskanzlers über die Fuhrung der Wehrmacht）である。

（十）一九三五年九月十五日附獨逸公民法（Reichsbürgergesetz.）
一九三五年十一月十四日附獨逸公民法ニ關スル第一次施行令

民族國家主義に於て立つナチス第三國家は本法の制定に依り、反猶太政策を公然ととり、何人が獨逸國の公民であり、又は猶太人又は獨逸人と猶太人との混血兒と看做されるかを規定したのである。

（十一）一九三五年九月十五日附獨逸ノ血ト獨逸ノ名譽トノ保護ノ爲メノ法律（Gesetz zum Schutz des deutschen Blutes und der deutschen Ehre, od.Blutschutzgesetz.）
一九三五年十一月十四日附同法第一次施行令。

民族國家主義であり、從つて民族主義的憲法を有つナチス獨逸が血の純潔の維持に關心を有つことは當然である。前述の獨逸公民法と同趣旨の下に、本法に於ても猶太人は血の純潔を破壞するものとして、獨逸人の血統又はそれと同系統の血族に屬する國民と猶太人との間の結婚及び私通の一切を禁止したのである。尙、十一月十四日の同法第一次施行令に依り、ニグロ族、ジプシー又はその他の混血人種の血液の滲入をも防止し得ることとなつた。

又、既述獨逸公民法、獨逸ノ血ト獨逸ノ名譽トノ保護ノ爲メノ法律及び同年同月同日附國旗法の三者は所謂ニュ

ルンベルク法として有名である。

（十二）一九三七年一月二十六日附獨逸官吏法（Deutsches Beamtengesetz.）

本法はナチス獨逸の政治的三柱の一たる獨逸官吏に對する幾多の立法的表現の最後の集大成的立法である。ナチス政權の獨逸官吏に對する最初の立法は、一九三三年四月七日附官吏團復活法及び一九三三年六月三十日附一般官吏ノ俸給及給與法ニ於ケル規定ノ改正ニ關スル法律である。ワイマール憲法下に於ては身分的、倫理的な隷屬關係が官吏法を支配し、官吏は國家に對する存在として國家に對する義務の代りに權利を主張したのに對し、ビスマルク帝國に於ける官吏團が信頼すべき國家の基柱であつたのに憧憬し、ナチスに於ける右の如き官吏團の復活の要望が、一九三三年の立法となつたのである。爾來、ナチス世界觀に則した官吏法が續々と制定されたが、遂に本法及び同年同月同日附獨逸官吏懲戒令の二法規に依りナチス官吏法體系の一應の完成をみるに至つたのである。

（十三）一九三九年八月三十日附最高國防會議ノ設置ニ關スル總統布告（Erlass des Führers über die Bildung eines Ministerats für die Reichsverteidigung.）

本法に依り、今次大戰勃發前夜に最高國防會議が獨逸に設置されたのである。この最高國防會議は政治及び經濟の各分野に亙り、全獨逸の國力の徹底的集中と綜合の確保を最高任務とする戰時總動員中樞機關である。議長には

ゲーリング元帥が就任し、行政總監、經濟總監、國防軍總監、國務大臣兼內閣書記官長を以てその構成員とする。それは國策の最高決定機關として又立法機關として政府又は議會に代るべきものであり、所謂『法律ニ代ルベキ命令』を制定し得るのであるが、現下、獨逸の主たる戰時法令の殆ど大半はこの最高國防會議令の形式に於て發布せられてゐる。（本布告については次節參照）

第二節　經濟行政組織法

一　總　說

ナチス政權樹立以來の國防國家體制建設に關する國家組織法は、前節に見た如く全く前代と趣を異にして新たな展開を見たのであるが、一般行政機構、特に經濟行政組織の分野に於ても、從前の自由主義的經濟自治至上的機構とは別個なナチス的構成が築かれたのである。

先づ一般行政組織のナチス的及び戰時的編成を略述し、次ぎに經濟行政の戰時的編成について概述しよう。

二　行政組織

前掲の一九三三年ライヒ等制法により、國家行政と支邦行政とは統一せられ、こゝにナチ的統制遂行のための中央集權的前提が確保せられたのであるが、その後の國民啓蒙宣傳省、航空省、宗教省の新設、司法行政の完全なるライヒ管理への編入初め、特に閣僚ゲーリング元帥の四箇年計畫受託官への任命、一九三六年十月八日附總統布告

による同元帥の閣僚及び黨機關に對する指令發令權の賦與は、國防國家體制整備のための行政機構の進展として注目すべきものである。

行政組織としての各省の組織は、外務、內務、國民啓蒙宣傳、航空、財務、司法、經濟、食糧農業、勞働、文教宗教、交通、郵便、軍需の十五省より成り、右のうち、外務、財務、司法、郵便、國民啓蒙宣傳、航空、軍需の七省はライヒの省と稱され、他の八省はライヒ及びプロイセンの省と稱される。これはライヒとプロイセンの行政事務の統一合體を示すものである（但し財務省のみはプロイセンに獨立機關を設けてゐる）。

右の如く、獨逸行政組織は强固な統一組織に組立てられたのであるが、今次大戰の勃發後は、戰時體制に卽應する組織の强化を必至とした。こゝに從前の四箇年計畫受託官廳と共に、戰時の「最高國防會議」(Ministerrat für die Reichsverteidigung) の新設を見、戰時國防總動員の最高權限を掌握することとなつた（一九三九年八月三十日附最高國防會議設置ニ關スル總統布告）。卽ちこの機關によつて、獨逸國民の總力を國防目的に適應せしめ、行政・經濟全般に亘る統一的指揮に當らしめたのであつて、これは戰時經動員中樞機關として政府又は議會に代るべき權限を有することとなつた。次に同年九月一日附命令により國防委員の任命を見、非軍事的國防に關して非軍事官廳と各國防管區內軍團司令官との統一的指揮に當ることとなつた。

三　經濟行政組織

獨逸の經濟行政機關としては、(一) 四箇年計畫廳、(二) 國防軍司令部國防經濟局（四箇年計畫着手前は國防經濟部と稱す）、(三) 各省、(四) 各團體が協力してその掌に當つたのであるが、開戰と同時に經濟部門の行政の一層の强

化のため、戰時經濟最高審議會を設置し、中央機關の整備を計る一方、他方ではこれより先經濟行政令を發して特別官廳及び地方官廳を整備したのである。この組織について稍詳しく述ぶれば次の如くである。

(一) 中 央 官 廳

(イ) 四箇年計畫受託官

開戰後四箇月を經て、四箇年計畫受託官ゲーリング元帥に對して、全戰時經濟の總指揮權が移讓せられ、これによつて戰時經濟の指導並に益々重要性を增大した四箇年計畫施行の兩者の調和が圖られることとなつた。元來、戰時經濟の總轄的指導機關として特別の中央戰時經濟管理制度をとるべしとの議論もあつたが、權限爭ひの回避、統一的指揮の觀點から、四箇年計畫受託官を以て、前述最高國防會議議長並に後述の戰時經濟最高審議會議長を兼ねしめることにより、その人的結合によつて四箇年計畫の實施と戰時經濟の指導との調和を圖つたのである。

四箇年計畫受託官とは、所謂第一次四箇年計畫（一九三七年三月終了）、（失業救濟目標）、第二次四箇年計畫（一九四一年三月終了）（自給自足・國防國家建設目標）、第三次四箇年計畫（戰時經濟に對應すべき經濟計畫の立案）の全權者であつて、ナチスの四箇年計畫が「國防經濟」「戰時經濟」の性格を帶びてゐるため四箇年計畫受託官が全戰時經濟の全權者たることは蓋し當然とされる譯である。

ゲーリング元帥に對する包括的な權限委託は一九三六年十月十八日附總統布告により行はれたが、その地位は、(一) 法律の委任を俟たずして一般的法規の制定をなし得る、(二) 國家官廳のみならず、黨役員に對する指令權が認められる、(三) ゲーリング元帥は四箇年計畫に關し總統に屬する一切の權限を行使し得るのであつて、かくて四箇

年計畫受託官は任務遂行上殆んど無制限の權力を有することとなつてゐる。この點曾ての總統代理又は國防軍總監が一定の範圍内に於て總統の代理者たるとは性質を異にし、四箇年計畫に關する一切の權限を移譲されてゐる。その事務執行のための事務長官はケルナーであり、又受託官の下に經濟總監フンクが隷屬して、經濟省、財務省及びライヒスバンクの權限に屬する經濟政策を指導してゐる。

要するに、四箇年計畫受託官は、生産擴充・物資配給・勞働配置・農業增產・貿易・爲替統制・價格形成等各方面に於ける企畫・統制の最高中央機關として、地方官廳乃至特別官廳を隷屬せしめ、その實施を指導し、又ナチス黨、肢隊、所屬團體を從屬せしめて遂行の完璧を期してゐる。次に述ぶる戰時最高審議會もそれ自身の事務執行機關をもたず、この四箇年計畫受託官廳の諸部局を利用してゐるのである。

（ロ） 戰時經濟最高審議會

戰時經濟政策の遂行上實際は各省の事務に關聯を有つて來るので、その運營及び實行の圓滑を期する爲、開戰後四箇月を經たる一九三九年十二月に至り議長をゲーリングとし、その代理者をケルナーとする戰時經濟最高審議會（Der Generalrat für die Kriegswirtschaft）が設立せられた。本審議會の委員は關係最高官省の次官級から成り、次官會議とも稱さるべきものである。卽ち經濟省、食糧農業省、勞働省、交通省、内務省の各次官、國山林局次官、價格形成國家委員、國防軍總監部國防經濟局長、ナチス黨總統代理受託者等を主とし、その他必要と認むるときは、財務省、ライヒスバンク、四箇年計畫受託官府内より委員を求むることも出來る。

本審議會は戰時經濟に關しすべての最高官省間の協働連絡を圖る爲に、計畫的共助、連絡の爲の一般的方向を定

めるべき實行委員會たるの役割を有つものとなつたのであり、個々の權限に屬する事務の裁決、必要な措置の發令報告の受領及び檢討等を爲すべき使命を有つてゐる。ケルナーのいふ如く、本審議會は重要問題を明白ならしめ、又その解決方針を決定する Arbeitsgemeinschaft（協業體）である。反之、個々の措置の實行、個々の命令、行政法規の公布は從來通り所管官廳の任務とするところである。

本審議會の委員は毎週一回位會合して迅速果斷に經濟問題を審議し、處理してゐるが、事實上、戰時經濟問題に關する絶大なる權限を振ひ、戰時經濟上の實踐的統率本部を成し、正に獨逸戰時經濟の參謀本部とも稱さるべきものので從來兎角不統一に流れつつあつた經濟統制の一元化がこれによつて具體的に行はれることとなつたのである。

尙、本審議會と四箇年計畫受託官及び最高官省並にその他の經濟機關乃至經濟自治團體との關係は、本審議會が戰時經濟の基本的方策の決定及び之が實施に當るべき機關の聯絡指導をも行ふものであるのに對し、四箇年計畫受託官はその任務の遂行に當り、最高審議會の決定事項に對してはこの方針に從ひ、他方その下部に在る最高官省、經濟機關、官廳、團體に對し受託官の命令又は指令を發する。又その逆に指示のある問題等については、各團體の計畫が四箇年計畫廳の審議を經て更にそれが最高審議會の議を經るといふ手續を執る。かくて審議會を最高審議機關として四箇年計畫受託官初め各機關團體等が緊密な聯繋の下に戰時經濟の運行を計る關係に置かれてゐる。

又、本審議會は獨自の執行機關を有たず、主として四箇年計畫受託官府の各部局を利用してゐることは既述の如くである。

（二）地方官廳

地方官廳としては、プロイセンでは一般的にはペロヴィンツ長官（Oberpräsidet）個別的には行政府長官（Regierungspräsident）、一般のラントでは同じくラント長官、特別のラントではライヒ代官（Reichsstatthalter）がある。又バイエルン、ヴュルテンベルク、バーデン及びテューリンゲンでは經濟大臣が直接その掌に當る。

この各官廳は、國防管區内に於て、經濟總監、その從屬下の最高官省及び官廳、經濟自治團體に對して、委任せられた權限の範圍内に於て指令を發する權限を有つ。この指令を受くべき官廳については經濟行政令に定めてゐる。

（三）特別官廳

ナチスは、自治的經濟團體を戰時經濟に奉仕せしめるために特別官廳を設けて、その指揮に服せしめる措置を一九三九年八月二十七日附經濟行政令に於てとつた。それは商工經濟部門、食糧農業部門、山林經濟部門に於て見られる。

（イ）商工經濟部門

この部門に於ては、各國防管區内の地方官廳内に設置された地區經濟廳（Bezirkswirtschaftsämter）が活動し、最高國防會議の地方組織たる國防委員と並行する。これは經濟省の地方機關たる地位を有し、經濟大臣の豫算下に

屬する。その下に下級官廳として經濟廳（Wirtschaftsamt）、商工會議所駐在國家委員（Reichskommissar）、又國家委員の下に經濟局（Wirtschaftämter）が屬してゐる。

(ロ)　食糧農業部門

この部門に於ては、ラント又はプロヴィンツ食糧廳（Landes od. Provinzial Ernährungsämter）が地方官廳として活動し、その下級廳として食糧局（Ernährungsämter）がある。

(ハ)　山林木材經濟部門

こゝでは山林木材廳（Forst＝und＝Holzwirtschaftsämter）が活動し、その下級廳は存しない。個々の任務については山林長官が定め、之はゲーリングの兼任となつてゐる。

又この部門では中央機構の整備も見られ、中央木材局の新設をみた。

如上の諸點は第三篇法令の部に於て見られたい。

四　其の他

右の經濟行政組織の整備の外、電力經濟行政及びガス經濟行政の戰時體制化の措置として、一九三九年九月三日附電力供給確保令及び同九月二十日附ガス供給確保令によつて、夫々戰時確保等が企圖された。

尙、行政の整備と相俟つて、その機能の全面的發揮を圖るため、又官僚化を避けるために、一九三九年八月二十

八日附行政簡易化ニ關スル總統布告を發して、戰時行政の簡易化を規定した。

又、一九四〇年二月十九日附經濟共助令によつて、戰時下に企業の蒙るべき影響を救濟するため、補助金交付を初めとする必要なる救濟手段を講ずべきことを定めた（同令前文參照）。

第二章　工業法

一　總說

獨逸經濟再組織の權限は、右に述べた授權法以下の關係法によつて基本的に與へられたものである。それによつて各經濟部門は、過去の狀態に對して如何に法律的に再編成されたか。これが次に考察されなければならぬ問題である。以下では之を工業、農業の主として生產部門から、次いで流通部門、勞働部門の順に檢討してみよう。

プロシヤ憲法の保護下に十九世紀末に一應の確立を見た獨逸大工業は、二十世紀初頭にかけて早くもトラスト・カルテル等の形態に成熟し、その後の世界大戰、產業合理化期は、この傾向に一層の拍車をかけたことは周知である。しかしこの間產業に關する立法は、產業保護の獨逸立法當局の基調に對應し、米英の產業干涉方策とは形態を異にして、干與的立法はその弊害が漸く顯著となつた社會不安期に試みられたのであつた。卽ち一方獨逸民法典に於ける「壓迫的契約」(Knebelverträge) の排除、並びに一九二三年の所謂「經濟權力濫用禁止令」(Verordnung gegen Missbrauch wirtschaftlicher Machtsstellungen)は何れも產業弊害の抑制を目指し、その間世界大戰中に「戰爭原料會社」その他を通じて物資配給に對する干與がとられたのであるが、それらは概して極めて限られた效果しか持ち得なかつたと言へるのである。他方、產業に對する援助金その他の便宜の提供、その保護的色彩はかなり著しい。從つて產業の國家的制禦に關する立法は、前記經濟權力濫用禁止令(通稱カルテル法)を

以て最大とすべく、その後勞資對立の情勢から生れた各種の獨占價格拘束法の如きも之に對應した措置であつたのである。この間獨逸産業の進展は、幾多の謂はゞ自治的聯合形態を生み出し乍ら推進せしめられて、ナチスに到つたのである。

獨逸再軍備を中軸として推轉せしめられたナチス經濟再編成は、先づ大工業編成替えに於て劃期的な形態を見出した。そしてその立法は、從前の觀念の否定のもとに、從來の組織を巧みに再編成した點に於て、現下統制經濟の範とすら稱されてゐるのである。工業組織に對するナチスの統禦、カルテルの自治の再編、中小工業の大工業組織に對應せる再編等その立法的措置をみれば次の如くである。

二　大工業立法

大工業立法の根本原理は所謂職能團體主義（ständisches Prinzip）又は經濟國家（Wirtschaftsstaat）觀である。これは又同時に農業經濟機構再編成等、經濟各部門の再編成の根本原理でもある。このナチス獨逸統制經濟の基本思想たる職能團體主義は、社會主義經濟や計畫經濟を主張する所謂社會主義經濟國家觀と異り、國民道徳の觀念を原理とする文化國家と終局に於て軌を一にするものである。それは經濟生活上に於ては、依然として自由主義國家と同様、生産の能率主義や勞働の機械的弊害除去の反面は保有するが、唯これを自由競爭に求めずして國家の積極的統制によつてその調整を圖らんとするものである。個人主義乃至階級鬪爭を否定し、國家主義の見地に於て、勞資の協調を主張し、國民經濟の生産力を高度化し、國家の經濟的アウタルキーを完成せんが爲めの、各生産力に對する國家統合の原理がナチスの所謂職能團體主義的經濟國家觀の依つて立つ地盤である。

然しこの職能團體主義的經濟國家觀が一般的に、政治機構原理としても十分その妥當性を論證し得るか否かは甚だ疑はしいと言はれてゐる。結局、現實的には決して政治國家（Politischer Staat）に代り得るものではない。ここに、必然的に現はれた原理として、最高價値としての民族の主張乃至努力がある。これ即ちナチス世界觀の基本觀念に對應し、民族的職能團體的構成を要請せらるるに至つた所以である。即ちナチスに於ては各職能團體は民族的生活の特殊形態であり、それは民族の有機的構成の表現である。

この民族的職能團體主義的經濟國家觀に導出せられるナチス獨逸經濟機構再編成に關する法規は、（イ）個々の經濟主體に自ら職能團體に所屬する一員たる自覺を植えつけ、（ロ）各經濟團體は國民經濟全體の有機的一環としてより大なる統一體の形成の爲めに活動すべき方向に向はしめられる。この觀念に於て、一九三三年ナチス政權樹立以來、同政府は國民經濟機構の整備に努力し、旣に第一次四箇年計畫の實施以前に於て略々その完成をみたのである。

かかる獨逸の經濟機構再編成の基本法は、

一九三四年二月二十七日附獨逸經濟有機的構成準備法　（Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aubaues der deutschen Wirtschaft）及び一九三四年十一月二十七日附同法第一次施行令である。

本法に依り、獨逸商工經濟（Gewerbliche Wirtschaft）の自由團體の組織的構成は一應本格的な體制を整へたのである。

元來、Gewerbe といふ語は可成り狹義に用ひられ、高々手工業を含む意味に用ひられるに過ぎなかつたのであるが、反之、ナチス獨逸經濟の職能團體的構成に於ては、商工經濟は頗る廣義に用ひられ、工業（Industrie）の

他、手工業、商業、銀行業、保險施設、動力經濟及び交通をも包含するものである。

右の意味の商工經濟の再編は卽ち本法の規定するところである。本法は後述の手工業、カリ業、カルテル制度等の特殊部門に對する組織法の成立後制定されたものであり、政府はこれら特殊部門に於ける成果に鑑み、之を一般商工業に迄擴大强化せんとしたものに外ならぬ。卽ちナチス政府は、その想望する有機的な職能團體主義國家の實現の爲めに、その準備工作として、本法に基き、經濟大臣に對し、經濟諸團體の指導管理に關する廣汎なる權限を附與したのである。

本法は、國內一切の商工經濟部門を、業種別構成と地域別構成に分けた。業種別構成は、工業、手工業、商業、銀行、保險、動力經濟の七「全國團」(Reichsgruppe) に分たれ、その中、工業全國團 (Reichsgruppe Industrie) は「七主要團」(Hauptgruppe) に分たれ、一主要團毎に、數箇の「經濟團」(Wirtschaftsgruppe) を含ましめ、その下に更に「專門團」(Fachgruppe)、「下級專門團」(Fachuntergruppe) の下級分肢を置く。その他の全國團の構成も大同小異である。

地域別構成は業種別構成の裏付けを成すものである。この地域別構成の頂點は、經濟大臣であり、その下にベルリンに唯一の「中央經濟會議所」(Reichswirtschaftskammer) が置かれ、獨逸國民經濟の計畫的な運用を管掌する經濟大臣の執行機關である。これは商工經濟の七全國團、十八の經濟會議所、商工會議所、手工業會議所、交通團等の業種別及び地域別商工經濟團體並に公法上の代表團體を包含する最高中樞機關たる地位を占める。

この中央經濟會議所の下に、地域別構成としては、全國十四經濟地區 (Wirtschaftsbezirke) に分たれ、この各區に一箇宛、地區經濟會議所 (Bezirkswirtschaftskammer) が設置された。各地區經濟會議所はそれぞれの地

區内の商工經濟地域團體、商工會議所、手工業會議所を網羅し、相互間の有機的連絡を議し、地區内の商工經濟の全國體の事業協同體として、構成員間の自然發生的利害の相剋對立の調整を圖るを以てその任務とする。この構成は一九三五年六月一日に體系的完成をみた。その後交通事業の整備に關する一九三五年九月二十五日附同法第二次施行令の公布を見、一九三六年十月二十六日附第三次施行令は經濟會議所の權利能力、財源を規定し、一九三八年十月二十七日同法第四次施行令は工業全國團の七主要團の廢止を規定し、一九三九年四月四日附第五次施行令は貿易全國團の構成を、一九三九年九月三日附第六次施行令は、經濟會議所長の資格について規定した。

三　カルテル法

ナチス獨逸の經濟機構再編成の原理としての職能團體主義諸立法に相對する重要なるものにカルテル立法がある。特に工業經濟に於ける職能團體的構成とカルテルとの利害衝突、軋轢を回避する爲めにナチス政府は、カルテル組織を工業經濟の職能體團的構成外に置いたのである。然し、カルテルの經濟的優越性の濫用は固より許さるべくもない。ここにも「公益は私益に先んず」の原理の適用をみ結局職能團體主義が導入せらるるに至つたのである。かくて獨逸のカルテル政策はカルテルの統制及び變形といふ傾向に向はしめる。カルテルは特に獨逸に於て經濟生活に深く喰入つてゐるが、一九三九年に於ける獨逸のカルテル總數は三千乃至四千と數へられる（其の中、工業カルテルは千七百と稱せられてゐる）。カルテル立法の重要なるものとしては左の如きものがある。

一九二三年十一月二日附カルテルノ經濟的優越性ノ濫用防止令。本令はカルテルの合法的存在を規定した代表的立法であるが、國家の干與は尙極めて微弱であつた。（本章總說參照）

一九三〇年七月二十六日附所謂カルテル緊急令によつてカルテル取締及び干渉が漸く强化され、同令に基いて公布された一九三〇年八月三十日並びに一九三一年一月十六日、同十二月八日の價格拘束に關する立法は益々國家關與の傾向を强めた。一九三二年六月十四日附改正令はカルテル組織强化及びカルテル濫用防止を强化した。

次いでナチス政權樹立せらるるや、更にカルテルの法的統制强化を規定した。一九三三年七月十五日附、カルテル令改正法が制定され、ここに新獨逸のカルテル政策の基本法が生れた。本法に基く經濟大臣の訓令に依り、現存のカルテル協定に干渉する政府の權限が擴大された。

一九三三年七月十五日附强制カルテル創設ニ關スル法律及び

一九三三年十月六日附强制カルテル創設ニ關スル法律施行令に依り、カルテル統制及びカルテルの變質はいよいよ本格的なものとなつた。即ちナチス政府は職能團體主義的構成原理に立ち、カルテル、コンツェルンをして、從來の自由主義的性質を、國家的强制カルテルに再編し、全體として國民經濟及び經濟の本質に合致する範圍內に於て、自由なる行動と措置とを許さるべきものへと變質せしめたのである。固より、このカルテル立法の趣旨は各獨占體の社會化乃至國有化を目的としたものではなく、唯、その公共性といふ一般的性格を附與するにあつたのである。從つて、經濟大臣は本法に依り、産業の利益と公共の利益の二者を阻害せざる限度に於て、シンヂケート、カルテル、その他類似の協定の結成又は組合及びこの種の結合へ加入することを認め、又、市場統制の目的の爲めに、これらの諸規定の變更等を爲すことを得べき全權を附與されたのである。かくして、主として世界恐慌による價格下落、激甚なる競爭等の重壓より企業を救ひ、公共利益の確保の爲めの原則に基き、私經濟の自立的困難克服不可能なるときにのみ、經濟大臣の右の權限は發動せらるべきものとされる。

右の外カルテル法關係の重要なる法令として左の如きものがある。

一九三三年十二月十八日附法律。本法はカルテル協定の調停契約に關す。

一九三四年十二月十一日附、價格拘束令。本法はカルテル價格形成に關す。

一九三九年八月八日附命令。カルテル新設と認可の强制に關す。尙、

一九三六年十一月の布告はカルテルと各經濟團（Wirtschaftsgruppen）との關係を規律す。

一九三八年七月十四日附獨逸カルテル法ノオーストリーヘノ立法導入ニ關スル命令。

一九三九年一月二日附獨逸カルテル法ノズデーテン地方ヘノ立法導入ニ關スル命令等がその主要法令である。

四　手工業法

獨逸手工業は、十九世紀に登場した大工業に依り全面的に攻擊を受け衰頽に陷つた。然も、大戰前、第一次大戰時、又その敗戰の結果、獨逸經濟一般の窮迫化と共に、手工業も亦甚しき不況に見舞はれたのである。ワイマール政權時代に於ては、手工業の社會的重要性が顧られず、國家の干涉にさしたるものがなかつたが、ナチス政權に至るや、ナチス政府は、獨逸手工業の生存及び發展の可能性を再編成の上に强化すべく、諸々の手工業立法を施行したのである。

ナチスに於ける手工業立法の基本法は、

一九三三年十一月二十九日附獨逸手工業暫定的構成法（Das Gesetz über den vorläufigen Aufbau des deutschen Handwerks）である。本法に依り、獨逸の手工業機構も亦、職能團體主義的に再編成された。本法は

一切の獨立手工業者の義務組合（Pflichtinnungen）への總括、手工業經濟組織に於ける民主主義的原理の指導者原理に依る轉置、諸邦よりライヒ政府への手工業法規執行移管等が規定された。

一九三四年六月十五日附獨逸手工業暫定的構成法第一次施行令も亦手工業組合の有機的構成及び社會的名譽裁判所に關する重要なる立法である。

一九三五年一月十八日附獨逸手工業暫定的構成法第二次施行令。本令は獨逸手工業會議所の新設を規定したものである。

一九三五年一月十八日附獨逸手工業暫定的構成法第三次施行令本法は所謂大資格證明（grosser Befähigungsnachweis）制度を規定した保護法規である。

一九三五年五月二十一日附消費組合ニ關スル法律

一九三八年十二月二十一日附、手工業養老年金ニ關スル法律及び一九三九年七月十三日附同法施行令

一九三九年二月二十二日附手工業經濟關係四箇年計畫施行令に於ては、强力なる勞務動員の爲めの手工業專門工配置に關する重要なる措置がとられてゐる。

五　その他の立法

以上の外、重要なる立法を摘記すれば左の如きものがある。

一九三三年十二月十八日附カリ業法。カリ鑛業は一八七九年既にシンヂケートの成立を見たが、大戰中掘下禁止が規定され、一九一九年四月二十四日同法改正令、同年七月十八日施行令によりカリ業の統制が社會化の精神に於

て規定され、カリ會議が設置された。之に對してナチスに入つてからの本法は、社會民主黨時代よりのライヒ・カリ會議並にその指導原理たる階級的協調主義による組織を廢止して新なる團體主義的組織に置き換えたものである。因に本法は工業部門に於ける代表的組織法の一つである。

一九三五年十二月十三日附動力法。本法も亦右のカリ業法の如く、工業部門に於ける代表的組織法の一である。電氣、瓦斯その他の動力供給をして、全國的に低廉且つ豐富に供給すること、動力供給事業間にも經濟上有害なる競爭の發生の防止、動力企業の發展は動力業自身の企畫に委すことの三大原則の下に動力業の統制を目的としたものである。本法に依り、動力業者は一般的加入許容及び供給の義務を負ひ、更に、電氣及び瓦斯の對立的供給の場合、供給條件を充足せずに不正競爭を爲す企業者にその供給を拒絶し、その結果、兩企業に對する投資狀況が不良となることを防止することを目的とする諸條を設けた。動力業法の最重要點は動力供給の自治的發展であり、その供給義務につき國家の嚴重な監督を受けるけれども、供給事業の運營に對しては極力干渉を控え、企業の創意尊重のナチス精神によつて自治統制を行はしめんとするにあつた。

第三章　農業法

一　總説

既述のように、獨逸農業政策は、ビスマルク時代以來、普魯西ユンカーの保護に向けられ、農業保護關税政策、土地金融機關設立、農民關係調整、負債整理、農産物價格保護等の方策がとられたが、工業の勃興に伴ふ農業生産發展の停滯は農産物購買の減退と共に農産物價の激落を招來し、農業不振が顯著となつた。大戰後農業の機械化が合理化運動と共に進展したが世界不況と共に保護關税、負債整理、國内植民の諸對策がとられ、一九三一年「農村强制執行猶豫法」初め「オストヒルフェ」、各種輸入制限策等がとられた。

ナチスに入つてからは、農業政策はヒットラー＝パーペン内閣に於て臨時的段階を經ることとなつたが、當時の農業政策は、强制執行猶豫法の擴張、農業負債整理法、「油脂經濟統制計劃」に集中された。その後一九三三年六月ワルター・ダレの農業大臣就任と共にナチス農業政策の全面的實施を見ることとなつた。

ナチス全經濟政策の一環としての農業政策の基調は、獨逸中農民層を崩壞の淵より救濟し、農業經濟的經營を再び能率的に形成し、且つ食糧經濟をして獨逸民族給養の任を完全に果し得るが如く仕組むことにあつた。

右の目的完遂の爲めにとられたナチス農業政策は、一方に於て獨逸土地制度の確立、他方に於て農業行政機構の再編成であつた。前者に對應する基本法としてはライヒ世襲農場法及びその一聯の法令があり、後者のそれとして

は食糧全國團法がある。

元來、土地（Boden）に關する法令は必ずしもすべて經濟法（Wirtschaftsrecht）と稱し得るとは限らない。それは例へば、國防法規又は自然乃至天然記念物保護法といふやうに、倫理的性格を有つ立法も幾多ある。然し、土地に關する立法は大體に於て經濟的性質を有つものといへる。

ナチズムに於ては、農業政策は當初はその中心的政策に數へられなかつたが、一九三〇年三月六日、ヒトラー總統がミュンヘンに於て農業政策に關する黨綱領を宣言して以來、この方面に對する異常なる努力が拂はれ、その農業統制立法は失業對策法と共に、ナチス經濟法の最も重要なる部分を成すに至つたのである。

世界恐慌の結果、海外農産物價格の暴落による獨逸農産物價格の下落、農村負債の累増、租税の重課等に因る獨逸農業の窮迫より、農民層を維持强化し、農産物の生産販賣並に食糧經濟の確立をも目的として次の如き種々の立法が爲されたのである。

二　土地制度に關する立法

獨逸の土地制度に關する立法は、左の如くである。

（一）　土地制度に關する基本法

ナチス獨逸土地制度に關する基本法は、

(イ)　一九三三年九月二十九日附ライヒ世襲農場法（Reichserbhofgesetz）である。本法は獨逸農業行政組織法た

る食糧全國國法に對應するものである。本法の內容は獨逸農民法新設（一九三三年七月十四日、農場創設をライヒの使命と規定す）に依る農民の義務に對し、幾多の特權を獨逸農民に附與したものであり、獨逸農村のナチス的再編成を實現したものである。本法は、自作農維持を目的としたものであり、自作農に於て、一家を養ふに足るべき土地の面積は遺言處分や分割相續に依つて分割せられず、讓渡に依つて失ふことなく、金錢債權の擔保となることを全く免れしめることを目的としたものである。而してかかる權利を享有する農民とは一八〇〇年一月一日に遡る迄、その父方にも母方にも猶太人種の血を混ぜざる純粹の獨逸人又は同種族人を云ふのである。

（ロ）一九三三年四月二十二日附小作人保護法。

本法は前述のライヒ世襲農場法と同趣旨の下に制定されたもので、獨逸農民のナチス的保護を規定したる法の一であり、小作調停所は、小作爭議の場合、地主と小作人との關係を客觀的立場に立て小作人保護の精神に準據し裁定すべきものとされた。

（ハ）一九三三年二月十四日附農業上ノ强制執行保護法。本法は、世界不況によりて蒙りたる農民の債務不履行に對し、一定期限に至る迄農具及び農地に對する强制執行の一切の停止を規定した。ライヒ世襲農場法に依る世襲農場に對する强制執行が絕對的に禁止せらるるに至つたのは本法に依るものである。

（ニ）一九三三年六月一日附農業債務關係規正法。本法に依り、負債整理局（Entschuldungsstelle）は債權債務の兩者に關し、詳細なる調査を爲し、法律の定むる標準に從つて各個の債權について、各種の負債鎖却方法を決定すべきものとされた。現金鎖却及び債務鎖却債劵（Ablösungsschuldverschreibung）による債務鎖却方法は本法に依り認められた特色ある鎖却方法である。

(二)　一般的國土計畫法

國土計畫關係立法も農業經濟的重要性を有することはいふ迄もない。先づ第一に擧げらるべきは、一九三五年六月二十六日附布告に依る國土計畫局（Reichsstelle für die Raumordnung）である。これに次いで、一九三五年十二月十八日附第二次布告及び一九三六年二月十五日附命令がある。

(三)　宅　地　法

宅地（Bauland）保護法としては、一九三三年九月二十二日附移住地開拓ニ關スル法律がある。本法に依り、移住地（Wohnsiedlungsgebiet）として指定された地域は、土地の利用、特に農林業、工業、交通業、建築、防空、保養等の要請を考慮して立案開拓さるべきものとされた。尚、一九三六年二月十五日附建築統制ニ關スル命令があるが、本質的に前者と同趣旨の立法である。尚、獨逸都市新計畫に關する一九三七年十月四日附法律がある。但しベルリンに關しては、特別法として一九三七年十一月五日附命令が制定された。

尚、右述の(二)乃至(三)の立法は農業立法といふよりも一般土地法の部門に入るべきであるが重要立法なるを以て闡說した。

(四)　土地取引規正法

土地（Grundstück）の商品化はナチス農業政策上重要なる問題として着目された。第一次大戰中に於ても土地

投機による農村荒廢の苦杯を嘗め、一九一八年三月十五日附農地取引ニ關スル第一次告示が發せられたことがある。本告示に於ては、農地の賣買を爲すには所管官廳の許可を經るを要するものとされた。更にナチスに至り、一九三七年一月二十六日附土地取引ニ關スル告示が發せられた。その後、一九三七年四月二十二日附訓令に依り、右告示の適用上の準則が定められ、土地の商品化は禁止されたのである。

(五) 耕作地の改善

例へば、沼澤地や荒蕪地を耕境(Kulturland)に改善する爲めの努力が爲されたが、これは後述の食糧全國團の農業經濟計畫中の一項目である。立法史的にみれば、

一九一九年八月十一日附移住地法、一九二四年二月十三日附命令等がナチス以前に於てもみられたが、これらは主として沼澤地の開拓に關する。

次に、沼澤地移住の爲めの信用供與も亦重要とされる。ナチス政權樹立後の一九三五年六月一日附獨逸農民層新設ノ爲メノ農業大臣ノ準則はこれを規定してゐる。倘、本準則は、一九三三年七月十四日附獨逸農民層新設法に關するものである。この獨逸農民層新設法は、獨逸全土内の農民移住並に農業地の創設に對するナチス政府の方針を闡明したものであるが、獨逸農民は本法に依り、獨逸全國民の生活資料供給者であり、且つ國民の生活と健康の源泉であるといふ二つの義務が負はしめられた。

一九三四年一月十八日附休閑地禁止法。

一九三四年十二月十三日附森林法。

一九三四年三月二十六日附播種地ニ關スル命令及び一九三五年九月四日附命令等が耕作地改善關係主要法令として擧げられる。

三　農業行政立法

ナチス獨逸に於ける農業行政部門に於ける劃期的基本立法は、一九三三年九月十三日附食糧全國團ノ暫定的構並ニ農產物市場及價格統制措置ニ關スル法律である。

本法は獨逸經濟の職能團體的構成の一環として、農業部門に於ける既述土地制度の基本法たる、ライヒ世襲農場法に相對應し、獨逸農業體制再編成基本法たるところにその本質がある。本法は嘗ての獨逸法制史上その類例をみざる總括的組織法である。本法の特色は、食糧農業大臣が獨逸食糧經濟の各領域に於て、特殊の聯合組合を設立し、これに市場統制及び物價統制の任務を委任した點に求められる。本法はナチス獨逸の農業に對する重要性の認識を裏付ける重要立法であるが、本法制定に至る迄の獨逸農民の嘗ての狀況を見てみよう。

一九二四年以來、獨逸農民の新負債は、ナチス政權樹立當時には約百二十億ライヒスマルクに達し、又法外の農產物價格の崩落をみた。

一九二八年―二九年の獨逸農民の總收入額は約百億ライヒスマルクであつたが、一九三二年―三三年には約六十四億ライヒスマルク迄低下し、もはや農業經濟生產の生產費をもカヴァーすることが不可能となつた。

然るに、ナチス政權樹立後、一九三三年―三四年に於ける獨逸農民の總收入額は約七十四億ライヒスマルクに上昇し、一九三五年―三六年には約八十八億、一九三七年―三八年には九十五億に達し、一九二八年―二九年それに

肉迫したのである。

尚、農業經濟上の生產力の進展をみるに、一八八〇年に於ける一ヘクタール當りの生產量を一〇〇とすれば、一九三七年度に於ては二三二迄に上昇してゐる。換言すれば、一八八〇年に於て、二、七人が四、九ヘクタールに於て生產したものを、一九三七年度に於ては一人が二、一ヘクタールの面積で生產したことになる。獨逸經濟に於ける工業生產力の飛躍はいはずもがな、農業經濟に於てもその生產力の進展の著しきものがあつたのである。然し、土地の自然的條件等より食糧の自給自足の不可能なる事實は固より否定し得べくもない。

この獨逸農業の進展は、土地制度、農業負債整理關係等の立法的表現に於て既に窺知するを得た如く、ナチス獨逸の絶大なる農村振興の爲めの努力に負ふものであるが、その農業行政機構再編成宜しきを得たことに依るものなることも亦疑を容れない。

一九三三年三月二十三日のヒトラー總統の農民救濟の演説があり、次いで一九三三年六月二十九日、ワルター・ダレーの食糧農業大臣任命をみるや、彼は着々と獨逸農業政策の基調となる立法事業の完遂に務めたが、先づ、一九三三年七月十五日附農業ノ職能團體的構成ノ統制ニ對スル國家權限ニ關スル法律を制定した。本法は各國に例をみざる農業團體の組織化及びカルテル化の具現を期したものであり、食糧全國團に關する法律と共に獨逸農業機構再編成の基本法である。尚、本法に關する一聯の命令の制定をみた。卽ち一九三三年十二月八日附、一九三四年一月十五日附、一九三四年二月十六日附、一九三五年二月四日附及び食糧全國團關係の施行令が次々に發布せられたのである。

次に、再び獨逸農業行政機構再編成の基本法に基く食糧全國團（Reichsnährstand）の內容の概觀を試みよう。

この食糧全國團は農産物の生産、加工、販賣を爲すすべての經營者及びその結合體を團體員とする公法人であり、その業務範圍は林業、園藝、漁業、狩獵業等に亙るである。同團々長は食糧農業大臣ワルター・ダレーが兼任してゐる。食糧全國團は商工經濟團體よりも早く構成され且つより組織的な體制を整へてゐた。本團は獨逸農民階級は固よりのこと、獨逸農業經濟及び獨逸食糧經濟に從事する一切の者を團員として包括してゐる。かかる食糧全國團の任務遂行に當つては更に一箇の組織を有つてゐるのである。即ち中央に、食糧農業大臣兼食糧全國團團長たる中央農民指導者（Reichsbauernführer）があり、全國農民の生産から配給に至る一切の農産物運行過程を統制し、その下に、各ラント農民團（Landesbauernschaften）、各地區農民團（Bezirksbauernschaften）、各クライス農民團（Kreisbauernschaften）と全國如何なる寒村も洩れなく組織中に包容し、右各農民團に一人宛の指導者を任命し、上意下達の徹底を期してゐるのである。

尙、食糧全國團は市場及び價格統制の爲めに獨逸食糧經濟關係のすべての經濟團（Wirtschaftsgruppe）を隷屬せしめてゐるがこれら所屬各團體を列擧すれば左の如くである。

（イ）獨逸穀物及び飼料經濟中央聯合會（裸麥及び小麥製粉經濟聯合會を含む）二十の穀物經濟結合を有つ。
（ロ）十八の牛乳經濟組合を有する獨逸牛乳經濟中央聯合會。
（ハ）二十の屠畜利用組合を有する獨逸畜産經濟中央聯合會。
（ニ）二十の雞卵經濟組合を有する獨逸雞卵經濟中央聯合會。
（ホ）獨逸砂糖經濟中央聯合會。九の砂糖經濟組合を有す（但し、獨逸糖菓經濟聯合會を含む）。
（ヘ）二十の馬鈴薯經濟組合を有する獨逸馬鈴薯經濟中央聯合會。

(ト) 二十の園藝經濟組合を有する獨逸園藝經濟中央聯合會。

(チ) 十五の葡萄栽培經濟組合を有する獨逸葡萄栽培經濟中央聯合會。

(リ) 五のビール醸造經濟組合を有する獨逸ビール醸造經濟中央聯合會。

(ヌ) 獨逸魚類經濟中央聯合會(但し下級分肢なし)。

(ル) マルガリン及び人工食糧脂肪產業經濟聯合會(但し、下級分肢なし)。

四 農產物取引法その他

農產物の取引を農業大臣の所轄となす各種取引法、その他農業部門の結合促進を計る結合令が多數公布せられてゐるが、之については多岐に亙るため省略する。

第四章　價格法

一　總説

ナチス獨逸の價格政策はこれを左の段階に分つことが出來る。卽ち、

第一段階は、各種價格殊に拘束價格についてのカルテル、トラストを通じての統制時代、卽ち個別的部分的價格統制時代である。

第二段階は、一九三六年の所謂價格停止令に依る統制の全般化の時代である。これは四箇年計畫の完遂の爲めにとられた劃期的措置である。

第三段階は適正價格の時代である。前段階は價格の引上停止を目的としたものではあるが、然し、價格停止令制定趣旨に於ては國民經濟上必要にして且つ正當なる理由の存するものは適正限度に迄價格の引上を爲すことを禁止するものではない。從つてそれは第三段階の適正價格政策時代へと進展する爲めの必然性を有つてゐたといへる。因に今次大戰開戰直前制定せられた一九三九年八月八日附國民經濟的適正價格形成ノ諸原則ニ關スル命令はその最後の立法的表現である。

第四段階は、一九三九年九月一日以後の今次大戰下に於ける戰時價格政策時代である。獨逸の戰時價格體制は、その準備段階たる四箇年計畫の實施によつて既に確立せられ、開戰後、本格的にこれが强化をみたのみでその質的

變化のなかつたことは他のすべての經濟體制に於けると同樣である。
今次大戰下に於ける戰時價格政策の基本法はいふ迄もなく、一九三九年九月四日附戰時經濟令第四章（戰時價格）である。本令は價格及び賃銀は戰爭遂行の義務を負擔する國民經濟の原則に從つて形成されねばならぬ趣旨を闡明してゐる。更に一九三九年十月十一日附戰時經濟令第四章（戰時價格）施行令に於て、詳細なる規定が設けられた。
右の如く、獨逸の戰時價格形成は、戰時經濟令第四章に依るのであるが、これと一九三六年の價格停止令との關係が問題となる。價格停止令に依る停止價格は、戰時に於ては、單に最高價格に過ぎなくなつたのである。戰時經濟令の規定に依れば、戰時價格が停止價格を超えるときは價格停止令第三條に基く許可を要するものと定めた（戰時經濟令第二十七條參照）。然し、停止價格が不當なるときは戰時經濟令に抵觸するものとして價格引下を命じられる。卽ち戰時價格は原則として停止價格によつて上限が與へられてゐるが、停止價格より引下げることを妨げるものではない。
以上がナチス獨逸に於ける價格政策及びその實績としての立法的表現の大略であるが、次に主として今次大戰に至る迄のナチス價格政策をその立法の側より考察しよう。

二　國家の干涉

次の敍述は主として國家と經濟の觀點に於て國家の價格形成に對する干涉の態容をその立法的表現を通じてみるものである。

（一）ナチス以前の價格法

第一次大戰後のインフレーション時代に於ける通貨の完全な崩壞は、暫定的ではあつたが、貨幣價格に對する國家の干渉を拒斥した。然し、新通貨が導入せられるに至るや、ここに國家に依る價格形成への干渉が試みられ所謂價格監視時代とも言ふべき傾向が生れたのである。但し、この場合、國家はカルテルを結成せしめ、これをして特に強力なる價格統制を行はしめるといふ全く新しい方針に依つたのであつた。その後、一九三一年の大統領の緊急令發布（ブリューニング）となり、ここに國家的價格監視が大規模に行はれることとなつたのである。その後、價格管理國家委員の設置をみ、同時に利子、賃貸借料及び賃銀と並行して體系的に價格引下を爲さんとする試が爲された。

このカルテル、トラストを通じての卽ち個別的部分的價格統制時代及びその前期の價格立法としては左の如きものが擧げられる。

第一次大戰當時

一九一四年八月四日附最高價格法。

一九一五年六月二十三日附過度ノ價格引上禁止告示。

一九一八年五月八日附價格引上禁止令（尙、一九二三年七月十三日附改訂）。

第一次大戰後

一九二三年十一月二日附カルテル令。

本令に依り、經濟大臣は、カルテル協定が經濟全體又は公益を害するときは、右協定無效の確認の訴をカルテル裁判所（Kartellgericht）に提起することが出來る。又、同令第四條に依れば、國民經濟的に正當ならざる方法に依つて、生産又は販賣の制限を爲し、價格の引上を行ひ、これを維持せんとするときに經濟全體又は公益が特に害せられるものとされる。

次いで、一九三一年十二月八日附經濟並ニ財政ノ確保ト國内的平和維持ノ爲メノ第四次大統領令第一章乃至第二章及び同日附價格管理國家委員ノ權限ニ關スル命令（尚、本令は一九三二年四月十五日改定さる）が制定されたが、特に前者はこの段階に於ける價格に關する基本法である。本令は一九三六年の價格停止令の制定に依る全般的價格統制時代に至る迄の個別的價格政策の代表的立法である。

（二）ナチス價格法

獨逸價格立法の體系的敍述は總說の段階區分に從ふべきであるが、ナチス政權の樹立にはすべての意味に於て新しき政策が盛られてあるので、次にナチス價格法として一括して述べることとする。

一九三三年にナチスが政權を掌握してから、數ケ月は前記價格監視を踏襲したのであるが、その後、ナチス政府は徹底的に價格形成の鍵を掌握した。その最も顯著なる立法的表現は勿論、一九三六年の價格停止令である。いまその解說に當るに先立ち、同令制定に至る迄の主要なる價格立法を擧げれば左の如くである。

一九三三年七月十五日附價格監視國家委員ノ任務及權限移讓ニ關スル法律。既存の價格管理國家委員の解任に關す。

一九三四年十一月五日附價格監視國家委員設置ニ關スル法律。

一九三四年十二月四日附價格監視國家委員ノ權限擴張ニ關スル法律。新任價格管理國家委員の權限擴張、就中、食糧全國團關係に對する權限擴張に關す。

一九三四年十二月十一日附價格管理ニ關スル命令。本令は既存の價格管理國家委員の職を、一九三五年七月一日限り廢止し、價格統制の權限の各所管大臣への移讓に關す。

一九三四年十二月十一日附價格拘束令及び同日附命令。この兩令に依り、爾來、すべての價格拘束は申告義務あるものとされた。

一九三六年十月二十九日附價格形成國家委員ノ任命ニ關スル法律（Gasetz zur Durchführung des Vierjahres-plans-Bestellung eines Reichskommissars fur die Preisbildung）。本法に依り、價格形成國家委員の任命をみ、これに廣汎なる任務と權限が付與され、同時に、四箇年計畫受託官（Der Beauftragte des Vierjahres-plans）に對し、獻策することとなり、ここに獨逸の價格政策は從來の消極的政策から積極政策へと質的轉換を遂げるに至つたのである。

一九三六年十一月二十六日附、價格引上禁止ニ關スル命令―停止令（Die Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen. Die Stoppverordnung）。本令の內容は後述するが、これは前述價格形成國家委員ノ任命ニ關スル法律と共にナチス積極的價格政策の具現化の最も顯著なものである。本價格停止令は四箇年計畫と有機的に結びついてゐる。本令を中心として、無數の施行令や個別的規定の制定をみたのである。

一九三九年六月三日附價格法規違反ニ對スル刑罰及科刑手續ニ關スル命令。本令に依り、從來の價格刑罰法は集

大成されその統一をみるに至つた。

三　價格法の個別的完遂

以上に於て、われわれは國家と經濟の關係に於て國家の價格形成に對する干渉及びその立法的實績の跡を辿つたのであるが、次に、更に價格法の獨自の姿に於ける法的分野を各個別的に檢討しよう。

（一）有機的價格形成

ナチスの價格政策は單に價格そのものだけを切離して考へられるべきものではなく、價格の因つて生ずる要因と密接なる關聯に於て把握されねばならぬ（價格形成國家委員、ヨーゼフ・ワークナー）。この見地に立つた代表的價格立法としては、食糧全國團關係價格法である。卽ち、

一九三三年九月十三日附食糧全國團ノ暫定的構成及農産物ノ爲メノ市場及價格統制措置ニ關スル法律がそれである。本法に依り、食糧農業大臣は食糧全國團及びその各支所に對し、農産物の生産、販賣及び價格統制の權限を與へた。（尚、食糧部門に於ては、一九三三年九月二十六日附穀物價格安定法、同月十九日穀物價格ニ關スル命令、一九三四年六月二十七日穀物經濟統制法初め個々の商品に關する多數の法令が發布された）。

又、有機的價格形成にとり重要なことは、國民經濟的見地に立てる所謂適正價格の問題である。價格停止令の眞の制定趣旨もここにあるが、この適正價格は原價計算（Selbstkostenpreisberechnung）をその核心とするものである。この原價計算に關する基準規律の重要なるものとしては左の如きものがある。

一九三六年十一月十二日附經濟大臣及價格形成國家委員布告。纖維工業（Textilindustrie）に關す。
一九三八年七月二十五日附電力供給價格形成ニ關スル命令。
一九三八年十一月十五日附公ノ註文者ノ爲メノ給付ニ於テ原價ヲ基準トスル價格檢出ニ關スル命令。
尙、右の外、價格形成國家委員は一九三九年一月十六日附を以て原價計算の一般原則を公表した。

（二）　管轄官廳に關する法令

獨逸價格政策を管掌すべき官廳として設置された最初のものは、一九三一年十二月八日附經濟並ニ財政ノ確保ト國內平和維持ノ目的ノ爲メノ第四次大統領令第一章乃至第四章に基く價格管理國家委員（Reichskommissar für Preisüberwachung）である。一九三一年十二月八日附、價格管理國家委員ノ權限ニ關スル命令及び一九三二年四月十五日附權限ニ關スル命令に基き、價格管理國家委員の權限が定められたが、その後、一九三二年十二月二十三日附命令に依り、價格管理國家委員は經濟大臣に隷屬することになり、更に、一九三三年七月十五日附法律に依り、價格管理國家委員の權限は經濟大臣と食糧農業大臣との間に分割せられた。次いで、一九三四年十一月五日附價格管理國家委員設置ニ關スル法律に依り、價格管理國家委員が再び任命せられ、一九三四年十二月四日附法律に依り、同委員の權限の擴張をみるに至り、一九三四年十一月五日附法律に依り、その任期を一九三五年七月一日迄と規定されたことは前述した。

その後、一九三六年、四箇年計畫の實施と共に價格形成國家委員（Reichskommissar für die Preisbildung）が設置され、ヨーゼフ・ワークナーの任命をみ、獨逸價格政策の全權を彼が掌握し今日に至つてゐる。

（三）申告義務（anmeldungspflicht）に關する法令

價格政策の遂行上、申告義務の重要なることは論を俟たない。これに關する最初の立法としては、一九二三年七月十三日附、報告義務（Auskunftspftspflicht）ニ關スル命令がある。ナチスに至り、一九三四年十二月十一日附價格拘束申告義務ニ關スル命令が制定された。

（四）公示義務（Bekanntgabepflicht）に關する法令

價格は、これを一般公衆の目につき易きやう明示しなければならない。

一九三一年十二月十七日附命令に於て、パン、鮮魚、冷凍魚等に關する公示義務が總括規定された。その後、一九三五年、一九三六年に同樣の立法が行はれたが、現行法は一九三九年六月三日附命令である。本令は一九三五年一月八日附價格表示ニ關スル命令の特則を成すものである。

（五）獨斷的價格拘束（Preisbindungen）の禁止に關する法令

價格拘束も亦國民經濟的見地に立つて行はれねばならない。この價格拘束に關する法令は主として、カルテル又は食糧全國團の市場支配各團體の價格拘束に對するものである。

一九三四年十二月十一日附價格拘束及生活必需品價格引上禁止令、一九三四年五月十六日附命令及び一九三五年九月二十九日附命令等がある。

（六）價格引下（Preissenkung）に關する法令

第一次大戰後、直接、間接、價格引下を爲さんとする努力が行はれた。その最も明瞭な立法的表現は、一九三一年十二月八日附緊急令であつた。本令は價格の引下と同時に、利子、賃銀、賃貸借料等の引下をも規定したものであつた。今日に於てはこの價格引下は一般的經濟的安定といふ觀點に於て、後退した感もないではないが、然も價格引下の原則は決して放棄されたものではなく、從つて個々の分野に於て重要なる法規の制定をみてゐる。

第一次大戰後の立法として左の如きが擧げられる。

一九一九年八月二十一日附石炭業ニ關スル法律。一九三一年緊急令。

一九三七年十月二十七日附精製品ニ關スル命令。一九三六年六月十六日附農業用電氣器具價格引下ニ關スル命令。

（七）一九三六年の價格停止令

前にも觸れた如く、本令は價格形成に關する國家的干與のすべての部門に於て、最も大規模にして且つ強力なる立法的表現である。

この價格停止令は四箇年計畫完遂と密接なる關聯を有ち、價格形成國家委員の提議に依り制定されたものでナチス獨逸の積極的、全般的價格政策の代表的立法なることは屢述の如くである。

本令の適用範圍は廣汎に亘り、日常生活必需品、農產物、工產物一切の各種の財貨及び商品の流通並にその他の

對價、その他各種の財貨及び給付をも含み、これらの價格引上を禁止した。（この適用範圍に對する解説として一九三七年一月三十日附回章がある。）而して、右價格引上禁止の效力はヒトラー總統によつて四箇年計畫が發表せられた一九三六年十月十八日迄遡及するものとされた。

尙、この一般的禁止規準日（Generalstichtag）に對し一九三六年十一月三十日附價格引上禁止ニ關スル命令第一次施行令に於て、所謂、特別基準日（Sonderstichtag）が紡績材料に對して設けられ、又基準日價格に對する例外規定が設けられ、一九三四年七月三十一日附貴金屬價格令、一九三四年九月二十二日附外國商品價格令一九三六年十月六日附銀價格令、一九三六年十月二十二日附、肉類腸詰價格令、並に四箇年計畫受託官又はその同意を得て發する命令は價格停止令に依つてその效力を妨げらるることなきものとされた。

次に本令發布に至る迄の價格抑制の立法史的概觀を試みるに、元來、獨逸に於ける價格抑制の最初の基本法は、一九三四年五月十六日附價格騰貴防止令（Verordnung gegen Preissteigerung）である。然し、その適用範圍は、生活必需品並に日常の需要を充すべき給付に限定されてゐたし、又その方法も組合その他の團體が協定を以て最低價格を定むるを原則的に禁止した程度の消極的なものであつた。その後、一九三四年八月七日附第二次命令に於て右の適用範圍の制限が撤廢され、すべての財貨及び營業的給付に擴張した。更に、一九三四年十二月十一日附需要充足ノ價格拘束及騰貴防止令に依り、財貨又は給付（賃銀及び俸給を除く）の國內取引について、組合その他の團體、一般生產者又は卸賣業者が價格等を確定し、協定し、勸告することを原則的に禁止したのである。且つ購入者に不利となるやうこれらを變更することも禁止した。かくて價格騰貴抑制の一般的規定は準次に擴張され遂に一九三六年の價格停止令の制定となつたのである。

この價格停止令關係の重要なるその他の法令としては左の如きものがある。

一九三七年一月三十日附價格形成國家委員回章—價格停止令補則。本回章に依り、數量割引淸算並に信用割引現金支拂割引、支拂期限、商品による特典等、取引上顧客の享受すべき特典に對しても、價格停止令の效力が及ぶものとされた。更に、新生產物價格、季節的商品價格の規律を含んでゐる。

一九三七年二月二十三日附價格形成國家委員回章はカルテル及び商標は商品價格の値上禁止を規定した。尙、一九三六年十一月三十日附價格引上禁止令第一次施行止に依り、對外取引については、價格停止令を適用せざるものと定められた。

更に、一九三八年三月二十九日附命令に依り、オーストリーに、一九三九年五月二十二日附、命令に依り、ズデーテンラントに一九三六年の價格停止令の適用が擴張された。（この他、停止令を補充する商品別の多數の法令並びに外國商品價格形成に關する諸法令がある）。

第五章　貨幣及び金融法

一　總　説

獨逸の貨幣及び金融制度は、尙資本主義的發達の遲れた統一國家時代の混沌たる時代より、十九世紀末より第一次世界大戰に到る强大な資本集積の時代、インフレーション以後の外資依存の集中强行の時代、世界恐慌、ワイマール治下の危機、ナチスによる復興へと幾度かの動搖を續けた後、今日のナチス的な强力的制度に到つたのである。その間の經濟的動態についての考察はこゝでの論外として、その變遷を立法的に迹つてみよう。

二　ナチス制度確立迄の諸期

第一　第一次大戰前に於ける貨幣法及び金融法

統一帝國の當初に於ける獨逸の通貨制度は混沌たるものであり、七つの相異つた通貨地域に分れ、三十二の全く無關係な、全然相違した法規に規律された發劵銀行があつた。當時の本位貨幣は銀貨であつた(但し、ブレーメンは金、諸邦では金銀の比價は上下してゐた。プロイセンでは、金、銀貨の比價が法定されてゐた)。

統一獨逸國家の通貨は金本位であつた。この統一國家に於ける貨幣法の最初の立法的發現は、一八三七年の獨逸

硬貨法である。本法に依り、獨逸に統一的金本位制度が布かれ、二〇ライヒスマルク、一〇ライヒスマルク及び五ライヒスマルクの金貨が作られた。その他、銀貨、ニッケル貨、銅貨が發行された。これは第一次大戰に至る迄、世界貿易の急速なる膨脹に對し、重大役割を演じたのである。

この新金本位制度の確立に至る迄には左の三經過を經てゐる。

（一）一八七一年、金貨鑄造に關する一法律が通過した。新通貨としてマルクの採用、現行銀貨に對する比價の明認、銀貨の回收が規定された。

（二）一八七三年、金本位制度が法律に依つて規定され、銀貨は小額硬貨に限定された。

（三）一八七五年、三十三の中央銀行の一であつた。プロイセン銀行がライヒスバンクに改組された。これは他の發券銀行に對する重壓となり、事實上、一九一〇年迄二十七の發券銀行がこの壓迫に屈服し殘存發券銀行の發券額も微々たるものにすぎなかつた。一八七五年のライヒスバンク法に依り、ライヒスバンクは、一〇〇ライヒスマルク及びそれ以上の額面の銀行券のみを發行することが出來た。その後、金準備強化の爲めに金回收政策を始め、一九〇六年の法律に依り、五〇ライヒスマルク及び二〇ライヒスマルクの銀行券を發行することになつた。

一八七五年の法律に依る紙幣の現金準備は、英國のピール銀行法の全額準備（Volldeckung）とは異り、部分的準備（Teildeckung）の原則を選んだのである。尚この外に、確實なる商業手形を基礎とする銀行準備（bankmässige Deckung）なるものを規定したが、これは銀行の發行する銀行券の三分の二以上の保證準備を必要とした。

第二　第一次世界大戰に於ける戰時金融動員

槪括的にいへば、一九一四年八月四日、第一次世界大戰が勃發した時に於ける獨逸の經濟的對戰準備は極めて不充分であつたのである。獨逸は、かくの如き無準備の狀態に於て、經濟的に金融的に全く孤立の狀態に於て四箇年間戰鬪を繼續せざるを得なかつた。

然し、貨幣、信用、國家財政の部面に於ては計畫的なものを有つてゐた。それは、戰爭需要充足の爲めには、一にも金、二にも金といふ建前にあつたからである。だが、これは現代戰にとつては唯一のものでないことが間もなく明にされた。この經驗に鑑み、今日のナチス戰時財政の意義はこれと全然異り、國民經濟力の平時經濟から戰時經濟への轉換の爲めに直接的な「物」の力、即ち物資經濟的措置を第一義とする樣に變つたことは後述の如くである。

一九一四年八月四日の臨時議會は財政經濟上の緊急措置に關する法律案を一氣に通過せしめ、これらはすべて即日施行されたが、即ち左の如きものがある。

（一）帝國紙幣及銀行券ニ關スル法律。

（二）貨幣法改正法律。

（三）銀行條例改正法律。

（四）帝國公債法補充法律。

（五）貸付金庫法。

これらの諸法律は所謂財政上の動員を完了し、一國信用組織の中樞國家資源の根柢を鞏固にして、戰爭の遂行及

び戰時國内經濟各方面の非常行動が要する巨額の資金を遺憾なく供給せんが爲めに發せられたものである。

獨逸の戰時中の金融政策に於て、先づ採られた措置は金準備保强策であつた。これにより、銀行券の增發に多大の餘地を與へ、多額の戰費を賄はんとしたのである。この金準備保强策の爲めに、金の引出及び流出防止策として第一に、兌換停止（帝國紙幣の兌換停止、銀行券の兌換停止）、第二に、補助券の交換停止、第三に、英國印紙を貼用せる公債證券の賣買禁止、第四に、外國手形の支拂延期、第五に外國への送金者嚴罰等の諸措置がとられた。

更に、金準備增加策としては、第一に、通貨の打歩發生防止及び私藏金貨の提出示達、第二に、公共機關及び民間有志の盡力、第三に、金貨拂文言の效力停止、第四に、金屬買入會社の設立等が行はれた。

通貨增加策をみるに、開戰前既に、通貨恐慌勃發し、市中銀行の預金取付續出し、又金融業者、商工業者にして融資をライヒスバンクに求むるものが少くなかつた。かくの如き狀態に於て通貨增加策としてとられた措置は左の如きものであつた。

第一に、補助銀貨の新鑄增發、第二に帝國紙幣の增發、第三に、ライヒスバンク銀行券の增發であつた。

更に、ライヒスバンクはその資金貸出について甚だ寬大な措置をとつたが、特に露軍の侵入によつて大被害を蒙つたプロイセン地方に對し著しきものがあつた。

新組織の貸付機關及び資金融通の方策としては、ライヒスバンクは、金融業者、商工業者に對し、寬大なる態度に出で、更に、出來得る限りの融通を圖る爲め、政府は特別なる貸付機關を新設し且つ既存の機關をして金融の新方法に出でしめた。

その第一は貸付金庫の設立及び管理である。獨逸に於ては既に一八四八年、一八六六年及び一八七〇年に於て貸

付金庫の制度を實施し、事變に應じて商工業者を救濟するところあつたが、第一次大戰に於てもこれらの前例に倣ひ、殊に、一八七〇年七月二十一日の法律に準じて、一九一四年八月四日の貸付金庫法を發布し、政府はライヒスバンクの本店、大支店及び支店に貸付金庫を開設し、證券及び商品を擔保として貸付を行はしめたのである。

その第二は、戰時貸付銀行である。戰時貸付銀行は商工業者に對し、信用貸付の方法に依り、特別の救濟を與ふることを目的とし、適當の條件の下に貸付及び割引を行ひ、ライヒスバンク、國立信用機關又は國家自身からの救濟を仲介する働を爲すものである。組織上、貸付金庫と異るところは、これが官立なるに對し、貸付銀行は株式會社組織である。本機關は各邦に設置されたが、その業務經營の方法及び規模に至つては各機關の間に差異があり、又、Kriegskreditbank, Kriegsdarlehnskasse, Kriegsrufskasse 等地方に依り異る名稱が附された。その中最大にして模範的であつたのは「株式會社大ベルリン戰時貸付銀行」であつた。

その他の戰時金融施策として、不動產抵當貸付、戰時資金需要の爲めに設立せられた會社に對する印紙稅の免除中流產業者に對する資金の逼迫、住居保護基金を以てする建物擔保貸付等、更に、支拂期日の延長に關する裁判上の承認、手形及び小切手の期間の延長、外國居住者の有する請求權の延期、外國手形に對する支拂猶豫、被召集者に對する法律上の保護等の諸措置が第一次大戰開戰と同時にとられたのである。

更に第一次世界大戰に於ける獨逸の戰費支出の急速なる膨脹に對處する爲めには、戰時公債の發行、增稅、發券銀行以外の機關による短期クレデイツトの擴張に依つたことは別章にみる如くである（第六章）。

第三 第一次大戰後今次大戰に至る貨幣法及び金融法

巨額の賠償金支拂問題、經濟不安定は、獨逸金融機關の機能破壞を齎らし、その後インフレーション、世界不況の襲來は、更に之を激化した。この間、レンテン銀行初め中央機關の整備、貨幣制度改革、各種信用救濟機關（保證會社、信用組合、金庫）の强化、資本逃避防止、短期外資据置、爲替管理等の措置が講ぜられ、國營乃至公共大銀行集中の促進短資依存の防止が行はれた。左に之に對する立法的措置を略述しよう。

一九一八年―二三年の獨逸に襲來したインフレーションにより、獨逸の貨幣制度は完全に崩壞し、貨幣價値の下落に因る慘害が凡ゆる方面に波及し、舊マルクはもはや貨幣機能を果すことが出來なくなつた。かくして、一九二三年秋以降、安定貨幣の爲めの貨幣體制の根本的改革が重大問題となつたのである。この努力の立法的表現が、即ち、一九二三年十月十五日、レンテン銀行令（Rentenbankverordnung）である。

本令に依り、レンテン銀行は新支拂手段即ちレンテンマルク（Rentenmark）を創出することとなつた。レンテン銀行は國立の機關でなく、農業、工業、中小工業及び銀行業をも含む商業の代表者の機關であつた。

レンテン銀行の基本的資本並に積立金は、三十二億レンテンマルクに上つた（現實には一ペーニッヒも拂込まれなかつた）が、これは一方農業により、他方、工業、中小工業、商業及び銀行業から等分に調達されたのである。この爲め、農林業に於て利用されてゐる土地並に工業、中小工業、商業及び銀行業は不動產抵當及び債務證券を以て、その國防分擔金評價價格（Wehrbeitragswert）の四〇パーセント迄負擔せしめられた。これは事實上、農工業に對する特別稅となつたのである。これらがレンテン銀行設立の資本金となつたのである。この價値不變のレンテンマルクの登場により、舊紙幣マルクの金に對する價値は更に崩落した。交換比率は、一兆紙幣マルク＝一金マルク＝一レンテンマルクとされた。これにより、安定、否少くともレンテンマルクで名稱の單一化が齎らされた。

このレンテンマルクに依る貨幣價値の安定は、その保證準備にもよるが、新通貨が決してインフレーション的危險を犯すことはないと民衆に納得せしめたことは心理的な奇蹟とも稱すべきものであつた。ここに所謂レンテンマルクの奇蹟の名が生じた所以があるのである。

次いで現はれたのが、一九二四年八月三十日附、硬貨法（Münzgesetz）である。本法の最も基本的な部分は、金本位の再導入である。即ち支拂手段としては先づ第一に金でなければならぬものとされた。然し、金貨の鑄造は行はれず、銀行券の發行が行はれたのである。本法の有つ意味は、第一次大戰中に於て金流通量の不足に惱んだ各國が兌換準備として金爲替を以てしたのに對し、本法に於ては、金準備は金と金爲替とを合せたものであり、金本位—金地金—金爲替準備制と貨幣制度の發展の方向を示唆した點にある。

本法に依る銀行券は、然し、その後、一九三九年六月十五日附ライヒスバンク法が制定されてからは、專らこのライヒスバンク銀行券（Reichsbanknoten）が唯一の無制限通用力を有つ法貨とされるに至つた。この銀行券はライヒスマルク（Reichsmark）と稱される。而して、一〇ライヒスマルク以下の小額銀行券を發行するときは政府の同意を要するものとされた。尙、これと相並んで補助貨があるが、これには、一九二四年の硬貨法が依然として適用されてゐる。即ち、銀貨の場合は、二〇ライヒスマルク迄、ペニッヒの硬貨では五ライヒスマルク迄、支拂手段として使用し得ることになつてゐる。

尙、ライヒスバンク法は現行保證準備制度も規定してゐる。

貨幣代用物（Geldersatzmitteln）規律に關する法令としては左の如きものがある。

一九三三年六月二十一日附手形法。

一九三三年八月十四日附小切手法。尙この兩法は後に若干の改正をみた。

次に、信用混亂を救濟し之にナチス的統制を加ふる爲めにとられた措置の立法的表現として、一九三四年十二月五日附信用法（Reichsgesetz über das Kreditwesen）がある。本法の適用範圍は、ライヒスバンク、正金割引銀行、郵便局及びその他若干の公的乃至特殊性質の金融機關を除き、銀行業務又は貯金業務を營むすべての信用機關に亘り、且つ政府は他の種類の業務を營む企業をも本法に所謂信用機關と指定する權限を有するが故に、その統制の範圍は極めて廣汎である。本法はその後、金融に對する國家の干涉を更に一段と本格化する爲め、開戰直後の、一九三九年九月二十五日に改正された。

第四　ライヒスバンク法

以上に於て、獨逸貨幣法及び金融法の沿革的概觀を試み、簡單にそれぞれの獨逸信用制度上、有つ意義を顧みて來たのであるが、この獨逸信用制度の核心を成すものは固よりライヒスバンクである。このライヒスバンクは、一九二四年八月三十日附ライヒスバンク法に依り、從來のライヒスバンクに對する改造が行はれたのである。

本法に依り、ライヒスバンクが改正された所以は、賠償金の獲得を確實にせんとする聯合國側の期待とインフレーションの再來を防止せんとする內國側の要望により、ドーズ案又旣述、獨逸硬化法との關聯したことにあるのである。この改造により、獨逸國はライヒスバンクに對する單なる監督權さへも剝奪され、外國の干涉が行はれることになつた。

この新銀行法の舊銀行法と異るところは、形式的には、舊法が私立發券銀行に關する規定をも包含してゐたが、

これを分離したこと、實質的には、(イ)獨逸國家の干渉を排斥し、政治的、財政的に獨立ならしめたこと、(ロ)新に一般参議會を設立し、會員の半數を外國人としたこと、(ハ)中央政府及び地方政府に對する貸付の嚴格なる制限(ニ)發券制度に機械主義的制度を採用したこと等が主たる點である。

元來、一八七五年の舊銀行法に依れば、ライヒスバンクの運用は獨逸國に歸屬してゐたものである。然るに、一九二二年の自主權法に依り、ライヒスバンクの自律(Autonom)が宣言せられ、越えて一九二四年の新銀行法に依り、獨逸高權の下より離脱せしめられたのである。

その後、一九三〇年三月十三日附銀行法改正ニ關スル法律が制定され、ヤング案の趣旨に則つて改正されたが、改正の要點は、(イ)外國勢力の驅逐、(ロ)獨立法の修正、(ハ)貨幣平價の維持、(ニ)資本金額の變更等であつた。次いで、一九三一年五月十一日、オーストリーに於けるクレディット・アンシュタルトの破綻の影響は獨逸にも波及し、獨逸の財政構造は全く破壊されるに至つたこの際ライヒスバンクは利子政策と信用政策をとつた。然しながら、短期外資の引揚は急激を極め、獨逸金融機構は破綻に瀕したので、政府はその後、國家信用保持の諸措置をとつたが、入超等の現象も起り、一九三四年に遂に、所謂シャハトの新計畫をみるに至つた。

ナチス政權樹立後、一九三三年十月二十七日附銀行法補則の制定に依り、ライヒスバンクは根本的に改革された。本規程に依り、一般参議會は廢止され、ライヒスバンクの活動の對外的自由は著しく增大した。

更に、一九三四年十二月五日附信用法が公布され、銀行監督制度が强化され、ここにナチスの銀行統制が開始された。本法に依り、銀行監督局、銀行檢査官が設置されたが、前者に重點を置き、その人的構成は長官はライヒスバンク總裁その下に同副總裁と財務省、經濟省の參事官各一名、總統の任命する者一名、食糧農業省、內務省の參

事官各一名の計七名より成る。

更に、一九三七年二月十日附法律に依り、獨逸國に對するライヒスバンクの獨立性は全く終末を告げ、ライヒスバンク重役會は直接總統に隷屬することとなつた。

一九三九年六月十五日附ライヒスバンク法はその冒頭に於て「獨逸ライヒスバンクハ總統直屬トス」の命題を掲げ、最高の金融機關とライヒの政治指導の結合が行はれたのである。本法に依り、ライヒスバンクの行員の地位は準官吏とせられ、ライヒ懲戒規程の規律に服すべきものとされた。

今次大戰勃發直後の一九三九年九月十五日制定の、一九三四年の信用法改正法は、金融統制の目的の爲めに、國家の對銀行干涉を强化したものであるが、その特色は、監督局の役員が經濟大臣、財務大臣、ライヒスバンク理事局に減員せられ、對外的には經濟大臣が全員を代表することに定められた點にある。これは銀行監督の權限を經濟大臣が掌握し、權力集中を圖つたところに意味がある。

ブリューニング、パーペン內閣は恐慌後の金融機構の整備に努力し、次いで、ナチス政權となり、ライヒスバンクの復興に不斷の努力が續けられつゝある。

第六章　財政及び租税法

第一節　ナチス以前の國家財政

――主として戰時財政を中心として――

一　總　說

統一國家建設期、第一次大戰準備期、戰爭直後、世界不況期を通じて、獨逸財政は、經濟上の變動に對應する甚だしい變動を經過した。然しこゝでは、戰爭と戰費の關聯に於て獨逸財政方面を檢討してみよう。蓋しナチス財政は軍事財政と見ることを得るものであるから。

二　各　期

ナチス以前の獨逸國家財政の概觀に入るに先立ち、先づ十九世紀及び第一次世界大戰に於ける戰費に對する概觀を與へよう。

十九世紀の戰費（Bogart に依る）

戰　爭		日　數	人的損害	直　接　費
ナポレオン	一七九〇―一八一五	九、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	三、〇七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
クリミヤ	一八五四	七三〇	七八五、〇〇〇	一七〇、〇〇〇、〇〇〇弗
アメリカ	一八六一―一八六五	一、三五〇	六五六、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
南				二、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
北				七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗
普・佛	一八七〇―一八七一	二一〇	二八〇、〇〇〇	二、五三五、〇〇〇、〇〇〇弗
フランス				六七五、〇〇〇、〇〇〇弗
獨逸				三、二一〇、〇〇〇、〇〇〇弗
南阿	一八九九―一九〇二	九九五	九、八〇〇	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇弗
日露	一九〇四―一九〇五	五四八	一六〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗

第一次世界大戰爭に於ける戰費支出　（註一）

（但し豫算に依る名義上のもの）

獨　逸　一九八、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク

オーストリヤ・ハンガリー	一一七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
トルコ、ブルガリヤ	三五〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
	三五〇、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
英帝國	二〇六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	ライヒスマルク
ロシヤ	八六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
フランス	一五七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
合衆國	一四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
イタリー	七一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
ベルギー	一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
ルーマニア	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
その他の聯合國	五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
	六八九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	ライヒスマルク

（註一） Woitinsky: "Die Welt in Zahlen" (Mosse) Berlin 1928, Bd, VII, s. 124.

（實際の費用）

獨逸	一五七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	ライヒスマルク	＝	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	金マルク（註一）
英帝國	一七三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	＝	一一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
フランス	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	＝	六四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
イタリー	三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	＝	二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃
合衆國	一四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	＝	八〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃

（註一）　一九一三年

第一次大戰參戰諸國の總費用（註一）

一、〇四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ライヒスマルク

（註一）　Woitinsky : Die Welt in Zahlen, Berlin 1928, Bd. VII, S. 124

第一次大戰參加主要國の一九一八年に於ける收入と戰爭支出（註一）

	戰前所得年平均弗單位	一九一八年の戰爭支出弗單位
合衆國	三八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
英國	一〇、七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、八九六、五〇五、九四〇
フランス	七、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、六七一、〇〇〇、〇〇〇
ロシヤ	六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
イタリー	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九四六、九二〇、〇〇〇
獨逸	一〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一二、一二五、〇〇〇、〇〇〇
オーストリーハンガリー	五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五六〇、〇〇〇、〇〇〇

（註一）　Botgarl, Ernest Ludlow : „Direct and inderect costs of the Great war", New York (Preliminary economic studies of the war) Nr. 24, S. 106

獨逸の戰爭支出（但しライヒスマルク單位）（註一）

		總額	月平均
一、戰爭年次	自一四、八・一至一五、七・三一	二〇、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六七五、〇〇〇、〇〇〇
二、戰爭年次	自一五、八・一至一六、七・三一	二四、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇八、〇〇〇、〇〇〇
三、戰爭年次	自一六、八・一至一七、七・三一	三四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、八六七、〇〇〇、〇〇〇
四、戰爭年次	自一七、八・一至一八、七・三一	四六、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、八一八、〇〇〇、〇〇〇
	自一九一八、八・一至一九一八、一二・三一	二一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、三五八、〇〇〇、〇〇〇
總計	（自一四、八・一至一八、一二、三一）	一四七、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇、〇〇〇

（註一）Lotz, Walter: „Die deutsche Staatsfinanzwirtschaft im Kriege" (Wirtschafts = und Sozialgeschichten des Weltkriges, Carnegie = Stiftung, Stuttgart 1924), S. 104.

戰時體制の進展につれて、單に戰費のみならず、これと並行して財政體制の形體上の進展が行はれる。個々の財政機關の普遍的意義の視角、例へば租税、公債、その他に於ては、個別的財政學の對象の檢討を爲さなければ戰時財政の核心を衝くことは出來ない。第一次大戰に依つて、獨逸の國家財政は、國の戰費は、上述の如く約一、六五〇億の巨額に達したが、これは主として、九〇〇億ライヒスマルクの戰時公債に依つて賄はれたものであり、その他は一時借入金と小額の租税收入に依つたものである。結局、戰時財政に對して有つ租税收入の意味は、戰時インフレに因る私的消費の、徵税に依る公的消費への轉換といふ點を除いては、餘り重視せられなかつた。

第一次大戰勃發直後に於ける戰費調達の概況を示せば左の如くである。

第一は「スパンダウ」軍事資金である。この軍事資金は一八七一年十一月十一日の法律に依り、佛國より受取つ

た償金中より一億二千ライヒスマルクを割き將來の戰時動員費として「スパンダウ要塞」の「ユリウス」塔に金貨幣を以て貯藏して置いたものであるが、開戰と同時にライヒスバンクに移入され、帝國軍資金の一部となつた。

第二はライヒスバンク積立の軍事資金である。一九一三年七月三日の財政改革法（Gesetz über Änderung im Finanzwesen）に依りて得たる資金である。

第三は大藏省證券に依る資金調達である。

第四は戰時關税手形（Zoll＝Kriegswechsel）に依る資金の調達である。

第五は軍事公債の發行である。この公債は二種に分れ、一は國庫債券であり他は帝國公債である。前者は證券市場に浮動しつつあつた大資本よりの募入を迎えんが爲めにとつた形式で、中期（償還期限五箇年）公債ともいふべきものであり、後者は一般公衆よりの應募を迎えんが爲めに永久公債の形式をとつた。

第六は各聯邦の軍事費據出である。これは直接戰費を支辨する爲めではなく、或は歳入の不足を補塡し、或は不時の損害に對する復舊費に充當し又は失業救濟の爲め又特に西部に於ては食糧品補給の爲め各聯邦が臨時事件費の支出を爲したのである。

第七は占領地に課徴せる貢献金である。

第八は租税收入の展開である。

獨逸に於ける戰時直接税の展開

	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八
所得税（國防分擔金）	〇・八	六三七・四	三〇七・八	一九・五	一二・〇	—
戰時利得税				四五・六	四八四二・七	二四九〇・〇
相續税	四六・三	四三・五	四八・八	六五・〇	六九・八	七七・八
	四七・一	六八〇・九	三五六・六	一三〇・一	四九二四・五	二四八六・八

この統計によつてみるも、所得税も戰時財政の範圍に於ては、財政的に極めて遠慮勝ちな役割を演じてゐるに過ぎない。この財政的基礎は直接税、關税、分擔貢献金（獨逸各聯邦帝國政費分擔額）（Matrikularbeiträge）であつた。

消費課税（Verbrauchsbesteuerung）についてみれば左の表となる。これは一八一八年乃至一九年に亘る國豫算の不足額補塡の爲めに企圖されたものである。

	豫想増徴額
ビール税及び關税の増徴	三三九・五百萬ライヒスマルク
ビール税施行	一〇三・五 〃
三鞭酒税増徴	二〇・五 〃
礦油税増徴	五一・〇 〃
コーヒー、茶（カカオ、チョコレートは除く）	七五・〇 〃
火酒專賣施行	六五二・九 〃

賣上税施行	一〇〇〇・〇　〃
郵便料金、電信、電話料金徴税の増徴	一二五・二　〃
國印紙税の建設	二一〇・七　〃
手形税の増徴	四・〇　〃
法人戰時税の増徴	二〇〇・〇　〃
總計	二七八二・三百萬ライヒスマルク

以上の如く、第一次世界大戰に於ける獨逸の經驗に徴するに、戰時財政政策の進展には著しきものがあるが、しかも、全戰費に對する比重は、既述した如く餘り大きくない。この樣な過去の戰時財政政策に鑑みるとき、ナチス政府當局、殊にシャハトの公債政策の出現にもその必然性があつたわけである。しかし、ナチス政府當局に於ては消費規正乃至健全財政の立前から、政權樹立當初の公債政策から租税政策に轉換したことは後に詳述する如くである。

次に、一八七一年より一九三二年に至る獨逸の國家財政の經過に一瞥を與へよう。

ビスマルク時代の獨逸帝國は聯邦國家であり、職分は國防乃至外交に限定され、司法、教育及び一般行政は大體各邦の管掌するところであつた。當時の獨逸帝國の財政狀態は不振なものであつた。一八七一年憲法第七十條の規定にも拘はらず、聯邦の財政收入は關税及び砂糖、火酒、ビール、三鞭酒、煙草に課する租税並に手形税等の消費税といわゆる分擔貢献金が聯邦の財源であつた。その後一八七九年、聯邦議會は、フランケンシュタイン條項を規

定し、聯邦政府は、關稅及び消費稅收入の年々の剩餘額一三〇百萬ライヒスマルクを各邦に分與しなければならなくなり、これが聯邦財政の破綻を將來した。かくて聯邦政府はプロイセンに於けるミケルの財政改革(Miquelsche Finanzreform)により所得稅を掌握したのである。一九〇六、一九〇九、一九一一、一九一三の各年に於ける帝國の財政改革の結果、聯邦政府は國防分擔金(Wehrsbeitrag)を得たが、しかも各邦財政の改善を期すべくもなかつた。

一八七六年に、一六、三二〇千ライヒスマルクに上つた公債發行額は、第一次大戰勃發の一九一四年には約五十億ライヒスマルクに達し、世界大戰の結果、獨逸國の財政は全然破壞されてしまつたのである。その後幾多の財政改革が行はれたが何れも成功せず、經費支辨の爲めのインフレーション方策が主張せらるるに至つたのである。

租稅の新制定は、一九二三年十月の幣制改革(レンテンマルクの創設)に依つて出來たものであり、一九二五年の財政改革は新情勢に適應したものであつた。その後一九三〇年の經濟恐慌が襲來し、國庫はいよいよ窮乏した。しかし、國民經濟の衰頽甚だしきとき增稅によるは策を得たものでない。從つてこの立法的措置に依らずに財政上のこの混亂に對處せんとしたのである。

租稅收入總額は、一九二九年度に於ける九、一七〇百萬ライヒスマルクから、一九三二年度、六、六四〇百萬ライヒスマルクに減少した。他方失業保險費は同期間中に十五億ライヒスマルクから二八億ライヒスマルクに增加してゐる。尙この間、パーペンの租稅證券計畫、租稅免除計畫等の努力がみられたが、しかもその效果は上らず、ナチス政權樹立前夜の獨逸國家財政は正に破産に瀕してゐたのである。

尙、この期間に於ける立法上の進展はナチス、財政政策、租稅政策に於て、必要なる限り觸れることとした。

（註一）本節は主として、Dr. Adolf Fleischer; Kriegsfinanzierung 1939 に據る。

第二節　ナチス治下に於ける財政政策及び租稅政策

一　財政政策

（一）一九三三年ナチス政權の樹立せらるるや、ナチス政府當局は、恐慌と失業の克服を目標に、財政政策に於ても活潑な活動を開始した。

ナチス政府當局は、失業勞働豫備軍が私的企業活動の復活に依つて吸收せらるべきことを信じたのではなく、寧ろ國家支出――失業救濟の爲め又再軍備計畫の爲めの――が漸增すると共に私的投資は終に中止せられざるを得ざるに至つたのである。これは經濟生活全般に亙る統制の强化を必至のものとした。

尙この點については、獨逸國民の金錢所得と投資の變化を考慮すれば明白となるであらう。

獨逸に於ける總投資額は一九三七年に於て百六十億ライヒスマルクを越え、一九二八年の水準に迄上り、一九三二年に於ける最低率から約百二十億ライヒスマルクの增加を示してゐる。

獨逸國民の金錢所得と投資（一九二八年―一九三七年）（一）

（單位十億ライヒスマルク）

	一九二八年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
一　國民所得	七五・四	四五・二	四六・六	五二・七	五七・九	六二・六	六八・五

二 投資

(一) 總額	一三・七	四・二	五・一	八・三	一一・二	一三・八	一五・五—一六・〇
(二) 全純	七・三	(一)一・六	(一)〇・七五	二・四	五・六	七・六	九—一〇
(三) 公全(含運輸)	四・六	一・七	二・二	四・一	六・五	七・六	八—九(?)
(四) 公全(除運輸)	二・六	一・一	一・四	二・九	—	—	—
(五) 公純(除運輸)	一・五	〇・四	〇・七	二・二	—	—	—
(六) 公純(含運輸)	二・三	〇・三	〇・六	二・二	—	—	—
(七) 私產業							
純	一・一	(一)〇・九	(一)〇・七	(一)〇・二	—	—	—
全	二・六	〇・四四	〇・五五	一・〇七	一・六六	二・一	—
(八) 棚卸資產	二・六	(一)一・九	〇・六	一・三	—	—	—
(九) 總額(含棚卸資產)	一六・一	二・三	五・七	九・六	—	—	—
(10) 全純(除棚卸資產)	九・六	(一)三・五	(一)〇・二	三・七	—	—	—
二ノ(二)ト一ノ百分比	九・三	—	—	四・六	九	一二・一	一三・九

	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	兩年を通じて
總投資額の增加	〇・九	三・二	二・九	二・六	二・〇	一一・六
國民所得の增加	一・四	六・一	五・二	四・七	五・九	二三・五

（註） Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1937, S. 533—540.
Reichskreditgesellschaft A. G. Berlin; Deutschlands wirtschaftliche Lage an der Jahreswend, 1937—38. S. 6.

國民所得は一九三二年の四百五十二億ライヒスマルクより、一九三七年の六百八十五億ライヒスマルクの增加となつたが、しかも一九二八年に比較すれば尙約七十億ライヒスマルクの減少となつてゐる（註一）。純投資額が國民所得に對してもつ割合は九・三パーセントより一三・九パーセントに增加し、棚卸資產を除く總投資額は百三十七億ライヒスマルクより大約百六十億ライヒスマルク、即ち國民所得の一八・二パーセントより二三パーセント以上に增加した。この變化は消費に對して强い壓力の加へられたことを示してゐる。

（註一）　獨逸統計局は、「一九二八年」のライヒスマルク價値に於て生計費指數を基礎として修正された金錢所得を「實質所得」として次の數字を擧げてゐる（單位十億ライヒスマルク）。

一九二八年	七五・四
一九三二年	五六・八
一九三三年	五九・九
一九三五年	七一・四
一九三六年	七六・三

この數字の算定には固より異論あることと思はれるが、兎も角、前揭表と共に、獨逸に於ける經濟回復の狀態を示すものとして意味がある。

ナチス政府當局は、政權獲得後一九三三年より大規模の公共土木事業を興して失業撲滅（それは同時に戰略的なものであつたが）、勞働供與を圖つたことは後述の如くであるが、これに關する立法的表現の重要なるものとして左の如きものが擧げられる。

失業緩和法（Gesetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit）（一九三三年六月一日附）。本法に依り、十億ライヒスマルクを支出することになつた。又租税信用證券（Steuergutschein）を發行して三億ライヒスマルクを同趣旨の下に支出することになつた。

第二次失業緩和法（一九三三年九月二十一日附）。本法に依り、五億ライヒスマルクの支出が爲され、又利子保證債券（Zinsvergütungsschein）の形式で三億六千萬ライヒスマルクの支出が爲された。

農村負債整理法（Gesetz zur Regelung der landwirtschaftlichen Schuldverhältnisse）（一九三三年六月一日附）。本法第六十條に依り、一九四〇年度乃至一九四二年度に於ける將來の負擔に於て農家の負擔輕減、農產物價格の安定策として、現金三億ライヒスマルクの用意を整へた。尙右の他、國家は、利子補給、危險負擔に關する割增金、債務整理費用の目的の爲めに、約十億ライヒスマルクの支出を爲してゐる。

この勞働振興の爲めの國家支出の增加額は主として公債の發行によつて賄はれた。卽ちライヒスバンクに於て再割引せられ得る約束手形の發行が行はれたのである。一九三三年より一九三五年に至る失業撲滅期間に於ける勞働振興費用總額五十一億ライヒスマルクの中、三九一億ライヒスマルクがこの勞働振興手形の發行によるものである。

この金融方法は一九三五年以後に於ても繼續せられ、再軍備計畫乃至四箇年計畫に於けるアウタルキー政策の爲めにも利用せられた。ライヒスバンクを含む獨逸全銀行保有手形總額は、一九三五年十月末に於ける百九億ライヒスマルクから一九三八年四月末には百五十一億ライヒスマルクと增加してゐる。この手形の大部分はライヒスバンク及び貯蓄銀行により吸收された。商業銀行のこの手形保有額の增加率は比較的小であつた。

ライヒスバンクの状態、通貨流通量（單位百萬ライヒスマルク）

	二月末現在 一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三八年
金及外國爲替	二、八一九	九二一	七三	七六
貸付、割引及證券	二、二七九	三、一四〇	五、四三八	六、一三五
割引	一、八七六	二、四三九	四、七七七	五、六三七
證券	九三	四〇一	五二四	三九六
銀行券	四、五五三	三、三五六	四、八一六	五、二七八
預金	五二六	四〇二	七八五	八九一
通貨總量（含補助貨）	六、一九五	五・四一八	六、七二七	七、二一九

獨逸銀行機關の手形保有高（註一）（單位百萬ライヒスマルク）

	四月末現在 一九二八年	一九三三年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
ライヒスバンク	二、四九七	三、一四九	四、四二四	五、一五三	五、八五三
獨逸金割引銀行	六	二七四	七五〇	六五六	一、〇〇四
外債換算金庫	—	—	二二三・三	三七三・三	五七七・三
州銀行	五〇八	六六三	九八六	一、〇九一	一、一九二

振替貯金	一八二	三四一	一、五六六	一、八七三	二、一三四
貯蓄銀行	二八七	一〇四	一四〇	二二一	二四七
五大銀行	二、五〇九	一、六九九	二、三七四	三、一五六	三、〇三七
その他二十商業銀行	四九五	六三八	一、一四〇	一、二一九	一、〇八五
合計	六、四八一	六、八六八	一一、六〇三	一三、七四二	一五、一二九

（註一）一九二八年十月に於ける流通手形總額は百二十九億ライヒスマルクに上つた。その當時銀行信用機關保有高は六十八億ライヒスマルクであつた。しかるに、一九三二年に於ては流通總額百六億ライヒスマルクにして、その中銀行保有高は六十六億ライヒスマルク、一九三三年十月に於ては百七億ライヒスマルクと七十五億ライヒスマルクとの關係になり、一九三四年十月には百三十一億ライヒスマルクと九十五億ライヒスマルクとなり、一九三五年十月には百四十七億ライヒスマルクと百十二億ライヒスマルクとなり、一九三六年四月には百五十二億ライヒスマルクと百二十二億ライヒスマルクとなつてゐる。しかし、銀行機關以外に保有されてゐる手形額は一九二八年に於ける六十一億ライヒスマルクから一九三二年には四十億ライヒスマルクとなり、一九三五年には三十五億ライヒスマルクと減少してゐる一九三六年初期に於ては三十億ライヒスマルク以下と報じられてゐる。

一九三四年の經驗に依れば、ナチス政府は國家支出の膨脹力を過少評價した。從つて、當初、例へば勞働奉仕制度の創設、國營自動車道路の築造を財政的に確保する爲めに採られた政策は後に至つて、消費と私的投資を抑壓する爲めの統制策に修正されたのである。

投資の膨脹から生じた消費的需要の增加は一部は課稅により、一部は直接的消費制限策により制限せられたのである。又所謂健全財政の立前からも、公債政策に代るに租稅政策の財政政策的觀點が重視せらるゝに至つたのである。

る。(後節租税政策參照)

(二)　又地方財政改革について附言すれば、恐慌の結果、市町村の財政も亦大なる影響を蒙つたことは勿論である。一九三二年—三三年度末現在に於て、市町村並に市町村組合の財政は、總額十二億ライヒスマルクといふ歲入缺陷を示してゐた。支拂遲滯額は約七五〇萬ライヒスマルク、長期及び短期の內國債は約二十七億ライヒスマルクに達してゐた。殆ど四十億ライヒスマルクに垂んとする市町村の重壓に對し、政府の勞働振興政策のみによつては未だ十分なるものではなかつた。

市町村債借替ニ關スル法律(Gemeindeumschldungsgesetz)(一九三三年九月二十一日及び一九三五年三月二十九日附)は右の內國短期債を借替債に乘換えを規定したものであり、國の所得稅、法人所得稅及び賣上稅收入に對する地方分與額や市町村の獨立稅收入により市町村財政は大いに改善せらるることとなつた。一九三六年十二月一日の物稅改革(Realsteuerreform)の貢獻も亦大なるものがあつた。

二　租税政策

(一)　旣に屢々記述した如く、ナチス政府は政權樹立當初の失業救濟政策の爲めに財政政策、經濟政策的諸措置をとつたのであるが租税政策も亦その例外を成すものでなく、この財政政策、經濟政策の一環として、租税立法に依つて勞働振興策の徹底を期したのである。この目標の下に制定された租税立法としては左の如きものがある。

自動車稅法ノ改正ニ關ス法律(一九三三年四月十日附)。本法に依り、一九三三年三月十一日以後はじめて運轉する乘用自動車は自動車稅の免除を受くることとなつた。

失業撲滅法（一九三三年六月一日附）。本法は資財の補充に對する免除の供與、家政婦に對する減税、妻帶援助税（獨身税）の新設を規定した。

建築物及建築物ノ部分的修繕並補完工事ニ對スル所得税及法人所得税ノ輕減ニ關スル法律（一九三三年七月十五日附）。

舊家屋所有ニ對スル地租引下ニ關スル法律（一九三三年九月二十一日附）。

建築物ノ修繕並補完工事ニ對スル租税輕減ニ關スル命令（一九三四年四月二十日附）。

農業ニ對スル賣上税並地租ノ引下ニ關スル法律（一九三三年九月二十一日）。

これらの一聯の租税立法に依り經濟的負擔の免除の總額は約十五億ライヒスマルクに達した。

（二）ナチス租税政策に於て最も重要なるものの一は一九三四年十月の租税改革である。この租税改革はナチスの根本的世界觀、社會觀にその基礎を有つものである。財務次官ラインハルトは、ナチス新租税制度の根本思想並に租税法解釋の原則について次の如く述べてゐる（獨逸租税新聞、一九三五年五七〇頁以下）。

第一に、租税なくして國家はない。しかも國家なくして個人の存在、發展の可能性はない。—この原則に依り、國家にしてその財政需要を充足する爲めの營利的收入なき限り、租税課徴は必然的のものとなる。

第二に、租税は社會的正義に適合することを要する。

第三に、租税は人口政策に順應しなければならない。

第四に、租税は人格的價値の向上を目的とする思想に適應したものでなければならない。

第五に、租稅は社會的經濟的、財政的健全に適應したものでなければならない。かくの如きナチス的租稅原則に基き、この租稅改革に於ける實績として、その立法的表現を概觀すれば左の如くである。

租稅適用法（Steueranpassungsgesetz）（一九三四年十月十六日附）。本法はナチス獨逸に於ける租稅體系の基本法である。ここに租稅法の解釋原則が明文化されたのである。

元來、獨逸國租稅全體に對する基本法は、既に一九一九年に成立をみたのであるが、一九三一年五月二十二日附獨逸國稅徵收法（Reichsabgabenordnung）によつて改正され、更に、租稅適用法に依り、ナチス的根本的改變を受けたのである。本法第一條に於て、租稅がナチス的世界觀に從つて解釋さるべきこと、從つてナチス的民族觀に基き租稅法の目的及び經濟的意義並にその發達事情を考察すべきことが要請せられてゐる。本法は一九三四年の租稅改革の核心を成すものであり、これによりナチス政權樹立當初の、一般的な租稅の輕減に關する經濟政策的な考慮に對する修正が爲されたのである。

尙右の基本法と相並んで左の如き重要法律の制定が行はれた。

所得稅法（一九三四年十月十六日附、一九三四年十月二十四日附公布）本法は一九三八年二月一日附所得稅改正法に依つて改正される迄存續した。同年改正の要點を要約すれば、一九三七年九月三十日以後發注する耐用年限の短き經濟財に對して評價の自由を中止するにあつた。

本法はナチス的所得稅に關する基本法である。尙本法に依り所得稅（個人）は累進率の形をとることもあり、或

は人口政策的原則に依る租税の輕減といふ形をとることになつた。次に本法制定に至る迄の獨逸に於ける所得税法發展の立法史的小觀を試みよう。

獨逸の所得税發達に貢献したものは邦（Land）であつたが、一八二〇年に階級税（Klassensteuer）が採用され、次いで、一八五一年に階級所得税及び分類所得税が行はれ、その後、ミケル（Miguel）の租税改革により、一八九一年七月二十四日附プロイセン所得税法が制定された。本法は源泉説にその思想的根據を置くのであるが、これは獨逸各邦に於ける所得税法の基準となつた。その後、一九〇六年及び一九一六年に改正が爲されてゐる。

第一次大戰終了後、聯邦政府の改革により、所得税及び財產税に對する課税權を國が掌握することとなつたのである。その後、一九三〇年の經濟恐慌に因り、幾多の改正が爲され、獨身者所得に對する增課、八、〇〇〇ライヒスマルク以上の所得に對する增徵及び危機税の如き附隨的な租税が設けられたが、これらはナチス政權樹立以後のナチス的所得税法制定の動機となつたのである。

法人所得税法（一九三四年十月十六日附、尙一九三六年八月二十七日附改正）。

法人所得税（Körperschaftssteuer）は、所得税（個人）と同様、本法に依り、無制限的及び制限的納税義務が認められたが、所得税（個人）の場合と異り比例税率によるところにその特色がある。

獨逸に於ける法人所得税は沿革的には邦税の時代に遡ることが出來る。プロイセンに於ては一八九一年七月二十四日附法人、株式會社、株式合資會社、鑛山組合、既登記のその他の組合に所得税の課税が爲され、一九〇六年には有限會社に擴張された。

第一次大戰後、一九二〇年の法人所得税により、法人に對する課税と自然人に對する課税の分離をみたが、一九

二五年及び一九三四年の稅制改革に於てもこの方針は維持されたのである。

財産稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法は專ら人口政策的方針に準據して制定されたが、初めて適用をみたのは一九三六年四月一日より課せらるべき財産稅に對してであつた。

獨逸の財産稅法發達の歷史をみるに、一九一三年七月三日附軍備負擔金（Wehrbeitrag）法の制定される迄は、所謂名目的財産稅（財産所得に重課を爲し所得稅の補完を爲さんとする稅）があつたにすぎなかつた。本法に依る軍備負擔金は實質的な一時的の財産稅であつた。一九一六年の戰時法に於て、各聯邦に對し戰時稅が課せられた。次いで一九一七年の戰時增徵稅＝關スル法律、一九一九年九月十日附財産增價＝對スル戰時稅＝關スル法律、一九一九年十二月三十一日附國家緊急犧牲（Reichsnotopfer）＝關スル法律は高率の實質的財産稅（財産の高に從ひ、その實體を給付せしめんとするもの）を制定したが、これは貨幣價値を甚しく下落せしめたので廢止され、一九二二年四月八日附財産稅法に依り、名目的聯邦財産稅法を制定することになつた。

一九二五年の國稅改革に當り、一九二五年八月十日附財産稅法が制定せられ、同年より一九三〇年十二月一日附緊急令（Notverordnung）により多くの改正を受くる迄財産稅の査定は前者に依つて行はれた。緊急令に次いで專らナチス的世界觀に準據した立法的表現が一九三四年の財産稅法である。

以上は所謂所有稅（Besitzsteuern）と稱さるべきものであるが、次に流通稅（Verkehrssteuer）について敍述しよう。

賣上稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法の特色は、國內の卸賣商業に關して新なる規定を置いたこと、多數段階の企業に對する追加課稅を賦課することとしたこと、輸出入商業に對し新規定を設けたことの三點にある。同法は一九三五年一月一日附施行をみた。一九三四年七月十七日附公布の同法施行規定はその後幾多の改正を經たが重要なる規定である。

賣上稅（Umsatzsteuer）の沿革は古代ギリシャやローマに迄遡ることが出來る。中世には屢々獨逸の都市にもみられた。フランス、イギリス、プロイセン、バイエルン邦に於て行はれてゐた受取反書稅（Quittungssteuer）は賣上稅の前驅を成すものであるが、獨逸では一般的には行はれなかつた。その後、一九一六年に至り商品賣上印紙稅（Warenumsatztempel）の名目を以て帝國印紙稅法（Reichsstempelsteuergesetz）のうちに賣上稅が規定された。

現行賣上稅法の基礎となつた法律は一九一八年七月二十六日附賣上稅法である。第一次大戰後、一九一九年十二月二十四日附賣上稅法の制定をみたが本法は稅率を一・五パーセントとし、一般賣上稅の外に奢侈稅、廣告稅、宿泊稅の如き特別賣上稅を設定した。但しこれらは後に社會上の考慮から廢止された。稅率は、一九二四年には最高二・五パーセント、一九二六年には〇・七五パーセントに引下げ、一九三二年には二パーセントと改正されたが、最後の稅率は存續され一九三四年のナチス的稅制改革に至つたのである。

資本取引稅法（一九三四年十月十六日附）。

本法は、物的會社の形で集められる總括的資本に課稅せられる會社稅（Gesellschaftssteuer）及び外國會社の

資本投下及び内國及び外國債權の取得に課税せられる有價證券税（Wertpapiersteuer）及び資本總括によつて形成されてゐる價格の取引卽ち社員權及び内國及び外國債權の取引に課税せられる取引所取引税（Börsenumsatzsteuer）の三種の租税を規定してゐる。本法の内容的基礎法は一九二二年四月八日附資本取引税法である。

國評價法（一九三四年十月十六日附）。

國評價法（Reichsbewertungsgesetz）の淵源は一九二五年の税制改革に依つて初めて立法された。その後、一九三〇年十二月一日附緊急令、更に一九三一年五月二十一日附國評價法等が制定されたが、一九三四年の國評價法はこれらに對して事實上多くの改正を爲した。本法に依る最初の財産評價は一九三五年一月一日に行はれた。

本法は既述の租税適用法と共にナチス租税體系に於ける基本法とも稱さるべきものであり、本法に依り定められた課税物件の價格は、一九三六年四月一日より施行の財産税、その他國營業税及び國地税（Reichsgewerbesteuer u. Reichsgrundsteuer）に對する基礎を成し、一九三五年一月一日の單位價格は、相續税及び不動産取得税に於て、一九三四年十二月三十一日以後成立したものに對する標準となつたのである。

相續税法（一九三四年十月十六日附）。

獨逸に於ける相續税（Erbschaftssteuer）の立法的變遷をみるに、一九〇六年七月三日附帝國相續税法の制定をみる迄は、統一的相續税は行はれず、各邦に於てそれぞれ相違したものが行はれてゐた。その後一九一九年九月十

日附相續稅法の實施があり、一九二五年の聯邦財政改革に當り、一九二五年八月十日附法律に依り相續稅は更に改正された。ナチス政權となり、ここに一九三四年の立法をみることになつたのである。本法に依り、租稅債務が一九三四年十二月三十一日以後發生すべき相續及び贈與の場合に適用される。

租稅滯納法（一九三四年十二月二十四日附）。

本法の特色とするところは所得稅關係に於て家族の事情が從來よりも一層考慮されナチス的原則の導入せられた點にある。

（三）一九三四年のナチス的原則に依る稅制改革により租稅體紫の整備を一應了へたナチス政府當局は、政權樹立當初の公債政策による勞働振興策の爲めの國家支出の增大は豫想を超え、且つこれら投資の膨脹から生じた消費的需要亦大なるものがあつたので、この消費規正の立前から、又健全財政の立前からも政府は可及的に租稅政策をとることになつたのである。

國民所得に對する課稅の割合は一九二九年以來五割以上を增加し、一七・五パーモントから二六・三パーセントとなつてゐる。一九二八年に於ける國民所得は七百五十四億ライヒスマルクであつた。而してライヒスマルク失業保險の保險料收入は八億ライヒスマルクであつた。一九三七年に於てはこれらの數字はそれぞれ六百八十五億ライヒスマルク、百八十億ライヒスマルク、十六億ライヒスマルクとなつてゐる。一九三八年に於ける國民所得に對する租稅負擔額の割合は二九・五パーセントといはれてゐる（Reichskreditgesellschaft, 1938, S.74）。獨逸に於け

る税收入の増加はその大部分收入の増加傾向と租税逋脱に對する峻嚴なる政策によるのである。その税率は、その大部分が不況期に制定された頗る高率の水準のままであるが、しかし法人所得税に對する税率は後述一九三六年の法律により五〇パーセント増加せられた。

租税及び關税收入（單位百萬ライヒスマルク）

	租税及び關税收入						
	一九二八—二九年	一九三二—三三年	一九三三—三四年	一九三四—三五年	一九三五—三六年	一九三六—三七年	一九三七—三八年
一　財産税							
所得税	一、五二四	五四三	五二〇	七七五	一、〇七五	一、五八四	二、二一九
法人所得税	六〇八	一〇六	二一〇	三二〇	五九三	一、〇四七	一、五五三
財産税	四五一	三三〇	三〇七	三〇三	三〇三	三六〇	三六六
合計	二、五八三	九七九	一、〇三七	一、三九八	一、九七一	二、九九一	四、一三八
二　勞働税							
賃銀税	一、四一五	七四九	七三〇	八九九	一、三六二	一、五四四	一、七六〇
賣上税	一、〇〇〇	一、三五四	一、五一六	一、八七三	二、〇二〇	二、三八九	二、七五四
内地消費税	一、七七二	一、五一八	一、七一九	二、一〇四	二、二二九	二、三二〇	二、五四七
關税	一、一〇五	一、一〇六	一、〇六五	一、一四九	一、二四九	一、三三三	一、五九五
合計	五、二九二	四、六二七	五、〇三〇	六、〇二五	六、八六〇	七、五八六	八、六五六
三　その他（未列擧のもの）	一、一五〇	一、〇四一	七七九	八〇〇	八二三	九一五	一、一七〇
租税及び關税よりの全收入	九、〇二五	六、六四七	六、八四六	八、二二三	九、六五四	一一、四九二	一三、九六四

右表に依つて知られる如く、自發的貯蓄又は消費の増加となるべきものを課税により制限したのである。從つて所得の大なる部分に對する課税は實質的に引上げられ、又法人に對する課税は一九二八年乃至一九二九年には六億八百萬ライヒスマルクであつたが、一九三二年乃至一九三三年には一億六百萬ライヒスマルクに減少し、一九三六年乃至一九三七年には十五億五千三百萬ライヒスマルクに増加し、所得税も同樣に十五億二千三百萬ライヒスマルクから五億四千三百萬ライヒスマルクとなり、二十二億一千九百萬ライヒスマルクとなつた。

倘、他方に於て、インフレーションの結果による國家支出の増加を防止する爲めに、課税の外に私人の貨幣に對する需要増加を阻止する樣な直接的措置のとられたことも勿論である。

さて、以上の如き租税政策の立法的表現として重要なるものを擧げれば左の如きものがある。

法人所得税法改正法律（一九三六年八月二十七日附）。

本法は、既述の如く、一九三四年十月の税制改革に際して制定された法人所得税法の改正法律である。法人所得税は殊に物的會社に對して增徵されたが、他方個人所得殊に勤勞階級の所得は保護されることになつたのである。改正の要點は法人所得税率の五〇パーセントの增徵である。即ち、一九三五年迄は法人所得税の税率は、一般には所得の二〇パーセント。公法上の金融機關、不動產銀行、兼營不動產銀行、船舶抵當銀行に對しては所得の一〇パーセントであつた。本改正法に依り、右税率は前者三〇パーセント、後者一五パーセントに增率された。但し一九三六年に限り、前者二五パーセント、後者一二・五パーセントと定められた。

同趣旨に出づるものとして、一九三六年十一月二十四日附、ガソリン、揮發油關税の引上げ、礦油に對する調整

税の引上げ、自動車による貨物及び工作物の遠距離運送に對する運送税の擴張に關する命令がある。

所得税法ノ改正ニ關スル法律（一九三八年二月一日附）本法は一九三四年の所得税法を改正し、一九三八年二月六日附を以て公布されたのであるが本法も同樣の理由に出づるものであり、その他所謂プラフォント法（Plafond-gesetz）（一九三六年二月二十六日附及三月三十日附）がある。この二法律に依り、邦及び市町村に對する所得税、法人所得税及び賣上税收入の分與は制限され、財政調整の規定に從ひ、所得税並に法人所得税より七五パーセント賣上税より三〇パーセントを分與することとなつた。

（四）然し國民の負擔をこの上重からしめることは、不可能の狀態となり、負擔を將來に延ばす必要を生じ、こゝに「新財政計畫」が生れた。

新財政計畫は「ライヒノ國策遂行資金調達ニ關スル法律」（一九三九年三月二十日）を以て規定された。本法第一部租税證券に關する部分により、一九三八年四月以來交付された短期國庫證券は、租税證券を以て代へることとなり、第二部たる超過所得税に關する部分により、租税證券による國税納付から生じてくる國庫收入不足部分を超過所得税の課税によつて補ふことを定めた。

（五）その他個々の租税法規について簡單なる解説を試みよう。

（一）關　税　法

獨逸に於ける關税法は、既に一八一七年に六十種以上の關税並に消費税をプロイセンでは有つてゐた。その後、一八一八年の初頭全國を一の統一的關税區域となし、國内關税を廢止して、國境に税關(Zollstellen)を設けた。獨

逸の統一的關税法の成立は、一八六九年七月一日の同盟關税法の實施に始まるのであるが、これは獨逸帝國の建設と同時にその憲法により帝國の法律となつたのである。一九〇二年十二月二十五日附關税定率法（Zolltarifgesetz）と共に今日の獨逸の關税法の基礎を成してゐる。獨逸國租税法、租税適用法等も亦關税法の基準法である。關税及び次に述べる消費税の管理は、一九一八年迄は、國の統制下にある各邦の管理するところであつたが、今日では國の官廳によつて管轄されてゐる。

（二）消費税法

消費税は沿革的には、十九世紀中葉ナポレオン戰爭及び自由戰爭により、獨逸の各邦が經濟的、政治的に根本的變革を經驗した時代に遡ることが出來る。

一八三三年に於ける獨逸關税同盟は更に消費税法發達の要因となつたが未だ各邦間の自由交通は行はれず、これを補完するものとして一八六七年關税同盟は、鹽、煙草、甜菜糖課税に關する立法を行つた。一八七一年憲法に依り、鹽、煙草、火酒、ビール及び甜菜糖に關する課税立法が國家に移譲されたが、尙バイエルン、バーデン及びウユルテンベルクはビール及び火酒の火税に當り、優先權を認められた。この優先權は、一八八七年火酒課税に關聯して、また一九一九年ビール課税に關聯して初めて廢止された。

第一次大戰の終り迄、獨逸國の收入は主として消費税に依存してゐた。戰後の財政需要の膨脹は消費課税の進展に拍車をかけられ、原料税から完成品課税への轉換が行はれた。又獨逸國租税法の制定と共にいよいよ進展した。次に、個々の消費税の基本法の立法的發展概觀を示さう。

要である。

（イ）煙草稅法　一九一九年九月十二日附法律は種々の消費稅を規定してゐるが、その中この煙草稅法が最も重要である。

（ロ）ビール稅法　一九三一年三月二十八日附法律が基本法であり、ビール及びビール代用飲用物に對してビール稅が課せられる。尙本法に對しては一九三八年十二月二十三日附改正が行はれた。

（ハ）火酒專賣法　火酒專賣(Branntweinmonopol)に關する法律は一九二二年四月八日附制定された。この火酒專賣は元來卸賣專賣である。尙特別の場合に限り、火酒附加稅が課稅されたが本附加稅は一九三八年十月一日附を以て失效となつた。

（ニ）砂糖稅法　一九三三年七月九日附砂糖稅ニ關スル法律は甜菜糖、澱粉糖及びこれらの砂糖の化學的合成糖に對する課稅を規定した。

（ホ）甘味材料稅（Süssstoffsteuer）ニ關スル法律（一九二六年七月十四日附）。

（ヘ）鹽稅（Salzsteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）。

（ト）屠殺稅（Schlachtsteuer）ニ關スル法律（一九三四年五月二十四日附）。尙屠殺稅は一九三七年九月二十六日附施行令に依り、一九三八年一月一日より、從來の不統一は完全に拂拭し去られた。

（チ）脂肪稅（Fettsteuer）ニ關スル法律（一九三三年四月十三日附）。脂肪の輸入を抑へ、國內脂肪の生產を保護せんとする目的を以て本稅を課した。

（リ）點燈器稅（Leuchtmittelsteuer）ニ關スル法律（一九二二年七月九日附）

（ヌ）點火用品稅（Zündwarensteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）。尙一九三〇年一月二十九日附

點火用品專賣ニ關スル法律に依る專賣は卸賣である。

（ル） 礦油税（Mineralölsteuer）ニ關スル法律（一九三〇年四月十五日附）

（オ） 骨牌税（Spielkartensteuer）ニ關スル法律（一九二三年七月九日附）

（ワ） 對外貿易統計ニ關スル法律（三月二十七日附）本法に依り統計税（Statistische Abgabe）が課せられるが、これも亦獨逸に於ては消費税とされる。

（三） そ の 他

以上の他重要と思はれるナチス租税立法を蒐錄すれば左の如きものが擧げられる。

（イ） 手形税（Wechselsteuer）ニ關スル法律（一九三五年九月二日附）。

（ロ） 證書税（Stempelsteuer）ニ關スル法律（一九三六年五月五日附）。

（ハ） 地租法（一九三六年十二月一日附）。

（ニ） 營業税法（一九三六年十二月一日附）。

（ホ） 資金調達課金徴收繼續法（一九三七年六月十七日附及一九三七年七月三日附）。

（ヘ） 兵役税法（一九三七年七月二十日附）。

兵役税（Wehrsteuer）は二箇年の現役に服せざる獨逸國民に對し、兵役に服せざることによつて生じたる經濟的利益を調整せんとするものである。

（ト）市町村民税法（一九三七年十一月二十日附）。

（六）地方税制最後に市町村税制について一言するに、市町村の健全財政樹立の見地からは、國税の分與制度（Reichssteuerüberweisungen）は十分なものでなかつた。

從來、市町村は統一的な租税體系を有してゐなかつたが、一九三六年十二月一日附物税（Realsteuer）の改革により、地租及び營業税に關する法律がそれぞれ制定せられ、營業税は一九三七年四月一日、より地租は一九三八年四月一日より實施せられ、ここに市町村財政の統一的基礎が成つた。即ち地租及び營業税がこの改革により當然市町村に移讓され、市町村の財源は將來、地租と營業税と市町村民税の三大租税に依存することとなつた。

一九三七年十二月十日附邦ト市町村（市町村組合）トノ間ニ於ケル財政並負擔調整ニ關スル原則も亦右と同趣旨に出づるものである。

第七章　爲替管理法

（一）ナチス前期

獨逸に於ける爲替管理法の解說に先立ち、ナチス以前の獨逸の對外貿易の樣態をみよう。

（一）第一次大戰前に於ける獨逸貿易の膨脹

一八八〇年に於ける獨逸の對外貿易は輸出國として、英、佛、米に次ぐ第四位にあつた。然し、その後忽ちにして合衆國に次ぐ第二位を獲得し、第一次大戰に至る迄この地位を保持したのであつた。

獨逸の對外貿易（再輸出を含まず。單位ライヒスマルク）

年次	輸出	輸入
一八七二年	二、四九二、〇〇〇、〇〇〇	三、四六五、〇〇〇、〇〇〇
一八八〇年	二、九七七、〇〇〇、〇〇〇	二、八四四、〇〇〇、〇〇〇
一八九〇年	三、四一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、二七三、〇〇〇、〇〇〇
一九〇〇年	四、七五三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇四三、〇〇〇、〇〇〇
一九一〇年	七、四七五、〇〇〇、〇〇〇	八、九三四、〇〇〇、〇〇〇

一九一三年	一〇、〇九七、〇〇〇、〇〇〇	一〇、七七〇、〇〇〇、〇〇〇

本表にみる如く、一八七二年から一九〇〇年に至る二十八年間に獨逸の輸出は倍加し、更に、その後の十三年間に二倍以上となつてゐる。

尙、全輸出に對する工業製品の比率は、一八七三年の三八パーセントから、一九一三年の六三パーセントへと上昇し、世界の工業國たるの實を對外貿易にも反映したのである。然し、獨逸のこの工業的富も、輸出能力も、全く原料並に食糧の輸入に依存してゐたが、これらは完成品の輸出を遙かに凌駕してゐる。

獨逸の對外貿易

年次	輸出	輸入	
	半成品及び完成品	食糧	原料
一八九〇年	二、一四八、〇〇〇、〇〇〇	一、三九七、〇〇〇、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年	七、五三六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇四九、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇三、〇〇〇、〇〇〇

獨逸の貿易政策は、關稅同盟の成立後に至り、保護貿易主義的傾向が濃化して來たが、一八七三年獨逸實業界に深刻且つ執拗な不況が襲來し、從來の自由貿易政策は根本的變革を蒙つたのである。一八七九年—八〇年に制定された新關稅法は農業稅、鐵稅その他數種の工業稅を再び採用し、又纖維その他に對する工業稅の引上も行はれたのである。その後、一八八七年には小麥及びライ麥稅の引上、一九〇二年には更に關稅が引上げられた。然し、この

獨逸の保護貿易政策を通じ、事實上も思想上も自給自足の目的を以てとられた措置ではなかつた。又關稅率は當時より第一次大戰迄、合衆國、フランス、オーストリー、ロシアに於ける同時代の關稅に比較すればそれ程高いものではなかつた。

(二) 第一次大戰後ナチスに至る迄の貿易狀態

戰後の獨逸外國貿易の混亂は特に甚だしいものがあつた。一九一九年五月講和條件が世界に公表されてから對ドル換算率は、所謂インフレーション時代を通じ甚しき動搖を經驗した。

對ドル換算率（月額平均）

一九一四年七月	四・二
一九一九年一月	八・九（スキスの換算率による）
一九一九年七月	一四・〇
一九二〇年一月	六四・八
一九二〇年七月	三九・五
一九二一年一月	六四・九
一九二一年七月	七六・七
一九二二年一月	一九一・八
一九二二年七月	四九三・二
一九二三年一月	一七、九七二・〇

一九二三年七月	三五三、四一二・〇
一九二三年八月	四、六二〇、四五五・〇
一九二三年九月	九八、八六〇、〇〇〇・〇
一九二三年十月	二五、二六〇、二〇八、〇〇〇・〇
一九二三年十一月十五日	四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇

本表は、ベルリン株式市場の一定期間毎の對ドル換算率である。本表は加速度的な崩壞が一九二一年七月のロンドン最後通牒に始まつたことを明示してゐる。

（二）ナチス直前及びナチスの爲替政策

第一次大戰前に於ける各國の本位貨は相互に一定の比例關係に於ける金の基礎の上に立ち、その比例關係の變動には左したるものがなく、爲替相場の自動調節が行はれてゐた。然るに、戰後獨逸に於ては前段にみた如く、對ドル換算率の甚しき變動をみるに至つた。

ローザンヌ會議による獨逸賠償債務の大半の帳消しにも拘らず、巨額の對外債務に對する元利支拂は大なる重荷となつてゐたのである。而も世界恐慌による關稅障壁、輸入割當その他の方策による交易の困難化、他國通貨の樣々なる平價切下、廣範圍にわたる急激な短期クレディットの引上等により、獨逸政府は一九三一年には從來の通貨政策や、その所有外國爲替及び金準備の殆ど全部を使用しても、その國際收支を決濟することが不可能となつたのである。

かかる窮迫した狀態は一九三一年七月十三日附大統領令に依つて銀行に對する一般的支拂停止を命じなければならなかつたことにより最もよく知られる。この歴史的な瞬間から、爲替管理（Devisenbewirtschaftung）といふ名稱が初めて生れたのである。かかる爲替管理の最初の立法的表現は、一九三一年七月十八日附、資本逃避及之ニ因ル脱税防止ニ關スル命令に於ける爲替所有者の申告義務に始まるのである。次いで、一九三一年八月一日附爲替管理ニ關スル大統領令が出たが、本令に依り、外國に對する債務履行、特に、內國通貨を以てする外國爲替の取得には官廳の許可を要することとなつた。右の二つの命令に於て目標としたことは、爲替が無統制に獨逸經濟から逃避することを防止し、既存の爲替を適當に管理するにあつたのである。その後、爲替管理の進展と共に、爲替法（Devisenrecht）が成長し、一九三六年十月二十三日附第一次四箇年計畫第一次布告に於ける事務分掌規定に於て外國爲替局が設置されたのである。

これより先、一九三一年には對外短期債務、三三年には中期及び長期債のモラトリウムを宣したにも拘らず、三四年には前年迄の出超が一轉して二億八千四百餘萬ライヒスマルクの入超となり、從つて、ライヒスバンクの金保有高も急激に減少したのである。そこでナチス政府當局は本格的爲替管理に乘出すことになつたわけであるが、ここに所謂**シヤハトの新計畫**（Der neue Plan Schachts）の登場となつたのである。

ライヒスバンクの外國爲替及び金保有高　（單位百萬ライヒスマルク）

期間	金	發行準備外國爲替	計
一九三〇年十二月三十一日	二、二一六	四六九	二、六八五

一九三一年六月三十日	一、四二一	三〇〇	一、七二一
一九三一年十二月三十一日	九八四	一七二	一、一五六
一九三二年六月三十日	八三二	一三〇	九六二
一九三二年十二月三十一日	八〇六	一一五	九二一
一九三三年六月三十日	一八九	八五	二七四
一九三三年十二月三十日	三八六	九	三九五
一九三四年六月三十日	七〇	七	七七
一九三四年十二月三十一日	七九	五	八四
一九三五年六月二十九日	八六	四	九〇
一九三五年十二月三十一日	八三	五	八八
一九三六年六月三十日	七二	五	七七
一九三六年十二月三十一日	六七	六	七三
一九三七年六月三十日	六九	六	七五
一九三七年十月七日	七〇	六	七六

シャハトの新計畫は一九三四年九月二十四日より效力を發生したのであるが、この新計畫による貿易方法は爲替清算協定、封鎖マルク（Sperr Mark）制度、スクリップ（Scrip）制度及び爲替證明制度（Devisenbescheinigung）であつた。

爲替清算協定は主として獨逸が出超を有する諸國に對して爲さるるものであつて相手國の淸算機關に殘る獨逸の

受取殘高より外債利子を支拂はんとするものである。封鎖マルク制度は外國人が獨逸國内に有する資金を國内に於てのみ使用することを許すものである。スクリップ制度は對外債務元利金の支拂の一部に充當する爲めに發行する假證券であり、封鎖マルクと共に外國爲替の代用品たらしめんとするものである。爲替證明制度は一九三四年九月四日附商品取引令に於て、二十七箇の品目別各商品監視局が輸入の爲めの外國爲替の割當、輸入商品の國内取引の遂行目的の爲めに、獨逸生產業に必要不可缺のもの及びその加工により、再輸出の可能なるものを確認して、外國爲替取得許可書を交付し、これと引換えに外國爲替を受取る方法である。

右の如き、シャハトの新計畫の實施以來、獨逸の外國爲替管理は意識的なる强力なる爲替統制が行はれたが、その基本法を成すものは、一九三五年二月四日附外國爲替管理法である。本法はその後幾多の法令の制定に依り補正されたが、本法及び第一次施行令等により、從來の爲替管理法令は集大成されるに至つた。

本法に依り、外國爲替の取引は原則としてこれをライヒスバンクに集中し、且つ外國爲替管理局の許可を要することとして資本逃避の防止を圖つたのである。又債權國との据置協定に含まれざる短期外資の中、一九三一年七月十六日以前に成立したる所謂舊勘定は引揚を禁止し又は許可を要することとした。又外國支拂手段、外國表示債權及び金その他の貴金屬の取引は爲替公定相場を以て行ふべき旨を定めた。次に本法施行令を摘記しよう。

一九三五年二月四日附外國爲替管理法施行令（尙本令の補足として、一九三五年二月二十三日附ザールラントニ於ケル外國爲替管理及對外支拂ニ關スル法令施行令がある）。

一九三五年七月二十五日附外國爲替管理法第二次施行令

一九三五年十二月一日附外國爲替管理法第三次施行令

一九三五年十二月二十三日附外國爲替管理法第四次施行令
一九三六年五月二十五日附外國爲替法第五次施行令
一九三六年十月二十八日附外國爲替管理法第六次施行令
一九三六年十一月十九日附外國爲替管理法第七次施行令
一九三七年二月十七日附外國爲替管理法第八次施行令
一九三七年三月二十日附外國爲替管理法第十次施行令
一九三七年十月十三日附外國爲替管理法第十一次施行令

右の外、ナチスに於ける爲替管理の爲めの諸措置に關する重要なる立法を列擧すれば左の如きものがある。

一九三三年六月十二日附經濟的反國家的行爲取締法（尚本法を補足するものとして、一九三四年十月十六日附租稅適應法第三章がある）
一九三四年九月二十二日附外國商品價格令
一九三六年十二月一日附經濟サボタージュ法
一九三六年十二月十五日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法
一九三六年十二月十六日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法施行令
一九三六年十二月二十九日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法第二次施行令
一九三七年一月十四日附外國爲替違反行爲ニ對スル刑罰權付與法第三次施行令

その後の立法的發展を概觀するに、今日に至る迄の爲替管理の法的核心を成すものは、一九三八年十二月十二日

附外國爲替管理法である。本法は一九三五年二月四日附外國爲替管理法及びその十一箇の施行令及び經濟大臣の布告の附せられたる若干の命令を集大成したものである。本法に對しては、一九三十八年十二月二十三日附第一次施行令が發せられた。更に、一九三八年十二月二十二日附外國爲替管理ニ關スル準則が制定された。本準則に依り、特別局たる爲替管理局（Reichsstelle für Devisenbewirtschaftung）が廢止され、經濟省に爲替業務は統合されたのである。倘これらの諸立法は諸外國との個別的な淸算協定（Verrechnungsabkommen）に依つて補足されてゐる。

その後、本法に關しては、一九三九年十一月六日附第四次施行令迄一部分變更を見て大戰に到つてゐる。

第八章　勞働法

(一) 總説

獨逸に於ける勞働法の發達は、帝國建設期より第一次大戰までの時期、大戰よりナチス前迄の時期、ナチス以後の三期に大別し得る。

第一期は、獨逸經濟の特色に對應して、一方個人の自由に關する立法に進み乍ら、勞働する個人の社會政策的保護をも規定しなければならなかつた時代。

第二期は、勞働法上、集團主義的勞働法の時代と稱せられる時期であつて、ワイマール政府成立に對應し階級としての集團の生存權向上を規定した時代。

第三期は、全體主義的勞働法の時代。この期は、前期の對立的思潮を克服し、全體主義の原則によつて勞働の保護、生存權の確認をなした時代であつて、更にナチス政權成立より今次大戰勃發前迄の時期と、大戰以後の戰時勞働法の時期とに二分して考察するのを便とする。但しこの間には何等基本的な差がないと見るのが至當であらう。

以下この時代區分に從つて獨逸勞働立法の概觀を試みよう。

(二) 各時代

第一　第一次世界大戰に至る迄の時代

（一）　賃勞働者階級の發生

勞働法（Arbeitsrecht）が從屬的地位に於て勞働を爲さねばならぬ人々の特別法（Sonderrecht）であるときの勞働法の發生には二つの前提があつた。卽ち、かかる多數の勞働者の存在と、その特別の保護の必要これである。企業的經營の進展は一方に於て勞働の分化を來し、他方に於て莫大なる非獨立的勞働力を發生せしめた。從來獨立的であつた手業者はその獨立性を喪失し、勞働者又は職員として他人に使用せらるることとな。ここに賃勞働者階級の發生をみることとなつたのである。

かくして、特別法としての勞働法成立の第一次的前提が與へられた。

（二）　契約自由の原則とその結果

自由放任は、經濟力及びその能率增進を最高度に發揮せしめ、且つ同時に自然的に、經濟生活の調和を齎すものであると信ぜられてゐた。これを基調として、國家の强制よりの最大限度の自由、營業の自由、契約の自由、賃銀形成その他の勞働條件の自由等が結果した。

同時に勞働關係は純粹に個人主義的に形成せられ、あらゆる拘束は可及的に除却されるべきものであつた。

かくして勞働契約は單に賃銀と勞働給付の交換となり、ここに、勞働は商品（Ware）化した。

この發展はやがて、重大なる社會問題を歸結した。固より企業活動の廣汎なる自由は經濟的發展に貧する功績顯

著なるものがあつた。

しかし、社會的見地に立つときその調和的な發展は問題とすべくもなかつた。契約締結上の企業家と勞働者の同權は單に形式的たるにすぎず、高々理論上のものにすぎなかつた。現實は全くこれと異つたものであつた。

（三）十九世紀に於ける國家の社會政策

この時代は勞働法誕生の時代である。社會的諸弊害の增大すると共になんらかの對策が採られなければならなかつた。そして、國家の干涉か、當事者の自治かの二途が論議せられた。然し獨逸の特色上、勞働法の第一期即ち一九一四年に至る迄の時代に於ては、國家による保護が前面に現はれた。立法者は最惡の弊害除却の爲めに干涉を試みた。先づ第一に技術的意味に於ける勞働保護特別法の制定がみられ、企業家は勞働者保護に付、國家に對し義務を負はされた。獨逸に於ては、先づ靑少年保護及び賃物賃銀禁止（Truckverbot）が問題とされた。一八九一年の營業條例（Gewerbeordnung）（所謂勞働保護法）はその最初の立法的表現であり、次いで一九〇三年の幼年保護法（Kinderschutzgesetz）及び一九一一年の家內勞働法（Hausarbeitsgesetz）の制定をみた。

その他の分野に於ける獨逸の立法には劃期的なものがある。特に、特殊の原因に因り困窮に陷れる勞働者の救濟病人、不慮の災害による傷害者、老年乃至傷痍軍人等に對する救濟に關するものである。他面に於ては不慮の危險に對する强制保險（Zwangsversicherung）（社會保險）が既に八十年代に於て遂行された。例へば一八八三年六月十五日附疾病保險法、一八八四年七月六日附災害保險法、一八八九年六月二十二日附癈疾及養老保險法の如きであ

る。この社會保險法の施行は獨逸の特にビスマルクの社會政策の最たるものであり、これが諸外國のこの種立法の模範となつたのである。

勞働者保護及び勞働者救濟の思想は本來の勞働契約法にも作用した。例へば、獨逸民法第六百十五條乃至第六百十九條、獨逸商法第六十二條乃至第六十四條、第六十七條、第七十四條並に營業條例の多數の規定の如し。最後に、特別勞働裁判の設定がある。その法源は一八九〇年の營業裁判所法（Gewerbegerichtsgesetz）及び一九〇四年の商人裁判所法（Kaufmanngerichtsgesetz）である。

かくして、この時代に於ては廣汎なる勞働者保護の特別法の制定をみた。その發展は漸進的ではあつたが、それはいよ〳〵擴充せられ、人的物的方面に亙つたのである。しかし、第一次世界大戰と戰後の政治革命の結果、この發展には全く新なる要素が入り來り、根本的な變革に見舞はれた。從つて一九一四年以降は獨逸勞働法制定に於ける新時代と稱されるのである。

（四）當事者の自治

當事者の自治（Selbsthilfe）の思想的根據は團結（Zusammenschluss）である。勞働者が個人的に企業者に對立するときは劣敗者となることは必定である。そこで勞働者は賃率契約（Tarifverträge）の締結の爲めに勞働組合（Gewerkschaften）を結成したのである。

この勞働組合運動は獨逸に於ては六十年代迄つづいた。獨逸に於ける賃率規正の努力は十九世紀の八十年代、九十年代に於てめざましきものがあつた。一八七三年には最初に賃率契約が現はれた。一八九六年には技術的にも完

成され、一八九九年には建築勞働者賃率（Bauarbeitertarif）、一九〇六年には三―四〇〇〇の賃率契約が數へられた。且つ一九一三年には總計百八十萬の從業員を擁する十九萬三千の經營に一萬二千三百六十九の賃率契約が締結せられたのであつた。しかし一般的にいつて第一次大戰前の法規はこの發展傾向に對しては懷疑的であつた。賃率契約自體も亦個人主義的なものであつた。勞働者及び職員の勞働組合に於ける團結と並んで、この時代の後期の發展に於ては、經營内部に於ける團結も亦一役を演じてゐる。

第二　第二期即ち一九一四年より一九三三年に至る、所謂集團主義的勞働法（Kollektives Arbeitsrecht）の時代

第一次大戰と一九一八年の政治的革命は勞働法の根本的な變革を齎した。卽ちワイマール憲法體制下に於ける勞働法の體系は、被傭者の結合體としての被傭者團體と雇傭主の結合體としての雇傭主團體との對立の承認にその基本を置くのであつて被傭者及び雇傭主はここでは單に個人としてではなく、法律上平等の權利を有する集團として把握せられる。ここに舊獨逸共和國勞働法の根柢が存在してゐたのであつた。從來主として勞働者の利益を代表してゐた政黨が政治革命の主體となつたのであるから、勞働法の領域に於て革命が爲され、少くとも部分的にその政策の遂行をみたことも自明である。

この勞働法の革命の思潮には種々なるものがあるが左の如く分類し得る。

（イ）先づ第一に直接雇傭者の物質的利益の改善を目的とする個人的要求（Einzelforderungen）が充された。一九一八年十一月二十三日附及び一九一九年三月十八日附勞働時間條令（Arbeitszeitverordnung）に基く八時間

勞働時間制の採用及び一九一八年十一月十三日附命令に依る無所得者救護法の創設等である。後者は後に失業保險（Arbeitslosenversicherung）に依つて代られた。

（ロ）根本的に重要性を有つたものは經營內に於ける被傭者の地位の改善の要望であつた。從來は被傭者は經濟上の理由からその勞働力を賣るより他に道なく、その勞働力は商品視せられ生產手段の所有者たる雇傭主の課する勞働條件に服從しなければならなかつた。

しかるに、今や、個々の雇傭主と個々の被傭者は、平等の權利の下に置かれ、一切の問題の管理に當り、共同に規定すべき權利（Mitbestimmungsrecht）を有つべきであり、若し、然らざれば、雇傭主は拒斥さるべきものであるとし、原則として自由なる勞働契約を締結すべきであるとしたのである。

（ハ）しかし、この時代の勞働法の最大特色は集團主義思想の擡頭である。ここにこの時代が集團的勞働法の時代と稱される所以があるのである。

一、もはや個々の被傭者は、個々の雇傭者に對して單獨に對立するのではなく被傭者は被傭者團體（Belegschaft, Arbeitsnehmerschaft）を組織し、或產業部門又は產業團體に屬する者が自己の利益を同じくする團體に加入結合し、企業長（Betriebsobmann）を代表者として雇傭者に對抗した。他方、雇傭者側も亦雇傭者團體（Arbeitsgeberverbände）を組織してこれに對抗したのである。

かくして、この集團的勞働法の體系は階級鬪爭是認の立場の上に確立せられたのである。

二、從つて勞働條件の決定に於ては個々の勞務契約は決定的役割を演ずることなく、全體の結合特に賃率契約（Tarifvertrag）が頗る重要となつたのである。

この時代の特徴の立法的表現として、賃率法（Tarifrecht）、企業長法（Betriebsräterecht）、調停法（Schlichtungsrecht）の發展がある。

（二）次にこの時代に於ける個々の立法の發展を槪觀して見よう。

一、第一次大戰當時。集團的勞働法の發展は既に戰時中に於ても進行を續けた。しかし、一九一六年十二月五日附補助勤務法（Hilfsdienstgesetz）が重視せられねばならぬ。本法は戰時經濟の爲めに重課せられた勞務義務の調整を目的としたものである。本法の集團的勞働法の發展に對して有つ特に重要なる意義は、雇傭者側の代表として本法の施行に參加せしめられた勞働組合（Gewerkschaften）が原則的に國家の承認を要することとなり、從つて勞働組合に公的使命が負はされたことにある。この樣な改革は集團的勞働法のすべての分野に亘つて行はれた。これと相照應して從來集團的勞働法の基本原理たる團結自由の原則の最初の立法的表現たる一八六九年の營業條例（Gewerbeordnung）第百五十三條、卽ち經營に於ける勞働者、職員がより有利な勞働條件を獲得する爲めの協約又は團結を認め、解雇その他によつて企業主の爲さんとする禁止、罰則を廢止した規定は一九一八年に至つて廢止せられたのである。

二、第一次大戰後、勞働法の分野に於ける幾多の難問解決の爲めに全獨逸に亘る統一的勞働法の制定が計畫された。一九一九年五月二日に本計畫完遂の爲めの專門家委員會卽ち勞働法委員會（Arbeitsrechtsausschuss）の初會合が行はれ、賃率法、勞務契約法（Arbeitsvertragsgesetz）等の成案を得たのであるが、この委員會の活動は財政上の理由から中止されてしまつた。

三、長く待望せられた統一的勞働法の制定に對しては、もはや人々は期待を有たずに重大な要求が實現されるこ

とゝなつたのである。

政治的革命と共に、勞働法の制定をみたのであるが、先づ第一に一九一八年十一月二日の國民代表者會議（Der Rat der Volksbeauftragten）の宣言は、團結の自由を發表し、僕婢條例（Gesindeordnung）及び農業勞働者に對する例外規定を廢止し、その他社會政策的綱領を掲げた。更に既述の勞働時間法、無所得者救濟、特に一九一八年十二月二十五日の賃率命令の制定が行はれたのである。この賃率命令の中に、集團的勞働法の指導的意義をみることを得るのであるが、本令は一九三三年に至る迄その效力を持續した。

四、憲法。一八七一年の憲法は勞働法を考慮したものではなかつた。反之、一九一九年八月のワイマール憲法は廣汎なる部分を勞働法の規定が占めてゐることに於て特色がある。勿論大部分は綱領的規定であり、單に立法の準則を表示したにすぎなかつたものではあつたが。しかし、ワイマール憲法は直接に適用さるべき法規を含んでゐる。新憲法によつて、勞働條件の維持並に改善の爲めにする團結の自由は、すべての者に對し、且つすべての職業に對して與へられ、この自由を制限又は妨害せんとする處置はすべて不法となし、かくして營業條令第百五十二條は擴張せられ、團結の自由は雇傭主並に被傭者に平等に賦與せられることとなり、ここに集團的勞働法の樹立をみるに至つたのである。特に第百六十三條は各獨逸國民に勞働の道德的義務を確認し、他方、出來る限り勞働の機會を與ふべきこと、少くとも無所得者救濟に當てらるべきことが規定された。更に第百六十五條は協議會立法（Rätegesetzgebung）に對する充分なる準則を含むものである。

この時代に於ける以上の外の立法としては左の如きものがある。

賃率協約、勞働者及使用人委員會、勞働爭議調停ニ關スル命令（Verordnung über tarifverträge, Arbeiter- und Angestelltenausschusse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten）（一九一八年十二月二十三日附）

經營協議會法（Das Betriebsrätegesetz）（一九二〇年二月四日附）

重傷者法（Das Schwerbeschädigtengesetz）（一九二三年一月十二日附）

勞働裁判所法（Das Arbeitsgerichtsgesetz）（一九二六年十二月二十三日附）

職業紹介及失業保險ニ關スル法律（Das gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung）（一九二七年七月十六日附）

（ホ）要之、この第二の時期は主として集團的勞働法の時代であり、勞働者及び職員の物質的利益の向上について幾多の進展があつたことは疑ふべくもない。例へば勞働時間の規正、無所得者救濟、休養休暇の採用等。更に勞働團體も亦重視せられねばならない。しかしながら、この時代に於ける根本的な缺陷は各團體が雇傭者と勞働者、職員の共同體的結合といふ精神がみられず、階級鬪爭的立場に於て相互に對立抗爭した點にある。國家は、優越的な立場に於てその調停的地位を占むべきであつたにも拘はらず、政黨國家（Parteistaat）ではこの使命を果すべくもなかつた。かかる階級的集團的勞働法の體系はナチスの最も嫌忌するところであつたことはいふ迄もない。

第三　第三期、一九三三年より今次大戰に至る迄の時代即ちナチス勞働法の時代

（一）目　標

ナチス革命は、勞働法の形成に於ても全く決定的な轉換を齎し、第二段階の集團的勞働法はその終りを告げた。ナチス勞働法と集團的勞働法との差異は全く根本的なものであり、それは第一期と第二期の相違よりもより一段と大なるものがあつた。ナチス勞働法に於て採られた個々の一切の措置の決定的な目標は、眞の共同體的精神に依つて階級闘爭的精神を克服するにあつた。

この目標完遂の爲めに、一九三三年五月二日にはマルキシズムと特に親近した自由勞働組合を拒斥し、階級闘爭の外的現象形態を取除いたのであるが、同年獨逸勞働戰線（Die Deutsche Arbeitsfront）の結成を見、右勞働組合員はこれに引繼がれたのである。これは決して一方的な闘爭團體ではなく、すべての生產的人間の共同體であり從つて企業家、勞働者及び職員の一切を包含するのである。この獨逸勞働戰線は賃銀の形成その他の勞働條件、乃至賃率契約の締結にも直接的には關係するものでなく、全くこれと異つた使命、卽ち勞資對立の克服といふ使命を有つものであつた。ナチスはこれによつて商業、工業、手工業に亘り、一大勞働團體を有することになり、必然的に左の二の結果を齎した。

第一に勤勞の强調である。勤勞に於ては雇傭者と被傭者又は經營指導者とその從屬者との共働が實現せられることになつた。ここに生產的人間の共同體に對する本來の基礎がある。經營共同體（Betriebsgemeinschaft）の思想はナチス勞働法に於て決定的な役割を演ずることになつたのである。

第二には、經濟的弱者たる職員及び勞働者を擁護し、超企業的な勞働條件の規正を可能ならしむる爲めの國家權力の干涉の强化が擧げられる。

（二）國民勞働秩序法とその根本思想

ナチス勞働法の根本法たる一九三四年一月二十日附國民勞働秩序法（Das Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit）は上述の如き思想の立法的表現である。本法は第二回の勞働記念日たる一九三四年五月一日に施行せられた。本法に依り、階級鬪爭思想に立脚した世界大戰後の重要な幾多の自由主義的、社會民主主義的社會立法は完全に拒斥せられるに至つたのである。尙この時代に於ける經濟的事情を考察すれば本法出現の必然性が明瞭となる（後掲表參照）。

新秩序の根本的な特色を擧げれば左の如くである。

（イ）消極面をみるに、第二の時代の集團的勞働法は殆ど完全に拂拭し去られた。この勞働秩序法第六十五條に依り廢止せられた法令の數は十一の多數に上る。これら廢止の運命に遭つた法令はすべて集團法的法律のみである。殊に、經營協議會法及び同關係法令、團體協約令、經營閉鎖並ニ休止ニ對スル措置ニ關スル命令、賃率命令、調停令（Schlichtungsverordnung）。尙、勞働管理官（Treuhänder der Arbeit）に關する命令も廢止せられたが、これは改訂を加へられ勞働秩序法に再び採り入れられた。集團的勞働法の排除は尙これのみに止まらず、勞働者團結法、勞働團體法及び勞働鬪爭法も亦過去のものとして葬り去られた。

（ロ）積極面をみるに、指導者原理の導入、信任協議會（Vertrauensrat）の創設及び經營指導者の救護義務の强調、從屬者の忠働義務の强調が特色として擧げられる。

（ハ）更に、强力な國家統制が擧げられるが、これは次の二點にみられる。

第一は勞働管理官の優越的地位である。彼に於て社會政策の部面に於ける國家權力は具體化される。勞働管理官は、經營の監視、經營規則上の爭議の解決、社會的名譽裁判權の行使に協力し、就中、舊賃率契約（Tarifverträge）に代れる超經營的勞働條件の規正の爲めの布告を發することが出來る。更にその職務上の基本的乃至一般的問題を諮問する爲め、その管轄內の各種の經營部門より、專門家委員輔佐會議（Sachverständigenbeirat）を招集することが出來るものとされた。

第二は社會的名譽裁判所（soziale Ehrengerichte）の創設である。これは社會的惡習慣を抑壓し、眞の共同體的精神を育成する爲めの全く嶄新な新法の精神の特徵を示せるもので、國民勞働秩序法の倫理的基礎確立を意味するものである。

（三）社會的自治

加之、社會的自治が始まつた。既にみた國民勞働秩序法に於ける專門家委員輔佐會議、專門家委員會議等の如き、更に、一九三五年三月二十一日附ライプチッヒ協定特に勞働委員會（Arbeitsausschüssen）の設定によつて行はれた。だが注意すべきは、これらの施設は單に諮問機關的作用を營むに過ぎないことである。即ち本來の決定は指導者原則に依り勞働管理官に留保されてゐるのである。

（四）勞働法の法源

第一に、勞働法は右の第三期に於て本質的に、國家の法（Reichsrecht）となつた。地方法（Landesrecht）は、例へば唯鑛山勞働者（Bergarbeiter）法に見られるに過ぎず、大して重要性を有たなくなつた。

第二に、勞働法の法的規正は尙甚だしく分雜し、統一的な勞働法典は缺けてゐる。

第三に、左に重複する嫌はあるが第三期に到る迄の最も重要なる勞働法的法律に關する概觀を試みよう（Alfred Hueck, Deutsches Arbeitsrecht 1938, SS. 53—54）。

（イ）勞働規則（Arbeitsverfassung）

國民勞働秩序法（一九三四年一月二十日附）

公ノ行政體及經營ニ於ケル勞働秩序法（一九三四年三月二十三日附）

獨逸勞働戰線の本質及目標ニ關スル命令（一九三四年十月二十四日附）

（ロ）個々の勞働關係

獨逸民法（BGB）第六百十一條以下

獨逸商法（HGB）第五十九條以下

營業條例（Gewerbeordnung）第百五條以下（一八六九年六月二十四日附）

（ハ）勞　働　裁　判

勞働裁判法（一九三四年四月十四日附改訂一九二六年十二月二十三日附）

（ニ）勞　働　保　護

營業條例第百五條以下並に多數の施行規定幼兒保護法（一九〇三年三月三十日附、一九二五年七月三十一日附）

産前産後ノ就業ニ關スル法律（一九二七年七月十六日附）
勞働時間條例（一九三四年七月二十六日附）
家内勞働法（一九三四年三月二十五日附）
（ホ）職業紹介及び社會保險
職業紹介及失業保險法（一九二七年七月十六日附）
勞働配置統制法（一九三四年五月十五日附）
國家保險條例（一九一一年七月十九日附）
被傭者保險法（一九一一年七月二十日附）
鑛山勞働組合法（一九二三年六月二十三日附）
社會保險創設法（一九三四年七月五日附）

尙、以上の法律について多數の改正令乃至施行令の制定をみた。

以上に於て述ぶるところは、ナチス治下の初期所謂第一次四箇年計畫化に於て、旣に全面的な勞働體制の再編成に關するものである。國民勞働秩序法並にその公布後、この期に於けるナチスの勞働法は、右の五種に區別されたが、この中心をなすものは勞働保護と失業對策の二點である。

ナチス治下の初期に於ては幾多の失業對策法の制定公布をみたが、一九三〇年二月には、三百三十六萬五千八百十一人（ライヒス・アルバイツブラットの計算）といふ尨大な數に達し、この趨勢は更に一層助長せられた（後揭表參照）。右の對策として前記の如き種々なる失業對策立法の實現をみたわけである。

組合員中の失業者數

年　月	全　數	勞働組合加入者中　完全失業者	勞働組合加入者中　完全失業者百分率	失業保險本人補助費を受ける者
一九一三年(月平均)	一、九九七、一七三	五七、三九一	二・九	—
一九二四年〃	三、六七〇、七一九	四三四、九五〇	一三・一	七二七、九九〇
一九二五年〃	三、六三五、二〇四	二四五、五三九	六・八	四六四、七八九
一九二六年〃	三、四五六、三六〇	六二二、二四八	一八・〇	一、六九二、八七〇
一九二七年〃	三、八〇六、二八九	三三〇、八七二	八・八	八三七、三一三
一九二八年〃	四、三二九、一九四	三七二、三七七	八・六	八八九、一二五
一九二九年一月	四、五〇五、三七二	八七五、六一〇	一九・四	二、二四六、〇〇〇
〃　二月	四、五四八、九四六	一、〇一五、八四三	二二・三	二、四六〇、七六〇
〃　三月	四、五三四、二三〇	七六五、二二四	一六・九	一、八九九、一二一
〃　四月	四、五六六、一六二	五〇五、四〇〇	一一・一	一、一二五、九六八
〃　五月	四、六一六、六二二	四一九、四五一	九・一	八〇七、七五〇
〃　六月	四、六一三、四九一	三九三、七四九	八・五	七二二、九四八
〃　七月	四、六〇〇、四五五	三九五、二〇二	八・六	七一〇、四九九
〃　八月	四、六〇九、四三二	四一〇、四八〇	八・九	七二五、七五七
〃　九月	四、六二一、六六八	四四二、三一二	九・六	七四八、六一〇
〃　十月	四、五九二、五二七	四九八、六〇四	一〇・九	八八九、四九二

〃　十一月	四、六四三、六九一	六三四、七九〇	一三・七	一、二〇〇、三九六
〃　十二月	四、五八三、一八五	九二二、六八一	二〇・一	一、七七四、五七一
一九三〇年一月	四、五六四、一二五	一、〇〇四、七八七	二二・〇	二、二三二、六一九

右の統計にみる如く、當時の産業合理化による失業者の著增、從つて勞働者階級の地位は甚しく惡化した。

次に、獨逸に於ける一九二九年以降に於ける失業の發展を表示すれば左の如くである。

一九二九年乃至一九三二年十二月

年次	就業者 千人	失業者 千人	勞働時間
一九二九年	一七、五九五	一、八九二	七・六七
一九三〇年	一六、四〇九	三、〇七六	七・三七
一九三一年	一四、三三六	四、五二〇	七・〇八
一九三二年六月	一二、六八六	五、四七〇	六・九四
〃　十二月	一二、五三二	五、七七三	六・九〇

ナチス政權掌握前夜に於ける獨逸の破産に瀕した經濟的狀態は以上の諸統計により、殊に失業の點に於て如何に悲慘なものがあつたかを知ることが出來る。ナチス政府はかかる狀態に直面し、失業救濟、經濟復興を目標に諸々の措置をとり、既述の如き立法的表現をみたのであるが、果して然らばその實績は何うであつたか。

一九三三年三月乃至一九三八年三月

年次	就業者（千人）	失業者（千人）	勞働時間
一九三三年　六月	一三、三〇七	四、八五七	七・二六
〃　九月	一三、九二一	三、八四九	七・一八
〃　十二月	一三、二八七	四、〇五九	七・三七
一九三四年　三月	一四、六八七	二、七八九	七・四四
〃　六月	一五、五三〇	二、四八一	七・四六
〃　九月	一五、六二一	二、二八二	七・三八
〃　十二月	一四、八七三	二、六〇五	七・四八
一九三五年　三月	一五、二七九	二、四〇二	七・三四
〃　六月	一六、五〇四	一、八七七	七・三四
〃　九月	一六、六三四	一、七一四	七・四四
〃　十二月	一五、五八二	二、五〇八	七・五五
一九三六年　三月	一六、四一六	一、九三七	七・五五
〃　六月	一七、六七五	一、三一五	七・五四
〃　九月	一七、八八六	一、〇三五	七・六九
〃　十二月	一六、九五五	一、四七九	七・七六
一九三七年　三月	一七、四九七	一、二四五	七・七一
〃　六月	一八、九四一	六四八	―

〃　九月	一九、一〇五	四六九	—
〃　十二月	一八、一〇九	九九五	—
一九三八年　三月	一八、八三一	五〇八	—

生産指數

	獨逸 總指數	獨逸 消費財指數	獨逸 生産財指數	英國	合衆國	佛國	卸賣物價指數 一九二九年＝一〇〇 獨逸	卸賣物價指數 一九二九年＝一〇〇 英國	外國貿易年次輸出入差額 千萬ライヒスマルク
一九三三年　六月	六九・二	九一・八	五五・六	八六・五	七七・三	七九・九	六七・七	七〇・三	
〃　九月	七〇・六	九二・八	七五・四	八六・六	七〇・六	七九・二	六九・二	七〇・四	
〃　十二月	六五・八	九一・八	六三・六	九三・〇	六三・一	七六・三	七〇・一	六九・二	（十）六六七、七九三
一九三四年　三月	八三・九	九九・三	七四・六	九八・九	七〇・六	七四・九	六九・九	七〇・八	
〃　六月	八九・〇	一〇七・四	七八・一	九八・七	六九・八	七一・三	七〇・八	七〇・七	
〃　九月	八五・七	九三・二	八一・二	九四・八	五九・七	六八・四	七三・二	七一・一	
〃　十二月	八六・三	九一・〇	八三・五	一〇三・八	七二・三	六六・九	七三・六	七一・一	（一）二八四、一五八
一九三五年　三月	九〇・七	八九・二	九三・〇	一〇五・四	七四・〇	六六・七	七三・四	七一・五	
〃　六月	九二・四	八一・一	一〇一・〇	一〇三・八	七二・三	六六・七	七三・八	七三・七	
〃　九月	一〇三・〇	九三・六	一一三・九	一〇三・二	七四・八	六七・四	七四・六	七五・七	
〃　十二月	九六・六	八七・一	一〇一・二	一一三・二	八七・四	六八・八	七五・四	七七・三	（十）二一〇、九七三
一九三六年　三月	一〇〇・〇	九六・一	一〇三・五	一一四・七	七八・二	七二・四	七五・五	七六・七	

〃　六月	一〇八・八	九二・二	一二一・八	一一五・〇	八六・六	七〇・三	七五・八	七六・〇	
〃　九月	一一三・六	一〇四・八	一二三・一	一一四・〇	九一・六	六八・一	七六・一	七九・七	
〃　十二月	一一二・一	一〇五・七	一二四・八	一三三・一	一〇一・七	七一・七	七六・五	八五・八	
一九三七年　三月	一一一・九	一〇一・四	一一五・九	一三三・三	九九・二	八七・二	七七・三	九四・四	
〃　六月	一一七・五	九八・二	一三〇・〇	一二四・六	九五・八	八二・二	七七・三	九一・二	
〃　九月	一二三・二	一一二・〇	一三二・五	一三一・五	九三・三	七八・八	七七・四	八八・三	
〃　十二月	一二〇・〇	一一三・一	一三三・二	一二七・三	七〇・六	八五・三	七六・九	八三・五	（十）四四三,〇〇〇
一九三八年　三月	一二三・一	一一二・〇	一三九・一	一三九・一	六六・四	七八・七	七七・一	八〇・二	

この統計によつてみるに、ナチスの經濟復興政策はこれを二期に分つことが出來る。

第一期は一九三四年を以て終る。この時期に於ては景氣循環的恢復の一般的の形態を認めることが出來る。即ち就業者數の增加は消費財工業に於けるよりも生產財工業に於て一層迅速である。事業活動は兩者とも增大したがその結果、貿易收支の急激なる惡化を齎してゐる。

第二期たる一九三五年の初期に於ては右の情勢は一變し、生產工業に於ける事業活動の增加は殆ど減退せざるに消費財の生產增加は低下してゐる。輸入價額は更に減退し、漸減の一途を辿り、輸出は增加し始めた。一九三五年乃至一九三六年を通じ生產財を除くすべての經濟指標はデフレーション同樣の徵候を示してゐる。しかし投資は漸增し消費も亦低率ではあるが、再び上向傾向をとつてゐる一九三七年春に於ては勞働豫備軍が殆ど枯渴するといふ狀態を生じ、爾來、特に或種の熟練勞働は常に不足を告げた。

（五） 第二次四箇年計畫以降

一九三六年九月第二次四箇年計畫の宣言と共に原料の自給自足を基調とする生產力擴充が新なる目標とされたのであるが、ナチス政權當初よりこの期に至る迄努力せられた失業對策は著しき成果を擧げ、一九三七年春には遂に完全就業狀態を示すに至り、ここに勞働力は逆にその不足を告げることとなり、失業對策とは異る勞働配置統制の必要をみるに至つた。從つて、四箇年計畫受託官ゲーリング元帥は左の如き重要訓令を發したのである。

（イ） 專門工見習確保ニ關スル四箇年計畫施行第一次訓令（Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Facharbeiternachnuchses）（一九三六年十一月七日附）。本令は特に鐵・金屬產業並に建築業に於て特に顯著であつた專門勞働者缺乏の對策として當該部門一切の經營に對して徒弟教育への參加を義務づけたものである。

（ロ） 製鐵業及金屬工業ノ國策上及經濟政策上重要ナル註文ニ對スル金屬勞働者ノ需要確保ニ關スル四箇年計畫第二次訓令（Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Bedarfs an Metellarbeitern für staat und wirtschaftsqolitisch bedeutsame Aufträge der Eisen und Metallindustrie）（一九三六年十一月七日附）。本令は特に金屬勞働者の需要確保を目的としたものである。

（ハ） 金屬勞働者及建築勞働者ノ復職ニ關スル四箇年計畫施行第三次訓令（Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Rückführung von Mettallarbeitern und Baufacharbeitern in

ihren Beruf)。本令は國策上不適當な勞働位置にある勞働力を再編成して金屬專門勞働者と建築勞働者との不足を補はんとしたものである。

（ニ）　國策上及經濟政策上重要ナル建築計畫ノ爲ノ建築材料ノ需要及勞働力ノ確保ニ關スル四箇年計畫施行第四次訓令（Vierte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Bedarfs an Baustoffen für staat und wirtschaftspolitisch bedeutsame Bauvorhaben）（一九三六年十一月七日附）。本令は重要建築計畫の實行を確保する爲めに、建築勞働者の確保及び同時に建築材料の確保をも企圖したものである。

（ホ）　老齡使用人ノ就業ニ關スル四箇年計畫施行第五次訓令（Fürfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Beschäftigung älterer Angestellten）（一九三六年十一月七日附）。本令は一九三四年八月十日附勞働配置ニ關スル命令、及び一九三四年八月二十八日附勞働力配分ニ關スル訓令の趣旨を强化し、年長の且つ扶養者多い者に就職の優先權を與へたものである。

（ヘ）　金屬勞働者及建築專門勞働者ノ募集又ハ紹介ノ爲ノ暗號廣告ノ禁止ニ關スル四箇年計畫施行第六次訓令（Sechste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über des Verbot von Kennwortanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern）（一九三六年十一月七日附）。勞働統制の攪亂的離職の防止を目的としたものである。

（ト）　勞働關係ノ違反解約ノ防止ニ關スル四箇年計畫施行第七次訓令（Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen）

（一九三六年十二月二十二日附）。本令は、製鐵業、金屬工業、土木建築業、煉瓦工業、農業に於ける企業家は勞働者又は使用人により、期限以前に不法に勞働關係を解約せられた場合にその勞働者の勞働手帳を抑留し得るものとされた。

以上の立法的進展は、第一次四箇年計畫殊にその後期に行はれ來つた勞働配置政策の有機的展開であり、何ら本質的に新規な推置ではない。又以上の勞働配置訓令は主として金屬勞働者を對象としたことは注目に値する。益々激化した金屬勞働者缺乏對策として、金屬勞働者ノ勞働配置ニ關スル訓令（Anordnung über den Arbeitseinsatz von Metallarbeitern）を中央勞働紹介失業保險長官が發令してゐる。

（チ）行商從事ノ制限ニ關スル四箇年計畫受託官訓令（Anordnung zur Durchfürung des Virjahresplans über Beschränkungen in der Ausübung des Wandergewerbes und Stadthausiergewerbes）（一九三七年十二月十四日附）。本訓令に依り、巡回勞働の制限が企圖され、行商從事を勞働局の許可に係らしめた。

（リ）農業及家庭經濟ニ於ケル婦人勞働力配置ノ强化ニ關スル四箇年計畫施行訓令（Anordnung zur Durchführung des Virjahresplans über den verstärkten Einsatz von weiblichen Arbeitskräften in der Land-und Hauswirtschaft）（一九三八年二月一日附）竝同令施行規則（一九三八年二月十六日附）。所謂婦人勞働義務年期制（Pflichtjahr des Mädchens）を定めたものである。

（ヌ）學校卒業者申告ニ關スル訓令（Anordnung über die Meldung der Schulentlassen）（一九三八年三月一日附）

（ル）建築業ニ於ケル勞働者及技術的使用人ノ勞働配置ニ關スル訓令（Anordnung über Arbeitseinsatz der

Arbeiter und technischer Angestellten in der Pauwirtschaft）（一九三八年五月三十日附）。建築經濟に關するすべての經營及び建築經濟の經營の專門領域に關する銀りの公私の經營及び行政官衙に對し、勞働者及び技術的使用人の雇入を所管勞働局の同意に係らしめたものである。

以上に於て、ナチス政權獲得當初六百萬の失業に惱まされ、勞働政策は專らこの對策に集中されたのであるが、ナチス政府の勞働振興により、一九三七年春には略々完全就業狀態となり、一九三八年には、逆に全面的な勞働不足を仰たねばならず、ここにナチス勞働政策は反轉して、本格的なる國民勞働徵用制による勞働統制に乘出すこととなつたのである。

（オ）國策上重要事業勞力確保令（Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三八年六月二十二日附）。本令は國策上實施の遷延を許さざる特に重要なる事業に對し、適時に所要勞働力を供與する爲め、他の職場に從事しつゝある勞働力をも一時轉換せしむべきことの必要に基き、勞働大臣により制定されたものである。本令の根本基調は、失業消化、勞働時間の延長、機械設備の改造改善乃至長期建設的な徒弟養成によるも十分に企圖し得ない勞力缺乏補正策としての適材適所主義を高調したものである。倘、本令に所謂「國策上重要なる事業」とは特に、西部要塞卽ちジークフリート線の促進工事を重要な對象としたものである。

本令の趣旨を更に徹底せしむる目的を以て更に次の如き命令の制定をみた。

（イ）國策上重要事業勞力需要確保第二次命令（Zweite Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三八年六月三十日附）

（ロ）同第三次命令（一九三八年十月十五日附）

次に、所謂新勞務徴用制とも稱さるべき一聯の基本法令の制定が次々に行はれた。

（ハ）國策上重要事業勞力需要確保令（Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung）（一九三九年二月十三日附）

本令は體系上、これを勞務義務の設定と勞務者移動の到限に二大別し得る。即ち本令第一條第一項は「四箇年計畫受託官ニ於テ實施ノ遲延ヲ許サザル重要性アリト認メタル事業ニ付、勞働局ハ、獨逸國土内ノ居住民ニ對シ、勞務義務ヲ負ハシムルコトヲ得。コノ爲ニ、公私經費及行政官衙ハ、勞働局ニヨリ、勞務者ノ引渡ヲ命ゼラルルコトアルベシ」と規定し、舊確保令（一九三八年六月二十二日附）前文を特に條文化してこれを强調した。之がその一である。本令第二章は勞務者移動制限の規定（Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels）を規定してゐる之がその第二である。

更に、第一の勞務義務に對應するものとして、

（ニ）國策上重要事業確保令第一次施行細則（一九三九年三月二日附）

があり、第二の勞務者移動到限に關するものとして、

（ホ）國策上重要事業勞力確保令第二次施行細則（一九三九年三月十日附）

尙、同年三月十五日本令施行と同時に效力を喪つた命令には左の如きものがある。

（1）勞働力配分ニ關スル訓令（一九三四年八月二十八日附）（一九三五年三月十八日、一九三六年十一月二十七日附、一九三八年三月一日附改正）

（2）金屬勞働者ノ配置ニ關スル訓令（一九三七年二月十一日附）

（3）建築業ニ於ケル勞働者及技術使用人ノ配置ニ關スル訓令（一九三八年五月三十日附）

（4）個々ノ經營ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三八年三月一日附）

（5）ビツターフエルト・ハルン・及ウイツテンベルク勞働局管區ニ於ケル化學工業及建築營業ノ勞働者ノ勞働配置ニ關スル訓令（一九三七年四月二十七日附）

（6）ベルリン市ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三四年五月十七月附）（一九三六年九月二十九日附改正）

（7）ハンブルク・アルトーナ・ワンベツク及ハンブルク・ウイルヘルムスブルク諸都市ニ於ケル勞働配置統制ニ關スル訓令（一九三四年八月三十日附）（一九三六年九月二十九日附改正）

（ヘ）國策上重要事業勞力確保令第三次施行細則（瀝靑炭坑勞働者移動制限ノ件）（一九三九年七月十一日附）

三　結　語

失業對策時代より完全就業時代へ、三轉して勞働不足時代へ、と變遷を重ね、これに照應した經濟政策の立法的表現が上述の實績なのである。かくしてナチス政府は一九三九年九月一日の第二次大戰を迎えることとなつた。

第二篇　ナチス戰時經濟法

第一章　戰時經濟令及び關係法令概況

一　概　要

一九三九年九月一日、波蘭進擊を契機として勃發した今次大戰にだて、開戰當初採られた獨逸の戰時經濟政策の特徵は、その迅速性、その計畫性及び戰線の兵士と銃後に在る者との間の戰時犧牲の相異を可及的に調和せしめんとするその決意、との三箇に要約される。

ヒトラー總統はその布告に於て「兵士が戰線で戰ふといふのに、何人も戰爭で儲けるなどといふことがあつてはならない。兵士が戰線で戰死するといふのに、何人も銃後に於てその義務を回避するといふ如きことがあつてはならない」と述べたが、その實行は右布告に引續いて爲されることになつたのである。卽ち最高國防會議の公布した多數の命令の中に右布告の經濟政策的、法律的表現を見るのである。然し、これら幾多の命令に於てその中樞的、基本的法規は周知の戰時經濟令（Kriegswirtschaftsverordnung）であろ。蓋し同令はすべての者に痛切なる負擔を課してゐるからである。尤も同令規定の負擔も兵士の犧牲には固より比較さるべくもない。だが、戰時經濟令の制定は、一切の國民經濟及び國民生活を現在の戰爭目的に適合するやうに轉換するといふ、より大なる經濟政策的使命を有つてゐるのである。

戰時經濟令は開戰直後の一九三九年九月四日附を以つて最高國防會議（Der Ministerrat für die Reichsver-

teidigung)に依つて制定され、五章三十箇條の條文を含み、それ自體として一つの纒つた全體を成してゐる。各般の措置は相互に矯正され且つ制約し合つてゐる。第一章戰爭阻害行爲は一般的規定を含んでゐる。卽ち本章には商品及び通貨の蓄藏及び退藏の如き戰爭遂行を阻害する一切の行爲に對し嚴罰主義を以て臨み、戰時經濟の刑罰的保障が明示されてある。戰時經濟令に所謂「戰爭阻害行爲」の一は「國民の生活必需品に屬する原料又は製品を滅却し、放置し、若しくは抑留して、惡意を以て、これが需要充足を妨げる行爲」であり、二は「正當の理由なくして貨幣を退藏する行爲」である。前者に對しては戰爭阻害重罪として、禁錮又は懲役、罪狀特に重きときは死刑の極刑を科し、後者に對しては一般に禁錮刑、罪狀重きものには懲役を科し得るのである。かゝる嚴罰主義に對しては種々の批判があり得るであらう。然し、元來獨逸國民はすべての點に於て統制には多大の試練を經て來たのであるからこれらの規定の大部分適用されるに至ることはないかも知れぬ。だが、戰時非常の國家總動員下に於て自己訓練が未だ缺けてゐるところでは、それは有効な手段とならう。

二　戰時稅

戰時經濟令の本質的部分を成すものは、戰時特別稅に關する第二章第二條―第十七條である。それは獨逸戰時經濟下に於ける財政政策の一端を明示し、戰時特別稅の徵收及び地方公共團體その他の戰時出損を規定してゐる。本章は前大戰當初の財政政策と大いに異ることを以てその特色とするがそれは次の三點に要約される。第一に、前大戰當時にあつては單に「金」の經濟のみを知つて「物」の經濟を知らなかつたが、今次大戰に於ては、間接的な「金」の力よりも直接的な「物」の力、卽ち物資經濟的措置、生産財部門の全體主義的生産指導乃至は消費財部門の消費

定量割當制の實施を見た。國家の戰時特別稅增徵も國家自ら戰爭用資材を購入する爲めと云はんよりは、寧ろ、物資面に於て既に直接的統制により確保されてゐた戰時生產の擴張を通貨面に於て調整する爲めに行はれたと見るべきである。第二は、戰費補償の財政技術的遂行が、前大戰當時に於けるよりも遙かに簡單であり且つ容易なことである。開戰迄の數年間の四箇年計畫下にあつて、ナチス政府は財政金融的中央集權を期し、財政、信用、租稅各制度の統一化、簡單化に力を集中し來つたのであるが、現在すべての財源は、直接間接、ライヒの高權に歸屬し、現に全稅收の四分の三以上は、國稅が占めてゐる。第三は、前大戰に比し、國家行政の支出の著るしき膨脹が擧げられる。卽ち前大戰當初、一九一三―一四年は國、聯邦國家及び公共團體の高權的行政の總財政需要は國民所得の僅か一六パーセントに過ぎなかつた。然るに今次大戰に於ては戰端開始以前、四箇年計畫、勞働振興、軍備擴充等の爲めに行政支出の極度の尨大化を來してゐた。

要之、以上の三特徵によつて知らるる如く、獨逸に於ける財政金融政策は―他の部門に於ても勿論同樣なことが云へるが―開戰迄の數箇年間に於て徹底的に臨戰體制を整備したものであり、本格的戰時體制と云つてもこの延長に過ぎないのである。ここにナチス獨逸の組織的計畫的、平時準備の完全性の最大特色を見ることが出來るが、これはわれ〳〵にとつて大なる敎訓となるものである。次に戰時經濟令に於て新たに規定せられたる戰時稅體制を見るが、これは固より前述の根本趣旨に則り、開戰當初採られた戰時諸措置の最も重要な一環を成すものである。本令に於ける戰時稅の大綱は、所得稅戰時附加稅と各種奢侈品戰時附加稅の二種に大別し得るが、更に項を分つて說明する。

尙、戰時稅關係の法的基礎としては戰時經濟令の他、次の如きものがある。これらは固より相互關聯性を有する

を以て以下綜合的に考察する。

（イ）所得稅戰時附加稅ニ關スル第一次施行規程（一九三九年九月四日附）

（ロ）ビール、煙草、三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅第一次施行規程（一九三九年九月四日附）（Erste Durchführungsbestimmungen zur Kriegszuschlag zum Kleinhandelspreis von Bier, Tabakwaren und Schaunwein）

（ハ）同財務大臣回章（一九三九年九月八日附）

（ニ）火酒製品戰時附加稅施行令（一九三九年十一月二十日附）

（ホ）同財務大臣回章（一九三九年九月十九日附）

（一）所得稅戰時附加稅（Kriegszuschlag zur Einkommensteuer）

戰時特別稅の本來の核心を成すものはこの所得稅戰時附加稅である。この稅の納稅義務者は、ベーメン及びメーレン保護領を除き、全獨逸國內の所得稅納稅義務者である。從つて、獨逸國內に住所又は居所を有する自然人（法人に對す）は、年齡、性、種族、又は國籍の如何を問はず、更に國防軍に召集された者と雖も納稅の義務があるのである。

戰時附加稅の額は、徵收期間に於ける所得稅額の五〇パーセントである。卽ち所得が標準となるに非ずして所得稅額が標準となるのである。例へば結婚後五年以上の子なき夫婦の所得八〇〇〇ライヒスマルクに對しては所得稅として一三二一六ライヒスマルクが課稅せられ、その戰時附加稅は六五八ライヒスマルクとなる如きである。所得自

體との限界は別に第三條に規定され、この附加税は總所得の一五パーセントを超ゆることを得ない。例へば年收三〇、〇〇〇ライヒスマルクある獨身者の所得税は一一、六四四ライヒスマルクであるから附加税は五〇パーセントたる五八三二ライヒスマルクであるわけだが右の如き制限があるので四五〇〇ライヒスマルクに止まるのである。卽ち所得税とその戰時附加税を合算して、所得の六五パーセントに達することを得ない。又收入が二四〇〇ライヒスマルク未滿のときは附加税を負擔せられないで免除せられるのである（第二條）。特に勞賃月額二三四ライヒスマルク、週額五四ライヒスマルク、一日當り九ライヒスマルク、半日當り四・五ライヒスマスクを超えざる被傭者は本税義務者の範圍から除外されたがこれは戰時勞働者保護の一形態であり、これ所謂「免税點」（Freigrenzen）である（所得税戰時附加税第一次施行令第一條）。

所得税戰時附加税の徵收期は課税期間たる曆年の始めに支拂ふこととなつてゐる。但し、第一回の徵收期間だけは、本令施行日を以て始まり、曆年の終るを以て終るものとされ、一九三八年九月一日から十二月三十一日迄の四箇月が、其の第一回徵收期とされた（第四條）。而してこの場合には所得税戰時附加税は、各曆月毎に算定され、年額の十二分の一として計算されることになつてゐる（施行令第二條）。

次に、所得税戰時附加税は曆年の滿期後一般所得税の査定と同時に確定される。そして、前拂制（Vorauszahlungen）が認められるが、これは所得税の場合と同樣、三月十日、六月十日、九月十日、十二月十日の四回に分ち、各四半季分宛の前拂をせねばならぬものとされた。その他控除手續に於ける所得税戰時附加税の詳細については同第一次施行規定を參照され度い。

この所得税戰時附加税は各人にその生活を適當な方法で緊縮すべきことの必要を想起せしめるものである。これ

に依つて始めて購入券及び購入切符制に依つても尙自由な購買力が拘束され、國にとつてはその戰費調達の基礎が作られるのである。然し、これは飽迄非常時立法であり、從つてその實際の施行に際しては、負擔の公平、苛酷性の緩和を圖らねばならぬものとされ、第一次施行令第六條に特に「苛酷性の排除」なる一項目が規定されてゐる。この附加稅は專ら所得稅のみに及ぶのであり、その他の所得稅類似の租稅は、全租稅體系が變更されることとなしに維持されてゐると同じく、增徵されない。從つて增加所得稅又は農業の制限的免稅に關する規定は何等變更を受けてゐない。尙小所得には戰時附加稅が課せられないといふことは、戰時特別賃銀制を規定してゐる後述戰時經濟令第三章の規定と相關聯するものである。

(二)　各種嗜好品消費に對する戰時附加稅

生活必需品以外のものには戰時特別稅が課せられる。ビール、煙草、三鞭酒及び火酒に對する戰時附加稅これである。基本的及び關係法令については、前項に揭ぐる法令を參照され度い。

第一はビールに對する戰時附加稅である。本稅の客體は、ビール稅法（Biersteuergesetz）に於てビールと稱するものの他、ビール代用品として販賣せられ且つ常用せられるものを含む（一九三一年三月二十八日附及び一九三九年十一月二十日附改訂一九二三年七月九日附ビール稅法第九條乃至第十一條及び第二十三條參照）。尙、釀造者の使用人及び勞働者の家庭用ビールの供給及び稅支拂者に依るビール輸出の場合は除外例とされる。但し、自家消費（Eigenverbrauch）はこの限りでない。

稅支拂者（Steuerzah ler）は原則として釀造者（Brauer）である。即ち稅負擔者と支拂者とは規定に依つて分

けられ、税負擔者は消費者であり、税支拂者は釀造者であつて、これにより税務署に納付せられるのである。

税率については、税支拂者が一〇〇リツトル平均率に從つて戰時附加税を算定するのである。北獨逸價格區域に於て、一〇〇リツトル平均相場は七〇ライヒスマルクであり、南獨逸の同樣のものは五〇ライヒスマルクであり、それぞれその二〇パーセントが課税額となる。故にベルリンのロカール（Lokal＝酒場）では一リツトルにつき一四ペニツヒの戰時附加税があるわけである。

第二は煙草に對する戰時附加税である。

本税の客體は、煙草製品の消費である。

本税支拂者は製造者（Hersteller）である。

課税標準となるものは煙草の量及び小賣價格であり、その二〇パーセントが戰時附加税として課税せられる。從つて、一本五ペニツヒのシガレツト一〇本買ふと五〇ペニツヒ＋一〇ペニツヒ＝六〇ペニツヒ支拂はねばならぬこととなる。

第三は三鞭酒に對する戰時附加税である。獨逸國内に於て生産され若は獨逸國内に輸入される三鞭酒及び三鞭酒類似の飲料物の消費が本税の課税客體となる。

税額は葡萄酒を附加したる三鞭酒一壜に付一ライヒスマルク、半壜に付五〇ペニツヒ、果實三鞭酒一壜に付五〇ペニツヒ、半壜に付二五ペニツヒ課税されるのである。

以上のものは、釀造者が自分で使用する場合も購買したと同樣の取扱を受ける。

税支拂者は釀造者であり、輸入の場合は關税義務者である。税金はこれらの税支拂者より、營業税と同樣な手續

で申告され支拂はれることになつてゐる。前月の分は翌月二十日迄に納付すべきこととなつてゐる。

尙、本稅については、特別の記載を爲し、記帳を爲し置くべきことが要求せられてゐる。

第四は火酒に對する戰時附加稅である。これはビール、三鞭酒の如きものとは異り、火酒專賣について、一〇〇リツトル毎に、國の收入する專賣料を引上げる方法を採つたのである。販賣は專賣行政體（Reichsmonopolverwaltung）が行ふのであるが、販賣價格は、從來、火酒、專賣法（一九二二年四月四日附 Gesetz über die Branntweinmonopol）に基き一〇〇リツトル容量に於て二七五ライヒスマルクの國稅を含んでゐたのを、現在は三七五ライヒスマルクと大幅に引上げたのである。火酒から生ずるもの、リキユール、果實火酒等についても同樣である。

尙、負擔者は消費者であり、支拂義務者はビールの場合の如く、製造人である。

獨逸政府は、以上の嗜好品消費稅戰時附加稅の實施に當り、一九三九年九月五日を期して本格的な在庫品調査を斷行し、當該商品のストツク調査實施後でなければ、購買及び消費者に對する販賣は許されなかつた。又リキユール、火酒及びアルコール飮料物の消費者に對する販賣も商工經濟團による戰時附加稅の公示後でなければ許されなかつた。

(三) 公共團體に對する戰時負擔の新設

同じく戰時經濟令に依り、歲計の節約を强制し、且つ公建築の制限に依つて生ずる金額を國の戰費調達の爲めに國庫に供給せしめる目的を以て、各ラント、公共團體、その他の公法上の團體に對して戰時負擔が課せられることとなつた。

即ち各ラント（ハンザ都市たるハンブルクを含む各ラント、但し大管區（Gau はその義務なし）は、ラントの收受する所得稅、團體稅及び營業稅等の分け前の一五パーセントである。尙、大管區及び大管區管下の公共團體については特別な負擔が課せられてゐる。

各公共團體は其の三大稅收入たる土地稅、營業稅及び市民稅を基礎とし、その二・五パーセントから一〇パーセント迄毎月國庫へ納入する。

其の他の公法上の團體にして稅を取立てる權限を有するものについては、特別規定に依りそれぞれ詳細に定められてゐる。

三　戰時賃銀體制

ナチス政權掌握後、勞働者は最低勞銀で保障せられたが、一九三六年以後に於ては例の四箇年計畫實施と共に失業者がなくなつてしまつたので、賃銀政策の基礎が失業救濟策から一變し、賃銀の騰貴と共に正規賃銀決定の要求が起り、更に今次戰爭と同時に全國的に規律された勞賃諸體系を統一的に再建する爲めに、各種の措置が採られることとなつた。

この戰時賃銀體制の基本法は戰時經濟令第三章の四箇條（第十八—二十一條）である。尙、關係法令を一括すれば右の他左の如きものがある。

（イ）一九三九年九月十六日附戰時經濟令第三章第一次施行規程（經營閉鎖ノ場合ノ告知期間短縮ノ件）

（ロ）一九三九年十月十二日附同上第二次施行規程（賃銀俸給停止ノ件）

(ハ) 一九三九年十二月二日附同上第三次施行規程（勞働管理官ノ秩序罰權ノ件）
(ニ) 一九三九年十一月十六日附戰時經濟令第三章補充令（日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃銀ノ件）
(ホ) 一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令（農林業關係ノ超過勞働割增賃銀ノ件）
(ヘ) 一九四〇年四月十日附戰時經濟令第三章第四次施行規程（公的勤務ニ對スル勞働管理官秩序罰權ノ件）

これらの諸法令はそれぞれ獨逸戰時賃銀體制の基本原則を規定したものであるが、次には主として戰時經濟令第三章を中心として解說を試みる。

(一) 勞働管理官（Reichstreuhänder der Arbeit）の權限强化

第十八條に依れば、勞働管理官及び特別勞働管理官（Sondertreuhänder der Arbeit）は勞働大臣の詳細な指令に從つて勞働賃銀を卽時に戰爭によつて惹起された事態に適應せしめ、且つ賃率規則（Tarifordnung）に依つて賃銀、給與及びその他の勞働條件の最高限を定め、これに拘束的效力を有せしめる權限を委任されてゐる。然し勞働管理官は賃銀形成令（一九三八年六月二十五日附 Lohngestaltungsverordnung）に於て、右と殆んど同樣の目的から、個々の經濟部門に於て、賃銀の最高及び最低限度を拘束力を以て確定し得べき權限を付與されてゐるのであるから、本戰時經濟令の規定は必ずしも新規のものではない。唯、賃率規則に於ては、個々の經濟部門に限定され、從つて、原則的に最低賃銀のみが定められ、事實上從業員の爲めにこの限度を超える狀態にあつたが、戰時經濟令に於ては勞働管理官の權限は一般經濟の全面に擴大され、從つて賃銀の最高限度最低限度共に絕對に破り得ない賃率規則を定め得るものとなつたのである。

勞働管理官のこの强力な賃銀統制權は、從來の所謂「誘惑賃銀」の排除、一切の賃銀規正の具現化の目的を以て確立されたのであつて、これは後述賃銀停止令の前提を成すものである。

更に、勞働管理官は、社會政策的見地より單に賃銀統制のみならず、その他の勞働條件の統制特に經濟生活及び勞働生活の一時轉換に際し、告知期間の統制權を付與されてゐる。

戰時經濟令第三章及び一九三九年九月十六日附同令第一次施行規程がこれを規定する。この施行規程に依れば、經營が戰爭狀態の影響を蒙り、休業、操短、轉業の場合には何れも、勞働管理官若は特別勞働管理官は、各從屬者毎に、又は各經營の總從業者毎に既存の告知期間の短縮を命ずることが出來る。操短實施通告期間の取扱も亦同樣である。既に支拂期に到達した報酬についても法律規定其の他と異る定を爲すことが出來る。

(二) 賃銀引上げ對抗措置

獨逸の戰時賃銀體制の本質的・中樞的部分を成すものは、この賃銀引上げ對抗措置である。この措置は就中、最近に於ける經濟的緊張の結果生じた賃銀の上り過ぎを除去する爲めに採られたものである。但し、ここでは賃銀及びその他の所得を不必要に平均しようと云ふことは決して意圖されてゐない。唯、ヒトラー總統は何人も戰爭で儲ける者があつてはならぬと云つた。これは次項に於て述べる價格形成に關する規定も、固よりこの最高原則の下に考察されなければならない、が、この原則は本來戰時特別賃銀制に關するものである。

賃銀引上對抗措置は、(イ)一般的賃銀額の停止、(ロ)割增賃銀の廢止、(ハ)企業者利益の規制等に分れる。

(イ) 一般的賃銀額の停止は、一九三九年十月十二日附第二次施行規程に基いて斷行された。本令を以て、本令公

布日のたる一九三九年十月十六日現在の賃銀、給料率（家内勞働に於ける報酬を含む）並にその他の規則的に行はれる給與乃至は一回限りの給與等は釘付けされ、引上げも引下げも許されなくなり、唯例外として法令、勞働管理官の命令に依る場合は引上げを許され、勞働管理官の同意あるものにして、行爲に條件附けられざる報償はこれを引下げることが認められた。更に、先づ賃銀停止に依り現狀を維持し、そして戰爭景氣の爲めに國民經濟を攪亂されぬやうにする目的を以て、賃銀改訂の措置も採られたのである。卽ち勞働管理官及び特別勞働管理官に依り、戰爭によつて條件附けられた關係に基く勞働については、新たに改訂が行はれた。これは最低でなく、最高を定めたものである。尤も、これは一般的に勞賃體系の再建をやつたのではなく、景氣の變動を防ぎ徐々に個々の場合から改訂してかからうと云ふのに過ぎない。又既に試驗濟みの出來高賃銀の變更は認められない(同令第二條、第三條)。

尙、既述の如く、獨逸の戰時賃銀政策の目標は、必ずしも、一切の勞働所得を妨げ、一切の勞働所得引上げを妨げ、一般的勞賃引下げを斷行しようとするに在るのではない。不必要な引下げは行はない方針なのである。從つて高能率、家族手當賦與に因る勞働所得の增加、勞働時間の延長、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の實施等に因る增給等は戰時下にあつても認められるのである。從來からの賃銀原則の大綱は、戰時下と雖も事情の許す限り認められなければならないからである。

（ロ）割增賃銀の廢止については、初め戰爭勃發當時は、非常に愼重に考へて超過勞働時間、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働に對する割增賃銀は支拂はなくともよいことにしてあつた。然るに、戰時經濟令が制定せらるるに及び同令第十八條第三項に依り、愈々平時經濟から本格的戰時經濟への移行の爲め、割增賃銀の支拂は廢止せられ、九時間、十時間勞働に對する割增賃銀の支拂は爾後これを行はさるものと定められた。而してこの爲め生じた餘剩金額

は國庫に歸屬することとなつたのである。又これと關聯して、經營從屬者に對する社會政策的支出は法令や賃率に强制規定あるとき又は慣行上のものに限り、極めて節約的に、經營遂行上必要と認められる限度に於て認められることとなつた。其の他の手間賃や運賃等についても同樣の措置が爲されたのである。

この割增賃銀の廢止に依り、勞働所得を適當な程度に迄還元することは社會的公平への一步前進を意味し、價格引下げを可能ならしめ、且つ戰費調達を容易ならしめるものである。然し、固より割增賃銀は廢止されても前述各種の勞働に對する正常の定賃銀は支拂はれるのである。

元來、超過勞働（殘業）所得にしろ、夜間勞働（夜勤）所得にしろ、これらは一般勞働所得中でも重要な部分を占めるものである。又夜勤、殘業等は平常でも必要であり、殊に戰時下、從屬者の應召等の爲め、三交制から二交替制になつた工場も少くなく、生産擴充、能率增進の點からも割增賃銀の給與は必要なものである。それにも拘はらず、斷固として割增賃銀の廢止を實行したところに全體主義ナチス戰時經濟政策の一端が窺はれる。

だが、この割增賃銀の廢止は、實施後三箇月に至り、緩和された。

一九三九年十一月十六日附戰時經濟令第三章補充令に依り、同年十一月十六日以降、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の割增賃銀の復活を見た。

又、一九三九年十二月十二日附勞働保護令の制定に依り、超過勞働の割增賃銀も、一日十時間以上に亘る超過勞働割增賃銀額二五パーセンとの二條件附で復活された。

更に、一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令に依り、一般的に超過勞働の割增賃銀は農林業關係に於てのみ支拂はれることとなつた。

（八）　前段の割增賃銀の廢止と相關聯するものに企業者利益の規制がある。戰時に於て企業者の超過利潤は嚴重に制限せられ、一般と同樣犧牲を忍ばねばならない。從つて、割增賃銀の廢止による各經營の勞務費（人件費）の大削減は決して當該經營の利益を主眼として爲されてはならぬ。一般公衆の利益を主眼としなければならない。後章第二十三條第一項はこの趣旨を闡明し、勞務費の一切の節減をば、滯遲なく、これに相當する價格引下げに利用すべき義務を企業者に負はしめてゐる。

從つて、各種の物及び給付の價格及び報償については一九三九年十月四日以前のものに對し、勞銀の節約が行はれた限り、一般的に引下げなければならない。私的需要及び行爲に關しては初めのうちは引下げが行はれなかつたが、これは勞銀の低下による餘剩利益は企業者から國庫へ收納してしまつたからである。反之、公共的需要の物及び行爲については、初めから一部分の場合については實施されたのであつた。戰時經濟令は更に規定して、一九三九年九月四日の狀態に比較して賣主又は行爲義務者がより安く又はより有利に取得し得るやうになつたときは、物及び行爲に關する價格及び報償は直ちに引下げねばならぬこととしたのである。

（三）　休暇の停止及び勞働管理官の秩序罰權

戰時經濟令第十九條は休暇の暫定的停止を規定する。休暇停止も、割增賃銀の一時的廢止の場合と同樣、戰時に於ける犧牲負擔の均衡の根本原則に依り、銃後國民勤勞層に對しても戰線の兵士と同樣な犧牲的精神の具現化を要求したものである。、尙休暇の復活實施、休養期間の恩典を認むべきや否や等に關する詳細なる具體的規定は、同條後段に依り、勞働大臣これを命令する。

勞働管理官の秩序罰權については戰時經濟令第二十一條第一項にこれを規定し、同令第十八條乃至第二十條違反行爲に依り、過當の賃銀若は給料を約束若は付與し又は約束若は付與せしめたる者に對しては勞働管理官若は特別勞働管理官は、無制限の金錢による秩序罰を科し得ることにした。この點に對する詳細の規定としては、一九三九年十二月二日附戰時經濟令第三章第三次施行規程及び一九四〇年四月十日附第四次施行規定がある。

四 戰時價格政策

(一) 概　要

ナチスの價格政策の特徴は、賃銀政策のそれと同樣、價格及び賃銀の決定を、純私經濟的のものから切斷し、國家としての經濟的動向にいつも歸一せしめてゐることに見られる。第一次四箇年計畫、第二次四箇年計畫を通じ、强力なる國防國家體制を完成し、全面的再軍備經濟確立の目的の下に、右の如き方針を以て、價格問題乃至物價問題を組織的、計畫的に處理し來つたのである。

抑々ナチスの所謂價格政策(Preispolitik)の發端は一九三六年十月二十九日附價格形成國家委員の任命(Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans—Bestellung eines Reichskommissars für die Preisbildung)である。この價格形成國家委員は國民經濟的に適正價格を維持すべき責任を有し、價格形成に關する限り、大臣以上の地位を保ち、包括的な權限を有し、就中、價格引上げ禁止の命令制定權を有してゐるのである。彼は、有名な價格停止令(一九三六年十一月二十六日附、Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen)を發布し同年十月十八日現在で、一切の物價を一應釘付けにし、經濟部門に於ける一切の適正價格の組織的形成を行つて來

たのである。

かくして、四箇年計畫の樹立以來、價格停止より積極的價格形成へと突進した。價格形成國家委員は、戰時價格諸制の基本的前提たる命令即ち所謂國民經濟上適正ナル價格形成ノ諸原則ニ關スル命令（一九三九年八月二日附、Verordnung über Grundsatz zur Bildung volkswirtschaftlich gerechtigter Preise）を開戰直前發布したのである。本令は、(イ)價格の公定は、賃率規則若は勞働管理官の確定したる賃銀及び給料を基礎とすべきこと、(ロ)經營從屬者一般に對する社會政策的費用は、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則に背馳せさる限度に於てのみ考慮すべきこと、(ハ)工作材料及び補助材料、運賃其の他の費用も、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則と一致する限度に於てのみ認めらるべきこと、(ニ)拘束價格（gebundene Preise）の高さは、最上級及び最下級經營を標準とすべきでなく、平均中級生產能力の工業經營を標準として決定すべきことの四原則を規定してゐる。因に本令の施行日は九月一日であるが、本格的戰時法規としての役割は次に述べる戰時經濟令第四章がこれを演ずることになつたのである。

(二)　戰時經濟令第四章

(イ)　戰時經濟令は第二十二條に於て、戰時に於ける價格決定は、凡ゆる物資や凡ゆる種類の給付の價格及び報償は、戰爭遂行の義務を有する國民經濟の原則に準據して決定を見るべきものだと云ふ趣旨に於て爲さるべきことを闡明した。ここに戰爭遂行の義務を有する國民經濟とは、各國民の銃後に於ける大きな義務に對して、凡ての國民の力を確立し、規律された經濟生活の實施の保障を與へることだと稱してゐる。故に戰時に於ける正當なる價格と

は、例の第一次大戰後見られた停止價格（Stoppreis）ではないのである。要するに、國民生活を健全ならしむる爲めの價格なのである。その爲めに、第一に生活必需品の値上げを禁止し、特に戰爭を當てこんだ値上げは嚴禁し、第二に公猛の要求するもの殊に國防軍の要求するものの價は可及的引下げさせる措置を採つたのである。かくして、停止價格は原則的には其の從來の保護的作用を失つたものと看做さねばならない。本令の施行に依り、自己の價格が價格停止令の停止價格以內に在ることを援用し得なくなつた。この停止價格が、其の當時の事情の下に於ては是認し得ない程高いと認められるとき、若は費用減によつて過度に高くなつたときには戰時經濟令第二十二條に基いて引下げられなければならない。

更に、戰時に於ては、何人と雖も、私的財產及び經營財產の滅失を避けることが出來ないのであるから、例へば價格計算に一般的戰爭危險、例へば戰鬪行爲又は敵國との經濟戰に依る經營停滯の危險に對する保險料を挿入すると云ふことは、戰時經濟の原則と一致し得ない。このことは復員時の使命の爲めの特別貯藏についても妥當する。又施設若は原料及び製品のストックが敵軍の行爲に依つて破壞されることに因る實際の損失及び補充品調達費を算入することが迂路を經て價格に影響を及ぼしてよいか否かも疑はしく思はれる。然し、これについては價格安定に依るこの自助的方法と何れかの企業が故意に過失なくて全部又は一部敵軍の行爲の犧牲となる場合に用意される公の補助及び補償金の範圍とを嚴格に區別することが適當である。

然し、固より所謂戰時義務的國民經濟の原則の適用は、各經濟部門の特性を十分に考慮してなされなければならない。これについては一般的原則が唯二三の重要な價格要素についてのみ與へられ、詳細なる規定は留保されてあることが注目される。

（ロ）　第二十三條乃至第二十四條の所謂節約經濟遂行の原則による價格規正の闡明である。

第二十三條第一項は賃銀と價格との關係に於て、勞務費節減に因る價格引下げの强制は、所謂「惡循環」を避ける上に絕對的必要性あることを闡明してゐる。

同條第三項は物價算定上考慮を要すべき社會政策的費用の限度を規定してゐる。元來、社會的費用（Soziale Zuwendungen）は過去に於ては、節約主義の經濟遂行を以てしては到底採算に合はぬ迄に高められたものであるが、これが一般購買者層に轉嫁されて、高物價となつて行くとすれば、明らかに、國民經濟上重大性を帶びて來るのである。この危險性を防遏する爲めに本規定が設けられたのである。

同條第三項は戰爭に因つて困難となつた事態の下に於て、工場原料及び補助原料等の資材調達に當つて、如何にすれば供給の一時的困難が最も公平に解消されるかを規定してゐる。「今日に於ては貨幣は何等の役割をも演ずるものでない」との原則は獨逸に於ては承認されてはならない。企業家が、物資不足に刺戟されて、貨幣の無力を盲信し、金に飽かして物資調達に狂奔すること程戰時經濟の運營を阻害するものはない。必要もないのに生產物を極く短期間に且つ過剩に製造すること又は工場原料、補助原料に高い價格を支拂ふことは獨逸の戰時經濟統制に矛盾するものであると云ふ趣旨の下に本項の規定が設けられたのである。但し、國策上必要な例外の場合に大規模な價格騰貴が强要せられるときの例外的措置については、戰時經濟令第二十八條が其の法的基礎を成してゐる。

倘、戰時經濟令第四章施行令の規定する、第三章戰時賃銀と第四章との關係は前述した（戰時賃銀體制の解說參照）。

（ハ）　戰時經濟令第二十五條は本令の價格規正と所謂拘束價格との關係を規定してゐる。先づ、戰時經濟令は價格

拘束及ビ生活必需品價格引上禁止ニ關スル命令（一九三四年十一月十二日附 Verordnung über Preisbildungen und gegen Verteuerung der Bedarfsdeckung）の意味に於ける拘束價格の特殊性を奪つてゐないと云ふことが注目される。從つて團體員の經營に於ては賃銀費用及び引渡費用の低下によつて價格の引下げを各別の場合に爲すべきではなく、團體の全員に付同一額でこの價格引下げを爲すべきである。從つてカルテル價格なる原理には何等の變更もない。然し、拘束價格を中級經營の費用に準ぜしめ、以て左前の者の給付能力の不足に基いて生ずる差益利潤を將來には廢止し、又は著るしくこれを制限せんとする目的は本經濟令に依つて規定された。即ち本條第一項は或種の物資の價格によつて其の種の價格拘束が唯一の經營原價的基礎となつて、不當の高價格となつたものがあつたので、これが引下げを企圖したのである。第二項はカルテル價格を規定したもので、法律上の地位若は事實上の關係に基き又は其の經濟的重要性の爲めに、十分なる競業者なき經營に對し、絕對的な價格引下げの義務を負はしたのである。

（ニ） 第二十六條は、例へば、甲生產段階から乙生產段階への移行が相當長いコースをとる場合の價格引下げは、單に甲段階のみでなく、次の乙段階でも繰返し行はれねばならぬと云ふ當然の趣旨を明示してゐる。

（ホ） 第二十七條は戰時經濟令と價格停止令との關係を規定した。即ち戰時經濟令實施下と雖も、同令第二十二條の大原則のみに依り、價格停止令上必要とされた許可を經ることなくして價格引上げを爲すことは出來ない。

五、結　言

以上に於て戰時經濟令を中心とし關係法令を參照しつつ、特に今次大戰勃發當時の獨逸の粗稅政策・賃銀政策・

價格政策の解說を終るが、尙詳細については、後揭各關係法令によって直接檢討され度い。

第二章　勞働法及び關係法令概觀

今次大戰に入つてからのナチス勞働法は、(一)經營從屬者の雇傭及び解雇、(二)勞働時間、(三)賃銀及び給料、(四)休暇(五)勞働奉仕及び緊急勞働、(六)失業扶助の六項に大別して考察し得る。

一、經營從屬者の雇傭及び解雇

(1) 概　觀

(イ)　勞働局による勞務移動の監督

勞働の國家的統制は、周知のように勞働配置に於て典型的に示されたが、今次大戰は何よりも先づ配置法の強化を招來した。一九三九年九月一日附勞務移動制限ニ關スル命令、一九三九年九月六日附第一次施行令によつて、勞働力の創造的把握及び計劃的指導のための準備がなされた。これにより勞働關係の發生及び解消については勞働局の同意を得ることが必要となつたが、勞働局の同意はその他の國策的需要に對して優先權を與ふべきこと勿論であり、賃銀問題等に就いては勞働管理官と協働すべきである。勞務移動制限に關する從來の規程は戰時に入つてからの法令により效力を失ひ、左の點のみが效力を有するものとなつた。

(ロ)　告知期日及び告知期間

一般に普通の場合は、告知期間を廢絕することは許されぬ。戰時に於ても同樣の原則が堅持される。(戰時經濟令

第一次施行規程）。

經營の閉鎖、縮少、變更の場合も告知期間をなくする事は出來ず、只勞働管理官又は特別勞働管理官に申請して告知期間の短縮を行ふことを得る。操短實施通告知期間も同樣である。この場合の補償金の支拂に就ては、法律その他の規律（賃率規則、經營規則、契約）と異る規定を設くることを得、特定の賦課の履行によつて告知期間を短縮する場合は、當該從屬者の利益のために、獨立に賦課の支拂を行ふべきである。

⑵　雇傭の場合の規定

雇傭は豫め勞働局の認可を要する。認可を要すべき部門は、一切の公私の經營及び一切の行政體、一切の世帶（十四歲未滿の子供を抱ふる世帶を除く）、親族經營であつて、農業經營及び鑛業經營（但しそのうち最近迄、勞働手帳に發錄後農業に從事したる者を除く）は之を除外する。被適用者は、勞働者、職員、徒弟、見習實習生に亘る。疑義は凡て勞働局が法律の手續を經て決定する。

同意の申請は經營指導者之を當該勞働局に之をなす。

⑶　勞働關係解消の場合の規定

解約告知は豫め勞働局の同意を要する。豫め同意を得ざる場合は無效である。特別例外の場合には勞働局の事後承諾を以てする。例外の裁定については、國防經濟の必要に從つて決定する。

同意を受くべき場合は、經營指導者、從屬者、見習、實習生、家族が告知をなす場合である。

同意の申請者は告知をなす者である。

(4) 勞働關係解消について認可を要せざる場合

相互協定の場合、經營閉鎖の場合、試驗乃至補助勞働の場合には認可を必要としない。疑義の場合は勞働局が之を決定する。

勞働關係解消の認可を要せざる場合は、退職者は即時當該勞働局に屆出の義務を負ふ。

(5) 海員

海員（職員を除く）の雇傭の場合は、海員局の許可を要する。勞働關係解消の場合も同じ（一九三九年九月十九日附布告）。

(6) 例外の許容

勞働大臣は、經濟部門、經營、世帶、人につき例外を認めることを得る。又同大臣は農業勞働局長にこの權限を委讓することを得る。

(7) 刑罰

許可乃至屆出義務に關する規定に違反し又は之が脫法をなしたる場合、並びに勞働關係（徒弟關係も含む）の合

法的解消前に從業を廢したる場合は、禁錮及び罰金乃至はその一に處す。

二、勞働時間

戰時中は、勞働力の最大の緊張が要求される。戰時中勞働保護法の規定の停止もそのために行はれた（一九三九年九月一日附勞働法關係規定改正及補充令）。改正の權限も與へられ（同令第五條乃至第七條）、一九三九年十二月十二日附勞働保護令、一九三九年九月十一日附勞働大臣布告、一九三九年十二月十二日附布告も伺れも勞働力緊張要求の現はれとなつた。

(1)　十八歳以上の男子勞働者及職員に付ての規定

一日八時間勞働の原則は基本的には確保されてゐる。但し十時間の最大勞働時間迄は、必要な超過勞働は認可なくしてなし得、尙更に十二時間勞働も一定の場合（正規的且つ著るしき勞働準備（交替のための待期）の存する場合）は認められる。その他の場合は一々許可を要する。

勞働時間條例、パン製造所及菓子製造所勞働時間法、病院勞働時間令、營業條例（第百二十條f）は廢止された。休止、休憩、休日については、從來の規定は廢止されない。六時間を超ゆる勞働時間にだては、少くとも三十分の休止、乃至は十五分の休止二回をなすべく、之の間從業せしむるを得ない。認可を要せざる一定の十二時間勞働（正規的且つ著るしき勞働準備ある場合）も又二時間の休止なすを要する。

中斷せられざる休憩時間及び法律によつて規定せられたる休日に關する規定も效力を有する。

夜間製パン勞働禁止、日曜勞働に關する規定も又爾餘の保護規定と同樣效力を有する。

女子及び年少者に關しては、男子勞働者及び職員の保護規定が又適用されるが、勞働大臣は、個々の經營に關し保護規定を改正又は廢止することを得る（一九三九年十二月十二日附勞働大臣布告）。

⑵ 女子及び年少者に付ての規定

（イ） 女子及び十六歳を超ゆる年少者の勞働時間

緊急の場合には一日十時間迄、但し一週五十六時間を超えざることを條件として、勞働時間を延長することを得る。但し、妊娠の最終の三ケ月及び產床中の女子は例外とす。夜間勞働は緊急の場合許可を得たるときの他禁止する。

職業教育時間は勞働時間に算入する。

緊急の場合は年少者をして超過勞働に從事せしめることを得るが、之により土曜日及びクリスマス乃至新年祭の前日に於て十四時以後從業せしめるを得さる經營に於ても右の時間後に從業せしめることを得ることとなる。その他の場合には、超過勞働に從事せしめられざる年少者に付、每週土曜の自由なる午後の時間の代りに、土曜以外の週日の十四時以後の午後又は十四時迄の午前の時間を自由時間となすことを得る。この規定は、從來土曜の午後に午前を自由としたる場合は每週午前を自由とすることが許されるに到つてゐる。然し之は緊急の場合に限られる。

年少者を使用し得たる事業部門例へば接客業の如きものにも適用される。又かゝる事業部門に於て隔週每に土曜の數交替制經營に於ては、六時より二十三時迄の現行規定の他、五時より二十二時迄、許可を受けたる場合は七時

より二十四時迄とする事を得る。正規の交替作業に於て早番遲番に出る女子勞働者及び年少者は、緊急の場合は五時より二十四時迄勞働時間を延長することを得る。

健康に有害なる勞働の場合は、緊急の場合と雖も勞働時間の延長をなすことを得ない。

（ロ）十六歳未滿の年少者の勞働時間

緊急の場合は、職業教育の時間を含めて、一日十時間迄となすことを得る。但し、職業教育時間を除いて一週四十八時間を超えることを得ない。土曜の午後の自由時間の代りに、例外として、他の週日の午後又は十四時迄の午前を自由時間とすることを得る。

（ハ）休憩時間

從來の規定と異り休憩時間は、勞働時間が六時間乃至九時間の場合は三十分、九時間以上の場合は一時間、六時間迄は休憩時間なしとする。

又勞働には、繰り返し小休止を設ける必要がある。然らざる場合又は著るしき肉體上の緊張を伴ふ仕事乃至は劣惡なる勞働條件の下に行はれる作業の場合は休憩時間は從來の規程によつて行ふを要し、四時間半乃至六時間の勞働時間の場合は二十分、六時間乃至八時間は三十分、八時間乃至九時間は四十五分、九時間以上一時間である。

(3) その他の規定

その他の保護規程及び例外規定については、一九三九年十二月十二日附勞働保護令第四條、第六條並に同日附勞働大臣布告第四款乃至第六款に詳しい。

三、賃銀及び給料

戰時經濟令第三章は、戰時賃銀を規定してゐる。之には本來の戰時規程ではなく、一九三八年來の所謂賃銀政策の繼續とも言ふべきものが含まれてゐる。一九三八年には勞働力の不足が見られ、勞働給付に相應せざる賃銀騰貴を來した。從つて四箇年計畫受託官は、一九三八年六月二十五日附賃銀所得令を以て、勞働管理官に對し、賃銀給料の上昇を規整する權限を附與した。現行の戰時賃銀規定は、この平時の方向を强化し、戰時目的に合するようにしたのである。戰時に於ても、勞働に對して適正なる賃銀が支拂はれ、何人も不當の利得を得ることがあつてはならぬ。何人もその全勞働力が、平時にまして、協同體に奉仕せねばならぬことを自覺しなければならぬ。勞働に對して適正なる所得が確保されねばならぬと共に、又全體のために捧物をも提供しなければならぬ。即ち從來必要とされたこの捧物は、超過勞働・日曜勞働・夜間勞働に對する賃銀の增額の拋棄といふことであり、又休暇の拋棄といふことであつた。然し今次大戰後十週を經た後に、この規定の最初の緩和が行はれた。日曜勞働および夜間勞働に對する手當が再び支拂はれることとなり、十一時間以後の勞働に對する超過勞働手當も又支拂はれることとなつた。一九四〇年には休暇も再び行はれることとなつた（前章三戰時賃銀體制の一般的敍述參照）。

(1) 勞働の報酬を戰時に適應せしめる諸對策

勞働大臣の命令によつて、勞働管理官及び特別勞働管理官は、勞働の報酬を戰時關係に適應せしめることとなつた。勞働管理官及び特別勞働管理官は、賃率規則によつて、賃銀、給料その他の勞働條件を上から決定して即時施行することを得る。この場合、賃銀の規律は賃銀形成令によつて根本的に決定され賃銀停止を遵守する。

(イ)　經營指導者による賃銀形成の禁止

經營指導者は、賃銀を變更する權限を有しない。これは一九三九年十月十二日附戰時經濟令第三章(戰時賃銀)第二次施行規程に定められ即日施行された。この場合管理官には認可權が留保されてゐる。

一九三九年十一月七日附勞働大臣行政令により左の事項が命令された。

1、現行の賃銀及び給料率(家内勞働の報酬も含む)の引上げも引下げも禁止する。「現行の」とは事實上支拂はれてゐる率を指す。この率が、法律、賃率規則、經營規則、勞働管理官の命令に反するものなるときは、之を適用しない。この場合は、これらの法令により最低又は最高所得に關する停止が適用され、その他の率は無效である。

2、法律に基く給與は之を增額することも減額することも許されない、給與とは、小兒手當、業績手當、利潤分配、災害手當、クリスマス手當、淸算手當、解散手當等を謂ふ。

3、企業家は、所得稅戰時割增金その他の戰時賦課金を徵收すべきでない。實質賃銀協定の場合は特に然りで、これによつて、勞働報酬の引上げが行はれることとなる。

4、一回限りの給與、增額、賞與、手當等も許されぬ。但し、從屬者の重病、家族の不幸その他緊急なる場合は報酬の引上げが增額とならざる場合は許される。從屬者の家族に對する自發的扶助は賃銀停止には入らぬ。

5、昇給は許される。通常慣習的に之が行はれるときは勞働管理官の認可を要せぬ。

6、出來高賃銀の變更も禁ぜられる。

7、新從屬者の採用の場合は、通常慣習的なる賃銀乃至給料率を以てする。

8、新設の經營乃至經營肢體の場合の規定も存する（法令參照）。

（ロ）勞働管理官又は特別勞働管理官による賃銀形成

賃銀停止令に對する例外は、緊急の場合及び勞働報酬の維持が經營勞働を危殆に導く場合にのみ許される。この場合は、勞働管理官又は特別勞働管理官がこの例外に關してのみ許可を與へ、然して新賃率規則を公布する。新賃率規則を公布する。新賃率規則の規定は、勞働條件を改善するか改惡するかの如何に關せず適用されることとなる。從來の規程は之により無效となる。但し賃銀形成令に基き最高賃銀が決定されてゐる場合は、之を適用する。

(2) 超過勞働に對する賃銀割增の中止

かゝる割增は全く中止された。戰時經濟令は先づ一切の割增の拋棄を要求したのであつたが、今日では、この規定が緩和され、九時間及び十時間勞働に對しては他の勞働時間より高い賃銀を拂ふことは許されないが、十一時間以後は割增を支拂ふ。

(3) 賃銀節約の利用

一九三九年十月十一日附命令により、賃銀節約額は、經營指導者のためではなく、獨逸國民のためにのみ、使用すべきことと定められた。賃銀節約は、管理官による正規の賃銀の引下げによつても、超過勞働割增の節約によつても、之をなすことを得る。之を獨逸國民に役立つものとなすためには、商品の價格引下げに役立たしめるために使用するか、國家に收めるかしなければならぬ。

（イ）賃銀節約による價格引下げ

1、管理官の命令による正規の賃銀の引下げによる賃銀節約――これは、經營指導者の裁定によつて價格引下げに振り向けるべきではない。然らざるときは統一的價格水準が阻害されるからである。かゝる價格引下げは、命令ある場合にのみ行はれるもので、それまでは、國家に收められる。

2、割增の停止による賃銀節約――この節約は價格引下げには適しない。蓋し之は戰時にのみの命令であり戰爭後には存在しなくなるからである。從つてこの節約はライヒ金庫に納付すべしとの命令が出てゐる。

（ロ）ライヒ金庫への節約の納付

一九三九年十月二十五日附財務大臣回章によつて、左の事項が規定された。

1、納付額――節約額は、管理官の命令によつて正規の賃銀の引下げから出されたものも、割增停止から出されたものも、凡て國家に納付される。その期日は一九三九年九月四日以降である。割增支拂の停止により得られた節約は正確に算定するを要する。管理官の命による報酬引下げより得られた節約も算定を要する。算定に困難あり且つ經營指導者に情狀斟量すべき點ある場合は總額を納付することを得る。

2、納付者――納付者は企業家である。五人未滿の勞働者を使用する者は納付の義務を免れる。義務免除は、農林經營、ライヒ、ラント、協同體、協同體聯合、ナチス黨等にも適用される。

3、納付義務の事實上の免除――節約の納付が財及び勞働の價格引上げを來たすときは價格形成委員會又は價格形成局は企業者に納付義務の全部又は一部を免除する。之が決定は財務局が行ふ。免除する場合は、例へば從

來何等の超過勞働も行はれぬ如き場合である。

4、納付義務の中止——價格形成委員會の命により報酬が價格引下げを行ふために使用されるときは、納付義務は中止される。企業家は、財務局に對して、その賃銀節約が價格形成委員會の指示により自己の經營の價格引下げに使用したる旨を報告しなければならぬ。

5、その他——節約額は賃銀帳簿に明記する。

(4) 罰　則

賃銀停止違反の場合は、勞働管理官又は特別勞働管理官の決定により、秩序罰（無制限の罰金）を課せられる。企業家が納付義務に著るしく違反したる場合は、一九三九年六月三日附命令により刑罰を課せられる。

四、休　暇

戰時經濟令によつて休暇に關する規定及び協定は一時無效となつた。これに關する詳細な規定は、勞働大臣の命令に留保された。

戰爭第一週には嚴格な休暇禁止が行はれたが、一九三九年十一月十七日付休暇再開始に關する勞働大臣命令により一九四〇年一月十五日から、これは廢止された。

(1) 一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日まで有效なる規定

（イ）　一九三九年九月四日以前に得たる休暇要求は無效九月四日前に休暇要求を得たる從屬者は、一九四〇年一月十五日以前にはこの要求を實現出來ない。右は例外なく適用される。從つて

1、年少者の法令に定められた休暇權

2、賃率規則に定められた休暇權

3、自由協定に基く休暇權

に適用される。

（ロ）　休暇停止中は新たに休暇權を得ることなし

一九三九年九月四日から一九四〇年一月十四日まで年少者保護法に基く年少者に對しても賃率規則又は協定に基く他の從屬者に對しても休暇權は新たに與へられなかつた。從つて自發的に休暇を與へることも禁止された。最廣義の賃銀、俸給――この内には休暇賦與も含まれる――を約束し又は與へ、又は約束せしめ又は與へさせた者は處罰される、例外に就ては下揭參照。

（ハ）　休暇權の金錢による補償なし

一九三九年九月四日以前に獲得せる休暇權を實現することは許されぬし、新たに要求することも出來ぬから、他の給付形態、特に休暇代償金支拂の形態による補償も與へてはならぬし又要求してはならぬ。例へば一經營より退

職し、賃率規定に從ひ與へられなかつた休暇に對し普通ならば休暇賠償金を要求しうる者は、この要求を實現出來なかつた。

既に一九三九年九月四日以前に獲得せる賠償金要求は、そのまゝ手を觸れられぬ。つまり、例へば一九三九年八月三十一日に退職し、退職前に休暇權を行使しなかつた者は、この場合賃率規定により承認された休暇賠償金請求權を得るのである。

（ニ）休暇禁止の例外

自發的な休暇賦與は、個々の場合特別な根據から緊急に必要なりと認められた場合は、休暇權が既に獲得せられたるか否かに拘らず認められた。その根據次の如くである。

一、個人的根據

1、從屬者の近親死亡せる場合、妻の分娩、又はその他緊急事件

2、健康回復又は健康毀損回避の爲緊急必要なる場合

二、物的根據

1、經營閉鎖又は制限の場合、從屬者を經營内にて又は經營目的の爲に過大な勞働を以て操業せしむる可能性の存在せぬ場合。

2、戰爭狀態に基く從屬者の解雇に際し、從屬者が特に損害を蒙れる場合、この場合過渡期間を繋ぐため金錢による休暇の賠償も與へることが出來た。

(2) 一九四〇年一月十五日以後の規制

（イ）休暇規定は再び有效

一九四〇年一月十五日以降すべての規則と協定（青少年保護法、賃率規則、契約）は、再び有效となる。從つて一九四〇年一月十五日以降獲得せる休暇權は行使し得る。

これに反し自發的休暇に關する新協定は、當該休暇が同種經營に於ける同種勤務契約に際し普通に行はれてゐる以上の場合は、認められない。

（ロ）休暇權の獲得

1、一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日に至る期間内に休暇權を獲得し得ざりし者にして、當然獲得すべかりし者は、一九四〇年一月十五日にこの權利を得る。

2、一九四〇年一月十五日以後の休暇權獲得に當つては、一九三九年九月四日より一九四〇年一月十四日に至る期間は待機期間として計算される。

（ハ）休暇權の行使

1暇、休賦與の時は經營の都合に從ひ經營指導者が之を決定する。この場合一年に亙る休暇を配分するやう特に考慮される。

2、一九三八年及び一九三九年度の未行使の休暇權は遲くも一九四〇年六月三十日までに與へられねばならぬ。

これ以前には失效することなし。既に賦與された休暇は計算に入れなればならぬ。

(ニ) 金錢による補償なし

この原則は依然存續する。戰時狀態の爲に例外的に休暇賦與が不可能の場合、勞働管理官は全部又は一部の補償を許可し得る。

(ホ) 勞働管理官は勞働大臣の指令により異例的補足的規定をなし得る

(ヘ) 疑義は行政處分にて決定し得る。

五、義務勤務及び緊急勤務

(1) 義務勤務

義務勤務は戰時制度ではなく、既に四箇年計畫に基き一九三八年採用され、一九三九年春新たに定められた。これは特に國策上重要な任務の勞働力需要を確保するものである。これによれば、雇傭主又は獨立營業者たるに拘らずすべての男女は、四箇年計畫受託官が特に重要且つ緊急と認めた時間的に限られた又は限られざる勞働に服せしめられる。

勤務義務者が雇傭關係にある場合、時間的に限られたる義務にあつては休暇中と認められ、解雇されぬ。時間の

限られざる勤務義務の場合、從來の雇傭關係は消滅する。

(2) 緊急勤務

一般的義務勤務を補足する爲、公共の非常事態防衛に就き國内の全住民は一定期間緊急勤務に服せしめられる。これらの非常勤務は、行動、忍耐等を本質とする。この場合勤務義務者は、その所有又は保管に係る物件を實行權利者の要求に應じ勤務に際し使用する義務と權利を有する。緊急勤務は長期（主職業活動三日分より長期に亘る）か又は短期に給付される。

(3) 法源

詳細はすべて次の命令及び布告に基く。

國策上重要事業勞力確保令（一九三九年二月十三日附）
國策上重要事業勞力確保令第一次施行令（一九三九年三月二日附）
國策上重要事業勞力確保令第三次命令――緊急勤務令（一九三八年十月十五日附）
緊急勤務令第一次施行令（一九三九年九月十五日附）
緊急勤務令第二次施行令――緊急勤務義務者社會保險ノ件（一九三九年十月十日附）
緊急勤務令第三次施行令――（長期緊急勤務召集報酬ノ件）（一九三九年十月十四日附）
緊急勤務召集官廳ノ公示（一九三九年七月八日附）

勤務義務者扶助令（一九三九年九月四日附）
勤務義務者扶助令施行告示（一九三九年九月三十日附、十一月八日附及び十二月十二日附）

六、失業者扶助

法的基礎――失業扶助令（一九三九年九月五日附）及び第一次施行告示（一九三九年九月十一日附）

失業者救濟（失業者保險、現在は扶助）に關する諸規定は、その種々な名稱が示す如く獨逸では第一次大戰以來種々なる形態をとつたが、現在は新たに本質的に改變され、勞働配置の必要に應じ簡單化された。

(1) 失業者扶助に對する諸前提

（イ） 個人に對する要求

獨逸國籍又は外國籍を有するか又は無國籍なるか、又は從來雇傭主關係にあるか又は獨立であるかに拘らず、各個人は扶助權を有する。彼が自由意志に依らずして失業中で、勞働配置に服し得、困窮してゐること、これが必要條件である。この個人が失業者保險負擔金を支拂つたか否かは問題ではない。

一、失業中なるも、就業意志ある場合

自由意志によらずして失業せる者のみ失業者扶助を受ける。更に彼が就業意志あり、彼に命ぜられた勞働に就くことが前提條件である。失業者が故意に就業を失ひ又は新たな職場の獲得を放棄せる場合、從來の職場の維持又は

新たな職場への就業が彼の肉體的狀態により又は彼の後の生活と彼の家族の生計を顧慮して要求され得た時は、勞働の意志なしとされる。かゝる勞働意志なきものと認められたる時は、失業者扶助は生計に不可缺な最低限まで引下げられる。この引下げは定期的に期限付で行はれる。失業者が彼に要求された勞働に卽座に就業せんと眞面目に努力することが彼の行動により示される場合、勞働局はこの引下げを撤回せねばならぬ。

二、勞働能力

失業者扶助を要求する失業者は、勞働配置に服さねばならぬ。卽ち彼は勞働能力を有しなければならぬ。この意味で次の場合彼は勞働能力なしとされる。

1、同種類及び類似訓練をうけた精神的及び肉體的に健康な人間が勞働により遂行しうる量の尠くも三分の一を勞働により果たし得ない場合

2、個人的又は契約上の拘束により些細の仕事しか引受けられぬ場合。

右によれば勞働能力なしとされる者を保護する爲、公共的救濟がこれに當る。非社會的要素（勞働嫌厭から勞働の機會を利用せず、又は勞働を獲得する努力を執拗に空に歸せしめる要素）は、請求權を持たぬ。

三、窮迫

窮迫せる者のみ失業者扶助を受け得る。失業者又はその家族が左記の週扶助金に算入さるべき額を越ゆる所得を得る場合、失業者の貧窮は通常全體として又は部分的にも認められぬ。

1、失業者の所得が一週間六ライヒスマルクを越ゆる場合。所得とは金錢又は金錢價値を有する收入をいふ。自由救濟事業又は第三者が失業者扶助の補足の爲に供與する法律的又は道德的義務を伴はざる贈與は、勘定に入れない。

2、法律上の義務により失業者の生活を引受けねばならぬ家族の所得にして、租税、社會負擔金及び求職費を引去つた後一週間二十四ライヒスマルクを越ゆるもの、失業者の家族が法律上又は道德上の義務により全部又は大部分生活を引受けてやる者に就ては、右の二十四ライヒスマルクは一週間につき九ライヒスマルク增額される。この際失業者自身は計算に入れられない。家族扶助法による扶養料は、所得と認められない。

設例――甲が失業する。彼に相當する扶助料は一〇・八〇ライヒスマルクとする。彼は財産の利子として月に九十ライヒスマルク、卽ち週に二十一ライヒスマルクを受け取る。從つて彼は每週自己の所得により六ライヒスマルク以上に十五ライヒスマルク受け取る。この超過額は扶助料を越える。そこで彼は貧窮とは認められない。

乙が失業する。彼に相當する扶助料は、每週四・八〇ライヒスマルクとする。彼は月に三十ライヒスマルク、卽ち週に七ライヒスマルクの地代收入を得る。從つて彼は每週六ライヒスマルク以上に一ライヒスマルクを得る。この超過額は扶助料に及ばない。從つて彼は貧窮と認められる。併し彼は一ライヒスマルクを四・八〇ライヒスマルクに算入せねばならず、每週三・八〇ライヒスマルクを受け取るだけである。

丙が失業する。彼は妻と二人の子供を持つ。彼に相當する扶助料は、追加額を含めて、四・七〇ライヒスマルク（七・二〇、十三・三〇、十二・一〇、十二・一〇ライヒスマルク）とする。彼は自己の所得を持たぬ。併し彼は彼の父――その他に扶助すべき者を持たぬ父――に對し　助料を請求する法律上の權利を有する。父は正味三十六

ライヒスマルクの週賃銀を稼ぐ。これは二十四ライヒスマルクを越ゆること十二ライヒスマルクである。この超過額は扶助料に及ばない。丙は從つて一部分貧窮とされる。併し彼は十二ライヒスマルク（これを彼の父は彼に與へねばならぬ）を一四・七〇ライヒスマルクに加算せねばならず、毎週二・七〇ライヒスマルクを受け取る。

（ロ）期待權、待機期間、扶助期間

1、期　待　權

(1) に要求された失業者扶助に對する諸前提が存在する場合、期待權は最早實現されるを得ない。

2、待　機　期　間

普通はこれはない。

追加手當を受ける資格ある家族を扶養する必要なく又は勞働局への失業申告を充分な理由なくして躊躇せる失業者は、七日間を限り待機期間を與へられる。活動的な獨逸國防勤務又はライヒ勞働奉仕より解除された失業者は、解除と失業申告の間に十三週間以上引續き勞働者又はサラリーマンとして就業した場合にのみ失業者扶助を賦與される。

3、扶　助　期　間

扶助料受須期間の制限は、豫定されてゐない。

2　扶助の範圍

一、扶助の種類

（イ）基本扶助

これは失業者自身に關係する。

（ロ）家族追加扶助

家族追加扶助の支拂を受ける者の範圍は、著しく擴大された。追加扶助支拂の前提條件は、甚だしく制限された。

1、家族の範圍

追加扶助の支拂を受ける家族とは、失業者が法律上又は道德上の義務により扶養せねばならぬ者にして且つ彼が事實上一時的又は些少しか扶助せぬ者に非ざる者である。特に失業者の年少なる兄弟姉妹――その生活が他の彼等の法律上の扶養義務者の給付により確保されてゐない――が考慮される。養子も家族と看做される。

2、家族が自己の力と手段、特に自己の勞力の配置により適正な生活必需品を調達し得る場合、家族追加扶助は與へられない。

（ハ）特別扶助

從來の實例によれば、扶助料が個々の場合不充分なことがあつたので、現在では特別緊急の場合には、特別扶助

を賦與する可能性が與へられてゐる(特に家賃に對し)。

（ニ）扶助料の程度

基本扶助料及び家族追加扶助料は、地區階級及び賃銀階級に從ひ測定され、命令附則に收められてゐる。

(3) 上訴規定

失業者仲介及び失業者保險に關する法律によれば、詳細なる上訴手續が認められてゐた。これは廢止さるべきである。扶助手續に於ける勞働局の決定に對して、決定告知後二週間内に異議申立が許される。異議は勞働局に提出すべきであり、延期は許されない。異議は勞働局長官が受けつけぬ限り、州勞働局長官が裁決する。

(4) 救濟に對する關係

家族扶助料を受領する者は、失業者扶助を要求し得ないが、操短勞働者扶助料請求權を有する（一九三九年十一月二十八日附布告）。

勞働局及び救濟團體の共同に就ては、一九三九年十月十三日附司法大臣及び勞働大臣回章參照。

(5) 操短勞働者

從來の諸規定の總括と簡單化及び一九三九年九月十八日附命令中の扶助料の改良に就ては、公報一八五〇頁參照

第三章　物資徵用法及び關係法令概觀

一、概　　要

戰爭遂行上重要なる意味を有つものに國家的使命ノ爲メノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法）（一九三九年九月一日附、Gesetz über Sachleistungen für Reichsaufgaben）（Reichsleistungsgesetz）がある。これによつて國力の全部を國家の思ふままに戰爭遂行に用ひ得るのである。物資徵用については既に、國防目的ノ爲メノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法）（一九三八年七月十三日附、Das Gesetz über Leistungen für Wehrzwecke（Wehrleistungsgesetz））があつたが、その目的が國防目的（Wehrzweck）に限られてゐるので、今次の如き戰爭に附しては實施上何かと不便の生ずることあるべきを豫想して新たに物資徵用法が制定されたのである。

國防軍經理官及びその他の國家官廳若は國家的任務を委任せられる者は原則として國防目的及び獨逸經濟の統一的指導の目的の爲めに必要な各種の物的給付（尙、人的給付も）を請求することが出來る。この物資徵用は補償を爲すことを要する。尙、法的基礎としては前掲のものの他左の如きものがある。

一九三九年十月二十三日附第一次施行令

一九三八年七月十五日附告示（公報第一部八九七頁）

一九三九年八月三十日附告示（公報第一部一五四一頁）

一九三九年十月十三日附告示（公報第一部二〇三四頁）
一九三九年十月二十日附告示（公報第一部二〇六四頁）
一九三九年十二月二日附告示（公報第一部二三四八頁）
一九三八年七月十六日附暫定的施行告示（國務大臣官報四九三頁）

二、給付の請求

(1) 給付權利者

本法に所謂給付（Leistung）を國家の爲めに請求し得る者は需要官廳（Bedarfsstellen）である。需要官廳としては國防軍經理官、その他の國家官廳若は國家的任務を委任せられたる者である。國家が必要と認むるときは、常該需要官廳から他の人又は官署に權能を委任することが出來る。例へば、生活必需品の配給を爲さねばならぬ緊急の必要あるときは、需要官廳は一定の小運送業者をして一定の運搬業者に運送を爲さしむることを委任するが如きである。

尙、本法第三章（第二十條、第二十一條）は市町村の特別給付義務を規定する。卽ち、給付權利者は各個人に對する給付義務に代へて市町村に對してこれが請求を爲すことが出來る。この場合、市町村は自己に科せられたる給付を、需要官廳と同樣の方法で、その住民に對し、請求を爲すことが出來る。

(2) 給付の請求

（イ） 重要官廳は一定の場合、例へば、土地、建築及び水面の利用、又は動物、航空機、報道施設等を利用するときには直接請求を爲すことが出來る。

その他の凡ての場合に於ては、原則として、特別緊急需要を要すべきときに限り、需要官廳の直接の請求が認められる。

（ロ） 右の直接請求の場合を除き、需要官廳は、常に他の行政官廳の助力に依り、給付の請求を爲すことを要する(第二十二條第二項)。

（ハ） 請求の形式（第二十三條）については需要官廳が直接又は間接に請求する場合共に文書の形式を要する。但し、公告を以てこれに代ふることも出來る。又緊急の場合には口頭又はラヂオ放送を以て爲すことも許される。受領も亦書面を以て行はれる。特別給付については特別規定がある。例へば、馬匹補充令、自動車補充令の如きである。

（ニ） 給付の强制が認められる(第二十四條)。卽ち行政强制を以て給付の請求を爲し得るが、この場合には原則として市長がこれに當る。一般的給付及び特別給付については最高官省がこれを行ひ、自動車については交通大臣又はその受任者が行ふ。義務者の行爲遲滯、拒否等があると代執行を爲す。

（ホ） 給付を確保する爲めに、需要官廳は差押を命ずることが出來る。但し、需要官廳が差押を命ずることの出來るのは、唯、給付を直接請求し得る場合に限る。その他の場合に於ては、當該助力官廳と協議の上これを爲し得るに止まる。

三、給付義務

(1) 給付義務者の範圍

（イ）原則、本法に依り、所謂給付の義務を負ふ者は、國民性の如何を問はず、國內居住者の全部である。外國國籍者、無國籍者も國際法の許す範圍內の義務を負ふ。自然人、法人、公共團體、公法人、人的聯合、社團、財團、凡ての人格者である（第一條）。

（ロ）免除、勞働を免除される者は十五歲未滿の小兒、その小兒の母親、勞働に堪えざる者、七十歲以上の老人、一定條件下の姙產婦、公共の爲めに働きつつある一定地位の人、例へば、大臣、公法上の宗敎團體（第二條第四項第二十八條、第二十九條）、建物として徵用を免除されるもの、電氣工場、病院、官衙等である。

(2) 給付の種類及び範圍

本法第二章（第三條乃至第十九條）は給付の種類及び範圍について規定する。所謂給付は三種に分たれてゐる。一般的給付、特判なる經濟目的の爲めにする給付（以上第三條）、特別給付（第四條乃至第十九條）これである。

（イ）一般的給付。これは、物の使用の許容、動產の權利の讓渡、其の他の權利の移讓及び行使の停止である（第三條イ）。

（ロ）特別なる經濟目的の爲めにする給付。これは、戰時經濟上の必要に基く徵發の如きものである。給付義務者が、商工業、農林業若は交通運輸業を經營する者なるときは、當該需要官廳はこの者に對して、例へば、その所

有占有若は管理に屬する動產又は權利に關し、特定の法律行爲を爲すことが出來る。

（ハ） 特別給付。これは所謂 Manöverleistung として知らるる如く、軍隊の演習の際の宿泊、糧秣の供用、電氣瓦斯、給水所の利用、糧食の提供、經營材料の交付、土地、建物及び水面の利用、街路道路の使用、私設通信機關の利用、作業場の共同利用、一定の物件の引渡、航空機に對する援助、船舶の利用、船舶の裝備及び艤裝等をその內容とする。

四、報償及び賠償

給付義務者の給付については報償が爲され、物又は人の損害があつたときには賠償を受ける（第二十六條）。

(1) 請求

（イ） 原則的規定、需要官廳は凡ての給付に對して報償を爲す。請求は通知を以てすることを要する。報償は適當に算定しなければならない。報償につき一定の率の定められてゐないときは、兩者協議して報償の額を決定する。需要官廳が第三者の爲めに給付の請求を爲したるときは第三者は給付義務者に對して、報償又は賠償を爲すことを要する。

第三者が國家の官廳又は國家事務を委任せられたる者にあらざるときは、給付義務者は直接需要官廳に對して報償額又は賠償額を請求することが出來る。

（ロ）　無報償給付、(a)正當に無報償で、請求を爲し得るとき、(b)特別なる經濟的目的の爲めにする給付義務者が他の法律規定に基き、第三者に對する報償請求權を有するとき等に於ては報償請求權は成立しない。

(2)　**報償の支拂**

報償の支拂は、需要官廳より、給付義務者に對して爲される。尙、第三者に對し請求を爲したるときは、この者に於て支拂を爲すことを要する。給付義務者が報償支拂の通告を受けたる後一箇月以內に請求を爲さざるときは請求權は消滅する。但し、施行規則に別段の定あるときはこの限りでない。

被害者に對し賠償を爲すときも亦同樣である。

尙、報償若は賠償を爲すべきか否か又は其の金額について、給付義務者若は被害者と需要官廳若は第三者との間に協議調はざるときは、第三條イ、第三條ロ、卽ち一般的給付及び特別なる經濟目的の爲めにする給付の場合には當事者の一方よりの申請に基き、上級行政官廳が、その他の凡ての場合には、請求のときに給付の目的物が存在したか又は損害の發生した場合を管轄する下級行政官廳がこれを決定する。

五、上　訴

下級行政廳の爲したる處分に對する不服は二週間以內に上級行政廳へ、上級行政廳の第一審としての處分に不服のものは行政裁判所へ、いづれも抗告を爲し得る。裁定はいづれも終局的である(第二十七條)。

第四章　生活必需品關係法令概觀

今次大戰に臨むに當りナチス獨逸は、前大戰の苦い經驗に鑑み逸早く生活必需品に對する國家的、直接的配給、消費の統制を實施し、以て前線の需要を確得すると共に長期戰下銃後國民の生活安定を企圖する所があつた。即ち對波作戰開始直前の一九三九年八月二十七日附を以て「經濟行政命令」（Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung）を公布し戰時經濟行政機構を整備確立する一方、同日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令」（Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes）を以て一般生活必需品の消費規正的切符制度を展開したのである。即ち後者は、獨逸國民の食糧品及び其の他の生活必需品中、（一）パン及びパン粉、（二）馬鈴薯、（三）肉及び肉製品、（四）ミルク、（五）乳製品及び油脂、（六）鷄卵（七）砂糖及びジヤム、（八）莢豆類、（九）碾割麥・碾割麥粥・さごべい其の他滋養食品、（十）コーヒー・代用コーヒー・茶・ココア、（十一）石鹼・石鹼粉其の他脂肪質洗濯材料（十二）家庭用石炭、（十三）紡織製品、（十四）靴類及び靴修理及び底付用鞣皮の十四品目を指定して之を購買券義務品目とし、此等品目は購買券（Bezugskarte）と引換へにあらざれば之を消費者に引渡し、消費者之を購買することを得ざるものとした。其の目的とする所は言ふ迄もなく此等物資の消費を節約すると共に、投機的賣買や所謂買溜め（Hamstern）に因る物資の偏在を防止し、生活必需品の公平なる配給を確保するに在つた。而して同じく八月二十七日附同令第一次施行令に依り、前掲十種の食糧品中、先づ差當り（一）肉類、（二）ミルク、（三）乳製品・油脂、（四）砂糖・ジヤム、（五）碾割麥等滋養食品、（六）コ

ーヒー・代用コーヒー、(七)茶の七品目に付き切符制が實施され、以下第二次乃至第四次施行令に依つて料理用、煖房用、洗濯用等の所謂「家庭用石炭」(Hausbrandkohle)、石鹼類、紡織製品及び靴類に付き夫々切符制の實施を見た。此等施行令は何れも八月二十七月の同日附である。此の外八月三十一日附第五次施行令があるが、是は右第四次施行令の特例を認めたものであつた。但し右の中第二次施行令は施行後幾許もなく九月二十二日附獨逸國民生活必需品臨時確保令一部廢止令(Verordnung zur teilweisen Ausserkraftsetzung der Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs des deutschen Volkes)に依つて廢止され、それ以後は家庭用石炭に關しては、舊の如く切符を要せざる自由購買制とされたものであり、又石鹼類中所謂化粧用石鹼(Toilettseife, Eeinseife)の購買には切符を要せざるものとされた。然るに此の生活必需品臨時確保令は、其の名の如く戰爭直前の應急的臨時的、措置乃至其の後の本格的消費規正に至る迄の過渡的、暫定的措置として制定されたものであつたので、間もなく夫々別個の終局的、決定的統制法令の中に吸收整理されたのである。

先づ食糧及び飼料等の農畜產物に就いて觀るに、從來の暫定的食料品消費規正の根據法たりし獨逸國民生活必需品臨時確保令第一次施行令は、前出九月二十二日附一部廢止令を以て廢止され、爾後既に八月二十七日附を以て制定公布を見たりし「農產物公的管理令」(Verordnung über die öffentliche Bewirtschaftung von landwirtschaftlichen Erzeugnissen)と九月七日附八件の公的管理令及び一件の供給統制令とに基いて、重要農畜產物の國家管理と極めて用意周到な、組織的な切符制が實施される運びとなつたのである。

即ち右「農產物公的管理令」は、一般國民及び國防軍に對する食糧及び飼料の供給を確保する目的を以て制定された食糧・農業大臣の命令であるが、同令に依れば、同大臣が管理品目として指定したる凡ての農產物は、一九三

九年八月二十八日（本令施行の日）以後生産者の許に於て、一應國家によつて差押へられたもの（beschlagnahmt）と看做される。而して同年九月二十五日附「被管理農産物ノ質權設定及差押ニ關スル命令」（Verordnung über Pfändung und Verpfändung bewirtschafteter landwirtschaftlier Erzeugnisse）に依れば、質權設定又は強制執行に基く差押と雖も、右管理令に依る差押へに對抗するを得ない。一旦差押關係を認められた農産物は、管理廳の指示によるにあらざれば法律行爲其の他によつて絶對に之を處分するを得ない。つまり全國に於て生産される農産物の所有權を一應國家に留保して之を新たなる公的管理關係に置き、然る後に一定の規準に基いて割當配給を爲さんとするものであつたのである。次に被管理農産物としては、前掲九月七日附九件の命令によつて、食糧・農業大臣により、左の九種品目が夫々指定された。

（イ）穀物、飼料及び其の他の農産物
（ロ）畜類及び畜産物
（ハ）ミルク及び乳製品、動物性及び植物性油脂
（ニ）馬鈴薯及び馬鈴薯製品（但し酒精を除く）、澱粉及び澱粉精製品（Stärkeveredelungserzeugnisse）
（ホ）甜菜、砂糖及び其の他の甜菜製品
（ヘ）パン塗抹料（Brotaufstrichmittel）、乾燥野菜（Trockengemuse）、食用球根（Speisezwiebeln）及び調味料（Gewürze）
（ト）鶏卵及び鶏卵製品
（チ）魚類及び魚類製品

（リ）　生ココア（Rohkakao）及び菓子類（Süsswaren）

而して此等の命令は、九月二十五日を以て一齊に施行され、同日以降、此等食料品に對する切符制の實施を見るに至つたこと前述の通りである。

尙ほ食糧其の他農產物の國家管理機構であるが、試みに其の管理機關を列擧すれば、⑴食糧・農業省、ライヒ食糧職分團、⑵邦(縣)食糧廳（Landes-(Provinzial)-Ernährungsämter）、⑶食糧局（Ernährungsämter）、⑷中央組合（Hauptvereinigungen）及び⑸中央組合下級機關（Untergliederungen）等の一聯の機關が系統的に存在するのであるが、就中管理は原則として⑷の中央組合に委任されて居り、而かも前揭九種の被管理品目に應じて夫々(イ)獨逸穀物、飼料經濟中央組合、(ロ)獨逸家畜經濟中央組合、(ハ)獨逸乳脂經濟中央組合、(ニ)獨逸馬鈴薯經濟中央組合、(ホ)獨逸砂糖經濟中央組合、(ヘ)獨逸園藝經濟中央組合、(ト)獨逸鷄卵經濟中央組合、(チ)獨逸魚類經濟中央組合及び、(リ)獨逸菓子類經濟中央組合等が管理を擔當して居るのである。

次に工業製品（Gewerbliche Erzeugnisse）の消費規正關係法令に就いて概說すれば、其の一般的、原則的增本法令としては、前出一九三九年八月二十七日附「經濟行政命令第一次施行令」と同年十一月十四日附「生活必需工業製品消費規正令」（Verordnung über die Verbrauchsregelung für lebenswichtige gewerbliche Erzeugnisse）とがある。

次に個々の統制工業製品を品目別に概觀するならば、

（イ）　紡織製品＝一九三九年十一月十四日附「紡織製品消費規正令」（Verordnung über die Verbrauchsregelung für Spinnstoffwaren）

(ロ) 石鹼類＝一九三九年九月二十三日附「石鹼製品及スベテノ種類ノ洗濯用資材ノ消費規正ニ關スル命令」(Verordnung uber die Verbrauchsregelung für Seifenerzeugnisse und Waschmittel aller Art)

(ハ) 靴類＝之に關しては從來一九三九年八月二十七日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令第四次施行令」、同年九月七日附「改正令」並びに同年八月三十一日附「獨逸國民生活必需品臨時確保令第五次施行令」に依つて消費規正が實施されて來たが、是等は何れも一九四〇年三月二十八日附「靴及靴底材料消費規正令」(Verordnung über die Verbrauchsregelung für Schuhe und Sohlenmaterial)の制定を見るに及んで同時に廢止され、爾後同令が之に取つて代ることとなつたのである。

(ニ) 家庭用石炭＝之に就いては前述した所を參照せられたい。

(ホ) ガス＝一九三九年九月二十日附「ガス供給確保令」(Verordnung zur Sicherstellung der Gasversorgung)

(ヘ) 電力＝一九三九年九月三日附「電力供給確保令」(Verordnung zur Sicherstsllung der Elektrizitätsversorgung)

(ト) 發動機用燃料及び油脂

(チ) 車輛用ゴムタイヤ

等がある。

本法令集に於ては、之等の中最も主要なる消費規正關係法令若干に就き、その全文を後掲することゝした次第である。此等個々の品目に關する統制擔當機關、購買權證明書の種別等に關しては一々玆に詳說するを避けるが、之

等に就いては、夫々法令の本文を參照されたい。

最後に消費規正關係の罰則に就いて一言すれば、戰時經濟の圓滑なる運營を確保するため獨逸當局は、消費統制違犯者に對して極めて峻嚴なる嚴罰主義を以て臨み、驚くばかりの極刑を科したのである。而して立法的には戰時經濟當初の數ケ月間は、夫々の消費規正令に夫々の罰則を規定するか、或は基本法令の罰則を準用するかでその間に統一がなく、之を審判する機關も雜多に岐れてゐたが、一九四〇年四月六日に至り、遂に統一的消費規正刑罰法の制定を見たのであつた。卽ち「購買制限製品管理規定ニ對スル違犯行爲ノ刑罰及刑罰手續ニ關スル命令」(Verordnung über Strafen und Strafverfahren bei Zuwiderhandlung gegen Vorschriften auf dem Gebiete der Bewirtschaftung bezugsbeschränkter Erzeugnisse)、略稱「消費規正刑罰令」(Verbrauchsregelungs-Strafverordnung)、これである。本令は四月九日の公布後一週間にして施行されたが、本令施行と同時に左の罰則は廢止されたのである。

(イ) 一九三九年十一月十四日附「生活必需工業製品消費規正令」第十二條乃至第十四條

(ロ) 一九三九年八月二十七日附「農產物公的管理令」第三十四條

(ハ) 一九三九年九月十六日附「重勞働者、最重勞働者、姙婦、產婦、病者、虛弱者ノ特別割當賦與ニ關スル命令」

第五章　廢品回收關係法令概觀

獨逸の故物廢品回收は、既に四ケ年計畫實施と共に逸早く綜合的な實施を見たのであつて、今次大戰勃發と共にそれが一段と强化された次第である。從つて本戰時經濟法令集に於ては今次大戰下の廢品類回收に關する命令の發布に到る迄の一應の概觀を與へる必要があるのでその推移に付いて以下若干説明を加へることとする。

獨逸の故物・廢品回收は、原材料生産乃至原料配給の見地から、私有貴金屬及び卑金屬の收納又は家庭の故物・廢品回收・營利的經營の故物・物廢品回收、塵芥よりの故物廢品抽出蒐集及び其の利用、鐵柵除去及び古鐵たる建築用鐵屑廢品使用に著手したのを初めとし、更に單に金屬の故物・廢品の蒐集乃至回收のみならず、故纎維、料理の殘物等の蒐集利用等極めて廣汎に亘つて故物、廢品の回收が行はれたのである。然し、其の中最も重要なものは金屬についてのそれである。次に先づ其の戰時に於ける概要を敍述し、獨逸の金屬回收宣傳用語の一端を紹介し、最後に故纎維回收狀況につき一瞥しよう。

獨逸は、一九三三年十二月十三日「廢品命令」を出して、先づ屑鐵の回收に著手した。其の後、一九三六年九月四箇年計畫の樹立と同時に、同年同月九日、ニユールンベルクの所謂榮譽の黨大會に於ける有名なるヒトラー總統の演説、「今後四箇年内に、獨逸は、獨逸の能力に依り、獨逸の化學及び機械工業により、乃至は獨逸の工業自體によつて生産し得られるすべての物資に於て、完全に外國より獨立せん」に基き國防經濟的基調の一環としての原

料自給の爲め、金屬の故物・廢品の回收はいよいよ拍車を加へられ、本格的に行はれたのである。即ち四箇年計畫の根幹を成す各種企業の莫大な鐵消費量の一部を、各家庭其の他の廢物から獲得すべき運動を起し、最高國防會議の設立した「ライヒ廢品利用委員會」を以て活潑な活動を開始した。この委員會は、戰時には特に、官廰、最高國防司令官と協力して、故物廢品の輸送及び輸送勞働力の確保に當つた。

廢品取引の外、廢品回收運動の組織と統制も又、この委員會の權限に屬し、ラントや市町村の名譽職員による廢品回收運動を統轄してゐる。その後三七年には各村落から、三八年には大都市に於ける屑鐵回收運動を實施した。其の回收には、ライヒ廢品利用委員會は勿論、經濟警察、ナチス突擊隊、ヒトラー・ユーゲント、技術應急團、學生等によつて組織された回收部隊が當つたが、三七年三月に行はれた突擊隊の古鐵回收では約十萬噸の屑鐵が集つた。

かくて、獨逸は、戰前既に、金屬廢品蒐集及び其の利用に眞劍な努力を續け、其の科學的研究施設をも通じて、極力、成果の確保に努めて來たのである。然し、一旦大戰に突入するや、戰時經濟の運營上、此の方策を一段と强化すべき必要を見るに至り、開戰第二年目の四〇年三月十五日、四箇年計畫受託官ゲーリング元師は國民に對して非鐵金屬の蒐集について命令を發し、同年三月二十六日より四月六日迄の十二日間を「金屬蒐集期間」と定め、大規模な金屬回收工作を試みた。倘、この「金屬蒐集期間」の實施要綱は、(イ)蒐集の範圍、(ロ)蒐集せらるべき金屬、(ハ)蒐集せらるべき品目、(ニ)蒐集の施行、(ホ)蒐集及び引渡の期間、(ヘ)受領證及び費用の六項目に亘り詳細に規定してゐる。更に政府は、かかる資源回收政策の遂行の成否を以て、獨逸戰時經濟運營上、看過すべからざる重大問題と認め、最高國防會議議長ゲーリング元師の名を以て、獨逸國民金屬蒐集保護令を定め、之に法律に代

るべき效力を付與し、特に金屬蒐集違反者に對し嚴罰を以て臨み、以て、獨逸國民の一段の奮起猛省を促すところがあつた。

次に、本法令集とは直接には關係はないが、然し、各法令の立法趣旨乃至其の具體的內容を理解するに便であると思はれるので、獨逸の金屬回收運動に關する宣傳用語の一端を紹介することとする。

故物、廢品の中で最も重要なのは屑鐵である。屑鐵は云ふ迄もなく「銑鐵―機具―屑鐵―銑鐵」と云ふ殆んど完全な循環過程の下に、廢品の資源的性質を最もよく表はすものである。この資源としての概念を明確ならしめる爲めに、日常生活に於て損耗後に屑鐵として利用し得る主要なる機具を列擧しよう。卽ち原則として一切の鐵鋼製品がこれに屬し、鑄物であれ、鍛鐵、板、鋼、特殊鋼であれ、すべて同一である。鑄物は煖爐、街燈、風呂桶、竈又一部分鍋、垣根に用ひられ、鍛鐵は工藝職人によつて、ランプ、玄關、燭臺其の他の機具に使用されてゐる。板には鋼板、鐵板（所謂白板及び黑板）の二種があり、其の使用範圍は極めて廣い、卽ち鋼板は自動車工業に於て自動車の車體の製造に用ひられ、鐵板は各種の罐詰罐、水差、手桶等の家具類に使用される。鋼製品を擧げれば、鐵道軌道、船舶、銃砲、鐵甲、タンク各種工作機械、刀身、鋸の刄等である。

右の如き廢品は、然し、概してその容量が大であり、從つて素人には其の蒐集、發送が困難であり、且危險でもあるので普通は商賣人によつて行はれるが、家庭や學校、黨、黨所屬團體の蒐集運動によつても蒐集される。卽ち運搬に困難なものは家庭で賣渡され、少量のものは兒童によつて學校に運ばれる。庭園の鐵柵の除去や蒐集は各管區の廢品利用委員會によつて行はれる。回收された鐵柵は一定の大いさに切斷され、製鐵業者に賣渡される。

右に列擧した屑鐵の外に製鋼工場、壓延工場、鑄物工場から新屑として發生するものがある。この種の屑鐵の蒐

集は專ら屑鐵商が當るのであるが、特別の場合には屑鐵の發生場所から直接に熔鑛爐、平爐、電氣爐を有つ熔解工場に送られることもある。

この屑鐵の蒐集には全獨逸國民の協力を要する。それが又各人の責任である。現在獨逸は大部分國內發生の屑鐵で需要が充足されるが、獨逸經濟はそれが一〇〇%ならんことを要求する。從つて各人は本事業完遂の爲め、各人の爲し得ることと協力し得ることとを自已吟味しなければならない。何故なら、本事業の目的の達成如何は、一に國民各自が緊密に協同提携し、祖國獨逸の利益の爲めに、本事業に對する各其の職域を全うするや否やにかかつてゐるからである。

この樣にして、獨逸は故物、廢品回收の中でも、金屬の回收には最も力を注ぎ、其の完遂に努力して來たのである。これはナチス政權樹立以來のアウタルキー政策の具體的表現である。卽ち右政策採用の結果、輸入原料を極度に制限し、且外貨の支拂の多い原料を可及的に少いものへと轉向し、同時に出來得る限り、國內資源の開發に力めたのである。例へば一九三七年七月二十三日附ヘルマン・ゲーリング會社を設立して國內貧鑛の開發に大童になつてをり、同時に安價な原料である鐵鑛石の輸入を相當に增加せしめた。この輸入總額は、一九三五年、千四百六萬瓲、一九三六年、千八百四十七萬瓲、一九三七年、二千六十二萬瓲であつた。然るに屑鐵の差引輸入高は其の額に於て云ふべき額を示さなかつた。卽ち輸入總額一九三五年、二萬瓲、一九三六年、二十七萬瓲、一九三七年、五十七萬瓲であつた。

右の如き狀態であるので、金屬回收は獨逸にとつては極めて重要なる意義を有つわけであるが、然し、元來獨逸は米國の如く、國內に多量の屑鐵が發生することはない。從つて結局、何等かの形で統制を加へる外はないのであ

る。其の一つとして屑鐵の使用制限がある。一九三五年の鐵鋼監督局命令は、平爐に挿入する銑鐵の割合を規定した。これに依ると、すべて平爐は從來より銑鐵を一〇％多く入れなければならない。但し、五〇％以上たることは要しない。又屑鐵の消費量それ自身に關しても、一九三六年に制限が加へられた。監督局の許可なき限り從來の實績を超過し得ざるものとなつた。

以上金屬回收に關する概觀を爲したが、獨逸原料自給策の一環としてこれに劣らざる重要性を有するものに故纖維の回收運動がある。これは金屬の蒐集の如く、戰前既に採られた措置を基準として行はれてゐるが、開戰後に至り一段と强化された。卽ち四一年七月二十八日から八月二十三日迄約四週間にわたり、全國的に故纖維蒐集運動を展開、各家庭に生ずる故纖維を大々的に蒐集して、國內織物原料の貯藏に資せしめたのである。この運動は黨を中心に行はれ、ポスターや映畫を總動員して國民の協力を求むるところがあつた。これは四〇年に總統誕生日を期して全國的に行はれた旣述故金屬蒐集運動の場合と同樣に、純然たる國家奉仕で、代金其の他の代價は勿論支拂はれず、單に供出記念章が付與されただけである。

蒐集される故纖維は綿、羊毛、人絹、ス・フ、生糸、麻類、其の他凡ゆる故纖維で、各家庭で取纏めて町內一箇所乃至數箇所の蒐集場に提出され、蒐集されたものは夫々再生工場に送られ、ス・フ、人絹との交織による服地、或は敷物、機械研磨用布地乃至紙となつて再生する。織物原料は從來から海外依存度の强いもので、一九三二年には國內で加工される原料の九四％迄を輸入に仰いでゐた。ナチス政權樹立以來、特に四箇年計畫實施以來は極力自給を圖つたが、然も、一九三八年に於て海外依存度はなほ六六％を示してゐた。今後、獨逸經濟が歐洲經濟圈を基礎に進められるならば、纖維原料の自給は益々緊切なものとなつて來るわけである。

獨逸に於ける故纖維の再生工場の還流率は消費織物の二五%、自然消耗率は五〇%で、殘りの二五%、約二〇萬瓩が還流可能と見られてをり、今後この放棄されてゐる部分から出來るだけ多くを再生しようとするもので、過般の全國纖維蒐集運動は其の具體的現はれの一である。尙獨逸では故纖維から再生される織物をライス・ヴオレ（再生毛 Reisswolle）或はライスバウムヴオレ（再生綿 Reissbaumwolle）と呼んでゐるが、この種再生工場の故纖維加工は、一九一三年の四萬瓩、三千萬ライヒスマルクから、一九三七年には十七萬瓩、一億三千二百八十萬ライヒスマルクに增加し、再生されたライスヴオレ六萬瓩、ライスバウムヴオレ四萬四千瓩、工業用研磨布地三萬七千瓩、合計十四萬一千瓩に達してゐる。

その他、骨、古紙の回收も、廢品利用委員會が、學生初め其の機關の協力のもとに、活潑に行つた。工業用に使用せられる骨の回收は、一九三五年に七萬瓩、三六年に六萬七千瓩、三八年には十二萬五千瓩といふ成果をあげ、古紙回收も又、三七年約九十萬瓩、三八年百萬瓩の多量に上つてゐる。

この廢品回收運動は既に前大戰にも行はれたが、それは何れも大戰末期になつて漸く行はれたに過ぎなかつた。卽ち一九一七年にはバーデン赤十字協會が私的に之を行つた他、その成果に鑑みて一九一八年二月二日に伯林軍需局が廢品回收會議を召集したのであるが、廢品の重要性に付いて認識に缺ける所大であつたとナチスは許してゐる。之に對して、現獨逸は、戰備に於ける廢品の重要性を特に力說し、今次大戰以前に逸早く之に着手したのである。從つて廢品回收關係法は、戰前に體系的に發布されてゐる關係上、本法令集に於ては、今次大戰前の基本法を掲載した。

第三篇　戰時經濟法令集

本法令集に於ける法令譯語を左の如くす。

公　報（Reichsgesetzblatt）……法律（Gesetz）、命令（Verordnung）、準則（Richtlinien）、布告（Erlass）等主として國民の權利義務に關する基本法を掲載するもの。

官　報（Deutscher-Preussischer Reichsanzeiger）……官報は、訓令（Anordnung）、命令、準則、布告回章（Runderlass）等の他、敍位敍勳等主として官廳内内部規程を掲げ、本法令集に於ては主に公報より譯出するものが多い。

勞働公報（Reichsarbeitsblatt）……勞働關係の法令等を掲ぐ。

(一) 經濟行政令その他一般法令

一、經濟行政ニ關スル命令（一九三九年八月二十七日附）

Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung vom 27 August 1939

（RGBl. I S. 1495）

第一章

法建ノ授權ニ依リ行政總監及國防軍總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　授　權

一、經濟總監、其ノ指揮下ニ在ル最高官省及其ノ委任官廳ノ指令シタル總テノ經濟的措置ノ統一的實施並ニ指導ハ、

國防第一管區ニ付テハ

ケーニヒスベルク（プロイセン）知事ニ

同　第二管區

ステッティン知事ニ

同　第三管區

在ベルリン、マルク・ブランデンブルクプロヴインツ知事ニ

同　第四管區

（イ）　ザクセンラント、ザクセンプロヴインツ、アルテンブルク・市域、アルテンブルク・州域、ホイエルスウェルダニ

在ドレスデンザクセンライヒ代官（地方政府）ニ

（ロ）　ズデーテン大管區ニ

在ライヘンベルクズデーテン大管區ライヒ代官ニ

同　第五管區

（イ）　ヴュルテンベルク及ホーヘンツオレルンニ

在ストットガルトヴュルテンベルク經濟大臣ニ

（ロ）　バーデンニ

在カールスルーエバーデン財務兼經濟大臣ニ

同　第六管區

（イ）　ウェストファーレンプロヴインツ、リッペラント、オスナブリュック縣（Regierungsbezirk）

在ミュンスター知事ニ

（ロ）　ラインプロウインツ

在デュッセルドルフ知事ニ

同　第七管區

在ミュンヘンバイエルン經濟大臣ニ

同　第八管區

在ブレスラウ知事ニ

同　第九管區

（イ）　ヘッセン・ナッサウプロヴインツ・ヘッセンラント・アシャヘンブルク市域、アシャヘン・ラント、アルツェナウ（マインフランケン）ミルテンベルク、オーベルンブルク、ズイゲン市、ズイゲンラント、ミットゲンスタイン、ミユンデンニ

カッセル知事ニ

（ロ）　テューリンゲンラント、ザクセンプロヴインツ、ヘァシャフト・シュマールカルデンニ

在ワイマールテユリンゲン經濟大臣ニ

同　第十管區

在ハンブルクライヒ代官（國家行政）ニ

同　第十一管區

在ハノヴァ知事ニ

同　第十二管區

在ワインバーデン知事ニ

同　第十三管區

在アンスバッハ知事ニ

同　第十七管區

在ワインライヒ代官ニ

同　第十八管區

在ザルックブルクライヒ代官ニ

之ヲ委任ス

二、第一條ニ揭グル官廳ハ、官廳、經濟的自治團體及經濟總監又ハ其ノ指揮下ニ在ル最高官省ノ官廳ニ屬シ若ハ之等ノ官省ノ監督ヲ受クル其ノ他ノ官廳ニ對シ、委任セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ指令ヲ發スル權限ヲ有ス

三、在ミュンスター知事ノ權限ハ、食糧及農業並ニ山林及木材經濟ニ付テハ國防第六管區全般ニ及ブモノトス

第二條　經濟組織

經濟大臣、食糧農業大臣及山林長官（Reichsforstmeister）ハ其ノ管轄官廳、經濟的自治團體及其ノ他ノ官廳ヲ全部又ハ一部國家行政ニ所屬セシメ、國家官廳內ニ統合シ又ハ此等ヲ解消スルノ權限ヲ有ス

第二章　商工經濟（Gewerbliche Wirtschaft）

第三條　地區經濟廳（Bezirkswirtschaftsämter）

一、第一條ニ掲グル官廳ニ地區經濟廳ヲ置ク

二、地區經濟廳ハ右官廳ノ所屬員ト爲ルモ其ノ本來ノ官制上ノ地位ニ變更ヲ來スコトナシ。從來ノ官名ニ「地區經濟廳」ヲ附加ス

三、地區經濟廳ノ職務權限ハ經濟大臣之ヲ定ム

四、地區經濟廳ノ管轄範圍ハ條一條ニ掲グル國防管區又ハ其ノ一部ニ及ブ

第四條　商工會議所駐在國家委員（Reichskommissare bei den Industrie und Handelskammern）

一、經濟大臣ハ商工會議所ニ國家委員ヲ置クコトヲ得。國家委員ノ權限ハ經濟大臣之ヲ定ム。

二、經濟大臣ハ商工會議所ニ委任事務トシテ國家事務ヲ委任スルコトヲ得

三、國家委員ハ第三條ノ地區經濟廳ノ指揮下ニ屬シ、其ノ事務執行ニ付指令ヲ受ク

第三章　食糧及農業經濟（Ernährung und Landwirtschaft）

第五條　ラント＝(プロヴインツ)食糧廳(Landes (Provinzial) Ernährungsämter)

一、最高地方長官ノ下ニ、プロイセンニ於テハ知事ノ下ニ、ラント＝(プロヴインツ)食糧廳ヲ置ク。食糧農業大臣ハ、ラント＝(プロヴインツ)食糧廳ノ管轄範圍ヲ定ム。同大臣ハ個々ノ最高地方官廳ニ、ラント食糧廳ヲ置カザル旨ヲ定ムルコトヲ得

二、ラント＝(プロヴインツ)食糧廳ハ其ノ配屬セラレタル官廳ノ一部ト爲ルモ其ノ本來ノ地位ニ變更ヲ來スコトナシ。其ノ官名ニ「ラント＝(プロヴインツ)食糧廳」ヲ附加ス

第六條　食糧全國團(Reichsnährstand)

一、食糧全國團ハ總括的ニ食糧農業大臣ノ管轄ニ屬ス。最高地方官廳、プロイセンニ於テハ知事ノ管轄ニ屬スル食糧全國團ノ吏員及支部ハ此等官廳ニ設ケラレタルラント＝(プロヴインツ)食糧廳ニ從屬ス

二、右ノ規定ハ下級行政官廳ニ設ケラルル食糧局(第九條)ニ亦之ヲ準用ス

第四章　山林及木材經濟(Forst und Holzwirtschaft)

第七條　山林木材廳(Forst und Holzwirtschaftsämter)

一、第一條ニ掲グル官廳ニ山林木材廳ヲ置ク

二、山林木材廳ハ右官廳ノ所屬員ト爲ルモ其ノ本來ノ官制上ノ地位ニ變更ヲ來スコトナシ。從來ノ官名ニ「山林木材廳」ヲ附加ス

三、山林木材廳ノ職務權限ハ山林長官之ヲ定ム

四、山林木材廳ノ管轄範圍ハ第一條ニ揭グル國防管區又ハ其ノ一部ニ及ブ

第五章　勞働問題

第八條　ラント勞働廳（Landesarbitsämter）及勞働管理官（der Reichstreuhänder der Arbeit）ノ組識ハ之ヲ妨ゲズ

第六章　下級行政官廳

第九條　食糧局（Ernährungsämter）及經濟局（wirtschaftsämter）

一、州域（Landkreis）ニ於テハクライス長官（Landrat）ニ、市域（Stadtkreis）ニ於テハ市長（Oberbürgermeister）ノ下ニ、食糧局及經濟局ヲ置ク。其ノ職務ハ管轄最高國家官廳之ヲ定ム

二、右各局ハ下級行政官廳ノ一部ト爲ル。下級行政官廳名ニ「食糧局」又ハ「經濟局」ヲ附加ス

三、下級行政官廳ハ第三條及第五條ニ揭グル官廳ノ指揮ニ從フ

第十條　ベルリン、ハンブルク及ウィーンニ於ケル特別規定

首都ベルリン、ハンザ都市タルハンブルク及ウィーン市ニ付テハ經濟大臣及食糧農業大臣ハ相互協議ノ上特別規定ヲ設ク

第七章　終結規定

第十一條　本令施行ニ必要ナル法規並ニ行政規則ハ經濟總監ノ發スル準則ニ從ヒ、管轄最高官省之ヲ定ム

第十二條　本令ハ公布（八月二十七日）ノ日ヨリ之ヲ施行ス

經濟總監

二　經濟行政ニ關スル命令施行令（第一次施行令）（一九三九年八月二十七日附）

Verordnung zur Durchführung der Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung
(Erste Durchführungsverordnung) vom 27. August 1939 (RGBl. I S. 1519)

一九三九年八月二十七日附經濟行政ニ關スル命令（公報第一部一四九五頁）（以下單ニ「命令」ト稱ス）第十一條ニ基キ左記ノ通命令ス

命令第一條第一項ニ關シ

第一條（一）經濟大臣ノ權限ニ基ク受權官廳左ノ如シ

（イ）中央局（Reichsstellen）七乃至二九

（ロ）紡織經濟特別受託官（der Sonderbeauftragte für die Spinnstoffwirtschaft）

（ハ）中央電力廳（die Reichsstelle für die Elektrizitätswirtschaft）（Reichslastverteiler）

（ニ）廢品利用國家委員（der Reichskommissar für Altmaterialverwertung）

（ホ）機械製造受託官（der Bevollmächtigte für die Maschinenproduktion）

二、第一項ニ掲グル者ハ法律又ハ命令ノ委任シタル權限ノ範圍內ニ於テ指令ヲ發ス

命令第一條第二項ニ關シ

第二條　一、本令第一條ニ掲グル官廳ガ其ノ委任セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ指令ヲ發シ得ベキ、經濟大臣ノ權限內ニ在ル官廳及經濟的自治團體ニ屬スル者左ノ如シ

（イ）プロイセン鑛山監督局（Oberbergämter）及プロイセンヲ除ク各ラントノ最高鑛山官廳（Bergbehörde）

（ロ）公的發註地區調停官（Bezirksausgleichstellen für öffentliche Aufträge）ヲ含ム經濟會議所

（ハ）商工會議所

（ニ）手工業會議所

（ホ）會議所ニ編入セラレザル地方團體組織（全國團ニReichsgruppen、經濟團ニWirtschaftsgruppen、專門團ニFachgruppen、下級專門團ニFachuntergruppen）

（ヘ）貿易官（die Aussenhandelstellen）

（ト）爲替官（Devisenstellen）

（チ）技術監督官（die Dienststellen der technischen Überwachung）

二、指令ヲ發スル權限ハ第一項ニ掲グル官廳及商工經濟團體ニシテ其ノ管轄範圍ノ全部又ハ一部ガ當該國防管區ノ範圍ニ屬スルモノニ及ブ。官廳又ハ團體ノ住所ガ國防管區以外ニ在ルトキハ指令ヲ發スルニ先チ、又ハ緊急ヲ要スルトキハ事後ニ管轄地區經濟廳ニ通報スベシ

命令第三條ニ關シ

第三條　一、地區經濟廳ニ委任セラルル職務左ノ如シ

（イ）重要工業經營ノ生產能力ノ確保

（ロ）不可缺重要ナル商業經營ノ確保

（ハ）不可缺重要ナル手工業經營ノ確保

（ニ）不可缺重要ナル信用機關又ハ保險企業ノ確保

（ホ）動力供給ノ確保

（ヘ）原料及半製品管理ノ實施ニ對スル協力

（ト）石炭、動力原料、燃料油、ゴム車輪、紡績製品、靴類、石鹸其ノ他特別管理ニ服スル完成品ノ消費規正ノ實施

（チ）廢品ノ蒐集利用ノ實施

二、經濟大臣ハ(一)ニ掲グル職務ガ個々ノ地區經濟廳ノミニ依リ——其ノ他地域的管轄範圍ヲ超ヘ——之ヲ執行スル旨ヲ定ムルコトヲ得

三、地區經濟廳ニ委任セラレタル職務範圍ニ屬スル個々ノ權限及經濟大臣ノ管轄事務ニ屬スル他ノ官廳、特ニ鑛山監督局並ニ諸團體ニ對スル管轄範圍ノ限界ハ經濟大臣又ハ之ニ付經濟大臣ノ委任ヲ受ケタル官廳ノ發スル特別ノ規定ニ依テ之ヲ定ム

命令第四條第一項ニ關シ

第四條　一、商工會議所會頭（Die Präsidenten der Industrie und Handelskammern）ハ之ヲ國家委員ニ任

命ス。國家委員ハ一九三七年一月二十六日附獨逸官吏法（D.B.G）（公法第一部三九頁）第百四十九條ノ意義ニ於ケル名譽職トス

二、國家委員ノ人的及物的費用ハ商工會議所ノ負擔トス

三、委任セラレタル職務ノ範圍內ニ於ケル國家委員ノ權限ハ經濟大臣又ハ之ニ付經濟大臣ノ委任ヲ受ケタル官廳之ヲ定ム

命令第四條第三項ニ關シ

第五條 第三條第一項（イ）、（ロ）、（ニ）乃至（ヘ）ニ揭グル職務ノ執行ハ會議所ニ之ヲ委任ス。會議所ハ此等職務ノ執行ニ付地區經濟廳ノ指令ニ服ス。經濟大臣ハ列擧シタル各職務ガ地區經濟廳又ハ個々ノ會議所ニ依テノミ――此等ノ者ノ土地管轄範圍ヲ超ユル場合ニモ――執行スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第六條 一、濟經局ハ住民ニ對シ商工濟經ニ屬スル諸生活必需品、特ニ石炭、動力原料、燃料油、ゴム車輪紡績製品、靴類、石鹼及其ノ他ノ管理下工業製品ノ供給ヲ爲スニ在リ（第三條第一項（ト））廢品ノ蒐集及利用亦其ノ任務ニ屬スルモノトス（第三條第一項（チ））

二、其ノ他經濟局ノ職務、權限及經濟大臣ノ管管事務ニ屬スル他ノ諸官廳並ニ團體、特ニ商工會議所ニ對スル其ノ管轄範圍ノ限界ハ經濟大臣ノ委任ヲ受ケタル官廳ノ發スル特別規定ニ依テ之ヲ定ム

三、經濟局ハ委任セラレタル職務ノ執行ニ付市町村又ハ市町村組合ヲ利用スルコトヲ得。但シ個々ノ職務ニ付明示的ニ禁止セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四、經濟局ハ地區經濟廳ノ指令ヲ受ク。原則的指令又ハ特ニ重要ナル指令ハ上級行政官廳之ヲ發ス。

但シ緊急ヲ要スルトキハ地區經濟廳ガ直接ニ指令ヲ發シ、同時ニ上級行政官廳ニ通報スルヲ妨ゲズ。內務大臣ト協議ノ上行政官廳ト看做スベキ官廳ノ決定ヲ爲ス。

第七條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

經　濟　大　臣

三　經濟行政ニ關スル命令施行令(第二次施行令)(一九三九年九月一日附)

Verordnung zur Durchführung der Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung (Zweite Durchführungsverordnug) vom I. September 1939 (RGBl. I S. 1569)

一九三九年八月二十七日附經濟行政ニ關スル命令(公報第一部一四九五頁)(以下單ニ「命令」ト稱ス)第十一條ニ基キ左ノ通命令ス

命令第一條第一項ニ關シ

第一條　一、山林長官ノ權限ニ基ク受權官廳左ノ如シ

中央木材局(Reichsstelle für Holz)

二、第一項ニ揭グルモノハ法律又ハ命令ノ委任シタル權限ノ範圍內ニ於テ指令ヲ發ス

命令第一條第二項ニ關シ

第二條　一、本令第一條ニ揭グル官廳ガ其ノ委任セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ指令ヲ發シ得ベキ、山林長官ノ權

限内ニ在ル官廳及經濟的自治團體ハ左ノ如シ

（イ） 山林中央管理會山林監督局（die Regierungsforstämter der Reichsforstverwaltung）

プロイセン、バイエルン山林地方管理會（Landesforstverwaltung）山林局及其ノ他ノ各ラントノ山林地方管理會

（ロ） 市町村及其ノ他ノ團體ノ山林管理會

（ハ） 地方農業者團體（Landesbauernschaften）山林課及食糧全國團山林局

（ニ） 製材經濟團（die Wirtschaftsgruppe Sägeindustrie）

（ホ） 木材商業專門團（die Fachgruppe Holzhandel）

（ヘ） 木材加工業經濟團（die Wirtschaftsgruppe holzverarbeitende Industrie）

二、指令ヲ發スル權限ハ第一項ニ掲グル官廳又ハ山林木材經濟團體ニシテ其ノ管轄範圍ノ全部又ハ一部ガ當該國防管區ノ範圍ニ屬スルモノニ及ブ

官廳又ハ團體ノ住所ガ國防管區以外ニ在ルトキハ指令ヲ發スルニ先チ、又ハ緊急ヲ要スルトキハ事後ニ管轄山林木材廳（Forst und Holzwirtschaftsamt）ニ通報スベシ

命令第七條第三項ニ關シ

第三條　一、山林木材廳ニ委任セラルル職務左ノ如シ

（イ） 國有林・公有林・私有林ニ於ケル木材生産ノ振興、確保及監理

（ロ）山林長官ノ管轄ニ屬スル木材加工業ノ最重要ナル經營ノ生産能力ノ確保

（ハ）不可缺重要ナル木材取引ノ確保

二、其ノ職務ノ附加及個々ノ權限ノ規律ニ關スル定ヲ爲スコトハ之ヲ留保ス

三、山林木材廳ニハ部・課（Abteilungen）ヲ置ク。既存ノ獨逸山林木材經濟市場聯合（die Marktvereinigung der deutschen Forst und Holzwirtschaft）ノ外局ハ特別部トシ、且中央木材局ノ支部トス

命令第九條ニ關シ

第四條　經濟局（Wirtschaftssmter）及食糧局 Ernährungsämter）ハ其ノ委任セラレタル職務ノ執行ニ當リ、其ノ職務ニ關シ任命シタル山林木材經濟ノ專門家ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第五條　本令ハ公布ノ日（九月二日）ヨリ之ヲ施行ス

山林長官

四　行政簡素化ニ關スル總統布吉（一九三九年八月二十八日附）

Erlass des Führers und Reichsknzlers über die Vereinfachung der Verwaltung vom 28. August 1939（RGBl. I S. 1535）

民族及國家ノ防衞ハ公的行政ノ圓滑ナル活動ヲ要求ス。此ノ要求ニ充ツル爲卽チ最大ノ難局ニ直面スルモ公的行政ノ民族及國家ニ對スル使命ヲ完遂センガ爲余ハ左ノ通訓令ス

第一　一、余ハ總テノ官廳ニ對シ其ノ全能力ヲ發揮シ、且官僚主義的弊風ヲ打破シ以テ迅速自由ナル處分ヲ爲スコトヲ期待ス

二、最高官省ノ、各長官ハ所轄官廳ノ圓滑ナル協働ヲ確保シ且ツ、國策ノ遂行ニ何等ノ遲滯ヲモ來サザラシムルコトノ義務ヲ負フ

三、下級官廳間ニ於テ、法律、法規、命令又ハ行政規則ニ付、甲官廳ガ乙官廳ノ同意ヲ經ルヲ要スルトキハ、乙官廳ハ同意請求書ヲ受理シタル後一週間ヲ經過スルモ請求廳タル甲官廳ニ文書ニ依ル異議書ヲ發送セザルトキハ、其ノ同意アリタルモノト看做ス

第二　一、ライヒ、ラント、市町村及公法上ノ團體ノ總テノ機關ハ國防關係事務ヲ總テノ他ノ事務ニ優先的ニ之ヲ處理ス。後者卽チ一般的事務ハ現存ノ勞力ノ限度ニ於テ之ヲ行フ

二、各官廳長官ハ國防關係事務ヲ迅速ニ遂行シ得シムル爲、管轄機關ノ事務執行ヲ按配スルコトヲ要ス

（三）行政總監及經濟總監ハ最高官省ノ意見ヲ徵シタル後當分休止シ得ル行政事務ノ事務範圍ヲ指定スルコトヲ得

第三　一、最高官省ハ緊急ノ國家ノ利益ヲ害セザル限リ、現行法上最高官省又ハ次位行政官廳ノ權限內ニアル行政處分權（認可權、免除權等）ヲ下級官廳ニ委讓スルコトヲ得

二、行政總監モ亦管轄最高官省ノ意見ヲ徵シタル後其ノ有スル行政處分權ヲ管轄最高管省ノ下級官廳ニ委讓スルコトヲ得。行政總監ハ管轄最高官省ト協議ノ上認可等ヲ付與シタル諸規定ヲ廢止スルコトヲ得

第四　一、ライヒ、ラント、市町村及公法上ノ團體ノ行政手續ニ對シテハ訴願又ハ訴願ノ裁決ニ對スル同種ノ法律

的救濟ヲ與フ

二、行政裁判手續ニ於テ處分ニ對スル意議ノ申立ヲ爲ス代リニ、異議ノ申立ハ上級官廳又ハ監督官廳ノ訴願手續ニ於テ之ヲ行フ。訴願裁決官廳ハ事重大ナルトキ又ハ個々ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ訴願ニ代ヘテ行政裁判手續ヲ許可スルコトヲ得。行政裁判手續ニ於ケル異議ノ申立ニ關スル現行法ノ規定ニ依リ、訴願裁決官廳ノ裁決ガ先決問題タルトキハ訴願裁決官廳ハ行政裁判手續許可ノ決定ヲ行フ

三、行政般判所ノ判決ニ對スル上告、再審又ハ同種ノ法的手段ハ、當該事案審理行政裁判所ガ事極メテ重大ナルコト又ハ個々ノ場合ニ於ケル特別ノ事情ニ鑑ミ、上告又ハ再審ノ許容ヲ宣言シタルトキニ限リ之ヲ行フ

四、國稅徵收法（Reichsabgabenordnung）ノ適用範圍ニ關シテハ、課稅ニ付、訴願ヲ許サルルノミナラズ（國稅徵收法第二百三十七條）、異議ノ申立ヲ許サルルトキハ（國稅徵收法第二百三十條）異議ノ申立ヲ爲スベシ

五、法律上ノ訴願（Rechtsbeschwerde）ハ上級財務長官（Oberfinanzpräsident）ガ事極メテ重大ナルカ又ハ個々ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルニヨリ法律上ノ訴願ヲ許可シタルトキニ限リ之ヲ行フコトヲ得

第五　一、最高官省ノ監督ニ服スル公法上ノ團體ハ最高官省ニ從屬ス。從來監督權ヲ付與セラレタル下級官廳ハ其ノ從來ノ被監督公法上ノ團體ニ對シ指令ヲ發スルノ權利ヲ保有ス

二、最高官省ハ、右ノ公法上ノ團體ノ活動ヲ停止スルカ否カ又ハ如何ナル限度ニ於テ之ヲ行フカヲ決定シ並ニ右團體ガ國家行政事務ヲ擔當スルカ否カ又ハ如何ナル範圍ニ於テ擔當スルカヲ定ム

三、最高官省ハ管轄事務範圍ニ屬スル私的團體ニ對スル補助金ノ制限又ハ停止ノ要否ヲ直ニ決ス。但シ右私的團體ノ業務遂行繼續ガ已ムヲ得ザル國家的需要ニ適合スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四、行政總監及經濟總監ハ財務大臣ト協議ノ上公法人及私法人ノ會計及出資關係ニ付規定ヲ設クルコトヲ得

第六　行政總監及經濟總監ハ最高官省ノ意見ヲ徵シタル後行政簡易化ノ其ノ他ノ爲ノ規定ヲ定ム

第七　本布告ハ黨、黨分肢（Gliederordnung）黨所屬諸團體（angeschlossene Verbände）ニハ之ヲ適用セズ。右ニ對シテハ特別規定ヲ設ク

總統兼宰相　內務大臣

國務大臣兼內閣書記官長

五　電力供給確保令（一九三九年九月三日附）

Verordnung zur Sicherstellung der Elektrizitätsversorgung vom 3 September 1939 (RGBl. I S. 1607)

法律ノ授權ニ依リ行政總監及國防軍總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一章　中央電力廳（Reichsstelle für die Elektrizitätswirtschaft）

第一條　電力供給確保ノ爲中央電力廳（中央動力配給廳＝Reichslatverteiler）ヲ置ク。中央電力廳ハ其ノ住所ヲベルリンニ置ク

第二條　中央電力廳長官（der Leiter der Reichsstelle）ハ經濟大臣之ヲ任免ス。右長官ノ本屬長官ハ經濟大臣トス

第三條　中央電力廳ハ

（イ）其ノ管轄ニ屬スル電力ノ消費者ニ對スル供給ヲ、必要ノ程度ニ應ジ之ヲ統制シ及電力供給企業者及自家電力施設（Eigenanlagen）ノ所有者ニ對シ、其ノ爲必要ナル指令ヲ發シ

（ロ）消費者ニ對スル電力供給ヲ繼續的又ハ一時的ニ停止シ若ハ之ヲ制限シ又ハ消費者ニ對シテ必要ナル指令ヲ發シ

（ハ）重要ナル消費者ニ對スル電力供給確保ノ爲ノ總テノ措置ヲ執ルコトヲ得。但シ他ノ管廳ノ官轄範圍ヲ侵スコトヲ得ズ

第四條　經濟大臣ハ中央電力廳ニ對シ其ノ他ノ職務權限ヲ委任スルコトヲ得。但シ市町村及市町村組合ニ對スル重要ナル電力供給ニ付テハ公共團體監督官廳（Kommunalaufsichtsbehörde）ノ資格ニ於ケル內務大臣ト協議スベシ

第二章　地區經濟廳及商工會議所ノ職務

第五條　一、地區經濟廳ハ中央電力廳ノ委任ニ依リ自已ノ管轄ニ屬スル中央電力廳ノ權限ヲ執行ス。地區經濟廳ハ中央電力廳ノ具體的指令ヲ仰グモノトス

二、經濟大臣ハ第一項ノ權限ノ執行ヲ個々ノ經濟廳ニ限定スルコトヲ得。經濟大臣ハ右ノ限定ヲ爲スニ當リ此等地區經濟廳ノ土地管轄ヲ其ノ他ノ管轄ト分離シテ定ムルコトヲ得。其ノ他ノ地區經濟廳ハ必要ナル行政上ノ補助ヲ供スルコトヲ要ス

第六條　一、商工會議所ハ中央電力廳ノ委任ニ依リ自己ノ管轄ニ屬スル中央電力廳ノ權限ヲ執行ス。右ノ商工會議所ハ右委任權限ノ執行ニ當テハ地區經濟廳（第五條）ノ具體的指令ノ拘束ヲ受ク。緊急ヲ要スルトキハ中央電力廳直接ニ具體的指令ヲ發スルコトヲ得

二、經濟大臣ハ第一項ノ權限ノ執行ヲ個々ノ商工經濟會議所ニ限定スルコトヲ得。經濟大臣ハ右ノ限定ヲ爲スニ當リ之等商工會議所ノ土地管轄ヲ、其ノ他ノ管轄ト分離シテ定ムルコトヲ得。其ノ他ノ商工會議所ハ必要ナル行政上ノ補助ヲ供スルコトヲ要ス

第三章　動力經濟法ニ對スル關係

第七條　一九三五年十二月十三日附動力經濟法（Das Energiewirtschaftsgesetz vom 13. Dezember 1935 RGBl. I S. 1451）ノ規定ハ本令施行中亦其ノ效力ヲ存續ス。但シ本令ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條　動力經濟法第四條ノ個々ノ告示ハ電力設備ノ運轉停止ニ付テハ必要ナキモノトス。但シ右ノ運轉停止ハ本令第三條ニ基キ中央電力廳ノ訓令ニ依ルモノナルコトヲ要ス

第九條　中央電力廳ガ本令第三條（イ）ニ依リ、電力設備ノ所有者ニ對シ第三者ニ電力ヲ供給スルコトヲ命ジタルトキハ、所有者ハ右ノ命令ノ繼續期間中ハ特別ノ許可ナキモ動力經濟法第五條ノ電力供給ヲ行フコトヲ得

第十條　（一）中央電力廳ガ本令第三條（ロ）ニ依リ、個人消費者又ハ消費者團體ニ對スル電力供給ヲ停止シタルトキハ、一般ノ接續並ニ供給義務（die allgemeine Anschluss und Versorgungspflicht）（動力經濟法第六條）ハ此ノ限ニ於テハ適用ナキモノトス

二、動力經濟法第六條第五項ノ規定ハ本令施行期間中ハ其ノ效力ヲ失フ

第四章　其ノ他ノ準則

第十一條　一、中央電力廳及本令第五條及第六條ニ揭グル諸官廳ハ本令ノ目的完遂ノ爲、電力供給企業及其ノ他ノ經營ニ對シ其ノ技術的並ニ經營ノ狀態ニ關スル總テノ報告ヲ要求スルコトヲ得

二、中央電力廳ハ其ノ職務ノ範圍內ニ於テ電力供給企業及個人設備ノ所有者ニ對シ一定ノ技術上並ニ經濟上ノ狀態及實狀ヲ報告スルノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

第十二條　中央電力廳又ハ本令第五條及第六條ニ揭グル官廳ガ其ノ職務執行ニ付使用スル者並ニ其ノ補助者（Gehilfen）者ハ職務上ノ報告ヲ除キ、職務執行上知リ得タル營業狀態及經營狀態ヲ濫リニ利用シ又ハ他ノ者ニ漏洩スルコトハ之ヲ禁ズ。其ノ他ノ事實ニシテ其ノ公知ガ公益又ハ當事者ノ正當ナル利益ニ反スルモノニ付テハ秘密ヲ守ルコトヲ要ス。右ノ義務ハ離職又ハ事務執行ノ終了ニヨリテ變更ヲ受クルコトナシ、被傭者及補助者ハ其ノ義務ノ良心的遂行ヲ握手ヲ以テ誓約スルコトヲ要ス

第十三條　第十二條ノ規定ニ違反シテ秘密ノ義務ニ背キ又ハ營業狀態若ハ經營狀態ヲ濫リニ利用シタル者ハ禁錮及罰金又ハ其ノ孰ノ何レカニ處ス

第十四條　一、中央電力廳ハ企業者及企業ノ責任アル支配人ヲ無制限ノ最高度ノ强制罰ニ依リ又ハ直接强制ニ依リ其ノ命令又ハ本令第五條第六條ニ揭グル官廳ノ訓令ニ從ハシムルコトヲ得。强制罰（Erzwingsstrafen）ハ中央電力廳ノ請求ニヨリ財務官（Finanzämter）ニ於テ國稅徵收法及其ノ施行ノ爲定メラレタル又ハ定メラルル

コトアルベキ規定ニ従ヒ徴收ス。オストマルクニ於テハオーストリー行政執行法（das Osterreichische Verwaltungsvollstreckungsgesetz, RGBl. Nr. 276/1925）第三條ノ規定ニ依テ徴收ス

二、市町村（市町村組合）又ハ其ノ官吏ノ訓令遵守義務ニ對スル手續ハ當該事項ニ關スル行政法ノ規定ニ從フ

第十五條　本令又ハ本令施行規定ノ執行ニ關スル措置ニ因リテ生ジタル損害ニ對シテハ原則トシテ賠償ヲ行ハザルモノトス。特ニ情狀酌量スベキトキハ中央電力廳ノ提議ニ基キ、經濟大臣之ガ賠償ヲ行フコトヲ得

第十六條　經濟大臣ハ本令ノ施行ニ必要ナル法規並ニ行政規則ヲ定ム

第十七條　本令ハ公布ノ日（九月四日）ヨリ之ヲ施行ス

經濟總監

六　ガス供給確保令（一九三九年九月二十日附）

Verordnung zur Sicherstellung der Gasversorggng vom 30. September 1939

（RGBl. I S. 1856）

一九三九年八月二十七日附經濟行政ニ間スル命令（公報第一部一四九五頁）第三條第三項ニ基キ一九三九年八月二十七日附經濟行政ニ關スル命令施行令（第一次施行令、公報第一部一五一九頁）第三條第一項（ホ）施行ノ爲左ノ通命令ス

第一章　地區經濟廳及商工會議所ノ職務

第一條　地區經濟廳ハ
（イ）其ノ管轄ニ屬スルガスノ消費者ニ對スル供給ヲ、必要ノ程度ニ應ジ之ヲ統制シ及ガス供給企業者ニ對シ其ノ爲必要ナル指令ヲ發シ
（ロ）消費者ニ對スルガス供給ヲ繼續的又ハ一時的ニ停止シ若ハ之ヲ制限シ又ハ消費者ニ對シテ必要ナル指令ヲ發シ
（ハ）重要ナル消費者ニ對スルガス供給確保ノ爲ノ總テノ措置ヲ執ルコトヲ得。但シ他ノ官廳ノ管轄範圍ヲ侵スコトヲ得ズ

第二條　地區經濟廳ハ自己ノ管轄範圍內ニ在ル第一條ノ權限ヲ商工會議所ニ委任スルコトヲ得。商工會議所ハ其ノ權限ノ執行ニ當リ地區經濟廳ノ具體的指令ニ拘束セラルルモノトス

第三條　地區經濟廳ハ第一條ノ權限ノ執行ヲ個々ノ商工會議所ニ限定シ且右ノ限定ヲ爲スニ當リ、其ノ他ノ管轄ト分離シテ土地管轄ヲ定ムルコトヲ得

第二章　動力經濟法ニ對スル關係

第四條　一九三五年十二月十三日附動力經濟法（公報第一部一四五一頁）ノ規定ハ本令施行中亦其ノ效力ヲ存續ス
但シ本令ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　動力經濟法第四條ノ個々ノ告示ハガス設備ノ運轉停止ニ付テハ必要ナキモノトス。但シ右ノ運轉停止ハ本

令第一條ニ基キ命ゼラレタルモノナルコトヲ要ス

第六條　一、本令第一條(ロ)ニ依リ、個人消費者又ハ消費者團體ニ對シガス供給ヲ停止シタルトキハ、一般ノ接續並ニ供給義務（動力經濟法第六條）ハ此ノ限ニ於テハ適用ナキモノトス

二、動力經濟法第六條第五項ノ規定ハ本令施行期間中ハ其ノ效力ヲ失フ

第三章　其ノ他ノ準則

第七條　本令第一條及第二條ニ掲グル諸官廳ハ本令ノ目的完遂ノ爲ガス供給企業及其ノ他ノ經營ニ對シ其ノ技術的並ニ經營ノ狀態ニ關スル總テノ報告ヲ要求スルコトヲ得

右諸官廳ハ更ニ其ノ權限ノ範圍內ニ於テガス供給企業ニ對シ一定ノ技術上並ニ經濟上ノ狀態及實情ヲ報告スルノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

第八條　本令第一條及第二條ニ掲グル官廳ガ其ノ職務執行ニ付使用スル者並ニ其ノ補助者ハ職務上ノ報告ヲ除キ、職務執行上知リ得タル營業狀態及經營狀態ヲ濫リニ利用シ又ハ他ノ者ニ漏洩スルコトハ之ヲ禁ズ。其ノ他ノ事實ニシテ其ノ公知ガ公益又ハ當事者ノ正當ナル利益ニ反スルモノニ付テハ秘密ヲ守ルコトヲ要ス。右ノ義務ハ離職又ハ事務執行ノ終了ニヨリテ變更ヲ受クルコトナシ。被傭者及補助者ハ其ノ義務ノ良心的遂行ヲ握手ヲ以テ誓約スルコトヲ要ス

第九條　第九條ノ規定ニ違反シテ秘密遵守ノ義務ニ背キ又ハ營業狀態ヲ濫リニ利用シタル者ハ禁錮及罰金又ハ其ノ孰レカニ處ス

第十條　(一)地區經濟廳ハ企業者及企業ノ責任アル支配人ヲ無制限ノ最高限度ノ强制罰ニ依リ又ハ直接强制ニ依リ其ノ訓令ニ從ハシムルコトヲ得。强制罰ハ地區經濟廳ノ請求ニヨリ財務官ニ於テ國稅徵收法及其ノ施行ノ爲定メラレタル又ハ定メラルルコトアルベキ規定ニ從ヒ徵收ス。オストマルクニ於テハオーストリー行政執行法(公報一九二五年第二七六號)ニ依テ徵收ス

二、市町村(市町村組合)又ハ其ノ官吏ノ訓令遵守義務ニ對スル手續ハ當該事項ニ關スル行政法ノ規定ニ從フ

第十一條　本令又ハ本令施行規定ノ執行ニ關スル措置ニ因リテ生ジタル損害ニ對シテハ原則トシテ賠償ヲ行ハザルモノトス。特ニ情狀酌量スベキトキハ經濟大臣之ガ賠償ヲ行フコトヲ得

第十二條　本令ハ公布ノ日(九月二十一日)ヨリ之ヲ施行ス

經濟大臣

七　經濟共助ニ關スル命令(一九四〇年二月十九日附)

Verordnung über Gemeinschaftshilfe der Wirtschaft vom 19. Februar 1940

(RGBl. I S. 395)

經濟ヲ戰時狀態ニ適合セシムルニ必要ナル再編成措置ヲ行フニ當テハ個々ノ企業ノ休止ヲ必要トスベシ。休止セザルヲ得ザリシ企業ノ、經濟全體ニ對スル國民經濟的價値ヲ保持シ、其ノ事業場ヲ將來ニ亘リ確保スル爲、正當ナリト認ムルトキハカカル企業ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ要ス。之ニ必要ナル資金ノ醵出ト割當ハ經濟ノ共同ノ

任務トス。反之、企業整理又ハ直接戰爭ノ影響ニ因リ已ムヲ得ズ事業ヲ休止シタル企業ニ對シテハ國家ハ必要ナル救濟手段ヲ講ズベシ

右ノ理由ニ基キ最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ定ム

第一條　一、工業、商業及動力全國團(Reichsgruppen)ニ屬スル團體及船舶交通全國團ヲ除ク交通全國團(Reichsverkehrsgruppe Seeschiffahrt)ハ其ノ保護ニシテ戰時經濟ヘノ再編成措置ニ因リ經濟ヲ休止シタルモノニ對シ準則(Richtlinien)ニ從ヒ繼續的ニ補助金ヲ交付スルコトヲ得。右ノ準則ハ上記ノ諸團體之ヲ定ム。準則ハ經濟大臣ノ同意ヲ經ルヲ要ス。但シ經濟大臣ハ價格形成國家委員ト協議ノ上其ノ同意ヲ與フ

二、補助金ノ交付ニ對スル法律上ノ請求權ニ付テハ本令ハ規定セズ

三、補助金ノ交付ニ對シテハ條件ヲ附シ又ハ賦金(Auflagen)ヲ課スルコトヲ得

四、企業所有者並ニ其ノ法定代理人ハ補助金交付ノ繼續スル限リ、著シキ事實上ノ變更ヲ加ヘタルトキハ總テ遲滯ナク管轄團體ニ申告スル義務ヲ負フ

五、管轄團體ガ補助金ノ交付ヲ拒絕シ又ハ補助金ノ繼續的交付ヲ停止シタルトキハ當該企業ハ其ノ決定ノ送達アリタル後一週間以內ニ訴願ヲ提起スルノ權利ヲ有ス。訴願ノ提起ハ補助金交付管轄團體ニ對シ爲スベシ。工業、商業及動力全國團ハ各專門分野ニ於テ訴願ノ裁決ヲ行フ。其ノ他ノ總テノ場合ニ付中央經濟會議所(Reichswirtschaftskammer)之ガ決定ヲ行フ

第二條　一、第一條ニ規定スル補助金ノ交付資金ハ商工經濟團體又ハ獨逸手工業團體、外國交通全國團(Reichsgruppe Fremdenverkehr)及船舶交通全國團ヲ除ク交通全國團體ノ各集團(Gruppen)之ヲ醵出ス。各集團ハ此

ノ目的ノ爲其ノ保護企業ニ對シ課税（Umlage）ヲ爲スノ權利ヲ有ス。各集團ガ課税規定ノ制定及税率ノ決定ヲ爲スニハ經濟大臣ノ同意ヲ經ルヲ要ス。經濟大臣ハ價格形成國家委員ト協議ノ上同意ヲ與フ。徴税ハ商工會議所課税（Industrie- und Handelskammer-Umlagen）ノ徴税ニ付適用スル地方法ノ規定ニ從ヒ商工會議所之ヲ行フ

二、納税ノ義務アル企業ハ課税決定書ノ不當ナル決定ニ對シ決定書ノ送達アリタル後二週間以内ニ訴願ヲ提起スルノ權利ヲ有ス。訴願ノ裁決ハ課税各集團ニ設ケラレタル裁決官廳ガ訴願條例及手續規程（Beschwerde- und Verfahrensordnung）ニ從ヒ之ヲ行フ。右條例及規定ハ中央經濟會議所ガ經濟大臣ノ同意ヲ經テ之ヲ定ム。交通全國團ニ共通ノ裁決官廳ヲ設クルコトヲ得

第三條　第一條ノ集團ニ交付スベキ補助金ハ第二條ニ依リ右集團ノ醵出シタル資金ヲ以テ賄フ。萬一補助金額ニ不足ヲ來シタルトキハ之ヲ調整スル爲銀行及保險全國團ノ醵出シタル資金及其ノ他ノ集團ニ於ケル繰越額ヲ支出ス

右ノ調整ハ中央經濟會議所ニ於テ經濟大臣ノ同意ヲ經テ之ヲ行フ

第四條　獨逸手工業團體ハ手工業支所ヲ通ジ、戰時經濟ヘノ再編成ニ因リ其ノ存立ヲ危殆ナラシメラレタル經營ニ對シ、經濟大臣ノ同意ヲ經テ制定シタル準則ニ從ヒ補助金ヲ交付スルコトヲ得。手工業團體ハ必要ナル資金ヲ醵出スル爲メ經濟大臣ノ同意ヲ經テ手工業支所ニ課税スルコトヲ得。經濟大臣ハ價格形成國家委員ト協議ノ上準則及課税ニ對スル同意ヲ與フ。徴税ハ手工業會議所（Handwerkskammer）ガ市町村ノ徴税ニ付適用スベキ地方法ノ規定ニ從ヒ、之ヲ行フ。第一條第二項乃至第四項ハ之ヲ準用ス

第五條　經濟大臣ハ本令規定ノ總テノ措置ニ關シ監督及干渉ノ權限ヲ有ス。經濟大臣ハ本令ノ施行ニ關係アル商工

經濟團體ノ各支所ニ對シ指令ヲ發スルコトヲ得

第六條　第一條、第二條第一項及第五條ニ規定スル經濟大臣ノ裁決及權限ハ交通大臣ノ交通經濟ノ範圍內ニ於テ之ヲ行フ

第七條　一、第一條乃至第四條ハ食糧全國團法ノ意義ニ於ケル農產物ノ製造、加工者及配給者ニハ之ヲ適用セズ。此等ノ企業ニ對シテハ食糧全國團法ニ基キ全國ニ亘リ設立セラレタル團體（Zusammenschlüsse）又ハ食糧全國團ガ第一條及第二條ヲ準用シ、補助金ヲ交付シ徵稅ヲ爲スコトヲ得。補助金交付ニ關スル準則、課稅規定及稅率ノ決定ハ食糧農業大臣ノ同意ヲ經ルヲ要ス。食糧農業大臣ハ價格形成國家委員ト協議ノ上同意ヲ與フ

二、第一條ニ揭グル各機關相互ノ調整ハ第三條ノ準用ニ依リ之ヲ行フ。食糧全國團ハ食糧農業大臣ノ同意ヲ經テ右ノ調整ヲ行フ

三、食糧農業大臣ハ第一項ニ揭グタル各機關ニ對シ第五條ニ揭グル權限ヲ行使ス

第八條　一、國文化院（Reichskulturkammer）ノ各院ハ第一條ノ規定ニ從ヒ其ノ所屬ノ產業團體（gewerbliche Orgaaisation）ニ對シ補助金ヲ交付シ又ハ之ニ必要ナル資金ヲ醵出スル爲第二條ノ規定ヲ準用シ、當該產業團體ヨリ徵稅スルコトヲ得。補助金交付ニ關スル準則、課稅規定及稅率ノ決定ハ國民啓蒙宣傳大臣（Reichsminister für Volksaufklärung und Propaganda）ノ同意ヲ經ルヲ要ス。國民啓蒙宣傳大臣ハ價格形成國家委員ト協議ノ上同意ヲ與フ

二、國文化院所屬ノ各院相互ノ調整ハ第三條ノ準用ニ依リ之ヲ行フ。國民啓蒙大臣ハ右ノ調整ヲ行フ

三、國民啓蒙宣傳大臣ハ國文化院所屬ノ各院ニ對シ第五條ニ揭グル權限ヲ行使ス

第九條 商工經濟團體及交通團體ノ各支所及第七條ニ掲グル各機關並ニ第一條、第四條、第七條及第八條ニ依リ補助金ノ交付ヲ爲ス國文化院所屬ノ各院ハ補助金交付ト關係アル職務ノ執行ニ付何時タリトモ檢査ヲ行フコトヲ得
上記各機關ノ保護ノ下ニ在ル各企業ハ之ニ必要ナル報告ヲ爲シ又ハ營業簿及經營檢査簿ノ閲覽ヲ許容スルノ義務ヲ負フ。

第十條 左ノ罪ヲ犯シタル者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス。但シ別段ノ規定ニ依リ此レヨリ重キ罰ヲ課セラルベキトキハ此ノ限ニ在ラズ
（イ） 故意ニ第一條第四項規定ノ申告ヲ懈怠シ、適時ニ之ヲ爲サズ又ハ不正ノ申告ヲ爲シタル者
（ロ） 自己又ハ他人ノ利益ヲ計リ故意ニ補助金ノ交付ト關係アル課税ニ違反シタル者
訴追ハ訴ノ提起ヲ俟テノミ之ヲ論ズ。訴ノ提起ハ補助金交付ノ權限アル商工經濟團體及交通團體ノ各支所又ハ第七條ニ基キ補助金交付ノ權限アル機關又ハ國文化院所屬ノ當該各院ニ對シテ爲スベシ。訴ノ提起ハ取下グルコトヲ得

第十一條 一、第九條ニ依リ必要ナル報告ヲ爲サザルカ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタル者ハ秩序罰（Ordnungsstrage）ニ處ス。秩序罰ハ補助金交付ノ權限アル商工經濟團體ノ各支所之ヲ決定ス——但シ交通經濟ノ範圍內ニ於テハ管轄各院ガ之ヲ決定ス。秩序罰ハ最高額一〇〇〇〇ライヒスマルク迄トス。秩序罰ノ決定ニ對シテハ處罰決定書送達アリタル後二週間以內ニ中央經濟裁判所（Reichswirtschftsgericht）ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得。
但シ處罰決定書ハ文書ニ依ルコトヲ要ス。
二、第一項ニ依リ決定スベキ秩序罰ハ國庫ニ歸屬ス。秩序罰ハ債務者ノ管轄財務官（Finanzamt）ニ支拂フベ

シ。財務官ハ國稅徵收法又ハ其ノ施行規定若ハ追加規定ニ從ヒ秩序罰ノ徵收ヲ行フ
三、食糧全國團法ノ意義ニ於ケル農產物ノ製造・加工者及配給者ニ對スル秩序罰手續ニ關スル規定ハ食糧農業大臣之ヲ定ム

第十二條　左ノ者ニ對シテハ本令ノ規定ヲ適用セズ
（イ）官廳ノ訓令ニ依リ特定ノ範圍內ニ於ケル經營ノ移轉又ハ整理又ハ直接戰爭ノ影響ニ因リ經營ヲ休止シタル企業
（ロ）一般人民ニ水道、ガス、電氣又ハ熱量ヲ供給シ、又ハ公ノ交通若ハ港灣經營ニ奉仕スル市町村又ハ市町村組合ノ公ノ供給經營（öffentliche Versorgungsbetriebe）、私法ノ取扱ヲ受クル特定種類ノ企業ニシテ當該企業參加カ市町村又ハ市町村組合ノ少クトモ七五パーセントヲ占メ且ツ其ノ收益額ノ少クトモ七五パーセントガ此等ノ團體ニ歸屬スルトキハ右ノ團體モ亦公ノ供給經營ト看做ス

第十三條　經濟大臣ハ關係各大臣及價格形成國家委員ト協議ノ上本令ノ施行又ハ補充ニ必要ナル法規及行政規則ヲ定ム。經濟大臣ハ特ニ商工經濟團體ノ各支所ニ屬スル企業ニ關スル規定並ニ商工經濟團體若ハ同時ニ國文化所屬ノ各院若ハ交通全國團ニ所屬スルカ又ハ農產物ノ製造加工若ハ配給ヲ爲ス企業ニ關スル規定ヲ定ム。食糧農業大臣及國民啓蒙宣傳大臣ハ關係各大臣及價格形成國家委員ト協議ノ上第七條及第八條ノ施行ニ必要ナル法規及行政規則ヲ定ム

第十四條　本令ハ公布ノ日（二月二十三日）ヨリ之ヲ施行ス。經濟大臣ハ商工經濟ニ關シ本令廢止ノ時期ヲ定ム。交通大臣、食糧農業大臣及國民啓蒙宣傳大臣ハ經濟大臣ト協議ノ上各事務範圍ニ關シ本令廢止ノ時期ヲ定ム．

最高國防會議議長
經濟總監
國務大臣兼內閣書記官長

(二) 戰時經濟令及び關係法令

一 戰時經濟令（一九三九年九月四日附）

Kriegswirtschaftsverordnung-KWVO vom 4. September 1939 (RGBl. I S. 1699)

我祖國國境ノ防衛ハ總テノ獨逸國民ヨリ最高ノ犧牲ヲ要求ス。軍人ハ其ノ生命ヲ賭シ武器ヲ執リテ鄕土ヲ守護ス。コノ生命ヲ賭スルノ偉大サヲ顧ミルトキ、民族及國家ノ爲ニ全力ヲ捧ゲ統制經濟生活ノ運營ヲ保證スルハ鄕土ニ於ケル一切ノ國民ノ當然ノ義務ト言フベキナリ。特ニ各國民ニ於テ其ノ生活上必要ナル制限ヲ課セラルルガ如キハ亦此ノ義務ニ屬スルモノトス。

仍テ最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ定ム

第一章　戰爭阻害行爲

第一條　一、國民ノ生活必需品ニ屬スル原料又ハ製品ヲ毀滅、退藏又ハ隱匿シ故意ニ之ガ需要充足ヲ危殆ナラシメ

タル者ハ懲役又ハ禁錮ニ處ス。其ノ罪本特ニ重カルベキハ死刑ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

二、正當ノ理由ナクシテ貨幣ヲ退藏シタル者ハ禁錮ニ處ス。其ノ罪本特ニ重カルベキトキハ之ヲ懲役ニ處ス

第二章　戰　時　稅

第一節　所得稅戰時附加稅

第二條　納稅義務者ノ範圍

一、國家ハ所得稅戰時附加稅ヲ課ス

二、年所得二千四百ライヒスマルクヲ超エザル者ハ所得稅戰時附加稅ヲ課セラルルコトナシ

第三條　所得稅戰時附加稅額

一、所得稅戰時附加稅ハ課稅期間（第四條）ニ於ケル所得稅ノ五割トス

二、所得稅戰時附加稅ハ所得ノ一割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ。所得稅及所得稅戰時附加稅ヲ合算シタルモノハ所得ノ六割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條　課稅期間

一、課稅期間ハ曆年ニ依ル

二、但シ第一課稅期間ハ本令施行日ヲ以テ始マリ一九三九年ノ終了ト共ニ滿了ス

第五條　課　稅

所得稅戰時附加稅ハ財務大臣ノ訓令ニ依リ控除ヲ認メラレザル限リ所得稅査定ノ時ニ確定ス

第二節　ビール及煙草ニ對スル戰時附加税

第六條　獨逸國內ニ生產セラレ又ハ獨逸國內ニ輸入セラレタルビール又ハ煙草ノ消費ニ對シ戰時税ヲ課ス

第七條　本税額ハ消費者ノ負擔スベキ價格ノ二割トス

第八條　ビール及煙草(第六條)ノ生產者、輸入者及取引商ハ本税支拂ノ責ニ任ジ且租税監督ニ服ス

第九條　第六條乃至第八條ノ規定ハ一九三九年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス。但シ財務大臣ハ税法ノ施行及税收確保ノ爲本期日以前ト雖モ施行細則ヲ定メ之ヲ施行スルコトヲ得

第十條　財務大臣ハ免税、減税及補償ニ關スル規定ヲ定ムルノ權限ヲ有ス。

第三節　火酒製品ニ對スル戰時附加税

第十一條　一九二二年四月八日附火酒專賣法(公報第一部四〇五頁)ニ依ル百リツトル受領者ニ對スル税率ハ酒精百リツトルニ付二百七十五ライヒスマルクヨリ三百七十五ライヒスマルクニ之ヲ高ム

第四節　三鞭酒ニ對スル戰時附加税

第十二條　一、獨逸國內ニ生產セラレ又ハ獨逸國內ニ輸入セラレタル三鞭酒(三鞭酒類似ノ飲料物ヲ含ム)ノ消費ニ對シテハ戰時税ヲ課ス

二、本税ハ次ノ如シ

(一)　三鞭酒及三鞭酒類似ノ飲料物ニ對シテハ一瓶ニ付一マルク。但シ葡萄酒ヲ混入シタ果汁酒ノ類ヲ除ク

(二)　其ノ他ノモノニ對シテハ一瓶ニ付五十ペニツヒトス

三、第八條乃至第十條ノ規定ハ三鞭酒戰時附加税ニ付亦之ヲ適用ス

第五節　ラント、市町村及其ノ他ノ公法團體ノ戰時納付金

第十三條　ハンザ都市タルハンブルクヲ含ム各ラントハ所得税、法人税及取引税納税額ノ補充割當金ヲ含ム當該各州割當金ノ一割五分ヲ戰時納付金トシテ國家ニ納付ス。但シ國税ヘ移付スベキ各ラント割當金ガ一九三五年一月二十四日附司法權ノ獨逸國移讓ニ關スル第三次法律（公報第一部六八頁）第九條及一九三七年三月十九日附警察上ノ財政措置ニ關スル法律（公報第一部三二五頁）第九條ニ依リ減額セラレタルトキハ戰時納付金亦減額ス

第十四條　一、市町村ハ毎月左ノ税額ヲ國家ニ納付スベシ

農業及林業ノ地租税額ノ二分五厘

土地ノ地租税額ノ五分

收益及資本ニヨル營業税額ノ七分五厘

市民税額ノ一割

二、各ラントハ其ノ市町村全體ノ戰時納付金ヲ國家ニ醵出スルモノトス。各ラントハ市及クライスノ戰時納付金ヲ特別地方課税トシテ取立ツルモノトス。クライスハ當該所屬町村ノ戰時納付金ヲ特別クライス課税トシテ取立ツルモノトス。各ラント行政府ハ其ノ特別地方課税ヲ決定シ、各ラントクライス長官ハ其ノ特別クライス税ヲ決定ス。本課税額算定ニ當リテハ個別的算定基礎ニ基ケル戰時納付金ノ賦課ニ關スル第一項所定ノ税率ニ依ラザルコトヲ得。本税額ノ決定ハ形式的規定ニ拘束セラルルコトナシ且ツ何等ノ認可ヲ受クルコトヲ要ズ

三、市町村ハ一九三九年會計年度ニ決定セラレタル徵税率ヲ物品税及市民税ニ適用スルコトヲ得ズ

四、前第一項乃至第三項ノ規定ハ、ハンザ都市タルハンブルク、ブレーメンラント及ザールラントニ之ヲ適用ス

第十五條　一、財務大臣ハ各ラントノ納付スベキ稅額ヲ定メ且內務大臣ト協議ノ上各ラントニ於ケル市町村支辨スベキ稅額ヲ定ム

二、戰時納付金ハ每月十八日迄ニベルリンノ獨逸國家中央金庫ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス。但シ第一回タル一九三九年九月ニ限リ一九三九年十月十八月迄ニ納付スベシ

第十六條　第十一條乃至第十三條ノ規定ハ大管區（Reichsgau）及當該下級自治團體ニハ之ヲ適用セズ。尙之ニ對シテハ特別規定ヲ設クルコトアルベシ

第十七條　其ノ他公法上ノ團體ニシテ稅、附加稅、又ハ納付金ヲ徵收スベキ權限アル者並ニ義務的割當金ヲ徵收スベキ權限ヲ有スル其ノ他ノ團體ハ細則ノ定ムルトコロニ從ヒ戰時納付金ヲ納付スベキモノトス。此等ノ公法團體及團體ハ其ノ徵收スル稅率、附加稅率又ハ納付金ノ率ヲ引上グルコトヲ得ズ

註　一九四〇年二月二十九日公布命令（VO. V. 29. 2. 1940 RGGL. S. 454）ニ依リ、市町村ノ戰時納付金ニ付テハ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第三章　戰時賃銀

第十八條　一、勞働管理官及特別勞働管理官ハ勞働大臣ノ細目的指令ニ從ヒ、勞働所得ヲ卽時戰時情勢ニ順應セシメ且賃率規則ニ依リ賃銀、給料、其ノ他ノ勞働條件ノ最高限度ヲ拘束力ヲ以テ下級ヨリ上級ニ向ツテ確決定スベキモノトス

二、經營若ハ行政體ガ新設又ハ變更セラレ又ハ勞働者及被傭者ガ本令施行後他ノ業務ニ就クトキハ同種ノ經營若

ハ行政體ニ適用セラレ又ハ新業務ニ通常認メラルベキ賃銀率ヲ適用ス。如何ナル賃銀率及給料率ガ適用セラルベキカ疑ハシキトキハ勞働管理官又ハ特別勞働管理官之ヲ裁定ス

二、超過勞働、日曜勞働、祭日勞働及夜間勞働ニ對スル割增賃銀ハ爾後之ヲ支拂ベズ

四、前第一項乃至第三項ハ家內勞働ノ報酬及其ノ他ノ勞働條件ニ之ヲ準用ス

第十九條　休暇ニ關スル規定及協約ハ當分ノ間之ヲ停止ス。停止解除ニ關スル詳細ナル規定ハ勞働大臣之ヲ定ム

第二十條　勞働大臣ハ賃率規則ノ發布及內容並正規勞働時間ニ關シ、既ニ定メラレタル規定ニ異ル定ヲ設ケ又ハ既ニ定メラレタル勞働保護規定ノ例外ヲ認ムルコトヲ得。公ノ行政體及經營ニ對シテハ勞働大臣ハ主務大臣ト協議ノ上前段ノ規定ヲ定ム

第二十一條　一、本令第十八條乃至二十條ノ規定ニ違反シテ賃銀又ハ給料ヲ契約若ハ附與シ又ハ契約若ハ附與セシメタル者ハ勞働管理官又ハ特別勞働管理官ニ於テ違反行爲ノ各場合ニ付無制限ノ金錢ニヨル秩序罰ヲ課ス。本令ノ規定ニ依テ認メラレタル以上ニ有利ナル其ノ他ノ勞働條件ヲ要求シ又ハ付與シタル者ニ付亦同ジ。右秩序罰ノ言渡ニ對シテハ勞働大臣ニ訴願スルコトヲ得

二、罪本重カルベキトキハ禁錮又ハ懲役ニ處ス。刑事訴追ハ勞働管理官又ハ特別勞働管理官ノ告訴ヲ俟テ之ヲ論ズ。但シ右告訴ハ之ヲ取下グルコトヲ得

註　本條ニ關シテハ一九三九年十二月二日附（譯註―戰時經濟令第三章）第三次施行規定（公報第一部二三七〇頁）國勞働管理官ノ秩序罰權ヲ參照スベシ

第二十二條　總テノ種類ノ財貨及給付ニ對スル價格及報酬ハ戰時義務的國民經濟ノ原則ニ從テ之ヲ形成スルコトヲ要ス

第四章　戰時價格

第二十三條　一、總テノ種類ノ財貨及給付ニ對スル價格及報酬ハ本令第三章ニ基キ財貨及給付ニ付勞務費ノ節減ノ行ハレタル限度ニ之ヲ引下グルコトヲ要ス

二、總テノ種類ノ財貨及給付ニ對スル價格及報酬ハ將來ニ於テハ本令第三章ニ從テ認メラレタル賃銀及給料ヲ最高限度トシテ考慮スルコトヲ要ス

三、法律、命令、賃率規則上强制規定ナキ一定從屬者ニ對スル社會的費用ハ、經營的慣行又ハ職業種別的慣行ニシテ且節約經濟遂行ノ原則ニ違反セザルトキニ限リ價格及報酬算定ノ基礎ト爲スコトヲ得

四、第一項乃至第三項ニ基キテ認メラレタルモノヨリ高キ價格及報酬ヲ要求又ハ付與スルコトハ禁ズ

第二十四條　總テノ種類ノ財貨及給付ハ原材料、又ハ補助材料、運賃其ノ他ノ原價ニヨリ之ヲ引上グルコトヲ得ズ。但シソレラノ諸原價ノ高低ガ專ラ經濟部門ノ特別ノ要求ニヨリ起リタルモノニシテ且ツ種類數量及取引地ノ狀況ニヨリ節約經濟遂行ノ原則ニ反セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條　一、拘束價格ガ一九三四年十二月十一日附改訂一九三四年十一月十二日附價格拘束及生活必需品價格引上禁止ニ關スル命令(公報第一部一一〇頁一二四八頁官報第二六六號第二九一號)第一條ノ意義ニ於ケル價格拘束ニ依テノミ又ハ當該經濟部門ノ特殊ノ要求ニ依テノミ維持セラレ若ハ再ビ經營ニ採用セラルル經營原價ニ基キテ定メラレタルモノナルトキハ價格ハ之ヲ引下グルコトヲ要ス

二、經營ニ於テ其ノ法律上ノ地位若ハ事實上ノ狀態ニ基キ又ハ其ノ經濟上ノ重要性ノ爲ニ十分ナル競爭ナキコトニ基ク價格亦之ヲ引下グルコトヲ要ス

三、本令ニ基キ實施セラルル拘束價格ノ引下ハ團體ノ全成員ニ付等シキ程度ニ於テ且同時ニ之ヲ行フ

四、前第一項乃至第三項ニ依ル價格引下ハ價格形成國家委員ノ事前ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第二十六條　總テノ種類ノ財貨及給付ノ價格及報酬ハ各財貨及給付ノ販賣者又ハ給付義務者ガ本令ニ基キ當該財貨又ハ給付ニ關シ本令公布直前ニ要シタルヨリモ低廉ナル價格又ハ報酬ヲ維持シタルモノナルトキハ之ニヨリ節減セラルベキ額ニ至ル迄引下グルコトヲ要ス

第二十七條　一九三六年十一月二十六日附價格引上禁止令（公報第一部九五五頁）ノ規定及其ノ他從來公布セラレタル價格規定ハ右ノ規定ヲ除キ其ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十八條　價格形成國家委員及其ノ受託官ハ本章ノ規定ニ付其ノ例外ヲ許可シ又ハ之ヲ指令スルコトヲ得

第五章　終結規定

第二十九條　一、主務大臣及價格形成國家委員ハ、經濟總監及行政總監ノ指示ニ基キ、隨時相互協議ノ上本令ノ施行及補充ニ必要ナル法規命令及一般行政命令ヲ定ムルコトヲ得

二、主務大臣及價格形成國家委員ハ本令ニ基キ付與セラレタル權限ヲ他ノ官廳ニ移讓スルコトヲ得

第三十條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二　所得稅戰時附加稅ニ關スル第一次施行細則（一九三九年八月四日附）

Erste Durchführungsbestimmungen über den Kriegszuschlag zur Einkommensteuer-Erste ENDB vom 4. September 1939 (RGBl. I S. 1613)

一九三九年九月四日附戰時經濟令第五章第二十九條（公報第一部一六〇九頁）及國稅徵收法第九十二條ニ基キ左ノ施行細則ヲ定ム

戰時經濟令第二條ニ關シ

第一條　賃銀控除手續ニ於ケル免稅點（Freisetzen）

被傭者ニシテ其ノ賃銀月額二三四ライヒスマルク、週額五四ライヒスマルク、一日當リ九ライヒスマルク又ハ半日當リ四・五ライヒスマルクヲ超エザル者ハ、所得稅戰時附加稅ヲ課セラルルコトナシ（免稅點）免稅點ハ賃銀稅表（Lohnsteuerkarte）ニ於テ免稅額トシテ記載セラレタル限度ニ於テ之ヲ引上グルモノトス

戰時經濟令第四條乃至第五條ニ關シ

第二條　短期課稅期間

課稅期間ガ曆年ニ滿ザルトキハ所得稅戰時附加稅ハ課稅期間ノ滿了シタル各曆月毎ニ年額ノ十二分ノ一トシテ之

ヲ算定ス

第三條　前　拂

一、納稅義務者ハ三月十日、六月十日、九月十日、十二月十日ニ所得稅戰時附加稅ノ前拂ヲ爲スコトヲ要ス。每期ニ於ケル前拂ハ定規ノ租稅控除額丈ケ減額シ最終的決定ヲ經タル所得稅戰時附加稅ノ四分ノ一宛トス

二、決定シタル所得稅戰時附加稅ニ關スル第一回所得稅決定書ノ公示セラルル迄ハ前拂ハ定規ノ控除額（所得稅法第二號第四十七條第一項）丈ケ減額シ最終的査定ヲ經タル所得稅ノ八分ノ一宛トス。

三、第一回課稅期間ニ於ケル前拂ノ期日ハ一九三九年十月十日及十二月十日ニ滿了スルモノトス。右前拂ハ定規ノ租稅控除額（所得稅法第二號第四十七條第一項）丈ケ減額シ終局的査定ヲ經タル所得稅ノ十二分ノ一宛トス

四、所得稅法第三十六條乃至第三十七條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第四條　控除手續ヲ爲シタル所得稅戰時附加稅ノ課稅

一、從屬勞働ノ所得及所得稅法第四十三條ニ依リ資本收益ニ對スル租稅控除ノ認メラレタル（資本收益稅）資本財産ノ所得ニ付テハ租稅控除ヲ爲シタル後所得稅戰時附加稅ヲ課ス

二、所得稅戰時附加稅ノ課稅ニ當リ控除手續ヲ爲ストキハ一ペニツヒ未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス

三、賃銀勘定（賃銀稅施行規程第三十一條、第二次賃銀稅施行令第三十一條）賃銀稅申告（賃銀稅施行規程第四十四條、第二次賃銀稅施行令第四十四條）及賃銀稅支拂（賃銀稅施行規程第四十一條乃至第四十二條、第二次賃銀稅施行令第四十一條乃至第四十二條）ニ於テハ特ニ所得稅戰時附加稅ヲ記載スルコトヲ要ス。租稅控除義務アル資本收益（資本收益稅施行令第八條乃至第十條）ニ對スル所得稅戰時附加稅ニ之ヲ準用ス

第五條　第一課税期間ニ於ケル所得税戰時附加税ノ課税（控除手續）
左記ニ對シテハ所得税戰時附加税ハ租税控除ヲ爲シタル後始メテ之ヲ課税ス
一、一九三九年九月四日以後滿了スベキ賃銀支拂期間ニ於ケル經常賃銀ニ對シ
二、一九三九年九月四日以後納税義務者ノ所得ト爲ルベキ其ノ他ノ所得ニ對シ

第六條　苛酷性ノ排除
一、所得税戰時附加税ノ税額査定ニ當テハ納税義務者ニ對シ少クトモ年額二四〇〇ライヒスマルクノ所得ヲ存置セシムルコトヲ要ス
二、所得税戰時附加税ノ査定ニ當リ賃銀控除手續ヲ爲ス場合ハ被傭者ニ對シ最低限度月額二三四ライヒスマルク、週額五四ライヒスマルク、一日當リ九ライヒスマルク若ハ半日當リ四・五ライヒスマルクノ賃銀ヲ存置セシムルコトヲ要ス。被傭者ニ對シ最低限度存置セシムルコトヲ要スル賃銀ハ賃銀税表ニ於テ免税點トシテ記載セラレタル限度ニ於テ之ヲ增額ス

ベルリン　一九三九年九月四日

財務大臣
代理　ラ　イ　ン　ハ　ル　ト

一九三九年九月五日ヨリ舊獨逸領ニ對シ官廳賃銀税表附表ヲ適用ス

賃銀税及賃銀税戰時附加税表（月額賃金支拂ノ場合）

一 被傭者當リ賃銀税及戰時附加税

連續番號	等級 月俸 自—至	課税第一類 賃銀税 ライヒスマルク	課税第一類 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第二類 賃銀税 ライヒスマルク	課税第二類 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第三類 賃銀税 ライヒスマルク	課税第三類 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 一人 賃銀税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 一人 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 二人 賃銀税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 二人 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 三人 賃銀税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 三人 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 四人 賃銀税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 四人 戰時附加税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 五人 賃銀税 ライヒスマルク	課税第四類 子女輕減 五人 戰時附加税 ライヒスマルク
一	二	三イ	三ロ	四イ	四ロ	五イ	五ロ	六イ	六ロ	七イ	七ロ	八イ	八ロ	九イ	九ロ	十イ	十ロ
一	八〇・〇八—九一	〇・七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	九一—一〇四	一・八二	—	一・〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	一〇四—一一七	三・六四	—	二・三四	—	一・三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	一一七—一三〇	五・四六	—	三・六四	—	二・〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	一三〇—一四三	七・二八	—	五・二〇	—	三・三八	—	〇・七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	一四三—一五六	九・一〇	—	六・七六	—	四・四二	—	一・八二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七	一五六—一六九	一〇・九二	—	八・〇六	—	五・四六	—	二・八六	—	一・〇四	—	—	—	—	—	—	—
八	一六九—一八二	一三・五二	—	九・八八	—	七・五〇	—	四・一六	—	一・八二	—	—	—	—	—	—	—
九	一八二—一九五	一六・一二	—	一一・九六	—	七・八〇	—	四・九四	—	二・八六	—	—	—	—	—	—	—
一〇	一九五—二〇八	一八・四六	—	一三・五二	—	八・八四	—	五・九八	—	四・一六	—	〇・五二	—	—	—	—	—
一一	二〇八—二二一	二一・〇六	—	一五・六〇	—	一〇・一四	—	七・〇二	—	四・九四	—	一・五六	—	—	—	—	—

一三	二二一—二三四	二三・九二	—	一七・六八	—	一一・四四	—	八・三二	—	五・九八	—	二・六〇	—	—	—	—	—
一三イ	二三四—二三五	二七・〇四	一・—	一九・七六	一・—	一三・七四	一・—	九・六二	一・—	七・〇二	一・—	三・六四	一・—	—	—	—	—
ロ	二三五—二三六	二七・〇四	二・—	一九・七六	二・—	一三・七四	二・—	九・六二	二・—	七・〇二	二・—	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ハ	二三六—二三七	二七・〇四	三・—	一九・七六	三・—	一三・七四	三・—	九・六二	三・—	七・〇二	三・—	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ニ	二三七—二三八	二七・〇四	四・—	一九・七六	四・—	一三・七四	四・—	九・六二	四・—	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ホ	二三八—二三九	二七・〇四	五・—	一九・七六	五・—	一三・七四	五・—	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ヘ	二三九—二四〇	二七・〇四	六・—	一九・七六	六・—	一三・七四	六・—	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ト	二四〇—二四一	二七・〇四	七・—	一九・七六	七・—	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	二・六四	一・八二	—	—	—	—
チ	二四一—二四二	二七・〇四	八・—	一九・七六	八・—	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
リ	二四二—二四三	二七・〇四	九・—	一九・七六	九・—	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ヌ	二四三—二四四	二七・〇四	一〇・—	一九・七六	九・八八	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ル	二四四—二四五	二七・〇四	一一・—	一九・七六	九・八八	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ヲ	二四五—二四六	二七・〇四	一二・—	一九・七六	九・八八	一三・七四	六・三七	九・六八	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
ワ	二四六 二四七	二七・〇四	一三・—	一九・七六	九・八八	一三・七四	六・三七	九・六二	四・八一	七・〇二	三・五一	三・六四	一・八二	—	—	—	—
一四イ	二四七 二四八	二九・九〇	一四・—	二二・一〇	一一・〇五	一四・三〇	七・一五	一〇・九二	五・四六	七・八〇	三・九〇	四・六八	二・三四	—	—	—	—
ロ	二四八 二六〇	二九・九〇	一四・九五	二二・一〇	一一・〇五	一四・三〇	七・一五	一〇・九二	五・四六	七・八〇	三・九〇	四・六八	二・三四	—	—	—	—
一五	二六〇—二七三	三三・〇二	一六・五一	二四・四四	一二・二二	一五・八六	七・九三	一一・九六	五・九八	八・五八	四・二九	五・七二	二・八六	〇・七八	〇・三九	—	—
一六	二七三—二八六	三四・八四	一七・四二	二六・二六	一三・一三	一七・六八	八・八四	一三・—	六・五〇	九・六二	四・八一	六・二四	三・一二	一・八二	〇・九一	—	—
一七	二八六—二九九	三七・九六	一八・九八	二八・六〇	一四・三〇	一九・五〇	九・七五	一四・〇四	七・〇二	一〇・四〇	五・二〇	六・七六	三・三八	三・一二	一・五六	—	—
一八	二九九—三一二	四〇・八二	二〇・四一	三〇・九四	一五・四七	二一・〇六	一〇・五三	一五・三四	七・六七	一一・一八	五・五九	七・五四	三・七七	四・一六	二・〇八	—	—
一九	三一三—三二五	四三・四二	二一・七一	三三・〇二	一六・五一	二三・六二	一一・三一	一六・三八	八・一九	一一・九六	五・九八	七・八〇	三・九〇	四・四二	二・二一	—	—
二〇	三二五 三三八	四六・〇二	二三・〇一	二四・八四	一七・四二	二三・九二	一一・九六	一七・四二	八・七一	一三・—	六・五〇	八・五八	四・二九	四・四二	二・二一	—	—
二一	三三八 三五一	四八・三六	二四・一八	三六・九二	一八・四六	二五・四八	一二・七四	一八・四六	九・二三	一三・七八	六・八九	九・一〇	四・五五	四・六八	二・三四	—	—

超過月俸ニ付テハ官廳賃銀表ニ依リ賃銀税ノ五割トス一ペニッヒ未滿賃銀税ヲ課ス戰時附加税ハ超過月俸ニ付常ニ端數ハ之ヲ切捨ツルモノトス

三 戰時經濟令第三章（戰時賃銀）第一次施行細則（一九三九年九月十六日附）

Erste Durchführungsbestimmungen zum Abschnitt III (Kriegslöhne) der Kriegswirtsverordnung—Erste KLDB. (R G Bl. I S. 1869)

一九三九年九月四日附戰時經濟令第五章第二十九條（公報第一部一六〇九頁）ニ基キ同令第三章戰時賃銀ノ施行及補充ノ爲經濟總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　經營閉鎖ニ於ケル告知期間

一、經營ガ戰時狀態ノ影響ニ因リ閉鎖、縮少、又ハ變更セラレタルトキハ勞働管理官又ハ特別勞働管理官ハ各從屬者每ニ、各經營ノ總從屬者每ニ又ハ一經營團體ノ總從屬者每ニ既ニ定メラレタル告知期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得。操短實施通告期間亦同ジ。支拂期ノ到來シタル報酬支拂（滿期）ニ付勞働管理官及特別勞働管理官ハ法律ノ規定又ハ其ノ他ノ規定ト異レル規定ヲ定ムルコトヲ得

二、告知期間ノ短縮ニ當テハ當該各從屬者ノ利益ノ爲特定ノ賦課ノ履行ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條　施　行

本令ノ施行ハ一九三九年九月四日ニ遡ル

ベルリン　一九三九年九月十六日

勞働大臣　フランツ・ゼルテ

四 戰時經濟令第三章(戰時賃銀)第二次施行細則(一九三九年十月十二日附)

Zweite Durchführungsbestimmungen zum Abschnitt III (Kriegslöhne) der Kriegswirtschaftsverordnung-Zweite KLDB. (RGBl. I S. 2028)

一九三九年九月四日附戰時經濟令第五章第二十九條(公報第一部一六〇九頁)ニ基キ同令第三章(戰時賃銀)ノ施行及補充ノ爲經濟總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條 一、現行ノ賃銀率及給料率—家内勞働ニ於ケル報酬ヲ含ム—引上並ニ其ノ他ノ正規的ニ行ハルル給與ノ引上乃至一回限ノ給與ノ引上ハ之ヲ禁ズ。但シ法律、賃率規則、大臣ノ布告シタル又ハ認可シタル業務規則、勞働管理官若ハ特別勞働管理官ノ認可シタル經營規則(業務規則)又ハ勞働管理官若ハ特別勞働管理官ノ訓令ニ基ク賃銀引上ニハ之ヲ適用セズ

二、新設ノ經營(行政體)若ハ其ノ新設部門又ハ新ニ雇傭シタル從屬者ニ付テハ戰時經濟令第十八條第二項ノ規定ヲ適用ス

三、勞働管理官及特別勞働管理官ハ例外ヲ定ムルコトヲ得

第二條 勞働所得ノ引上ノ目的ヲ以テ既ニ定メラレタル檢査濟ミノ出來高賃銀(Akkorde)ノ變更ハ之ヲ禁ズ。新規ノ出來高賃銀ヲ定ムルニ付テハ出來高賃銀基準ノ愼重ナル調査ヲ行ヒタル後直ニ之ヲ行フコトヲ要ス。但シ之

ニ因リテ生ズベキ勞働所得ハ從屬者ノ熟練ノ程度ニ從ヒ經營內ニ於ケル同種ノ勞働ニ對シ支給セラルル通常ノ率ヲ超ユルコトヲ得ズ出來高賃銀基準ノ變更ニ當テハ遲滯ナク出來高賃銀ニ對スル愼重ナル吟味ヲ爲スコトヲ要ス。本規定ハ賞與ニ付之ヲ準用ス。本令第一條第三項亦之ヲ適用ス

第三條　本令第一條乃至第二條ノ規定ハ賃銀又ハ給料率ノ引下、正規的給與ノ引下、並ニ勞働所得引下ノ目的ヲ以テ既ニ定メラレタル檢査濟ミノ出來高賃銀ノ變更ニ之ヲ準用ス。但シ拘束セラレザル報酬ノ引下ニ付勞働管理官若ハ特別勞働管理官ノ同意ヲ經タルトキ又ハ當該官ノ訓令ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　戰時經濟令第二十一條ノ罰則ハ之ヲ準用ス

第五條　勞働大臣ハ本令ノ施行及補充ニ必要ナル行政規則ヲ定ムルコトヲ得。本令廢止ノ時期ハ勞働大臣之ヲ定ム

第六條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン　一九三九年十月十二日

勞働大臣　フランツ・ゼルテ

五　戰時經濟令第三章補充令（日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃銀ノ件）（一九三九年九月十六日附）

Verordnung zur Ergänzung des Abschnitts III der Kriegswirtschaftsverordnung (Sonntags-Feiertags-und Nachtzuschläge) (RGBl. I S. 2254)

夜間勞働ハ戰時ニ於テハ特ニ燈火管制措置ニヨリ從屬者ノ高度ノ勞働力ヲ必要トス。夜間勞働ハ亦生活維持ノ爲多額ノ支出ヲ必要トス。日曜勞働モ亦戰時ニ於テハ從屬者ニ對シ特殊ノ困難ヲ隨伴ス。從テ何ラカノ之ガ調整ヲ必要トスベシ。故ニ戰時經濟令第十八條第三項ニ規定スル日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃銀ノ停止ハ單ニ暫定的期間ニ於テノミ考慮スベシ。仍テ一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第二十九條第一項ニ基キ、經濟總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃銀支拂禁止ニ關スル戰時經濟令第十八條第三項ハ一九三九年十一月二十七日附之ヲ廢止ス

ベルリン　一九三九年十一月十六日

勞働大臣　代理　ジートルップ博士

六　勞働配置及失業扶助ニ關スル規定改正令（一九三九年九月一日附）

Verordnung zur Aenderung von Vorschriften über Arbeitseinsatz und Arbeitslosenhilfe vom 1. September 1939, (RGBl. I S. 1662)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ定ム

第一條　勞働大臣ハ勞働配置及失業扶助ニ關スル規定ヲ國策上ノ必要ニ適應セシムルノ權限ヲ有ス

第二條　本令ハ公布（九月六日）ノ日ヨリ之ヲ施行ス

最高國防會議議長

ゲーリング元帥

國務大臣兼内閣書記官長

ランマース博士

七　勞働法關係規定改正及補充令（一九三九年九月一日附）

Verordnung zur Abänderung Von Vorschriften auf dem Gebiete des Arbeitsrechts vom I September 1939, (RGBl. I S. 1683)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ定ム

第一章　軍務應召ノ場合ニ於ケル勞働關係ノ存續

第一條　軍務應召アルモ既存ノ就業關係（勞働關係、徒弟關係）ハ解消セズ。雇傭者、被傭者ノ權利義務關係ハ軍務應召期間中之ヲ停止ス。應召義務者又ハ其ノ家族ノ引續キ必要トスル工場住宅ノ供與ニ關スル協約ハ之ヲ存續ス

第二條　就業關係ノ解約ニ對スル從屬者ノ請求權ハ軍務應召ニ當テモ其ノ行使ヲ妨ゲズ。企業者ハ就業關係ヲ解除スルコトヲ得ズ。但シ勞働管理官ハ之ガ例外ヲ認ムルコトヲ得

第三條 一、勞働管理官ハ經營規則及個別的勞働契約ノ内容ニ關スル基準ノ確定及賃率規則ノ公布ニ當リテハ專門委員會ノ協議ヲ經ザルコトヲ得

二、勞働管理官ハ公個別經營每ニ賃率規則ヲ定ムルコトヲ得

三、勞働大臣ハ賃率規則ニ付勞働公報ノ公示ニ代フルニ他ノ方法ニ依ル公示ヲ命ズルコトヲ得

第二章 賃率規則

第三章 勞働保護

第四條 一、左ニ掲グル法律及命令並ニ此ノ法律及命令ニ基キタル規定ニシテ從屬者ノ平日勞働時間（譯註—八時間勞働）ヲ定メタルモノナル限リ、十八歲以上ノ男子勞働者及職員ニ對シ當分ノ間之ヲ廢止ス

勞働時間條例（一九三八年四月三十日附、公報第一部四四七頁）

パン製造所及菓子製造所勞働時間法（一九三六年六月二十九日附、公報第一部五二一頁）

病院勞働時間令（一九二四年二月十三日附、公報第一部六六頁、一五四頁）

營業條例（第百二十條(f)）

二、病院營業監督官及其ノ他ノ病院勞働時間令施行主務監督官廳ハ勞働保護ノ爲メ緊急ヲ要スルモノト認ムルトキハ各經營又ハ施設每ニ特別指令ヲ發シ、第一項ニ定ムル例外ニ對シ制限ヲ設クルコトヲ得

第五條 上級行政官廳及其ノ指定官廳ハ本令第四條ニ掲グル法律及命令ニ對スル爾餘ノ規定又ハ十八歲以上ノ男子勞働者及職員、更ニ年少者勞働者及婦人勞働者ニ對スル營業規則第百五條(d)乃至(i)ノ規定又ハ前掲法令ノ規定一

九二七年六月十六日附、一九二七年十月二十九日附産前産後ニ於ケル婦人ノ就業ニ關スル法律（公報第一部一八四頁、三二五頁）ノ規定及營業規則第三章乃至第四章第百三十九條(a)及第百五十四條ニ基キ發シタル命令ノ規定並ニ小兒勞働及年少者勞働時間ニ關スル法律（一九三八年四月三十日附、年少者保護法――公法第一部四三七頁）ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ各經營每ニ之ヲ廢止スルコトヲ得。但シ勞働大臣一般的ニ又ハ特定地域每ニ若ハ特定經營種別每ニ準用スベキ規定ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　上級行政官廳又ハ其ノ指定官廳ハ全部又ハ一部各經營每ニ營業規則第百二十條(e)ニ基キ發シタル命令ニ依ル制限ニ付同命令ヨリ當然豫見セラレザルベカリシ例外ニ對シ更ニ之ガ例外ヲ設クルコトヲ得

第七條　第五條乃至第六條ノ規定ハオストマルクニ適用セラレタル他ノ勞働保護規定ニ付亦之ヲ準用スルコトヲ得

第四章　內陸水運ニ於ケル積荷勞働及荷卸勞働

第八條乃至第十一條（省略）

第五章　終結規定

第十二條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン　一九三九年九月一日

最高國防會議議長

ゲーリング元帥

國務大臣兼內閣書記官長
ラ ン マ ー ス 博 士

八　戰時經濟令第四章施行令（一九三九年十月十一日附）

Dudchführungsverordnung zum Abschnitt IV der Kriegswirtschaftsverordnung vom 11. Oktober 1939 (RGBl. I S. 2053)

一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第二十九條ニ基キ左ノ通命令ス

第一條　企業者ハ戰時經濟令第十八條第三項ニ依リ爾今支拂ハザル割增賃銀ヲ國家（國庫）ニ納付スルコトヲ要ス

第二條　一、企業者ハ戰時經濟令第十八條第一項及第四項ニ基ク措置ニ依リテ節減セラレタル賃銀額ヲ國家（國庫）ニ納付スルコトヲ要ス

二、賃銀引下ニ依テ節減シタル賃銀額ノ算定ガ企業者ニ對シ不慮ノ困難ヲ生ズルトキハ財務官ノ同意ヲ經タル後節減賃銀ノ代償トシテ概算額（Pauschalbetrag）ヲ納付スルコトヲ得。企業者ハ財務官ニ對シ概算額が良心的評價ニ基キテ決定シタル賃銀節減ナルコトヲ證明スルノ義務ヲ負フ

第三條　一、納付スベキ額ハ特ニ賃銀計算（一九三九年三月十日附一九三九年度賃銀稅施行規程第三十一條公報第一部四四九頁、一九三八年二月六日附賃銀稅第二次施行令第三十一條公報第一部一四九頁）ニ之ヲ計上スルコ

トヲ要ス

二、納付ニ付テハ賃銀稅準據規定ヲ準用ス

第四條　一、個々ノ場合ニ於ケル納付ガ價格ノ引上ヲ要スルトキハ價格形成國家委員又ハ其ノ委任官署ハ企業者ニ對シ納付義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

二、納付義務ヲ免除セラレタル企業者ハ之ニ關スル價格形成國家委員又ハ其ノ委任官署ノ證明書ヲ財務官ニ提出スルコトヲ要ス

第五條　一、第二條ノ納付義務ハ賃銀節減額ヲ價格形成國家委員ノ指令ニ依リ當該經營ノ財貨及給付ノ價格及報酬ノ引下ニ使用シタルトキハ之ヲ免除ス

二、納付義務ノ免除ハ企業者遲滯ナク之ヲ申告スベシ

第六條　本令ノ規定及第七條ニ基キ發シタル行政規則ニ違反シタルトキハ一九二九年六月三日附價格規定違反ニ對スル刑罰及刑罰手續ニ關スル命令（公報第一部九九九頁）ノ規定ニ依リ之ヲ處罰ス

第七條　價格形成國家委員、財務大臣及勞働大臣必要ト認ムルトキハ協議ノ上本令ノ施行及補充ノ爲メ行政規則ヲ定メ一般的例外ヲ許可シ問題發生シタルトキハ行政手續ニ依リ之が裁決ヲ爲ス

第八條　一、本令ハ一九三九年九月四日ヨリ之ヲ施行ス

二、超過勞働、日曜勞働、祭日勞働及夜間勞働其ノ他類似ノ節約ニ對スル割增賃銀ノ取扱ニ關シ各經濟部門ニ對シ勞働管理官ノ發シタル訓令ハ之ヲ廢止ス

ベルリン　一九三九年十月十一日

九　ビール、煙草及三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅第一次施行細則

（一九三九年九月四日附）

Erste Durchführungsbestimmungen über den Kriegszuschlag zum Kleinhandelspreis von Bier. Tabakwagen und Schaumwein-Erste K K D B. vom 4. September 1939.（RGBl. I S. 1615）

戰時經濟令（一九三九年九月四日附、公報第一部一六〇九頁）第二章第六條乃至第十條及第十二條及第五章第二十九條及徵稅規程第十二條ニ基キ本施行細則ヲ定ム

第一條　國稅、適用範圍

一、ビール、煙草及三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅ハ之ヲ國稅トス

二、戰時附加稅ハベーメン及メーレン保護領ニ亦之ヲ課ス

第二條　概念規定

一、本規程ニ於テ煙草トハ煙草製品（煙草稅法第三條及第六十八條第一項第二號、煙草稅法施行規程第九十八條）煙草類似品（煙草稅法第十六條）及卷煙草用紙（煙草稅法施行規程第四十七條）ヲ謂フ

二、本施行細則ニ於テビールトハビール類似ノ飲料物（ビール稅法第二十一條）亦之ヲ含ムモノトス

三、本施行細則ニ於テ小賣トハ例ヘバ飲食店主、賣店主、小賣商人ニ依リテ爲サルル消費者ニ對スル供給ヲ謂フ

第三條　納税者

一、ビール税ハ讓造業者又ハビール配給業者（ビール問屋）ニ之ヲ課ス。讓造業者ニシテビール配給業者ニ對シビールノ引渡ヲ爲シ、配給業者ニ於テビール税ノ徴收ヲ爲シ且正本二通ヲ作成シ其ノ旨讓造業者ニ對シ證明ヲ爲シタルトキハ讓造業者自ラビール税ノ徴收ヲ爲スコトヲ要セズ、ビール配給業者ガ更ニ他ノ配給業者ニ商品ノ引渡ヲ爲ストキ亦之ニ準ズ。讓造業者（又ハ第一ノビール配給業者）ハ右證明書ノ複本ヲ管轄財務官ニ提出スベシ

二、煙草税ハ煙草税納税義務者ニ之ヲ課ス。ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ專賣局之ヲ徴收スベシ。但シ卷煙草用紙ニシテ專賣局以外ノ購買者ニ對シ供給セラルルトキハ卷煙草用紙製造業者納税ノ責ニ任ズ

三、三鞭酒税ハ製造業者ニ之ヲ課ス。但シ輸入品ニ付テハ關税義務者ニ賦課ス

第四條　課税標準

一、ビール税及煙草税査定ハ納税者（第三條）ガ引渡シタルビール及煙草ノ分量ニ付小賣價格（第五條）ヲ標準トシテ之ヲ爲ス

二、三鞭酒税査定ハ納税者（第三條）ノ引渡シタル瓶ノ數ニ依ル

三、自家用消費（流通税法第一條第二號）ハ引渡ト同樣ニ取扱フモノトス

第五條　小賣價格

一、煙草製品ニ付テハ嗅煙草ヲ除キ小賣價格（Kleinverkaufspreis）（煙草税法第八條）ヲ標準トス。煙草類似品及巻煙草用紙ニ付亦同ジ。嗅煙草ニ付テハ各納税等級ノ價格表ノ最高價格（煙草税法第三條第一項F）ヲ以テ小賣價格ト看做ス

二、ビールニ付テハ小賣商ガ消費者ニ對スル供給ニ於テ請求スベキ價格ヲ標準トス。小賣價格ナキトキハ同種ノビールニ付當該地方ニ通常行ハルル最低小賣價格ヲ以テ標準トス

三、接客場ニ於ケル給仕料ハ小賣價格ニ算入セズ

第六條　稅率

一、ビール及煙草税額ハ課税標準ノ二割トス（第四條第一項及第三項）

二、三鞭酒税ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納付スベシ

	葡萄三鞭酒及三鞭酒類似飲料物但シ葡萄酒ヲ混入セザル果汁酒飲料物ヲ除ク ライヒスマルク	葡萄酒ヲ混入セザル果汁三鞭酒（果實三鞭酒、漿果三鞭酒） ライヒスマルク
八分ノ一瓶ニ付	○・一二	○・○六
四分ノ一	○・二五	○・一二
二分ノ一	○・五○	○・二五
一分ノ一	一・○○	○・五○
一分ノ二	二・○○	一・○○

第七條　租税ノ轉嫁

一、有償ニビール、煙草及三鞭酒ヲ供給スル納税者(第三條)及其ノ供給ヲ受クル者ハ其ノ買手ニ對シテ税額(第六條)ヲ別個ニ計算請求スルコトヲ要ス。本税ハ買手ノ負擔スル購買價格ノ一部トス

二、總計算ニ於ケル本税ノ計算ニ當リ一ペニツヒ未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ〇・四ペニツヒハ存續シ以下之ヲ切捨ツルモノトス。〇・五ペニツヒ乃至〇・九ペニツヒハ一ペニツヒトシテ計算ス

第八條　他ノ税トノ關係

別個ニ計算セラレタル租税(第七條)ハ流通税法(Umsatzsteuergesetz)及市町村(Gemeinde)飲料税條例ノ意味ニ於ケル對價(Entgelt)ト看做サズ、亦煙草税法ノ意味ニ於ケル小賣販賣價格(Kleinverkaufspreis)ノ一部ト看做サズ

第九條　免　税

左ニ掲グル場合ハ本税ヲ課セズ

一、家庭用ビールノ供給(ビール税法施行規程第十五條)

二、現物給與タル煙草製品ノ供給(煙草税法第七十條)

三、ビール、煙草及三鞭酒納税者(第三條)ニ依ル輸出

第十條　掲示義務

一、有償ニビールノ小賣ヲ爲ス營業者ハ其ノ取扱フベキ各種ノビールニ對スル小賣價格ニ付其ノ使用スル容器ノ容量毎ニ各別ニ公衆ノ立入ル各營業所内ノ見易キ個所ニ明白ニ(例ヘバ掲示ニ依リ)之ヲ公示スルコトヲ要ス

二、有償ニビール、煙草及三鞭酒ノ小賣ヲ爲ス營業者ハ公衆ノ立入ル各營業所内ノ見易キ個所ニ明白ニ(例ヘバ

揭示ニ依リ）左ニ揭グル事項ヲ公示スルコトヲ要ス

「ビール――煙草――三鞭酒――ニ對スル價格ニ付國家ノ利益ノ爲戰時附加稅ヲ課ス

戰時附加稅額ハ左ノ如シ

ビール、煙草ニ付價格ノ二割

葡萄酒三鞭酒ニ付一瓶每ニ一ライヒスマルク

其ノ他ノ三鞭酒ニ付一瓶每ニ五〇ペニッヒ」

接客場ニ對スル附則

給仕料ハ戰時附加稅ニ之ヲ算入セズ

三、有償ニビールノ小賣ヲ爲ス營業者ハ其ノ供給ヲ受ケタルビールニ付各ビールノ種別每ニ其ノ使用スル容器ノ容量ニ從ヒ其ノ供給ヲ仰グ供給者ニ對シ小賣價格及其ノ改訂ヲ文書ヲ以テ通告スベシ。百リツトル每ニ平均シテ得ラレタル小賣價格及各改訂ニ付亦同ジ

四、小賣以外ニ有償ニビールヲ供給スルコトヲ業トスル營業者ハ其ノ供給ヲ仰グ供給者ニ對シ遲滯ナク第三項ニ定ムル通告ヲ爲スベキ責ニ任ズ。但シ右ノ營業者ガ納稅者（第三條）タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　揭示義務違反ニ因ル結果

一、財務官ハ國稅徵收法第二百二條ニ依リ揭示義務（第十條）履行ノ强制ヲ爲スコトヲ得

二、營業者ガ第十條第三項ノ定ムル通告ヲ爲サザルカ又ハ遲滯ナク之ヲ爲サザルトキハ其ノ供給者ハ他ノ受給者ガ供給者ニ告知シタル小賣價格ノ中ノ最高小賣價格ニ基キ租稅ヲ計算スルノ義務アルモノトス―

三、營業者ノ不正ノ告知ニ因リ徵稅不足（Steuerverkürzung）ヲ來シタルトキハ其ノ限度ニ於テ營業者ニ對シ課稅スルモノトス。但シ戰時經濟令第二章第八條ノ規定ノ效力ハ之ヲ妨ゲズ

第十二條　帳簿作成義務

納稅者（第三條）ハ帳簿ヲ作成スルコトヲ要ス。帳簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

（イ）交付シタルビール及煙草ノ種類、分量及其ノ小賣價格

（ロ）交付シタル三鞭酒ノ種類及分量（瓶數及瓶ノ大サ）

（ハ）查定シタル納稅額

各曆月ノ終ニ決算ヲ爲シ且之ヲ帳簿ニ記入スベシ

第十三條　管　轄

本稅主務官廳ハ財務官トス。財務官ハ納稅者ニ對シ流通稅ヲ賦課スベシ。但シ第十一條第三項ノ場合ニ於テハ營業者ニ對シ流通稅ヲ賦課スルコトヲ要ス

第十四條　納稅申告及納付

納稅者（第三條）ハ一曆月中ニ交付シタルビール、煙草及三鞭酒ヲ財務大臣ノ定ムル方式ニ依リ翌月二十日迄ニ財務官ニ對シ納稅ノ申告ヲ爲スベシ。同時ニ租稅亦之ヲ納付スルコトヲ要ス。但シ財務官ハ豫メ內金支拂ヲ請求スルコトヲ得。內金支拂ノ請求ニ對シテハ訴願手續ノミヲ爲スコトヲ得

第十五條　施行、經過規定

一、ビール、煙草及三鞭酒ニ對スル小賣價格戰時附加稅ハ一九三九年九月十一日午前四時ヨリ消費者ニ對シ之ヲ

課ス

二、納稅者(第三條)ハ一九三九年九月十一日ノ交付ニ係ルビール、煙草及三鞭酒稅ヲ受給者ヨリ取立ツルコトヲ要ス

三、有償ニビール、煙草及三鞭酒ヲ交付スル營業者ハ一九三九年九月十一日午前四時現在ノビール、煙草及三鞭酒在庫品ノ調査ヲ爲スベシ。但シ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

（イ）分量及總價格（小賣價格、第五條）ニ依ルビール及煙草ノ現在高

（ロ）種類及分量（箇數及瓶ノ大サ）ニ依ル三鞭酒現在高

營業者ハ在庫品及一九三九年九月十日以後受領シ且供給者ニ於テ租稅ヲ計上セザリシビール、煙草及三鞭酒ヲ財務大臣ノ定ムル方式ニ從ヒ遲クトモ一九三九年十月二十日ニ財務官ニ之ガ申告ヲ爲スコトヲ要ス。右ノ商品ニ對スル戰時附加稅(第六條)ハ同時ニ計上スベキモノトス。主務官廳ハ營業者ニ對スル流通稅ニ於ケルト同一ノ財務官トス。第一項乃至第三項ノ規定ハ納稅者(第三條)ニ之ヲ適用セズ

四、第十條第一項ニ定ムル揭示義務ハ一九三九年九月十一日ヨリ營業開始ト同時ニ之ヲ履行スベシ

五、第十條第三項ニ定ムル通告ハ遲クトモ一九三九年九月十日後ノ初回交付ノ時ニ供給者ニ到達スル樣遲滯ナク之ヲ爲スコトヲ要ス

六、本令ノ規定ハベーメン及メーレン保護領ニ之ヲ適用スルコトヲ得ズ。但シ準用スルコトヲ妨ゲズ

財務大臣

十 財務大臣回章（一九三九年九月八日附）

Runderlass des Reichsministers der Finanzen (Reichssteuerblatt 1939 S. 989)

添附シタル規定ニ依ルビール・煙草及三鞭酒小賣價格戰時附加税ノ納付ハ財務官ニ對シ之ヲ爲スベシ。余ハビール、煙草及三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加税第一次施行細則（Erste KKDB）ニ關シ左ノ回章ヲ發ス

一 第二條 概念規定ニ關シ

一、ビール、煙草、三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加税第一次施行細則ノ意義ニ於ケル煙草トハ、煙草税法ニ依リ煙草税ヲ納付スベキ總テノ煙草ヲ謂フ。但シ家庭用小規模栽培煙草ハ之ヲ除ク（煙草税法第六十八條第一項第一號）

二、ビールトハビール税法ノ意義ニ於ケルビールヲ謂フ。從テビール類似飲料物亦ビールニ含マルルモノトス。ビール類似品トハビールニ代ルベキモノトシテ賣買セラレ又ハ常用ニ供セラルル飲料物ヲ謂フ（ビール税法第二十一條）

三、沸騰葡萄酒ニシテ一九三二年七月十六日附葡萄酒法施行令（公報第一部三五八頁）第四條ノ認ムル酒藏取扱方法ニ依リ無蓋容器ニ於テ炭酸ヲ沸騰セシメタルモノナルトキハ之ヲ三鞭酒ト看做サズ。最初ノ沸騰ノ間密閉シ之ヲ發散セシメザリシ果汁酒ニ付亦同ジ。

二　第三條　納稅者ニ關シ

一、ビール稅ハ之ヲ釀造者ニ賦課スルヲ以テ原則トス。釀造者ハ企業者及消費者ニ對スル一切ノ交付ニ付本稅ヲ納付スベシ。自家消費ノ目的ヲ以テ除外スルトキ亦同ジ。釀造者ガビール供給者ニビールヲ交付シ且此ノ者自ラ納稅者タルトキハ例外トシテ本稅ノ納付ヲ爲スコトヲ要セズ。但シビール供給者ニ於テ其ノ交付セラレタルビール稅納付ノ責ニ任ズベキ旨記載シタル供給者作成ノ證明書ヲ釀造者保持スルトキニ限ル。ビール供給者（ビール問屋）トハ直接消費者ニ交付スルニ非ズシテ、更ニ賣却スルノ目的ヲ以テビールノ購買ヲ爲ス營業者ヲ謂フ。但シ消費者ニビールノ交付ヲ爲ストキト雖モビール供給者タルノ性質ヲ喪ハズ

二、煙草稅ハ煙草稅納稅義務者ニ課ス。國內ニ於テ生產スル煙草ニ付テハ通常煙草製造工場所有者（煙草ノ製造者）トス。煙草稅法第六十八條第一項第二號ノ場合ニ於ケル納稅義務アル生煙草稅ハ煙草稅納稅者タルベキ生煙草商（煙草稅法施行細則第九十八條第三項）ニ賦課ス。紙卷煙草ノ包裝用紙ト異リタル紙卷煙草用紙ノ販賣ヲ爲ス卸商ガ煙草稅法第二十一條ニ依リ煙草稅納稅ノ義務アルトキハ亦戰時附加稅ノ納稅者タルモノトス。但シ煙草稅納稅義務アル紙卷煙草製造ニ費消シタル紙卷煙草用紙ニ付テハ煙草稅法第十九條ニ依リ納稅義務ヲ生ゼズ

三、輸入ビール、煙草及三鞭酒ニ對スル納稅者ハ自由取引ノ取極ヲ申出デタル者又ハ最初ニ法規違反行爲ニ因リ輸入品ノ處分ヲ爲シタル者トス。

三　第四條　課税標準ニ關シ

第四條第一項ハ納税者ニ依ルビール及煙草税査定方法ヲ定ム。煙草税ノ査定ハ分量及小賣價格ニ依ルビールニ關シテハ本回章第四段（譯註＝次段）第二項ヲ参照スベシ。納税義務ハ交付ト同時ニ發生ス。對價ヲ受領シタリヤ否ヤハ之ヲ問ハズ。如何ナルモノヲ以テ小賣價格ト看做スベキカハ第五條之ヲ定ム。

四　第五條　小賣價格ニ關シ

一、納税者（第三條）ハ煙草税査定ニ當リ其ノ購買者例ヘバ個人商人ニ對スル交付價格ヲ基礎トスルコトナク小賣價格ニ基キ之ヲ爲スベシ。コノ小賣價格ハ――嗅煙草ヲ除キ――煙草税納付ニ付其ノ基礎ト爲リタル小賣販賣價格トス。小賣販賣價格ハ通常煙草税納税ニ使用スル税表ニ之ヲ表示ス。嗅煙草ニ付テハ各納税等級ノ煙草税課税ノ準據タルベキ價格段階ニ於ケル上ノ點ヲ以テ小賣販賣價格ト看做ス。例ヘバ嗅煙草ニ付三ライヒスマルク以上――四ライヒスマルク迄――ノ價格段階ノ範圍內ニ於テハ單一的ニ一キログラムニ付小賣販賣價格四ライヒスマルクトス

二、ビール課税手續ノ便宜ノ爲、余ハ次ノ實施方法ニ同意シ當分之ニ依ルベキ旨左ノ宣言ヲ發シタリ。卽チ納税者ガ其ノ納税スベキ又ハ轉嫁スベキ税ノ査定ニ當リテハ一〇〇リツトル平均價格ニ基キ之ヲ爲スコトヲ要ス。但シビール消費地ノ異ルニ從ヒ價格亦異ルモノトス平均率左ノ如シ。

（イ）ライン河右岸バイエルン

オストマルク及ズデーテン地方ニ於ケル消費ニ付五〇ライヒスマルク――一〇〇リツトルニ付

（ロ）一九三六年七月三十一日公布
バイエルン内務大臣回章第二號ニ依ル價格統制ニ準據スルバイエルンニ於ケル交付ニ付四〇ライヒスマルク—
—一〇〇リツトルニ付
（ハ）其ノ他總テノ場合ニ付
七〇ライヒスマルク——一〇〇リツトルニ付弱ビール即チ最大限度六分五厘ノ麥芽ヲ含有スルビールニ付テハ
一〇〇リツトル平均價格ニ付税率ヲ半減ス

五　第七條　租税轉嫁ニ關シ

有價ニビールノ交付ヲ爲ス企業者ハ購買者ニ對シ左ノ平均率ニ從ヒ別個ニ税ノ查定ヲ爲スベシ

第四段第二項（イ）ノ消費ノ場合ニ付　一〇ペニツヒ—一リツトルニ付
第四段第二項（ロ）ノ消費ノ場合ニ付　八ペニツヒ—一リツトルニ付
第四段第二項（ハ）ノ消費ノ場合ニ付　一四ペニツヒ—一リツトルニ付

弱ビールニ付テハ右税率ヲ半減スベシ

例ヘバ別個ニ查定スベキ納税額ハフランクフルト・アム・マインニ於テハ左ノ如クス

ビール一瓶ニ付……………一四ペニツヒ
ビール〇、五瓶ニ付…………七ペニツヒ
ビール〇、四瓶ニ付…………五、六ペニツヒ

ビール〇、三瓶ニ付……………四、二〇ペニツヒ

右戰時附加税ハフランクフルト・アム・マインニ在リテハビールノ實際價格又ハ一杯賣ビールノ種類ヲ問ハズ

右ニ付テハ切上規定（第七條第二項）ヲ參照スベシ

六　第九條　第三號租税免除ニ關シ

外國ノ購買者向、國法上ノ外國ニ對スル交付ハ當分ノ間之ヲ輸出ト看做スコトヲ得

七　第十條　掲示義務ニ關シ

一、有償ニビールノ小賣ヲ爲ス營業者ニシテ本回章第四段第二項及第五段ニ依リ戰時附加税（小賣容器ノ容量ニ從ヒ）課税ノ義務アルトキハ小賣價格ト共ニ之ヲ公示スルコトヲ要ス。特定ノ公示方法ハ之ヲ規定セズ。公示ハ掲示、獻立表ヘノ貼付又ハ其ノ他眼ニツキ易キ方法ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

二、第十條第三項及第四項ニ依ル掲示義務ノ履行ハビールニ付テハ當分ノ間之ヲ爲スコトヲ要セズ。但シ消費地ガ事情ニ因リ未ダ納税者ニ知レザルトキハ之ニ付掲示スルコトヲ要ス

八　第十二條　帳簿作製義務ニ關シ

帳簿ニ依リ證明ヲ爲スベキ公示ニ付テハ格別ノ帳簿作成ヲ爲スコトヲ要セズ。必要ナル公示ガ營業簿又ハ納税原因ニ基キ既ニ作成シタル帳簿ニ依リ明白ニシテ且容易ニ再審査ヲ爲シ得ベキトキハ之ヲ以テ足ル。必要ナル各

公示事項例ヘバ小賣價格ヲ未ダ營業簿ニ記載セザルトキハ適當ナル欄ニ之ヲ記入スルコトニ依リ帳簿ノ補充ヲ爲スコトヲ得

一、ビール稅納稅者ハ異リタル一〇〇リツトル平均價格ノ存スルトキハ小賣價格ノ代リトシテビールノ交付ヲ爲ス每ニビールノ消費地及課稅ノ基礎ト爲リタル一〇〇リツトル平均價格ヲ記入スベシ。但シ商品ノ搬出ニ付異リタル一〇〇リツトル平均價格ニ從ヒ各別ニ確定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

九　消費稅

財務官ハ納稅者ノ送附シタルビール及煙草ニ對スル申告ヲ審査スルニ當リテハビール稅及煙草稅徵稅ノ目的ノ爲ニ納稅者及稅關ニ存スル標準ニ依ルベシ。ビール徵稅臺張、ビール稅貸借對照表、釀造協定記入簿、煙草稅票註文書及煙草製造者經營簿ハ特ニ之ヲ考慮スベシ。ビール、煙草及三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加稅第一次施行細則ニ定ムルビール徵稅權及煙草徵稅權ニ關スル細則ハ附錄三ニ之ヲ再錄シタリ。申告ニ關シテハ再錄セズ

一〇　申告

第十四條ニ依ル申告ニ付、附錄四乃至六定ムルトコロノ形式（ココニハ之ヲ缺ク）及第十五條第三項ニ依ル申告ニ付、附錄七定ムルトコロノ形式（ココニハ之ヲ缺ク）ヲ使用スベシ。雛型ハ上級財務官（Oberfinanzpräsidenten）之ヲ作成ス

一一　第十五條　第三項經過規定ニ關シ

一、經濟總監ハ一九三九年九月四日附訓令ニ依リ全商工業經營者ニ付一九三九年九月五日煙草及三鞭酒在庫品調書作成ヲ命ジタリ。之ニ依リ右各商品ノ在庫品調査義務ハ一九三九年九月十一日午前四時現在手持高ニ從ヒ之ヲ爲スベシ。但シ右各商品ニ對スル戰時附加税ノ納付ハ之ヲ妨ゲズ。尙此ノ點ニ付余ノ添附シタル（ココニハ之ヲ缺ク）曩ニ公表シタル新聞ノ注意ヲ參照スベシ

二、有償ニビールノ交付ヲ爲シ且追加課税義務者タル營業者ハ小賣價格ニ代ヘテ第四段第二項ニ依ル一〇〇リットル平均率ニ依ルベシ

三、商・工業經營者ニ於テ、經濟總監ノ訓令ニ基キ、一九三九年九月五日乃至十日ノ期間ニ於テ消費者ニ賦課シタル戰時附加税ニ付テハ次期流通税前拂額ヲ合算シタル後（卽チ月額納税者ニ付テハ九月十一日ニ、四半期納税者ニ付テハ一九三九年十月十五日ニ）消費者ニ於テ財務官ニ之ヲ納付スルコトヲ要ス

十一　火酒品戰時附加税ニ關スル施行令（一九三九年十一月二十日附）

Durchführungsverordnung über den Kriegszuschlag auf Branntweinerzeugnisse vom 20. November 1939 (RGBl. 1 s. 2267)

一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第二十九條及國税徵收法第十二條ニ基キ左記ノ通

命令ス

第一條　在庫品調査

有償ニ飲料火酒ノ交付ヲ爲ス營業者ハ一九三九年十一月二十七日午前四時現在手持ノ飲料火酒及一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第十一條ニ依ル一〇〇リツトル受領者增徵稅ヲ未ダ納付セザル飲料火酒ノ調査ヲ爲シ且之ヲ記入スルコトヲ要ス。飲料火酒ニシテ一九三九年十一月二十六日以後營業者ノ受領シタルモノニシテ未ダ一〇〇リツトル受領者增徵稅又ハ戰時附加稅ヲ納付セザルモノハ之ヲ加算スルコトヲ要ス

營業者ハ飲料火酒在庫品（第一項）ノ酒精含有量ヲ酒精純分ノリツトルニ於テ計算スベシ

飲料火酒製造ニ付加工セザル特定ノ火酒亦飲料火酒ト看做ス。但シ一〇〇リツトル受領者增徵稅ヲ課セラレザルカ（一九二二年四月八日附火酒專賣法第八十四條、公報第一部四〇五頁）又ハ補償セラレザリシ飲料火酒ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條　納　　稅

企業者ハ飲料火酒在庫品及其ノ酒精含有量ニ付財務大臣ノ定ムル形式ニ從ヒ遲クトモ一九四〇年一月十日ニ財務官ニ之ヲ申告スルコトヲ要ス。企業者ハ同樣ニ在庫品ニ課セラルベキ火酒製品戰時附加稅ヲ財務官ニ納付スルコトヲ要ス。

戰時附加稅額ハ酒精純分量一リツトル毎ニ一ライヒスマルクトス

企業者ニ對スル主務官廳ハ流通税ニ於ケルト同一ノ財務官トス

第三條　廢　止

一九三九年九月四日附戰時經濟令施行令（公報第一部一七六二頁）ハ一九三九年十一月二十七日之ヲ廢止ス。

戰時附加税ハ同日ヨリ別個ノ計算ヲ爲サズ

ベルリン　一九三九年十一月二十日

十二　財務大臣回章

Runderlass des Reichsministers der Finanzen

（財務大臣回章四三九七頁）

（ベルリン市西區八號地ウイルヘルムプラッツ一―二番地、一九三九年九月十九日）

一九三九年九月十一日ニ於ケル在庫品ニ對スル戰時附加税課税ニ關ス

營業者ガ有償ニビール、煙草及三鞭酒ノ交付ヲ爲シ、然モビール、煙草及三鞭酒小賣價格ニ對スル戰時附加税第一次施行細則第三條ノ意義ニ於ケル納税者ニ非ザルトキハ、同規定第十五條第三項ニ依リ此等ノ商品（譯註＝ビール、煙草及三鞭酒）ノ一九三九年九月十一日午前四時現在手持高ニ對スル戰時附加税ヲ遲クトモ一九三九年十月二

十日ニ申告シ、且納付スベシ。在庫品及其ノ戰時附加税ノ申告ハ各營業者ニ於テ迅速ニ之ヲ爲スベキモノトス。原則トシテ營業者ハ戰時附加税亦之ヲ納付シ得ベシ。一般ノ營業者ハ九月十一日現在手持ノ在庫品殊ニビール及紙卷煙草ニ付一九三九年十月二十日迄ニ戰時附加税ノ査定ヲ爲シタル後販賣ヲ爲スベシ

然レドモ多クノ場合ニ於テ企業者ハ定メラレタル期日ニ於ケル葉卷煙草及三鞭酒在庫品ニ對スル戰時附加税全額ノ支拂ハ不可能ノコトナルベシ。若干ノ煙草小賣商ニ對シテハ通常ノ程度ヲ超ユル貯藏品保有ノ規定ヲ定メタリ。葉卷煙草小賣商ハ時ニ制限量ノ葉卷煙草ノミヲ顧客ニ交付スルコトヲ得ベシ。三鞭酒ニ付テモ若干ノ企業者ハ戰時附加税支拂日ニ尙多額ノ未販賣貯藏品ヲ有ツコトアルベシ

企業者ガ特定範圍ニ於テ現金又ハ信用ニ依ル戰時附加税ノ納付ヲ爲スコトアルハ之ヲ避クルヲ得ザルベシ。然レドモ他方斯ル經營財産部分ヲシテ總テ戰時附加税納付ニ充當スルガ如キ要求ハ許サレザルベシ。

右ノ觀點ニ於テ、余ハ臨時的支拂猶豫ニ付審査ヲ爲シ且之ガ決定ヲ爲ス。月賦拂ノ認メラレタルトキハ同時ニ納税義務者ハ毎月少クトモ一九三九年九月十一日現在手持ノ在庫品ニシテ前月中ニ賣却シタル額ニ相當スベキ戰時附加税納付ノ義務ヲ負フ。納税義務者ガ一九三九年九月十一日現在手持ノ在庫品ノ交付ヲ爲シタルトキ之ヲ別個ニ記入スベキ義務亦之ニ屬スルモノトス。特別ノ事情アルトキハ財務官ハ支拂猶豫ニ付擔保ノ提供ヲ爲サシムベキヤ否ヤニ關シ審査ヲ爲スコトヲ要ス。一九三九年九月十一日現在手持ノ在庫品トハ納税義務者ガ一九三九年九月十日以後受取リ且供給者ニ依リ租税轉嫁ノ爲サレザリシ商品亦之ヲ含ムモノトス

受託官　ヘツデイング

十三　勞働保護ニ關スル命令（一九三九年十二月十二日附）

Verordnung über den Arbeitsschütz vom 12. Dezember 1939 (R. G. Bl. I S. 2403)

總テノ勤勞者ノ健康ノ保護ハ戰時ニ於テモ勞働保護ノ緊要ナル任務ナルヲ失ハズ。能率向上ノ必要アルニモ拘ラズ、勞働力ニ對スル過度ノ要求ハ極力之ヲ避ケザルベカラズ、從テ開戰時ニ命ジタル勞働保護ノ後退ハ單ニ戰時經濟ヘノ初期ニノミ之ヲ認ムベキモノニシテ其ノ轉換ノ完了セル曉ハ國策ノ目標ヲ再ビ勞働力ノ保護ニ置クベキハ當然ノコトト言フベキナリ。但シ一切ノ勤勞者ガ祖國ニ强ヒラレタル鬪爭ノ爲ニ其ノ全勞働力ヲ擧ゲテ奉仕スベキ義務ヲ負フベキハ言ヲ俟タザルトコロトス

仍テ一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第二十條乃至第二十九條ニ基キ經濟總監ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　左ノ法令及本令ニ基キ定ムル規定ニ依リ勞働時間ノ延長ガ認メラレタルトキハ一日ノ勞働時間――但シ連續作業ノ交替制ノ場合ヲ除ク――十時間ヲ超ユルヲ得ズ

（イ）一九三九年九月一日附勞働法關係規定改正及補充令（公報第一部一六八三頁）第三章勞働保護

（ロ）一九三八年四月三十日附勞働時間條例（公報第一部四四七頁）

（八）一九三六年六月二十九日附一九三八年四月三十日附パン製造所及菓子製造所勞働時間法（公報第一部一九三六年度五二一頁、公報第一部一九三八年度四四六頁）

（二）一九三九年十月九日附オストマルクニ於ケル勞働保護施行令（勞働官報第三部三三四頁）

第二條　勞働時間ニ於テ規則的且著シキ程度ニ準備勞働ノ存スルトキハ十八歲以上ノ男子從屬者ニ對シ一日ノ勞働時間十二時間迄之ヲ延長スルコトヲ得。準備勞働ノ認メラルベキ前提ニ付疑ハシキトキハ營業監督廳之ガ裁決ヲ爲ス。各營業監督廳ノ管轄ノ決定ハ上級行政官廳之ヲ行フ

第三條　年少者及婦人ノ夜間就業時間ハ、一九三八年四月三十日附年少者保護法（公報第一部四三七頁）第十六條勞働時間條例第十九條及一九三九年九月十一日附訓令第四號（勞働官報第三部二三三頁）ヲ超ユルヲ得ズ

第四條　一、本令第一條乃至第三條ノ定ムル制限ヲ超ユル勞働時間ノ延長又ハ夜間勞働ハ唯緊急ノ場合ニノミ之ヲ爲スコトヲ得。但シ特別ノ認可ヲ經ルコトヲ要ス

二、前項ニ定ムル例外ニシテ、其ノ期間三週間ヲ超エザルトキ又ハ之ト異ル勞働時間ノ按配ヲ定メタルモノナルトキハ營業監督廳ハ其ノ許可ノ裁決ヲ爲スベシ。裁決ハ終局的トス

三、其ノ他ノ場合ニ於ケル裁決ハ勞働大臣之ヲ爲ス。軍需品工場ニ在リテハ管轄軍司令官ノ許可ヲ經ルヲ要ス

第五條　一日十時間ヲ超ユル勞働ヲ爲ス從屬者ハ右超過勞働時間ニ付適當ナル超過勞働割增賃銀ヲ請求スルコトヲ得。勞働大臣別段ノ定ヲ爲サザルトキハ二割五分ノ割增賃銀ヲ以テ適當ナルモノト看做ス。勞働時間ニ付規則的ニシテ且著シキ準備勞働ノ存スルトキハ割增賃銀ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條　第一條乃至第五條ノ規定ハ緊急ナル場合ニ直ニ著手スルコトヲ要スル暫定的勞働ニハ之ヲ適用セズ。之ヲ爲サントスルトキハ經營指導者ハ遲滯ナク營業監督廳ニ報告スルコトヲ要ス

第七條　本令又ハ本令ニ基キテ發シタル訓令ノ規定ニ違反シタル行爲ハ第一條ニ揭グル法令ノ準用規定違反行爲トシテ之ヲ處罰ス

第八條　勞働時間條例第二十七條竝ニ勞働監督及官廳管轄ニ關スル年少者保護法第二十六條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第九條　勞働大臣ハ本令ノ施行及補充ノ爲行政手續ニ依リ他ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十條　一、本令ハ一九四〇年一月一日ヨリ之ヲ施行ス。但シ超過勞働割增賃銀ニ關スル第五條ハ一九三九年十二月十八日ヨリ之ヲ施行ス

二、本令公布ノ時ニ存シ且第四條ニ依リ認可ヲ受クルノ義務アルモノトセラレタル勞働時間規定ハ一九四〇年一月一日迄ニ爲サルベキ提案ニ付之ト異リタル決定ノ爲サルルトキハ一九四〇年一月二十日迄其ノ效力ヲ存續セシムルコトヲ得

十四　勞働大臣布告（一九三九年十二月十二日附）

Erlass des Reichsarbeitsministers vom 12. Dezember 1939. (IIIa 23006/39 RABl. III S. 380)

勞働保護ニ關スル命令ニ關ス。一九三九年十二月十二日附勞働保護ニ關スル命令ニ依リ開戰當初命ジタル勞働

保護ノ緩和ハ再ビ一部之ヲ廢止ス

左ノ規定ハ本令ノ施行ト共ニ效力ヲ發ス

一、十八歲ヲ超ユル男子從屬者ノ勞働時間

法律及賃率規則ニ定ムル從來ノ勞働時間ノ制限ハ一九三九年九月一日附勞働法關係規定改正及補充令（公報第一部一六八三頁）第四條ニ依リ成人男子從屬者ニ付之ヲ廢止ス。仍テ許容セラルベキ勞働時間延長ノ最大限度ハ爾今勞働保護ニ關スル命令ノ定ムルトコロニ依ル。同令ニ基キ成人男子從屬者ニ對シ一日十時間ヲ超エザル超過勞働ヲ爲サシムルコトヲ得。規則的ニシテ且著シキ勞働準備存シ而モ一日十二時間ヲ超エザルトキ亦同ジ。從テ一日平均勞働時間八時間制ハ特別ノ事情ナキ限リ之ヲ破ルベカラザルノ原則ハ何等變更セラルルコトナシ。新規定ハ旣ニ定メタル制限ノ範圍內ニ於テ例ヘバ戰時經濟使命達成ノ目的ニ卽應スル爲ニ官廳ノ許可ヲ要セズシテ緊急超過勞働ヲ爲シ得ル旨趣ヲ定メタルモノナリ。然レドモ勞働保護ニ關スル命令前文ニモ明示サレタル如ク同令ノ意味シ且目的トスルトコロハ新ナル勞働力ノ導入ニ依リ又ハ他ノ方法ニ依リ避クルコトヲ得ベカリシ場合ニ於テモ尙超過勞働ヲ課シ得ルモノト爲スモノニ在ラザルベシ

勞働時間ノ延長ハ就中勞働力ニ對スル過度ノ要求ヲ招來スベカラズ。經營指導者ガ從屬者ノ福祉增進ニ對スル責ニ任ズベキハ從來ト異ルトコロナキモノトス。故ニ經營指導者ハ常ニ從屬者ノ健康及勞働力ヲ危殆ナラシムルコトナク且彼等ノ勞働ノ歡喜從テ結局勞働ノ成果ヲ害スルコトナキ超過勞働ノ限度如何ニ關シ周到ナル吟味ヲ爲スコトヲ要ス。營業監督廳ハ必要ト認ムルトキハ勞働時間ノ短縮ニ關スル强行規定ヲ設クルコトヲ得

十二時間勞働交替制ハ一交替中少クトモ二時間繼續ノ休憩時間ヲ設クルカ又ハ勞働時間ニ規則的ニシテ且著シキ勞働準備ノ存スルトキニ限リ許可ヲ受クルコトナクシテ保持スルコトヲ得。然レドモ十時間勞働時間、但シ勞働準備ノ存スルトキハ十二時間勞働時間ハ勞働時間條例第十條ノ限度ニ於ケル正規的交替制ヲ採ル限リ之ヲ超過スルコトヲ得。緊急ヲ要スルトキハ勞働保護令第四條ニ基キ他ノ例外ヲ認ムルコトヲ得

一日ノ勞働時間ヲ十二時間ニ延長スベキ勞働準備アリヤ否ヤニ關シ疑ハシキトキハ勞働保護令第二條ニ依リ營業監督廳之ガ決定ヲ爲スベシ。多數ノ營業監督廳間ノ權限爭議ニ關シテハ上級行政官廳之ガ決定ヲ爲ス。一九三八年十二月十二日附勞働時間條例施行細則（公報第一部一七九九頁）第三號乃至第六號ノ規定ハ右ノ手續ニ之ヲ準用ス

療養所ニ於ケル十八歲ヲ超ユル男子從屬者ニシテ、一九二四年二月十三日附療養所勞働時間令（公報第一部六六頁、一五四頁）ニ依リ看護人ト認メラレ又ハ之ニ準ズル者トセラルルトキハ（第二條第一項其ノ他）勞働保護令ハ之ヲ適用セズ。從テ必要ト認ムルトキハ將來ト雖モ從屬者ヲシテ一日十時間ヲ超ユル勞働ニ從事セシムルコトヲ得

二、婦人及年少者勞働時間

勞働保護令ノ前文ニ基キ婦人及年少者ノ保護ハ再ビ之ヲ强化セザルベカラズ。但シ婦人及年少者ニ付一日八時間勞働制ニ對スル例外ノ認メラルベキハ獨リ嚴密ナル前提ノ存スルトキニ限ルモノトス。一九三九年九月十一日附勞働保護ノ例外ニ關スル訓令（勞働公報第三部二九三頁）第一號乃至第二號ニ基キ緊急ヲ要スルトキニ限リ一日十時間迄右ノ者ヲ就業セシムルコトヲ得。但シ婦人（譯註＝十八歲以上）及十六歲以上ノ年少者ノ週勞働時間ハ右ノ如

キ場合ニ於テ五十六時間ヲ超ユルコトヲ得ズ。更ニ年少者ニ付テハ職業學校ニ於ケル授業時間ハ之ヲ勞働時間ニ算入スルコトヲ要ス。緊急ナル場合ニ授業時間ヲ除キ一週四十八時間ノ勞働ニ從事セシムルコトノ認メラレタル十六歳以下ノ年少者ニ關スル限リ之ト異ル定ヲ爲スコトヲ得。然レドモ教育補助費又ハ賃銀ハ授業時間ニ對シテモ常ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

訓令（譯註＝前段勞働保護ノ例外ニ關スル訓令）ニ所謂緊急ナル場合トハ必ズシモ一切ノ戰時經濟的任務ヲ指スモノニ在ラズ。卽チ緊急ナル場合トハ獨リ特別重要且要急ノ任務ニシテ其ノ遲延ニ因リ國民經濟的乃至戰時經濟的一大損失ヲ招ク虞アルガ如キ場合ノ謂ナリ。故ニ一九三九年九月十一日附訓令第一號乃至第二號ノ例外ノ一般的ニ認メラルルハ一刻ノ遲延モ許サザル重要ナル軍備又ハ輸出ノ任務乃至ハ食糧確保ノ爲必要ナル勞働ヲ遂行スルトキニ限ル。右ノ例外ノ適用ニ當リテハ更ニ勞働局ニ於テ地域間ノ調整ニ照シタル上當該勞働ニ對シ適當ナル勞働力ヲ調達スルコト能ハザルトキナルコトヲ要ス。又年少者ノ十全ナル職業教育ノ確保ハ特ニ之ヲ考慮スベク戰時タリト雖モ之ヲ等閑視スルコトハ許サレザルベシ。故ニ徒弟ヲシテ超過勞働ニ從事セシムルハ特ニ嚴密ナル規準アルコトヲ要ス。勞働保護令ニ依ル一日十時間勞働制ノ最高限度ハ一九三九年九月十一日附余ノ發シタル訓令第一號乃至第二號ニ依リ婦人及年少者ニ付既ニ其ノ實施ヲ見タルナリ。爾今婦人及年少者ニ付此ノ制限ヲ超ユル超過勞働ノ認メラルベキハ勞働準備ノ存スル場合ヲ除キ緊急ナルトキ又ハ勞働保護令第四條ニ基キ許可ヲ得タルトキニ限ル。コノ許可ヲ爲スニ當リテハ唯例外的場合ナルコトヲ要シ且特ニ婦人及年少者ノ保護ニ缺クルトコロナキヤウ留意スベシ。因ニ成人男子從屬者ノ勞働時間ニ關スル余ノ發シタル施行規則第一號ハ婦人及年少者ニ付テモ之ヲ準用ス。

療養所ニ就業スル成人婦人ニシテ看護人ニ屬シ又ハ之ニ準ズル者ノ勞働時間ハ専ラ一九二四年二月十三日附療養

所時間令ニ依リテ規律セラルルモノトス。同令ノ規定ニ對スル例外ハ一九三九年九月一日附命令第五條ニ基キ緊急必要アル各場合ニ限リ之ヲ認ムルコトヲ得

三、婦人及年少者ノ夜間勞働

勞働時間條例第十九條第一項及年少者保護法第十六條第一項ニ依リ女子勞働者及年少者ヲシテ夜間二十時ヨリ六時迄就業セシムルコトハ之ヲ禁ズ。夜間休息ニ關スル規定ハ勞働時間條例第十七條第四項ニ揭グル經營ニ於テ就業スル成人勞働者ニハ之ヲ適用セズ。更ニ特定ノ產業部門ニ於ケル年少者ニ對シテハ夜間ノ遲番又ハ朝ノ早番ヲ許可ス（年少者保護法第十六條第二項、第三項、第六項）

數交替制經營ニ於ケル女子勞働者及年少者ニ付テハ特別規定ヲ適用ス。早番及遲番ニ於ケル女子勞働者及年少者ノ就業時間ハ通常六時ヨリ二十三時迄トス。但シ營業監督廳ニ屆出ヲ爲シ五時ヨリ二十二時迄又ハ勞働監督廳ノ許可ヲ經タル後七時ヨリ二十四時迄ト爲スコトヲ得（勞働時間條例第十九條第二項及年少者保護法第十六條第五項）。緊急ヲ要スル場合ニ於テハ各交替番ニ於ケル勞働時間ハ八時間ヲ超エテ延長シ得ルヲ以テ就業時間ハ一九三九年九月十一日附訓令第四號ニ依リ五時ヨリ二十四時迄擴張ス。但シ本例外ノ認メラルルハ女子勞働者及十六歲ヲ超ユル年少者ガ早番及遲番ノ正規的交替作業ニ從事シツツアルトキニ限ル。年少者ニ付テハ作業ノ交替ハ年少者保護法第十六條第五項ヲ適用シ每週交替ヲ爲スコトヲ要ス

夜間勞働禁止ニ對スル右ノ例外ハ勞働保護令第三條ニ依リ之ヲ妨ゲラレザルモノトス。然リト雖モ年少者保護ニ於テハ特ニ年少者ニ對スル一九三九年九月十一日附訓令第四號ノ例外ハ緊急ヲ要シ且早番、遲番ニ於テ就業シツツ

アル年少者ガ成人勞働者ト緊密ニ協働シ尙經營ガ戰時體制下ニ於テ年少者保護法ノ規定ヲ適用スルコト困難ナル場合ニ限リ認メラルルモノナルコトヲ要ス。正規的ニ生產的勞働ニ從事セシメザル徒弟ニ付テハ二十四時迄ノ勞働ハ勿論論外トス。營業監督廳必要ト認ムルトキハ一九三九年九月十一日附訓令第六號ニ基キ右ノ意義ニ於ケル制限規定ヲ定ムルコトヲ得

從來ノ許可ニシテ之ニ依リ勞働保護令第三條ト異リタル婦人及年少者ノ夜間就業ガ定メラレタルモノハスベテ第十條第二項ノ經過規定ノ適用セラレザル限リ本令ノ施行ニ依リ其ノ效力ヲ失フ。特定經濟ニ對シ必要ト認ムルトキハ例外許可ノ取消ヲ命ズルコトヲ得。將來尙非常狀態ノ存スルトキニ限リ第四條ニ基キ例外ヲ認ムルコトヲ得。但シ此ノ場合從來婦人及年少者ニ付晝間及夜間ノ二交替制ヲ採用シタル經營ニ於テ之ヲ新規勞働力ノ雇傭又ハ既存勞働力ノ再編成ニ依リ三交替制ト爲シ能フ限リ婦人及年少者ノ夜間勞働ヲ回避シ得ラルルヤ否ヤニ付勞働官廳ト協議ノ上特ニ之ヲ吟味スルコトヲ要ス

四、勞働保護令第四條ニ基ク勞働時間延長及夜間勞働ノ許可手續

勞働時間ノ延長及夜間勞働許可申請ハ營業監督廳ニ對シ之ヲ爲スベシ。營業監督廳ハ勞働保護令第四條第二項ニ依リ、例外ガ三週間ヲ超エザル期間ニ亘リ許容セラレ又ハ勞働ノ別種ノ配分ヲ爲セルモノナルトキハ之ガ許可ノ決定ヲ爲スベシ。右決定ハ終局的ノモノトス。一九三八年十二月十二日附勞働時間條例施行令第十一號ノ規定ハ之ヲ準用ス

其ノ他ノ場合ニ付申請ハ正本三通ヲ作成シ之ヲ營業監督廳ニ提出スベシ。其ノ取扱ハ左ノ如クス

例外ノ許可ニ當リ危懼ノ存スルトキハ營業監督廳ハ申請者ニ對シ拒絶ノ決定ヲ爲スコトヲ得。然リト雖モ申請者ハ營業監督廳ヲ經由シテ余ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得ベシ。辯明ヲ爲ス申請又ハ余ノ裁決ヲ求ムル申請ハ正本二通ヲ作成シ營業監督廳及上級行政官廳ノ地位ヲ記載シタル上申書ヲ添附シ審級順序ヲ經テ余ニ之ヲ提出スベシ。更ニ特別ノ理由ニ依リ特ニ緊急必要ノ爲他ノ取扱ヲ爲スコトガ不適當ナリト思ハルルトキハ獨逸勞働戰線指導者ノ地域的權限受託者ノ地位及必要ト認ムルトキハ獨逸國靑少年指導者ノ地位ガ證據トシテ明示セラルルコトヲ要ス。辯明ヲ爲ス申請ハ正本二通ノ許可裁決草案ヲ報告書ニ添附スルコトヲ要ス。事情ニヨリ急速ナル裁決ヲ要スルトキハ營業監督廳ハ適當ナル留保ヲ附シタル後暫定的許可ヲ與フルコトヲ得

五、超過勞働割增賃銀

營業監督廳勞働時間延長ノ許可ヲ爲スニ當リテハ勞働保護令第四條ニ基キ從屬者ニ對シ一日十時間ヲ超ユル勞働時間ニ付二割五分ノ割增賃銀請求權ヲ有スベキコトヲ指示スベシ。但シ右ノ指示ハ全勞働時間ニ規則的ニシテ且著シキ勞働準備ノ存スルトキハ之ヲ適用セズ。超過勞働割增賃銀支拂禁止ニ關スル一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第十八條第三項ノ規定ノ適用ハ妨ゲラルルコトナシ。之ニ因ル節約額ハ從來ノ如ク國家（國庫）ニ之ヲ返上スベシ。（一九三九年十月十一日附戰時經濟令第四章施行令第一條――公報第一部二〇五三頁）

六、勞働時間短縮ニ關スル訓令

營業監督廳ハ一九三九年九月一日附命令第四條第二項及一九三九年九月十一日附訓令第六號ニ基キ勞働保護ノ必

要緊切ナルモノアルトキハ各經營又ハ其ノ經營部門每ニ勞働時間ノ短縮ヲ命ズルコトヲ得。必要ト認ムルトキハ右ノ目的ヲ以テ營業規則第百二十條亦之ヲ適用スルコトヲ得。尙各別ノ種類ノ經營又ハ業務每ニ勞働時間條例第九條第二項及年少者保護法第二十條第一項ニ基キ勞働時間ノ限度ヲ指令スルコトヲ得。右ノ諸規定ニ基ク余ノ權限ハ營業監督廳ニ之ヲ移讓ス。但シ營業監督廳ノ土地管轄ヲ超ユルトキハ上級行政官廳ニ之ヲ移讓スベシ。

勞働時間制限ニ關スル訓令ハ申請ニ基キ又ハ職權ニ依リ之ヲ發スルコトヲ得。訓令ガ各別ノ種類ノ經營又ハ業務ニ關シ適用セラルルトキハ獨逸勞働戰線指導者又ハ必要ト認ムルトキハ獨逸國靑年指導者ノ受託者若ハ關係諸經濟團體ハ之ニ對シ意見ヲ陳ブルコトヲ得。右訓令ノ複本ハ審級順序ヲ經テ余ニ之ヲ提出スベシ。勞働時間ノ短縮ハ唯ニ作業場ニ於ケル勞働條件ノ不利ナル場合ニ止マラズ從屬者ガ經營外ニ於テ往復路ノ距離、交通機關ノ制限、燈火管制措置、買物ノ不自由等ニ依リ緊要ナルトキ亦之ヲ考慮ス

更ニ既婚婦人、特ニ小兒ヲ有スル婦人ニ對シ其ノ家事ノ處理ヲ輕減スル目的ヲ以テ各平日勞働時間ノ短縮ヲ命ズルコトヲ得。婦人ニ對シテハ切符ノ調達乃至指定購入ヲ爲ス爲ノ十分ナル時間ヲ常ニ確保セシムルコトヲ要ス。例ヘバ既婚婦人ニ對シ二週間每ニ一日ノ自由ナル仕事日（所謂洗濯日）又ハ類似ノ自由時間ヲ考慮セル規定ハ十分之ヲ尊重セザルベカラズ

配置可能ナル勞働力ノ十分ナルコトノ立證セラレタル各職業部門又ハ經濟部門ノ從屬者ノ爲ニモ勞働時間ノ制限ヲ命ズルコトヲ得。訓令ハ勞働官廳又ハ州勞働官廳ノ許可ヲ經タル後之ヲ發スベシ。多數ノ隣接營業監督廳ノ各地區ニ於ケル權限關係ガ同一ノモノナルトキハ訓令ヲ發スルニ付上級行政官廳之ガ權限ヲ有スルモノトス。

七、日曜及祭日ノ早仕舞

日曜及祭日ノ早仕舞ニ關スル年少者保護法ノ規定ハ年少者ガ緊急ナル場合ニ於テ超過勞働ニ從事シツツアルトキハ十六歳ヲ超ユル年少者ニ對スル一九三九年九月十一日附余ノ訓令第五號ニ依リ之ヲ適用セズ。其ノ他ノ場合ニ於テハ日曜ノ半休ノ代リニ他ノ平日ノ午後又ハ毎週一日午前中年少者ニ自由ナル時間ヲ與フルコトヲ得（一九三九年九月十一日附訓令第五號）。然レドモ通常土曜日ノ半休ハ之ヲ維持スベシ。超過勞働ニ從事シツツアルトキ亦同ジ土曜日ノ半休ガ經營上著シキ困難ヲ伴フトキハ之ヲ他ノ平日ノ午後ニ自由時間ヲ與フルコトヲ得。反之一九三九年九月十一日附訓令第五號ノ他ノ例外卽チ午後ニ代ヘテ午前ニ自由時間ヲ設クルハ極メテ例外ノ場合ニ限ラルルベシ蓋シ勞働ナキ午後ハ慰安ト休養及同時ニ靑少年ノ軍隊豫備敎育實施ノ爲必要緊切ナルモノアレバナリ

本問題ニ付兩者意見ノ不一致ヲ來シタルトキハ營業監督廳ハ獨逸國靑少年指導者ノ受託者ト協議ノ上一九三九年九月十一日附訓令第六號ニ基キ拘束力ヲ有スル規定ヲ定ムルコトヲ得

八、休憩時間

一九三九年九月十一日附余ノ訓令第三號ニ定ムル休憩時間ノ規定ニ付左ノ解説ヲ附ス

著シキ肉體上ノ緊張ヲ伴フ仕事又ハ劣惡ナル勞働條件ノ下ニ於テ行ハルル作業ニ付テハ短縮休憩時間ハ適用セズ。小休止（Kurzpausen）ニ因リ作業ガ屢々中斷セラルルトキト雖モ亦同ジ。蓋シカカル場合ニ於テハ小休止ニ依リテモ婦人及年少者ノ十分ナル恢復ハ得ラレザルガ故ナリ。寧ロ斯ル場合ハ勞働時間條例及年少者保護法ニ定ムル一層長キ休憩時間ヲ與フベキナリ。

九、母性保護

一九二七年七月十六日及十月二十九日附分娩前後ノ就業ニ關スル法律（公報第一部一八四頁、三二五頁）ノ除外例ヲ認ムル一九三九年九月一日附命令第五條ノ權限ハ之ヲ行使スルコトヲ得ザルモノトス

フランツ・ゼルテ

十五　勞務者移動制限ニ關スル命令（一九三九年九月一日附）

Verordnung über die Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels
vom 1. September 1939. (RGBl. S. 1635)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ定ム

第一章　勞働關係ノ解消

第一條　一、經營指導者、勞務者、使用人、徒弟、見習及實習生ハ勞働關係ノ解消ニ付勞働局ノ認可アリタルトキニ限リ勞働關係（徒弟間係）ノ解約ヲ豫告スルコトヲ得

二、豫メ認可ナクシテ爲シタル豫告ハ法律上無效トス。但シ特別例外ノ場合ニ於テ勞働局事後同意ヲ與ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三、勞働局ノ認可ハ解約豫告ノ權利ヲ決定セズ。豫告期間ノ遵守ナクシテ爲シタル豫告ニ付亦同ジ

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ第一條第一項及第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ要セズ

一、契約當事者双方ガ勞働關係ノ解消ニ付同意シタルトキ

二、經營（建築敷地）ヲ閉鎖シタルトキ

三、勞務者、使用人又ハ徒弟ニシテ試驗ノ爲又ハ助手トシテ雇ハレ且勞働關係（徒弟關係）一ヶ月以內ニ終了シタルトキ

第二章　申告義務

第三條　第二條ノ規定ニ依リ勞働關係（徒弟關係）ノ解消ニ付認可ヲ要セザル者從前ノ作業場ヨリ退職シタルトキハ遲滯ナク其ノ最近ノ住所又ハ通常ノ居所ノ管轄勞働局ニ之ヲ申告スベシ

第三章　雇入制限

第四條　一、經營（有ラユル種類ノ公私經營及行政官廳）及家庭ハ勞働局ノ認可アリタルトキニ限リ勞務者、使用人、徒弟、見習及實習生ヲ雇入ルルコトヲ得

二、農業經營ヘノ雇入ニ付テハ右認可ヲ要セズ

第四章　其ノ他ノ規定

第五條　前諸條ノ規定ハ家族ニシテ勞務者又ハ使用人トシテ就業スルニ非ザルモ配偶者、父母、祖父母又ハ兄弟姉妹ノ經營ニ於テ正規的ニ手傳ヲ爲ス者ニ之ヲ準用ス

第六條　一、勞働局ハ勞務者ノ解約豫告及雇入ニ對スル認可申請ニ付決定ヲ爲スニ當リ左ノ各號ニ揭グル諸點ヲ考慮スベシ

イ、國策的及社會的觀點

ロ、勞働配置、後進者指導及賃銀政策ノ一般的方針

ハ、勞務者及使用人ノ職業的向上ノ觀點

二、認可ハ賦課ヲ條件トシテ之ヲ與フルコトヲ得

第七條　一、左ノ各號ニ揭グル者ハ認可ノ主務官廳トス

イ、勞働關係（徒弟關係）ノ解消ニ付テハ最後ノ勞務場所在地ノ管轄勞働局

ロ、雇入ニ付テハ雇入レヲ爲スベキ經營（家庭）所在地ノ管轄勞働局

二、個々ノ場合ニ於テ認可ノ必要アリヤ否ニ關シ疑アルトキハ勞働局ハ法律上ノ手段ニ依ラズシテ之ヲ決定ス

第八條　一、第一章ノ規定ニ依ル認可ハ勞働關係ノ解消ヲ欲スル契約當事者之ヲ管轄勞働局（第七條第一項イ）ニ申請スベシ

二、第三章ノ規定ニ依ル認可ハ雇入ヲ欲スル經營指導者之ヲ管轄勞働局（第七條第一項ロ）ニ申請スベシ

三、申請ニ關スル決定ハ申請者ニ對シ文書ヲ以テ之ヲ通知スベシ。但シ特別ノ場合ニ於テハ文書ノ形式ニ依ラザルコトヲ得

第九條　海運ニ使用セラルル船舶乘組員（海員使用人ヲ除ク）ニ付テハ勞働局ニ代ヘ海員局（Seemannsämter）ヲ以テ本令施行ノ管轄廳トス。認可（第七條第一項）ハ勞働關係ノ解消ニ關シテハ解雇ノ海員局、雇入ニ關シテハ募集ノ海員局之ヲ管掌ス

第五章　除外例

第十條　勞働大臣ハ經濟部門、經營、家庭及個人ヲ第一章及第三章ノ規定ヨリ除外スルノ權限ヲ有ス。勞働大臣ハ右權限ヲランド勞働廳長官ニ委讓スルコトヲ得

第六章　終結規定

第十一條　本令ニ違反シ若ハ脫法シタル者又ハ自己ノ業務ヲ勞働關係（徒弟關係）ノ適法ナル解消前ニ拋棄シタル者ハ勞働局長官ノ告訴ヲ俟ツテ禁錮及罰金又ハ其ノ孰レカニ處ス

第十二條　勞働大臣ハ本令ノ施行及補充ニ必要ナル法規及行政規則ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

第十三條　一、本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、同時ニ廢止スベキ法令左ノ如シ

イ、一九三九年三月十日附國策上重要事業勞力需要確保令（第二次施行令勞務者移動制限ノ件）

ロ、一九三九年七月十一日附國策上重要事業勞力需要確保令（第三次施行令炭坑勞務者移動制限ノ件）

一九三九年九月一日　ベルリン

最高國防會議々長　ゲーリング元帥
國務大臣兼內閣書記官長　ランマース博士

十六　勞務者移動制限ニ關スル命令第一次施行訓令（一九三九年九月六日附）

Erste Durchführungsanordnung zur Verordnung über die Beschränkung des Arbeitsplatzwechsels vom 6. September 1939. (RGBl. I. S. 1690)

一九三九年九月一日附勞務者移動制限ニ關スル命令（公報第一部一六八五頁）ニ基キ左ノ通定ム

第一條　僅少ノ報酬ヲ得テ爲ス臨時ノ勞務給付又ハ就業ニシテ疾病保險義務ニ服セザルモノニ付テハ勞働關係解消ノ認可ヲ要セズ

第二條　一、左ノ各經營ニ對スル雇入ニ付テハ勞務者雇入ノ認可ヲ要セズ

イ、鑛業經營（一九三九年五月十七日附經營調査ノ爲ノ組織的作業場調査目錄三類）

ロ、十四歲以下ノ小兒ヲ抱フル家庭

二、前項ノ例外ハ勞働手張ニ登錄シタル後最近迄農業ニ從事シタル勞務者ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第三條　一九三九年九月一日附命令第三條ノ規定ニ依ル申告ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

イ、氏　名

ロ、住所（通常ノ居所）
ハ、勞働手張第………號、職業團體名………
職業種別………（勞働手張ヨリ引用）
ニ、退職スベキ經營ノ名稱、種別及所在地
ホ、退職ノ日時
第四條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

一九三九年九月六日　ベルリン

勞働大臣　フランツ・ゼルテ

十七　休暇再施行ニ關スル訓令

Anordnung über die Wiedereinführung von Urlaub.（RABl. I. S. 545）

一九三九年九月四日附戰時經濟令（公報第一部一六〇九頁）第十九條第二段ノ規定ニ基キ左ノ通定ム）

一、休暇ニ關スル規定及協定ハ一九四〇年一月十五日ヨリ再ビ之ヲ施行ス。休暇廢止ニ因リテ行使スルコトヲ得ザリシ休暇請求權ハ同日以後追加的ニ之ヲ行使スルコトヲ得。但シ行使濟ミノ休暇ハ之ヲ算入ス。休暇廢止ノ時期ハ新休暇請求權取得ニ要スル期間ノ算定ニ當リ之ヲ併セ考慮スベシ

二、休暇賦與ノ時期ハ經營上ノ能力ヲ規準トシテ企業家（經營指導者）之ヲ定ム。右ノ時期ヲ定ムルニ當リテハ休暇ヲ一年ニ亘リテ周到ニ配分スルヤウ特ニ留意スベシ

三、一九三九年度ノ殘存休暇ハ遲クトモ一九四〇年六月三十日迄ニ之ヲ與フベシ。休暇請求權ハ右時期以前ニ滿了スルコトナシ。例外トシテ戰爭狀態ニ因リ休暇ノ賦與不可能ナリシトキハ勞働管理官又ハ特別勞働管理官ハ右休暇ノ全部又ハ一部ヲ補償スルコトヲ得。第一段及第二段ノ規定ハ一九三八年度ノ休暇請求權殘存スル場合ニ亦之ヲ準用ス

四、勞働管理官又ハ特別勞働管理官ハ特別ノ場合――例ヘバ休暇證統制ノ場合――ニ付余ノ指示ニ依リテ上記規定ト異ル規定又ハ上記規定ヲ補充スル規定ヲ設クルコトヲ得

五、將來生ズルコトアルベキ疑問ハ行政上ノ手段ニ依リ之ヲ決定スルコトヲ得
戰爭狀態上必要アルトキハ余ハ本令ノ改正ヲ爲スコトアルベシ

一九三九年十一月十七日　ベルリン

勞働大臣代理　ジ　ー　ル　ッ　プ　博　士

一九三九年十月三日　ベルリン

文化創造業特別勞働管理官

十八　失業救濟ニ關スル命令（一九三九年九月五日附）

Verordnung über Arbietslosenhilfe vom 5. September 1939 (RGBl. I. S. 1674)

最高國防會議ノ發シタル一九三九年九月一日附勞働配置及失時救濟ニ關スル規定改正令（公報第一部一六六二頁ニ基キ余ハ左ノ通命令ス

第一條　失業扶助ハ勞働配置ニ因リ自己ノ意思ニ反シテ失業シタル者之ヲ受ク

第二條　失業扶助ハ原則トシテ失業ノ第一日ヨリ之ヲ給付スベシ

第三條　一、失業扶助ハ主タル扶助（Hauptunterstützung）及親族ニ對スル家族手當トス

二、家族手當ハ失業者ガ法律上若ハ道義上ノ義務ニ基キ扶養ノ義務ヲ負ヒ又ハ事實上繼續的ニ且少カラザル扶養ヲ爲シタル失業者ノ親族ニ對シ之ヲ支拂フベシ（家族手當受領權利アル親族）。養子ハ亦之ヲ親族ト看做ス。親族ニシテ自己ノ力又ハ資産ニ依リ殊ニ自己ノ勞働力ノ配置ニ依リ自己相應ノ生活必需品ノ調達ヲ爲スコトヲ得ルモノニ對シテハ家族手當ノ支拂ヲ爲サズ

第四條　一、主タル扶助及家族手當ノ算定ハ地域類別及賃銀類別ニ從テ之ヲ爲ス

二、官吏ニ對スル地域手當ノ給與ニ付俸給法ニ揭グル各地域類別目錄ハ當該地域ヲ地域類別ニ編入スル場合ノ規準トス

三、賃銀類別ノ決定ハ失業者ガ其ノ從來ノ就業ヲ繼續シタル場合ニ得ベカリシ賃銀ニ從テ之ヲ爲ス。失業者ニシテ從屬的業務ニ從ハザリシトキ又ハ其ノ肉體的及精神的能力ニ依リ若ハ職業經歷上從來ノ業務ヲ以テ考慮シ得ベカラザルトキハ將來主トシテ問題タルベキ業務ノ賃銀ヲ基礎ト爲スベシ

四、其ノ他ノ場合ニ於テ失業扶助額ハ附錄表示ノ率ニ從フ

第五條　一、失業扶助ハ失業者ノ窮乏ノ程度ニ從テ之ヲ給與ス

二、每週ノ失業扶助額ノ算定ハ左ノモノヲ以テス

イ、週額六、――ライヒスマルクヲ超ユルトキハ失業者ノ所得、金錢的價値アル總テノ收入ハ之ヲ所得ト看做ス。但シ自由ナル救護事業又ハ失業救濟ヲ補充スル爲、第三者ノ爲シタル寄附ニシテ法律上ノ義務又ハ道義上ノ義務ナクシテ爲サレタルモノナルトキハ之ヲ算入セズ

ロ、法律上ノ義務ニ基キ扶養ヲ受クベキ失業者ノ親族ノ所得ガ租稅、社會的負擔金又ハ結婚費用等ヲ控除シ週額二四、――ライヒスマルクヲ超ユルトキハ右所得。二四、――ライヒスマルクノ額ハ失業者ノ親族ガ法律上又ハ道義上ノ義務ニ基キ、全部又ハ主タル部分ノ扶養ヲ爲スベキ各人每ニ週額九、――ライヒスマルクダケ之ヲ增額ス。但シ此ノ場合失業者自身ハ之ヲ算入セズ

三、勞働忌避ノ場合ニ於ケル失業扶助ハ最低限度ノ生活維持額ニ之ヲ減額ス

第六條　失業者ニシテ職業ノ再敎育若ハ補習敎育ヲ受ケ又ハ公益的追加勞働ニ就役シタルトキ（義務勞働）亦失業扶助ヲ受クルコトヲ得

第七條　特別窮迫ノ場合ニ於テ失業扶助ノ其ノ他ノ給付、失業者及其ノ親族ノ其ノ他ノ所得、社會保險ノ給付ガ窮

迫狀態ヲ凌グニ十分ナラザルトキハ失業者ニ對シ一般失業扶助ノ外特別扶助ヲ賦與スルコトヲ得。斯ル窮迫狀態ハ特ニ失業者ガ其ノ經濟的及社會的狀態ニ適スル住宅ノ借賃ヲ支拂ヒ得ザルトキ亦其ノ限ニ於テ之ヲ認ムルコトヲ得。

第八條　扶助手續ニ於ケル勞働局ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得。異議ノ申立期間ハ二週間トシ決定公示ノ日ヨリ之ヲ算定ス。異議ノ申立ハ勞働局ニ之ヲ提出スベシ。異議ノ申立アルモ停止的效力ヲ生ズルコトナシ。異議ノ申立ニ對スル裁決ハ勞働局長之ヲ聞屆ケザル限リラント勞働廳長官之ヲ爲スベシ

第九條　一、本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。職業紹介及失業保險ニ關スル法律第八十七條、第八十條第一項及第三項、第八十九條イ乃至第百八條、第百十條乃至第百十條ニ、第百十二條乃至第百十三條、第百十五條乃至第百十六條イ、第百七十二條第二項及第三項、第百七十八條乃至第百八十二條ハ之ヲ廢止ス

二、現在受クル扶助ニシテ從來ノ規定ニ基ク失業扶助ハ本令施行日ニ滿期ト爲リタル支拂期間ニ付之ヲ繼續スルコトヲ得

勞働大臣

十九　失業救濟ニ關スル命令ニ對スル附錄（第四條ニ對スル附錄）

Anlage zur Verordnung über Arbeitslosenhilfe

一、失業扶助ノ算定ハ左ノ賃銀類別ニ依ル

第一類別　週額賃銀一二ライヒスマルク迄ノ場合
第二類別　週額賃銀一二ライヒスマルク以上二四ライヒスマルク迄ノ場合
第三類別　週額賃銀二四ライヒスマルク以上三六ライヒスマルク迄ノ場合
第四類別　週額賃銀三六ライヒスマルク以上四八ライヒスマルク迄ノ場合
第五種別　週額賃銀四八ライヒスマルク以上ノ場合

二、個々ノ場合ニ於テ家族手當及若干ノ特別扶助ヲ含ム扶助ハ失業救濟ニ關スル命令第四條第三項ニ基キ各賃銀類別ニ付規準ト爲リタル賃銀ノ八割ヲ超ユルコトヲ得ズ。
但シ第一類別及第二類別ノ失業者ニシテ少クトモ手當受領權利アル親族一人ヲ有スルトキハ扶助ノ限界ヲ賃銀額迄高ム

三、週額左表ノ如シ

賃銀類別	特別類別、地域類別イ及人口五〇〇〇〇人以上ヲ有スル總テノ地域ニ於テ		
	主タル扶助	第一類別ノ親族ニ對スル	第二類別及其ノ他ノ家族手當
	ライヒスマルク	ライヒスマルク	ライヒスマルク
一	六、〇〇	三、三〇	一二、一〇
二	八、四〇	三、六〇	二、四〇
三	九、六〇	三、六〇	二、四〇
四	一〇、八〇	三、六〇	二、四〇
五	一二、〇〇	三、六〇	二、四〇

人口五〇〇〇ヲ超エザル地域類別ノ地域及人口一〇〇〇〇以上五〇〇〇〇以下ノ地域類別ハ及ホノ地域ニ於テ

賃銀類別	主タル扶助 ライヒスマルク	第一類別ノ親族ニ對スル家族手當 ライヒスマルク	第二類別及其ノ他 ライヒスマルク
一	六、〇〇	三、三〇	二、一〇
二	七、二〇	三、六〇	二、四〇
三	八、四〇	三、六〇	二、四〇
四	九、六〇	三、六〇	二、四〇
五	一〇、八〇	三、六〇	二、四〇

人口一〇〇〇〇ヲ超エザル地域類別ハ乃至ホノ地域ニ於テ

賃銀類別	主タル扶助 ライヒスマルク	第一類別ノ親族ニ對スル家族手當 ライヒスマルク	第二類別及其ノ他 ライヒスマルク
一	四、八〇	三、三〇	二、一〇
二	六、〇〇	三、三〇	二、一〇
三	七、二〇	三、三〇	二、一〇
四	八、四〇	三、三〇	二、一〇
五	九、六〇	三、三〇	二、一〇

二十 物資徵用法改正令（一九三九年九月一日附）

Verordnung zur Aenderung des Wehrleistungsgesetzes vom I. September 1939. (RGBl. I. S. 1639)

最高國防會議ハ大獨逸國ニ對シ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ發ス

第一章

一九三八年七月十三日附國防目的ノ爲ノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法、公報第一部八八七頁）ハ左ノ通改正ス

一、本法ノ從來ノ名稱ヲ改メ「國家的使命ノ爲ノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法）」トス

二、本法律ノ原文ハ之ヲ左ノ通改正ス。右改正ハ左ニ揭グル改定ニ於テ之ヲ爲シタリ

第二章

內務大臣ハ第一章第二項ノ改正ニ基ク本法律ノ原文ヲ新日附ヲ以テ公報ニ公示スルノ權限ヲ有ス

最高國防會議議長

行政總監

國防軍最高司令官

經濟總監

二十一　國防目的ノ物ノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法改訂告示）（一九三九年九月一日附）

Bekanntmachung der neuen Fassung des Gesetzes über Leistungen für Wehrzwecke (Wehrleistungsgesetz vom I. September 1939 (RGBl. I. S. 1645)

一九三九年九月一日附物資徵用法改正令（公報第一部一六三九頁）ニ依リ物資徵用法ヲ改正シタル文言ヲ大獨逸國ノ領域ニ對シ效力ヲ有スル「國家的使命ノ爲ノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法）」トシテ左ノ通之ヲ公示ス

內務大臣

國家的使命ノ爲メノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法）（一九三九年九月一日附）

Gesetz über Sachleistungen für Reichsaufgaben (Reichsleistungsgesetz) vom I. September 1939

第一章　給付義務

第一條　給付義務者

一、獨逸國領域ノ住民、獨逸國領土ニ財産ヲ所有スル者ハ其ノ財産ニ付並ニ獨逸船舶中ノ獨逸國籍者ハ本法ニ從ヒ給付ノ義務ヲ有ス

二、地域團體並ニ帝國領土內ニ在ル總テノ社團、其ノ他ノ人的聯合、營造物、財團法人及其ノ他ノ施設亦給付ノ

義務ヲ有ス

第二條　給付權利者

一、給付ヲ請求スル權利アル者ハ其ノ爲ニ設定シタル需要官廳（Bedarfsstellen）トス。國防軍經理官及其ノ他ノ國家官廳又ハ國家的任務ヲ委任セラレタル者ハ需要官廳タルコトヲ得。軍屬亦國防軍ニ屬スルモノトス。本法ニノ意義ニ以ケル軍屬トハ國防軍ニ對シ勤務スベキ義務アル者又ハ任務上國防軍ト共ニ留ル者ヲ謂フ

二、國防軍最高司令部、總統兼宰相ノ任命シタル行政總監及經濟總監ハ協議ノ上其ノ管轄範圍ニ屬スル需要官廳及其ノ要求シ得ベキ給付ノ決定ヲ爲ス。右官轄範圍ニ屬セザル最高官廳ハ國防軍最高司令部、行政總監及經濟總監ト協議ノ上其ノ需要官廳及其ノ要求シ得ベキ給付ノ決定ヲ爲ス。交通大臣ノ管轄ニ屬スル給付ニ付テハ當該大臣ト協議ヲ爲スコトヲ要ス。需要官廳ノ權限ニ對シテハ特別ノ條件又ハ制限ヲ附スルコトヲ得。

三、一ノ給付ノ請求ニ對シ多數ノ需要官廳存スルトキハ國防軍最高司令部、行政總監及經濟總監ハ多數需要官廳ニ依ル右給付ノ請求アリタルトキ之ガ決定ヲ爲スベキ官廳ヲ共同ニ定ムルコトヲ得

四、內務大臣ハ第二項及第三項ニ依ル決定ヲ公告スベシ

第二條イ　第三者ノ爲ニスル請求

別段ノ定ナキトキハ第二條第二項ノ規定ニ依リ

（イ）國防軍ヲ除ク需要官廳ハ自ラ請求スベキ權限アル給付ヲ第三者ノ爲

（ロ）國防軍ノ需要官廳ハ右ノ給付ヲ國防軍ノ他ノ經理官ノ爲又ハ國防軍ニ所屬シ若ハ國防軍ノ委任ヲ受ケタル官廳ノ爲ニ請求スルコトヲ得

第二章　給　付

甲　總　則

第三條　給付義務ノ種類及內容

一、給付義務ノ種類及內容ハ本章ノ規定ノ定ムルトコロニ依ル。給付義務者ハ完全且適時ナル給付ノ實行ヲ爲スベキ責ニ任ズ

二、需要官廳ハ物ノ占有及權利ノ保有ニ因リテ生ズベキ可能ナル給付ノ組織的準備ヲ要求スルコトヲ得

三、給付義務者及其ノ使用人ハ給付ノ準備又ハ秩序アル實行ニ付必要ナル限度ニ於テ本法ニ從ヒ作爲、忍容及不作爲ノ義務ヲ負フ。殊ニ給付義務者ハ給付ノ準備及理解ノ爲ニ定ムル訓令ヲ遵守シ、要求ニ應ジ情報ヲ與ヘ報告及公告ヲ爲シ、張簿ヲ作成シ、監督ヲ行フベキモノトス。其ノ他援助、連絡、案內等永續的ナラザル類似ノ行爲ヲ爲スベキ責ニ任ズ

四、左ニ揭グル者ハ肉體的勤勞給付ニ關スルトキハ人的給付ハ之ヲ免除ス

（イ）滿十五年未滿ノ年少者

（ロ）十五年以下ノ子女ト共ニ家族的共同生活ヲ營ミツツアル母

（ハ）姙娠六箇月ヨリ分娩後二箇月迄ノ姙婦

（ニ）勞働ニ堪エザル者

（ホ）滿七十歲以上ノ總テノ者

乙　一般的給付及特別ナル經濟目的ノ爲ニスル給付

第三條イ　一般的給付

需要官廳ハ給付義務者ニ對シ其ノ占有又ハ保管ニ係ル物ノ使用ヲ許可シ、其ノ動産ニ關スル權利ヲ讓渡シ、其ノ他ノ權利ヲ執行セシメ又ハ權利ノ執行ノ中止ヲ要求スルコトヲ得

第三條ロ　特別ナル經濟目的ノ爲ニスル給付

特別ナル經濟的需要充足ノ爲給付義務者ニシテ商工業、農林業又ハ交通運輸業ヲ經營スル者ナルトキハ當該需要官廳ハ此ノ者ニ對シ左ノ要求ヲ爲スコトヲ得

一、其ノ所有、占有又ハ管理ニ屬スル動産又ハ權利ニ關シ特定ノ法律行爲ヲ爲スコト

二、其ノ所有、占有又ハ管理ニ屬スル物又ハ權利ヲ特定ノ方法ニ於テ行使又ハ費消スルコト

三、特定ノ物ヲ生産、貯藏又ハ製造スルコト

內　特　別　給　付

第四條　總　則

一、第五條乃至第十八條ノ給付ハ國防經濟的任務ヲ委託セラレタル國防軍需要官廳ニ於テ其ノ委任セラレタル任務遂行ノ爲請求ヲ爲スコトヲ得。國防軍ニ屬スル爾餘ノ需要官廳ハ右ノ給付ヲ行軍、演習及派遣又ハ特別配置及其ノ準備ノ爲ニ生ズル需要充足ノ爲請求スルコトヲ得。數種ノ需要擔當者タル需要官廳ガ同一ノ給付ヲ要求シタルトキハ國防軍ノ需要官廳ノ要求ハ其ノ他ノ需要官廳ノ要求ニ優先スルモノトス。第五條乃至第十三條及第十六條ノ給付ハ國防軍ノ需要官廳ニ於テ原則トシテ衞戍地以外ニ於テ之ヲ請求スベシ

二、國防軍最高司令部ハ第四條乃至第十九條ニ規定スル制限ヲ個々ノ場合ニ又ハ一般的ニ暫時撤回スルコトヲ得。
右ノ權限ハ行政總監及經濟總監ト協議ノ上後國防軍ノ他ノ官廳ニ之ヲ委讓スルコトヲ得
三、第二項ニ依ル制限ノ撤回ニ依リ管轄上級官廳又ハ其ノ委任者ニ依リ特定物件ノ管理ノ爲ニ定メラレタル訓令及措置ノ效力ハ之ヲ妨ゲズ

第五條　宿營所ノ給與

一、空地及敷地ニシテ宿營所給付者ノ住居、經濟、職業及營業上ノ必要ニ基キ缺クベカラザル空地及敷地ノ利用ヲ妨ゲザルモノナルトキハ之ヲ宿營所トシテ使用スルコトヲ得
二、宿營所ハ左ノ如キモノトス
一、人ノ宿營所
二、動物及輸送手段、兵器及道具ノ爲ノ厩舍又ハ圍ヲ爲シタル空地
三、必要ナル作業場、執務所、敷地及倉庫

第六條　糧食ノ提供

一、宿營所給付者ハ需要官廳ノ要求ニ依リ糧食ノ提供ヲ爲スベキ義務ヲ負フ
二、食事時間ニ於テハ國防軍ノ大型賄道具ノ容量ニ從ヒ世帶ニ通常行ハルル食物ノ形式ニ於テ異論ナカラシムベク十分ノ準備ヲ整ヘタル後之ガ給付ヲ爲スベシ
三、賄付ニ非ザル宿營所ノ請求ヲ爲シタルトキハ宿營所要求者ハ料理ノ火、料理道具、食器ノ使用ヲ請求スルコトヲ得。但シ宿營所ノ提供者及其ノ家族ノ通常ノ糧食攝取ヲ根本的ニ妨グルコトヲ得ズ

四、狹少ナル宿營所（屋根裏乃至劏部屋）ニ在リテハ宿營所提供者ハ糧食給付ノ責ニ任ゼズ

第七條　給水所ノ利用

官公營ニ非ザル給水所（泉及水飼場ヲ含ム）ノ占有者ハ其ノ經濟經營ヲ害セラレザル限リ需要官廳ニ對シ共同使用ヲ許容スベキ義務ヲ負フ

第八條　糧秣ノ交付

糧秣在庫品ノ占有者ハ其ノ家畜ノ爲ノ糧秣ヲ直接害セラルルコトナキ限度ニ於テ家畜ノ爲ノ糧秣ヲ需要官廳ニ引渡スベキ義務ヲ負フ

第九條　經營材料ノ交付

一、經營材料ノ占有者ハ經營ノ休止ヲ招來スルコトナキ限度ニ於テ需要官廳ニ對シ其ノ引渡ヲ爲スベキ義務ヲ負フ。但シ右制限ハ經營ニ對シ特別ノ目的ノ爲ニスル一定數量ノ在庫品ノ保持ガ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二、緊急ヲ要スルトキハ下級行政官廳ニ於テ自動車給油所ノ經營材料ノ交付及配分ヲ統一的見地ニ依リ統制シ且之ニ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ得

第十條　土地、建物及水面ノ利用

一、土地及建物ニ對シ立入ヲ爲シ又ハ之ヲ利用スルコトヲ得。右ノ利用ハ器具、裝置及基礎ノ取付、設備又ハ内部工事等ニモ及ブコトヲ得

二、衢路、道路及水面ハ必要アルトキハ特定ノ又ハ通常爲サルベキ共同使用以外ノ方法ニ依リ之ヲ利用スルコト

ヲ得

三、特別重要ナル耕地及施設ハ演習ニ於テハ之ニ立入ルコトヲ得ズ

四、建物、管理地、中庭、庭園及公園ニ立入ヲ爲スベキトキ又ハ敎會若ハ風車ナル旨認メラルベキトキハ能フ限リ事前ニ占有者又ハ其ノ代理人ニ對シ通告ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條　消費資材及器具ノ提供

宿營及露營、道路建設及架橋並ニ其ノ他ノ土木工事及建設工事ニ必要ナル消費資材及器具ハ右物件ノ占有者之ガ提供ヲ爲スコトヲ要ス。占有者及其ノ使用人ハ之ガ援助ニ付協働スベシ

第十二條　私設通信機關ノ利用

公設ニ非ザル私設ノ電話、タイプライター式電信裝置及無線電信裝置ノ占有者ハ其ノ施設ノ利用ヲ許容シ又ハ其ノ施設ノ一時的閉鎖ニ同意スベキ義務ヲ負フ

第十三條　作業場ノ共同利用

商工經營又ハ農業經營ノ占有者ハ其ノ作業場ノ共同利用ヲ許容シ且必要ナル修繕作業ヲ爲スベキ義務ヲ負フ

第十四條　電流及瓦斯ノ徵發

電流及瓦斯ノ生產者及消費者又ハ傳導網ノ占有者ハ要求ニ應ジ既存ノ施設ヲ一時休止シ、活動セシメ又ハ其ノ使用ヲ許容スベキ義務ヲ負フ。其ノ他照明、動力ノ傳導、警報裝置、障碍防禦裝置及類似ノ物ニ對スル附屬物ヲ裝備シ若ハ裝備セシメ又ハ活動セシメ若ハ其ノ使用ヲ許容スベキ義務ヲ負フ

第十五條　物件ノ引渡

一、左ニ揭グル物件ノ占有者ハ利用又ハ處分ヲ爲サシムル爲之ヲ需要官廳ニ引渡スベキ義務ヲ負フ

一　騎乘用動物、牽引用動物及運搬用動物、畜犬、傳書鳩

二　總テノ種類ノ陸上運輸機航空機、及水上運輸機

三　通信機關

四　右ニ揭グル物ノ使用ニ必要ナル裝備品、附屬物、補充部品、糧秣在庫品、經營材料

五　其ノ他ノ動產及需要官廳ノ需要ニ應ズベキモノニ附着シタル權利

二、國防軍需要官廳ハ第一項第一號、第二號及第四號ノ給付ヲ申出ニ依リ他ノ國家官廳若ハ國家ノ事務ヲ委任セラレタル者又ハ第一條ノ意義ニ於ケル給付義務者ノ爲ニ請求スルコトヲ得

第十六條　請求ノ實行

請求手段、換馬又ハ類似ノモノノ占有者殊ニ當該營業ノ所有者ハ請求ノ實行ヲ爲シ又ハ實行セシム。其ノ從屬勞働者及職員ハ其ノ通常ノ活動範圍ニ屬スル給付ヲ爲スニ付協働スベキ義務ヲ負フ

第十七條　航空機ニ對スル援助

航空企業、航空港及航空機製造者ノ職員及勞働者ハ十六條ニ揭グル場合ヲ除クノ外航空機ノ操作ニ付亦援助ノ爲スベキ義務アルモノトス

第十八條　船舶ノ利用

船舶ニ在リテハ船長亦請求ヲ實行スベキ義務ヲ負フ。其ノ他船長ハ船舶ノ利用ヲ許容シ其ノ操作ヲ擔當シ又ハ船舶ニ依リ委任業務ヲ實行スベキ義務ヲ負フ。需要官廳ハ要求ニ付船主ニ對シ通告ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條　船舶ノ裝備及艤裝

一、船舶ノ所有者又ハ占有者ハ交通大臣ガ自ラ又ハ海軍軍司令部ノ請求ニ基キ裝備及艤裝ニ關シテ爲シタル要求及條件ヲ實行スルコトヲ要ス。新船舶建造ノ場合ニハ造船者ニ於テ右ノ義務ヲ負フモノトス

二、外國ノ計算ニ於テ爲ス新造若ハ改造又ハ外國人ノ所有ニ屬スル船舶ニハ右ノ義務ヲ負フコトナシ

三、船舶ニ對シ第一項ニ依ル裝備ヲ爲スベキコトヲ命ジタルトキハ所有者又ハ占有者ニ對シ、讓渡又ハ使用ニ關スル條件亦之ヲ附スルコトヲ得

第三章　市町村ノ特別給付義務

第二十條　市町村ノ要求

一、各個人ニ對スル給付義務ニ代ヘテ市町村ニ對シ之ガ請求ヲ爲スコトヲ得

二、右ノ場合ニ於テ給付義務ニ適用スベキ規定ハ市町村ニ對シ之ヲ準用ス

第二十一條　市町村ニ依ル要求

市町村ニ於テ第二十條ノ規定ニ依リ需要官廳ニ依リ請求ヲ爲サレタルトキハ市町村ハ自ラ需要官廳ト同一ノ方法ニ依リ給付義務者ニ對シ請求ヲ爲スコトヲ得

第四章　給付ノ要求手續

第二十二條　給付ノ請求手續

一、需要官廳ハ管轄行政官廳ノ助力ニ依リ又ハ直接ニ給付義務者ニ對シ給付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

二、緊急且少量ノ需要ノ場合ヲ除クノ外請求ハ常ニ左ノ如ク爲スコトヲ要ス
一　第五條、第六條、第九條、第十一條及第十四條ニ依ル給付ハ管轄行政官廳ニ依リ
二　第八條ニ依ル給付ハ食糧全國團ノ管轄官廳ニ依リ
三　第十五條第一項第五號ニ依ル給付ニシテ經濟管理ノ下ニ置カレタル物ニ係ルトキハ經濟管理ヲ管轄スヘキ官廳又ハ其ノ委任官廳ニ依リ。管轄上級官廳ハ本項ノ規定ノ例外ヲ定ムルコトヲ得
三、クライス所屬ノ市町村ニ對スル給付ノ請求ニ於テハ需要官廳ハ常ニ監督官廳ヲ經ルコトヲ要ス。需要官廳ガクライス所屬ノ市町村ニ對シテ直接ニ給付ノ請求ヲ爲シタルトキハ原則トシテ其ノ旨遲滯ナク監督官廳ニ報告スルコトヲ要ス
四、第二項ニ揭グル行政官廳及其ノ他ノ官廳ハ所轄上級官廳又ハ其ノ權限ヲ委任セラレタル官廳ノ指令ニ從ヒ給付ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條　請求ノ形式

一、給付義務者ニ對スル請求ハ文書ノ形式ヲ要ス。但シ公告ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得。請求シタル給付ハ之ヲ精密ニ記載スベシ
二、緊急ヲ要スルトキハ其ノ他ノ方法ニ依リ（口頭ニ依リ、記號又ハ無線電報ニ依リ）請求ヲ爲スコトヲ得
三、給付ノ受領ニ付テハ給付義務者ニ對シテハ需要官廳ニ於テ又ハ第三者ノ爲ニスル請求ニ在リテハ給付義務者ニ於テ文書ニ依ル證明ヲ爲スコトヲ要ス
四、給付ガ公正且妥當ニ無償ニテ請求シ得ベキトキハ文書ニ依ル請求又ハ證明ヲ要セズ

第二十四條　給付ノ强制

一、地域團體ヲ除クノ外第一條ニ定ムル給付義務者ノ給付ハ行政手續ニ依リ之ヲ强制スルコトヲ得

二、給付ノ强制ヲ爲ス權限ヲ有スル者左ノ如シ

一　第三條イ及第三條ロノ給付ニ付テハ請求ヲ爲ス需要官廳ヲ管轄スル上級官廳又ハ右上級官廳ノ指定シタル官廳

二　第十九條ノ給付ニ付テハ交通大臣又ハ其ノ指定官廳

三　其ノ他ノ總テノ給付ニ付テハ給付ノ爲サルベキ市町村ノ市町村長

右ニ掲グル官廳ハ他ノ官廳ノ行政上ノ補助ヲ請求スルコトヲ得

三、需要官廳ガ其ノ要求シタル給付ニ付給付ノ遲延又ハ給付ノ拒絕ノ爲他ノ方法ニ依リテ之ヲ調達シタルトキハ之ニ因リテ生ジタル超過費用ハ給付義務者ノ負擔ニ歸ス。給付ニシテ給付義務者ノ責ニ任ズベキ行爲ニ因リテ適時ニ提供セラレザルカ又ハ不完全履行ナルカ又ハ使用ニ堪エザルモノト爲リタルトキハ之ヲ遲延又ハ拒絕シタルモノト看做ス。超過費用ノ徵收ニ付テハ第一項及第二項ヲ準用ス。

第二十五條　差　押

需要官廳ハ給付ヲ確保スル爲差押ヲ命ズルコトヲ得。需要官廳ニ於テ別段ノ定ヲ爲サザルトキハ差押ハ差押ヲ爲シタル物件ニ對スル法律行爲ノ效力ヲ停止シ且差押ヲ爲シタル需要官廳ノ許可ヲ得ルコトナクシテ其ノ變更ヲ企ツルコトヲ得ズ。强制執行處分又ハ假執行處分ハ法律行爲ト同一ノ效力ヲ有ス

第五章　報償、賠償及上訴

第二十六條　報償及賠償

一、需要官廳ハ給付ニ對シ報償ヲ爲ス。左ノ場合ニハ報償ノ要求ハ成立セズ

（イ）給付ガ公正妥當ノ方法ニ依リ且無償ニ請求ヲ爲シ得ベキトキ

（ロ）給付義務者ガ第三條ロノ場合ニ於テ他ノ法律規定ニ基キ第三者ニ對スル賠償請求權ノ認メラレタルトキ

二、第三條ロ第三號ノ場合ニハ需要官廳ハ給付義務者ノ經濟的給付能力ガ之ヲ許ストキハ物ノ調達、貯藏、製造又ハ修繕ニ依リテ給付義務者ノ費シタル費用ノ賠償ヲ拒絶スルコトヲ得。右ノ場合市町村、市町村組合又ハ法人格ヲ有スル市町村企業ニ係ルトキハ市町村監督官廳ノ同意ヲ得タル後ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得ス

三、給付ノ結果又ハ給付ニ關聯シテ被害者ノ重大ナル過失ナクシテ物的被害又ハ人的被害甚シキ損耗、損失又ハ賠償義務損害ヲ來シ他ノ官廳ニ代償ヲ求ムルコトヲ得ザルトキハ需要官廳ニ於テ相當ノ賠償ヲ行フベキモノトス

四、需要官廳ガ第三者ノ爲ニ給付ノ請求ヲ爲シタルトキハ第三者ハ給付義務者ニ對シ報償又ハ賠償ヲ爲スベキモノトス。第三者ガ國家ノ官廳又ハ國家事務ヲ委任セラレタル者ニ非ザルトキハ給付義務者ハ報償額又ハ賠償額ヲ直接需要官廳ニ對シテ請求スルコトヲ得。但シ右ノ額ガ需要官廳ノ協力ニ依リ給付義務者ト第三者トノ間ニ協定ヲ見タルカ又ハ第二十七條ニ依リテ確定セラレ第三者ガ二週間以内ニ給付義務者ニ支拂ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。需要官廳ガ給付義務者ニ支拂ヒタルトキハ給付義務者ノ第三者ニ對スル請求權ハ需要官廳ニ移ルモノトス

第二十六條イ　請求セラレタル物ニ附着シタル物權的權利ノ斟酌

一、給付ノ請求ニシテ需要官廳又ハ第三者ノ爲ニ爲サレタルモノナルトキハ右ノ需要官廳又ハ第三者ハ

（イ）所有權ノ請求ニ對スル報償ノ支拂ニ先チ及

（ロ）使用ノ爲引渡サレタル物ノ滅失又ハ毀損ニ對スル賠償ノ支拂ニ先チ給付義務者ニ對シ請求ヲ爲シタルトキ給付ノ對象ト爲リタル物ノ上ニ質權又ハ用益權ガ、既ニ成立シタリヤ否ヤ又ハ存續スルヤ否ヤニ付訊問ヲ爲スコトヲ要ス。右ニ對スル給付義務者ノ答申ハ之ヲ給付證書ニ記載シ又ハ右ノ證券ニ追記スベシ

二、質權又ハ用益權ガ既ニ成立シ又ハ存續スルトキハ、給付ノ請求ヲ爲シタル需要官廳又ハ第三者ハ支拂請求權者ニ於テ滿期ト爲リタル後一箇月以内ニ給付義務者ニ同意ヲ與ヘザルトキハ取戻ノ權利ヲ拋棄シテ給付義務者又ハ物上權利者ノ爲ノ報償又ハ賠償ヲ供託スルコトヲ要ス

三、給付ノ目的ガ少量ノ消費物ナルトキ又ハ支拂ヲ爲スベキ賠償（第一項ロ）ガ目的物ノ價格ノ四分ノ一ニ達セザルトキハ第一項及第二項ハ之ヲ適用セズ

第二十七條　手　續

一、報償又ハ賠償ノ請求ハ給付ノ請求ヲ爲シタル需要官廳ニ對シ又ハ給付ニシテ第三者ノ爲ニ請求セラレタルモノナルトキハ、右ノ第三者ニ對シテ之ヲ爲スベシ。請求ハ亦給付ノ行ハレタル場所ノ市町村長ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得。右ノ場合ニ請求ヲ受ケタル市町村長ハ其ノ旨ヲ第一段ニ揭グル官廳ニ通達スベシ。クライス所屬ノ市町村ガ給付義務者タルトキハ當該市町村ハ監督官廳ヲ經由シテ其ノ請求ヲ通達スルコトヲ要ス。給付義務者ガ給付ニ付又ハ被害者ガ被害ニ付通告ヲ受ケタル後一箇月以内ニ請求ヲ爲サザルトキハ請求權ハ消滅ス

但シ施行規則ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二、報償若ハ賠償ノ支拂ヲ爲スベキカ否カ又ハ其ノ金額ニ付給付義務者若ハ被害者ト需要官廳又ハ第三者トノ間ニ協議調ハザリシトキハ第三條イ、第三條ロ及第十九條ノ場合ニハ當事者ノ一方ヨリノ申請ニ基キ上級行政官廳ガ、其ノ他ノ總テノ場合ニハ請求ノトキニ給付ノ目的物ガ存シタルカ又ハ損害ノ發生シタル場合ヲ管轄スル下級行政官廳之ガ決定ヲ爲ス。但シ施行規則ニ於テ上級又ハ下級官廳ノ土地管轄ト異ル規定ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。右ノ決定ヲ爲スベキ權限ヲ有スル下級行政官廳自ラ又ハ右ノ下級官廳ニ依リテ代表セラルル市町村（市町村組合）ガ當事者ナルトキハ上級行政官廳ハ右ノ者ニ代リテ之ガ決定ヲ行フベキモノトス。個々ノ場合ニ於ケル請求ノ額ガ一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルトキ亦同ジ

三、下級行政官廳ノ決定ニ對シ異議アルトキハ上級行政官廳ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得。但シ右決定ハ之ヲ終局的ノモノトス。第一審ノ上級行政官廳ノ決定ニ對シ異議アルトキニシテ個々ノ場合ニ於ケル請求額ガ一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルトキハ行政裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得。右抗告ハ二週間以內ニ之ヲ爲スベシ。右訴訟手續ハ之ヲ省略ス

四、報償又ハ被害ノ調査ニ關スル手續ニ於テハ當時者及必要ト認ムルトキハ證人及鑑定人ノ言ヲ聽取スベキモノトス

五、一九三六年十月二十九日附四箇年計畫家施法（公報第一部九二七頁）ノ規定――價格形成國家委員ノ任命ニ關スル件――ハ之ヲ妨ゲズ

二十七條イ　手續費用

一、第二十七條ニ依ル手續ニ對スル手數料又ハ登錄稅ハ之ヲ徵收セズ。決定ヲ行フ行政官廳ノ費用ハ右ノ行政官廳ニ於テ之ヲ支辨ス。右以外ニ於テ生ジタル現金支出殊ニ證人及鑑定人ニ對スル報酬ハ需要官廳之ヲ負擔シ、給付ニシテ第三者ノ爲ニ請求セラレタルモノナルトキハ第三者ノ負擔トス。右ノ現金支出ガ給付義務者ノ申請又ハ抗辯ニ因リテ爲サレ後ニ至リテ其ノ根據ナカリシコト判明シタルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ給付義務者ニ負擔セシムルコトヲ得

二、當時者ニ付生ジタル費用ハ當時者ノ負擔トス。但シ苛酷ニ亘ルコトヲ避クル爲手續ニ依リ給付義務者ノ負擔シタル費用ハ給付義務者ノ申請ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ需要官廳ノ負擔ト爲シ又ハ第三者ノ爲ニ給付ノ請求ガ行ハレタルトキハ右ノ第三者ノ負擔ト爲スコトヲ得。但シ給付請求權者ノ請求ニ對スル右ノ官廳ノ拒絕ガ根據ナカリシコト判明シタルトキニ限ル

三、行政官廳ハ證人ノ申請ヲ爲ス者ガ國家ノ官廳又ハ市町村若ハ市町村組合ニ非ズ且證人申請ノ效用ガ疑ハシキトキハ費用ノ支出ヲ豫想セラルル證人ノ招喚ヲ爲スニ付申請者ニ對シ前拂ノ給付ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條ロ　強制取立

一、第三者ノ爲ニ爲シタル請求ニ付當該第三者ガ給付義務者ニ對シ第二十六條第四項ニ依リ問題ト爲リタル報償又ハ賠償ヲ支拂ハザルトキハ需要官廳ノ申請ニ依リ第二十七條ニ從ヒ確定シタル金額ヲ行政上ノ強制手續ヲ以テ取立ツルコトヲ得。但シ第三者ガ國家ノ官廳、國家事務ヲ委任セラレタル者又ハ市町村若ハ市町村組合ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二、同樣ニ第二十七條イ第一項及第二項ニ依リ當事者ノ負擔ト爲リタル費用又ハ支出ハ右ノ當事者ガ國家ノ官廳、

國家事務ヲ委任セラレタル者又ハ市町村若ハ市町村組合ニ非ザルトキハ强制的取立ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ハ　原狀回復

不可抗力又ハ其ノ他ノ避クベカラザル事件ニ因リ本法ノ定ムル期間ヲ遵守スルコトヲ得ズ且其ノ遲滯ノ爲法律上不利ナル地位ニ陷リタル者ハ障碍ノ除去セラレタル後二週間以内ハ原狀回復ノ狀態ニ置カルルモノトス。右ノ原狀回復ニ付テハ左ノ事項ヲ提示スルコトヲ要ス

一　障碍ノ原因ト爲リタル事實

二　右ノ事實ヲ信憑セシムベキ方法

第六章　免　除

第二十八條　總テノ給付ノ免除

外國國籍者ニシテ條約又ハ國際法ニ依リ認メラレタル規定ニ依リ免除サルベキ者ナルトキハ本法ニ基ク給付ハ之ヲ免除ス

第二十九條　個別的給付ノ免除

一、左ノ場合ニハ給付ヲ免除ス

一　現職ノ大臣、ラント行政府（Landesregierung）長官及役員、次官、國代官（Reichsstatthalter）、知事及之ト同等ノ地位ニ在ル官吏、將校乃至勞働奉仕團指導者ニ對シテハ其ノ官舍ヲモ含ムル職務執行ニ必要ナル敷地ニ關シ第五條ノ給付、及其ノ職務ノ執行ニ必要ナル物ニ關シ第十五條及第十六條ニ依ル給付

二　直接間接ノ國家ノ官吏、將校、皮剝人以上ノ勞働奉仕團指導者、僧侶並ニ醫師、獸醫師及其ノ他保健業務ニ付公務ヲ爲ス者ニ對シテハ公的事務執行ニ必要ナル物ニ關シ第十五條及第十六條ニ依ル給付

三　第一條第二項ニ揭グル給付義務者ニ對シテハ公的事務又ハ公的使用ニ供セラルル建物及建物ノ一部ニ關スル第五條ニ依ル給付、但シ學校ヲ除ク。並ニ其ノ公的事務執行ニ必要ナル物ニ關シ第十五條及第十六條ニ依ル給付

四　公法上ノ宗教團體ニ對シテハ教會及公ノ禮拜ノ爲ニ寄附セラレタル建物又ハ建物ノ一部ニ關シ第五條及第十條ニ依ル給付。但シ第十條第四項ニ依リ之ト異リタル定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

五　獨逸自動車道路企業及國防軍最高司令部及交通大臣ト協議ノ上内務大臣ノ指定シタル其ノ他ノ交通企業ニ對シテハ業務上利用シタル建物又ハ建物ノ一部ニ關シ第五條ニ依ル給付並ニ第八條乃至第十八條ニ依ル給付

六　官廳ノ訓令又ハ既存ノ契約ニ基キ公共ノ利用ニ供スベキ陸上、水上及空上ノ右ノ如キ交通手段ノ保持者ニ對シテハ給付ヲ爲スコトニ依リ其ノ業務ヲ遂行シ得ベキモノナルトキハ第八條乃至第十八條ニ依ル給付義務

七　公共ノ利用ニ奉仕スベキ生活必需品經營殊ニ瓦斯、水道、電氣及其ノ他ノ供給經營並ニ公衆保健及救護ノ爲ノ營造物ニ對シテハ給付ヲ爲スコトニ依リ其ノ業務ヲ遂行シ得ベキモノナルトキハ第八條乃至第十八條ニ依ル給付義務

八　國營及私設養馬場ニ對シテハ其ノ種馬及補充馬ニ關シ第十五條及第十六條ニ依ル給付

二、本條第一項第二號乃至第八號ニ依ル免除ハ第三條第二項及第三項後段ノ規定ヲ妨ゲズ

三、病院ハ其ノ本部ヨリ委託セラレタル需要官廳ノ罹病家族ヲ收容スベキ義務アルモノトス

四、特別ノ場合ニ於テハ國防軍司令部ハ行政總監及經濟總監ト協議ノ上第一項第二號乃至第八號ニ依ル給付義務ノ制限ニ對スル例外ヲ命ズルコトヲ得

第七章　終結規定

第三十條　國民社會主義獨逸勞働黨（NSDAP）ノ爲ノ特別規定

國民社會主義獨逸勞働黨本部、其ノ肢隊及所屬諸團體ノ爲ニ必要トスル特別規定ヲ定ムルニ當リテハ國防軍最高司令部、行政總監、經濟總監及總統代理ノ意見ノ一致ヲ要ス

第三十一條　防空法トノ關係

本法ニ依ル國防軍ノ爲ノ給付義務ハ防空法ニ依ル給付義務ニ優先ス

第三十二條　國防軍鐵道條例ノ規定

一九三一年十二月十七日附國防軍鐵道條例（公報第二部五六五頁）ノ規定及國防軍運賃率ノ規定ヲ含ム右ト關聯シタル諸規定ハ之ヲ妨ゲズ

第三十三條　施行及補充規定

本法ノ施行及補充ニ必要ナル法規又ハ行政規則ヲ定ムル者左ノ如シ

一　內務大臣

二　畜類及車輛船舶ノ檢査、徵用及徵發ニ付テハ國防軍最高司令部

三　商工業及農林業ニ付テハ經濟總監又ハ其ノ委任ヲ受ケタル上級官廳、國防軍ノ特別需要ニ付テハ國防軍最

高司令部

但シ右ノ場合ヲ通ジ右ニ掲グル官廳ガ當該事項ニ關聯アルトキハ其ノ協議ヲ經ルコトヲ要ス。第二號ノ場合ニハ交通大臣ト協議ヲ爲スコトヲ要ス

第三十四條 罰 則

本法及其ノ施行又ハ補充規定ニ依リ課セラレタル給付義務ニ違反シタルトキハ一五〇ライヒスマルク以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス。罪本重カルベキトキハ禁錮若ハ罰金又ハ其ノ孰レカニ處ス

第三十五條 法規ノ廢止ト存續

一、本法ニ牴觸スル法規ハ總テ之ヲ廢止ス

二、一九三八年七月十三日附國防目的ノ爲ニスル物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法、公報第一部八八七頁）施行ノ爲既ニ定ムル規定ハ之ト異ル規定ニ依リテ代ラルル迄ハ本法施行規定トシテ其ノ效力ヲ存續ス

二十二　物資徵用法第一次施行令―クライス所屬市町村及主務官廳及行政裁判所ニ關スル規定（一九三九年十月二十三日附）

Erste Durchführungsverordnung zum Reichsleistungsgesetz—Bestimmung der kreisangehörigen Gemeinden und der zuständigen Behörden und Verwaltungsgerichte. (RGBl. I. S. 2075)

一九三九年九月一日附國家的使命ノ爲ノ物資徵用ニ關スル法律（物資徵用法、公報第一部一六四五頁）第三十三條ニ基キ大獨逸帝國領土ニ對シ左ノ通命令ス

第一條　一、物資徵用法第二十二條第三項及第二十七條第一項ノ意義ニ於ケルクライス所屬ノ概念ノ決定ハ一九三五年一月三十日附獨逸市町村制（公報第一部四九頁）並ニ其ノ施行令及執行令ノ規定ニ依ル

二、獨逸市町村制ノ施行區域ヲ除クノ外ハンザ都市タルブレーメン及ダンツイヒ、ゾポットノ兩都市ハクライス所屬ト看做サズ。舊自由市タルダンツイヒ領域ニ在ル總テノ爾餘ノ市町村並ニベーメン及メーレン保護領領域ニ在ル總テノ市町村ハ之ヲクライス所屬ト看做ス

第二條　物資徵用法第二十二條第三項、第二十六條第二項及第二十七條第一項ノ意義ニ於ケル監督官廳トハ地方自治監督官廳ヲ謂ヒ、ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ上級指導官廳（Oberlandrat）ヲ謂フ

第三條　物資徵用法及其ノ施行規定ノ意義ニ於ケル下級行政官廳トハ左ノ如キ者ヲ謂フ

一、クライス所屬ニ非ザル都市ニ在リテハ市長（Oberbürgermeister）（ダンツイヒ市ニ在リテハ市長ノ任命ヲ爲ス迄市自治體指導官廳トス）

ウキーン大管區ニ在リテハライヒ代官——市町村行政——（ライヒ代官ノ任命ヲ爲ス迄ハオーストリーノ獨逸帝國復歸國家委員——ウキーン大管區ノ市町村行政府）

ハンザ都市タルハンブルクニ在リテハ國代官——市町村行政府——及ハンザ都市タルブレーメンニ在リテハ現職市長

二、ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ上級指導官廳

三、其ノ他ニ在リテハクライス長官（Landrat）ブレーメンニ在リテハ領首廳（Landherr）

第四條　一、物資徴用法及其ノ施行規定ノ意義ニ於ケル上級行政官廳トハ左ノ如キ者ヲ謂フ

プロイセン（但シ首都ベルリンヲ除クノ外）バイエルン、ザクセン、ズデーテンラント大管區及舊自由都市タルダンツイヒ領域ニ於テハ行政府長官（Regierungspräsident）、ベルリンニ在リテハ都長（Städtprasident）

ウキーン大管區ヲ除クノ外、オストマルク大管區ニ在リテハ國代官（ラント長官ノ任命ヲ爲ス迄）、ウキーン大管區ニ在リテハ國代官——國家行政——（國代官ノ任命ヲ爲ス迄ハオーストリーノ獨逸帝國復歸國家委員——ウキーン大管區ノ國家行政）

ヴユルテンベルク及バーデンニ在リテハ内務大臣、但シ第二十七條ノ決定ヲ爲スニ當リテハ經濟大臣ハ内務大臣ト協議スベシ

チユーリンゲンニ在リテハ國代官、内務省。但シ第二十七條ノ決定ヲ爲スニ當リテハ國代官、經濟省ハ内務省

ト協議スベシ
ハンブルクニ在リテハ國代官（國家行政府）
ヘツセンニ在リテハ國代官（ラント行政府）
メクレンブルクニ在リテハ國務省（Staatsministerium）內務局
オルデンブルクニ在リテハ內務大臣
ブラウンシユワイクニ在リテハ內務省
ブレーメンニ在リテハ現職市長
アンハルトニ在リテハ國務省、內務局。但シ第二十七條ノ決定ヲ爲スニ當リテハ國務省經濟局ハ內務局ト協議スベシ
リツペニ在リテハ國代官（ラント行政府）
シヤウムブルク＝リツペニ在リテハラント行政府
ザールラントニ在リテハザールラント國家委員
ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ國保護官（Reichsprotektor）
二、ウキーン大管區、ハンザ都市タルハムブルク及ハンザ都市タルブレーメンニ在リテハ物資徵用法第二十七條第三項第一段ノ場合ニ於テ訴願ニ代ヘテ異議ノ申立ヲ爲スベシ
異議ノ申立ハ二週間ノ期間內ニ下級行政官廳ニ之ヲ爲スベシ
第五條　一、物資徵用法第二十二條第二項ニ依ル給付ヲ請求スベキ官廳ハ左ノ如シ

（イ）第五條及第六條ニ依ル給付ニ付テハ下級行政官廳

（ロ）第八條並ニ第十五條第一項第五號ニ依ル給付ニシテ糧食又ハ飼料ニ係ルモノナルトキハ下級行政官廳（食糧廳）

（ハ）第九條及第十一條並ニ第十五條第一項第五號ニ依ル給付ニシテ糧食及飼料ニ關スルモノニ非ザルトキハ下級行政官廳（經濟廳）

（ニ）第十四條ニ依ル給付ニ付テハ商工會議所駐在國家委員

二、第一項ニ揭グル官廳ガ請求ニ應ズルコトヲ得ザルトキハ右官廳ハ其ノ請求ヲ左ニ揭グル官廳ニ提示スルコトヲ要ス。但シ需要官廳ガ直接ニ請求ヲ爲サザルトキニ限ル

（イ）第五條及第六條ニ依ル給付ニ付テハ上級行政官廳ニ

（ロ）第八條並ニ第十五條第一項第五號ニ依ル給付ニシテ糧食及飼料ニ係ルモノナルトキハラント＝（プロヴインツ＝）食糧官ニ、ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ國保護官ニ

（ハ）第九條、第十一條及第十四條並ニ第十五條第一項第五號ニ依ル給付ニシテ糧食又ハ飼料ニ係ルモノニ非ザルトキハ國代官、ラント行政府、州長官及國防管區司令部所在地ノ行政府長官ニ（地區經濟廳――第十一條ノ場合ニ於テハ地區經濟廳又ハ森林＝木材廳）ニ、及デュッセルドルフ行政府長官（地區經濟廳）ニ、ベーメン及メーレン保護領ニ在リテハ國保護官ニ

三、オストマルクニ於ケル國代官ノ任命ヲ爲ス迄ウキーンニ在リテハオーストリーノ獨逸帝國復歸國家委員――ウキーン大管區ノ國家行政府――及ザルツブルクニ在リテハ地方長官ハ第二項ハニ依リ國代官（地區經濟廳及

森林ニ木材廳）ニ屬スル權限ヲ行使スルモノトス

第六條　需要官廳ガ物資徵用法第五條、第六條、第八條、第九條、第十一條、第十四條、第十五條第一項第五號ニ基ク給付ニ付第二十二條第二項ニ從ヒ直接其ノ請求ヲ爲サザルトキハ本令第五條第一項ニ從ヒ給付ノ請求ヲ爲シ得ベキ官廳ト協議ノ上第二十五條ニ基キ差押ヲ命ズルコトヲ得

第七條　ライヒ行政裁判所ノ設立ヲ爲ス迄物資徵用法第二十七條第三項第二段ニ依リ之ニ代ヘテプロイセン上級行政裁判所其ノ裁決手續ヲ行フ

第八條　一九三八年七月十四日附物資徵用法第一次施行令――クライス所屬ノ市町村、主務官廳及行政裁判所ニ關スル規定――（公報第一部八九六頁）ハ之ヲ廢止ス

内務大臣

二十三　生活必需工業製品消費規正ニ關スル命令（一九三九年十一月十四日附）

Verordnung über die Verbrauchsregelung für lebenswichtige gewerbliche Erzeugnisse vom 14. November 1939. (RGBl. I. 2221)

一九三九年八月十八日附改訂商品取引令（公報第一部一四三〇頁、一四三一頁）ニ基キ左ノ通命令ス

第一條　購買制限ノ爲ノ一般規定ノ適用

商品取引令第一條及第二條ノ規定ニ依リ其ノ權限ヲ賦與セラレタル經濟大臣、中央局又ハ其ノ他ノ機關ハ、特定ノ製品ガ一定ノ制限ノ下ニノミ又ハ特定ノ條件ノ下ニ就中購買權證明書ト引換ニノミ之ヲ消費者ニ引渡シ及消費者ヨリ購入スルコトヲ得ル旨命令シタルトキハ別段ノ定ナキ限リ左ノ規定ヲ適用ス

第二條　購買權證明書 (Bescheinigungen über die Bezugsberechtigung)

購買權證明書トシテ發行スルモノ左ノ如シ

（イ）通常需要ノ爲ノ購買券 (Bezugskarten)

（ロ）右購買券ト共ニ又ハ之ニ代ヘ申請ニ基キテ發行スル特別需要ノ爲ノ購買證券 (Bezugsscheine)

第三條　證明書ノ發行

一、證明書ハ經濟局之ヲ發行ス

二、右發行ハ自然人ニ關シテハ其ノ住所地ノ經濟局、官廳、團體及施設ニ關シテハ其ノ所在地ノ經濟局、營業經營ニ關シテハ其ノ營業所所在地ノ經濟局之ヲ管掌ス。特別需要ノ爲ノ購買證券ハ緊急ノ場合ニ於テハ滯在地ノ經濟局亦之ヲ發行スルコトヲ得

三、證明書ハ全獨逸國領土內ニ於テ其ノ效力ヲ有ス

第四條　消　費　者

一、獨逸國內ニ住所ヲ有スル總テノ自然人（自給自足者ヲ含ム）ハ通常需要ノ爲ノ購買券ヲ受ク。但シ國防軍、國防軍以外ノ國防團體及勤勞奉仕團ノ所屬員ニシテ此等ノ團體ノ補給ヲ受クル者ニ付テハ特定ノ規定ヲ定ム

二、特別需要ノ爲ノ購買證券ハ申請ニ基キテ之ヲ發行ス。但シ當該製品購買ノ爲ノ特定條件ヲ具備シ且之ヲ證明

シタルトキニ限ル

第五條　購　買　權

一、消費者ハ自己ノ使用又ハ消費ノ用ニ供スル場合ニ限リ購買券又ハ購買證券ニ基キ購買制限製品ヲ取得シ、取得セシメ又ハ自己ノ經營中ヨリ之ヲ取得スルコトヲ得

二、消費者ニ對スル購買制限製品ノ讓渡ニシテ購買券又ハ購買證券トノ引換ナクシテ爲サレタルモノハ之ヲ無效トス

第六條　購　買　券

一、購買券ハ基本券及支分券ヨリ成ル。基本券ニハ所定ノ公示事項ヲ漏レナク記載スルコトヲ要ス。購賣制限製品ノ引渡ハ支分券ト引換ニ之ヲ爲ス。引渡シハ購買シ得ベキ最高數量ガ支分券ニ印刷セラレ又ハ特別ニ告示セラレタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

二、支分券ハ基本券ト運結スルニ非ザレバ其ノ效ナシ
支分券ハ製品ト引換ニ供給者ノミ之ヲ切離スコトヲ得。但シ隔地取引ノ場合ニ於ケル購買權ノ證明ハ個々ノ製品ニ付特ニ定ムル所ニ依ル

第七條　購買券ノ返還

一、購買權ナクシテ自己ニ屬セザル購買券ヲ所持スル者ハ之ヲ經濟局ニ返還スベシ。特ニ購買權ガ（例ヘバ國防軍ヘノ應召ニ因リ）事後ニ消滅シタル場合ニ於テハ右返還ヲ爲スベキモノトス

二、消費者本人ノ外其ノ家族、本人死亡ノ場合ニ於テハ其ノ相續人亦返還ノ責ニ任ズ

第八條　購買券ノ紛失

紛失シタル購買券ハ消費者本人ガ右紛失ノ事實ヲ證明シタル場合ニ限リ之ヲ再交付スルコトヲ得。代價券發行ノ權限ハ經濟局ニ專屬ス。經濟局ハ新ナル購買券ヲ發行スルニ當リ其ノ裁量ニ從ヒ相當數ノ支分券ヲ切離スコトヲ得

第九條　購　買　證　券

購買證券ニハ左ノ事項ヲ記載シ且發行廳ノ署名捺印アルコトヲ要ス

（イ）購買權アル消費者ノ氏名及住所

（ロ）引渡サルベキ製品ノ種別及數量

第十條　支分券及購買證券ノ處置

切取リタル支分券及購買證券ハ之ヲ保管シ特ニ定ムル規定ニ從ヒ之ヲ處置スベシ。購買證券ノ失效表示ハ供給者ニ於テ（穿孔、破毀抹消シテ）之ヲ爲スベシ

第十一條　報告ヲ受クルノ權

經濟局ハ營業者ニ對シ一九二三年七月十三日附報告義務ニ關スル命令（Verordnung über die Auskunftspflicht 公報第一部七二三頁）ノ意義ニ於ケル報告ヲ受クルノ權限アル機關（auskunftsberechtigte Stellen）トス。經濟局ハ報告義務者ノ出頭ヲ命ジ犯罪行爲ノ嫌疑アルトキハ商品ヲ經濟局又ハ其ノ受託官ニ現送又ハ呈示シ及容器ヲ開披スベキコトヲ要求スルコトヲ得

第十二條　罰　則

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一五〇ライヒスマルク以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス
一　購買制限製品ヲ購買權證明書ナクシテ購買シタル者又ハ自己ニ屬セザル證明書ヲ自己ノ爲ニ使用シタル者
二　不正又ハ不完全ナル申立ニ因リ購買權證明書ヲ詐取シタル者
三　其ノ他第一條ノ規定ニ基キ發スル命令ニ於テ處罰スベキ旨ヲ規定シタル行爲ヲ犯シタル者
二、犯罪ノ情狀特ニ重キ場合ニ於テハ禁錮及罰金（罰金ノ額ハ無制限トス）又ハ其ノ孰レカニ處ス

第十三條　一、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ禁錮及罰金（罰金ノ額ハ無制限トス）又ハ其ノ孰レカニ處ス
一　營業又ハ業務ノ遂行ニ當リ前條第一項ニ掲グル可罰行爲ヲ犯シタル者
二、營業又ハ業務ノ遂行ニ當リ購買權證明書ナクシテ購買制限製品ヲ引渡シタル者
三、購買權證明書ナクシテ購買制限製品ヲ自己ノ營業ヨリ取得シタル者
右各號ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
二、犯罪ノ情狀輕キ場合ニ於テハ一五〇ライヒスマルク以下ノ罰金又ハ拘留ヲ宣告スルコトヲ得
三、第十一條後段ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ報告義務ニ關スル命令第六條ノ罰則ヲ準用ス

第十四條　沒　收
一、前二條ノ場合ニ於テ違法ニ購買シタル製品ハ刑罰ニ附加シ國家ノ利益ノ爲ニ之ヲ沒收スルコトヲ得
二、特定人ニ對シ訴追又ハ刑ノ宣告ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ沒收ノミヲ科スルコトヲ得。右決定ニ對シテハ刑事訴訟法ニ準據シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
三、オストマルクニ在リテハ刑事訴訟手續實施ノ權限ヲ有スベキ官廳別段ノ手續ニ依リ沒收ニ關スル裁判ヲ爲ス

モノトシ地方裁判所ニ當ルモノハ地方法院トス。沒收ヲ宣告シタルトキハ其ノ決定ハ直ニ之ヲ當事者ニ通告スベシ。右決定ヲ當事者ニ送達スルコト能ハザルトキハ一八九五年八月一日附オーストリー民事訴訟法（公報第一一三號）第百十六條乃至第百十八條ノ規定ヲ準用ス。地方法院ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得（オーストリー刑事訴訟法第百十四條）

終結規定

第十五條　本令ノ規定ハ左ノ法令ニ代リ亦之ヲ適用ス

一、一九三九年八月二十七日附獨逸國民生活必需品臨時確保令第四次施行令（紡織製品及靴類ノ消費規正、公報第一部一五一〇頁）一九三九年九月七日附命令改正令（公報第一部一七〇二頁）及一九三九年八月三十一日附獨逸國民生活必需品臨時確保令（第五次施行令公報第一部一五四一頁）

二、一九三九年九月二十三日附石鹼製品及有ラユル種類ノ洗濯用資材ノ消費規正ニ關スル命令（公報第一部一八七三頁及同令施行ノ爲ニ爲シタル中央工業脂肪補給局ノ訓令

第十六條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二十四　紡織製品消費規正ニ關スル命令（一九三九年十一月十四日附）

Verordnung über die Verbrauchsregelung für Spinnstoffwaren vom 14. November 1939 (RGBl. I. S. 2196)

一九三九年八月十八日附改訂商品取引ニ關スル命令（公報第一部一四三〇頁、一四三一頁）ニ基キ一九三九年十一月十四日附生活必需工業製品消費規正ニ關スル命令（公報第一部二二二一頁）ト關聯シタル左ノ命令ヲ發ス

第一章　購買制限品目

第一條　一、附表一ニ掲グル紡織製品ハ購買券（被服券）ニ依ルカ又ハ購買證券ト引換ニ非ザレバ之ヲ消費者ニ引渡シ又ハ消費者ヨリ購買スルコトヲ得ズ

二、故物ハ前項ノ制限ヲ受ケズ

第二章　被服券

第二條　一、被服券ハ左ノ各號ニ掲グル用途ニ分チ之ヲ發行ス

一　二歳及三歳ノ幼兒用

二　滿三歳以上滿十四歳未滿ノ男子兒童用

三　滿三歳以上滿十四歳未滿ノ女子兒童用
四、滿十四歳以上ノ男子用
五、滿十四歳以上ノ女子用

二、消費者ノ年齢ハ一九三九年十一月一日現在ヲ以テ基準トス。右期日以後ニ滿三歳又ハ滿十四歳ニ達シタルトキト雖モ被服券ノ有效期間中何等ノ影響ナキモノトス。被服券ノ有效期間中ニ滿一歳ニ達シタル者ニ對シテハ相當數ノ支分券ヲ控除シタル券一枚ヲ交付ス

第三條　被服券ニハ一〇〇枚（但シ二歳及三歳ノ幼兒用ニハ七〇枚）ノ支分券ヲ添附スルモノトシ右支分券ニ依リ券面ニ印刷セラレタル規定ニ從ヒ券面ニ掲グル紡織製品ヲ購買スルコトヲ得ルモノトス。紡織經濟特別受託官ヨリ其ノ認可ヲ得タル被服及同類似品中央局ハローマ數字ヲ以テ表示シタル被服券ノ特別支分券ヲ其ノ他ノ購買用ニ充當セシムルコトヲ得

第三章　購買證券

第四條　購買證券ハ附表一ノ紡織製品ニシテ被服券ニ依リ購買スルコトヲ得ザルモノノ購買用ニ限リ之ヲ交付スルモノトス。右ノ例外ハ特別緊急ノ場合ニ限リ之ヲ認ムベシ

第五條　一、紡織製品ノ調達ニシテ一九三八年十月三十一日附改訂紡織經濟及皮革經濟部門ニ於ケル公的注文ニ關スル命令（Verordnung über öffentliche Aufträge auf den Gebieten der Spinnstoff-und der Felle-und Häutewirtschaft 公報第一部一五三七頁）及一九三九年九月十二日附同令補充令（公報第一部一八二二

頁）ニ依リ特別ノ認可ヲ要スルモノニ關シテハ紡織經濟特別受託官又ハ被服及同類似品中央局ノ認可書ハ購買權證明書タルノ效力ヲ有スルモノトス。右紡織製品ヲ小賣商又ハ手工業ヨリ購買スベキ場合ニ於テハ右ノ外尙被服及同類似品中央局ノ特別ノ認可ヲ要ス。交付セラレタル認可通知書ハ管轄經濟局之ヲ購買證券ト引換フベシ

二、前項ニ揭グル命令ノ意義ニ於ケル官公署ニシテ一會計年度ニ於ケル一品目ノ調達價額二〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルモノ並ニ營業經營及施設ニ對シテハ購買證券ト引換ニ非ザレバ購買制限紡織製品ヲ引渡スコトヲ得ザルモノトス。購買證券ノ交付ハ經濟大臣又ハ其ノ受任廳ノ定ムル準則ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第六條　家族ノ共同需要ニ充ツベキ紡織製品（例ヘバタオル類）ニ關シテハ其ノ戶主購買證券ヲ請求スベシ。營業經營、施設又ハ第五條ノ意義ニ於ケル官公署ノ需要ニ充ツベキ紡織製品ニ關シテハ右請求ハ當該施設若ハ官公署ノ長又ハ當該營業經營ノ經營主之ヲ爲スベキモノトス

第七條　消費者被服券ニ依ルニ非ザレバ購買スルコトヲ得ザル紡織製品ヲ隔地取引ニ依リ取得セントスル場合ニ於テハ管轄經濟局又ハ其ノ權限ノ委任ヲ受ケタル公共團體ニ付之ニ要スル被服券ノ支分券ヲ購買證券ト交換セシムルコトヲ得

第八條　購買證券ハ發行後二ケ月ヲ經過シタルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス。但シ右期間內ニ購買權者證券ノ行使ヲ爲スコト能ハザリシトキハ其ノ有效期間ヲ延長スルコトヲ得

第四章　制服着用者ニ對スル酒給

第九條　一、公的需要擔當機關（例ヘバ國防軍、國勞働奉仕團、警察）又ハ施設（例ヘバ病院、療養所、刑務所）ヨリ購買制限品ノ配給ヲ受クル者ニ對シテハ被服券ヲ交付スルコトナシ。斯ル配給關係ニ立チタル者ハ一箇月後ニ自己ノ被服券ヲ其ノ券ヲ發行シタル經濟局ニ返還スベシ。但シ國防軍ヘノ召集ノ場合ニ於テハ右期間ハ三箇月トス。

二、公法上ノ勤務關係ニ因リ又ハ民族社會主義獨逸勞働黨、黨肢隊、黨所屬諸團體若ハ公益事業施設ニ對スル從屬關係ニ因リ特別ノ被服規定ニ服シ且其ノ勤務場所ヨリ購買制限品ノ配給ヲ受クルコトナキ者又ハ受クルモ其ノ配給十分ナラザル者ニ關シテハ紡織經濟特別受託官ハ其ノ者ノ現直屬最高上官ノ同意ヲ得テ特別ノ規定ヲ定ムルコトヲ得

三、國防軍部隊及國防軍官衙ニ對シテハ緊急ノ必要アル場合ニ於テ購買證券ナシト雖モ受領證ト引換ニ購買制限紡織製品ノ取得ヲ認ムルコトヲ得。其ノ施行規定ハ國防軍司令官經濟大臣ト協議ノ上之ヲ定ム

第五章　支分券及購買證券ノ登錄

第十條　一、被服券ヨリ切離シタル支分券ハ毎日之ヲ色別番號順ニ蒐集シテ帳簿ニ登錄スベシ。失效シタル購買證券ハ之ヲ其ノ番號順及發行廳名別ニ別ノ帳簿ニ登錄スベシ

二、被服及同類似品中央局ハ帳簿ニ登錄シタル支分券及購買證券ノ利用ニ關スル規定ヲ發定ム

第十一條　交　換

被服券又ハ購買證券ニ依リ購買シタル商品ト同種ノ商品トノ交換ニシテ商慣習ニ因ルモノ（handelsüblich）

ハ之ヲ妨ゲズ

第六章 終結規定

第十二條 一九三八年十月三十一日附改訂紡織經濟及皮革經濟部門ニ於ケル公的注文ニ關スル命令（公報第一部一五三七頁）及一九三九年九月十二日附同令補充令（公報第一部一八二二頁）ノ諸規定ハ之ヲ妨ゲズ

第十三條 被服及同類似品中央局ハ紡織經濟特別受託官ノ認可ヲ得テ個々ノ商品ニ對スル購買制限ヲ解除スルコトヲ得

第十四條 紡織經濟特別受託官ハ本令ノ施行及補充ニ必要ナル規定ヲ定ム。右受託官ハ本令ノ除外例ヲ認ムルコトヲ得。右受託官ハ尚一九三九年十二月三十一日ニ至ル迄ノ期間ニ對シ本令ノ規定ニ異ル經過規定ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附表一 （上記命令第一條附屬）

購買制限紡織製品目錄

Liste der bezugsbeschränkten Spinnstoffwaren.

一、被服券ヲ以テ購買シ得ベキモノ（上

（イ） 布地、綾地、編物地製上着
男子用衣服（但シ夏冬外套ヲ除ク）、衣服附屬裏地
女子用衣服（ブルーズ及エプロンヲ含ム。但シ冬外套ヲ除ク）、衣裳附屬裏地
一歳乃至十四歳兒童用衣服
（ロ） 布地、綾地、編物地製下着及肌着
男 子 用
女 子 用
一歳乃至十四歳兒童用
（ハ） 各種靴下、手袋、肩掛、ネクタイ、ハンカチ
（ニ） 浴用衣服（浴用マントヲ含ム）
（ホ） 運動服、兒童用運動シヤツ及同ズボン
（ヘ） 尺 地
布地、綾地、編物地製品
羊毛、木綿、亞麻、ステープルフアイバー、人造絹絲織地（其ノ交織地ヲ含ム）製品
（ト） 編 絲
（チ） 縫絲及カガリ絲（但シ特別ノ告示ニ依リ特別支分券ヲ以テ購買スベシ）
一、購買證券ヲ以テ購買シ得ベキモノ（註）

（イ）衣　服

布地製作業服及職業服（但シ作業保護服ヲ除ク）

男子用夏外套及冬外套

女子用冬外套、肩掛及姙婦服男子女子及兒童用スキー服及其ノ部分品

用途明白ナル運動競技用シヤツ、ズボン及競技用靴下（民族社會主義全獨逸體育聯盟所屬團體ノ證明ヲ要ス）

（ロ）敷　布　類

（例ヘバ敷布、同霑立チタルモノ、枕掛、掛蒲團及ベツトノ被布、掛蒲團）

（ハ）其ノ他紡織原料製寢臺用品

（例ヘバ羽蒲團ノ覆ヒ、寢臺ノ下敷、同被覆、楔型長枕、藁蒲團、袋型寢床、合セ縫ノ掛蒲團、羽根蒲團、改良敷蒲團、改良掛蒲團及改良枕）

（ニ）卓布類、タオル類、布巾類

（例ヘバ卓布、ナフキン、タオル、摩擦タオル、布巾、艶出シ布）

（ホ）敷物及幌類

寢用敷物、旅行用毛布、安樂椅子用敷物、馬衣、幌、天幕用麻布

（ヘ）各種窓掛、光線遮蔽裝置

（ト）各種布地、但シ被服券ヲ以テ購買スルコトヲ得ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

（例ヘバ裝飾用布地、家具用布地、窓掛用布地、フエルト製尺地）

（註　但シ購買制限製品トシテ指定セラレザル商品ヲ除ク

二十五　料理店及旅館ニ於ケル食品販賣ニ關スル料理店及旅館業集團指導者ノ訓令（一九三九年九月二十五日附）

Anordnung des Leiters der Wirtschaftsgruppe Gaststätten: und Beherbergungsgewerbe über die Abgabe von Speisen in Gaststätten und Beherbergungsbetreiben vom 25. September 1939.

民族共同體ニ對スル緊密ナル連繫及職責ヲ自覺シタル予ハ經濟大臣、食糧・農業大臣並ニ獨逸觀光交通事務長官兼指導官（der Staatssekretär und Leiter des deutschen Fremdenverkehrs）ノ許可ヲ得、予ノ一九三九年八月三十日附訓令第三號ヲ改正シ料理店及旅館ニ於ケル食品販賣ニ關スル左ノ訓令ヲ發ス

一、料理店及旅館ハ毎週少クトモ二日間肉及肉製品ノ混入ナキ料理（肉ナシ料理）ニ限リ之ヲ販賣スベシ。尙其ノ日ハ月曜日及金曜日ノ兩日トス。但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ下級行政官廳、料理店及旅館業集團ノ部局ト協議ノ上別段ノ兩日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

備　考

（イ）酒保（Kantinen）、飲食店（Speisewirtschaften）及食堂（Erfrischungsräume）亦之ヲ料理店ト看做ス

（ロ）肉ナシデーニ其ノ販賣ヲ禁ゼラレタル料理ニハ肉又ハ腸詰ノ入リタル總テノ冷溫食品ヲ包含ス。特ニ臟物（例ヘバ心臟、肺臟、腎臟等）、獵獸肉、鳥肉、茹デタル腸詰（Warme Würstchen）生ノ赤腸詰及肝臟腸詰鳥肉サラダ、肉サラダ及腸詰入リサンドウイツチ亦之ニ屬ス。但シ肉汁ノ販賣ハ禁止スルノ限ニ在ラズ

（ハ）肉ナシデーニ於ケル肉入リ料理ノ販賣ハ開店ヨリ閉店ニ至ル迄ノ間之ヲ禁止ス。從ツテ事情ニ依リ午前零時以後法定閉店時刻（Polizeistund）ニ至ルコトアルベシ

（ニ）每週月曜日及金曜日ノ兩日ヲ以テ肉ナシデートス。但シ下級行政官廳別段ノ明示的訓令ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。右下級行政官廳トハ管區ニ屬セザル都市ニ在リテハ市長（Oberbürgermeister）其ノ他ノ地域ニ在リテハクライス長官（Landrat）ヲ謂フ

二、肉料理ハ其ノ他ノ日ニ於テ一鍋料理又ハ皿盛料理（Eintopfgerichte oder Tellergerichte）ニシテ簡素ナルモノ三品ニ限リ之ヲ提供販賣スルコトヲ得。皿盛料理ヲ販賣スルニ當リテハ特ニ馬鈴薯ヲ提供スルコトヲ得。右三品中一品ハ無切符販賣ノ（markenfrei）法外低廉ニシテ一般大衆ニ對スル奉仕品ト看做シ得ベキ一鍋料理又ハ皿盛料理タルコトヲ要ス。料理店及旅館業集團ハ其ノ經營檢査官（Betriebsprüfer）ヲシテ右料理ノ價格算定（Preiskalkulation）ヲ審査セシムルコトアルベシ

備　考

（イ） 肉料理（Fleischgerichte）トハ溫キ主要副食品（warme Hauptgerichte）ヲ謂フ。獵獸肉及鳥肉亦之ニ屬ス

（ロ） 販賣スベキ料理ハ單ニ一鍋料理ノ一種ノミトナスコトヲ得ズ。一鍋料理又ハ皿盛料理トシテ販賣スベキ料理ノ數ハ個々ノ店主ノ隨意トス。但シ一鍋料理又ハ皿盛料理ノ數ハ獵獸肉及鳥肉ヲ加算シ總計三品ヲ超ユルコトヲ得ズ

（ハ） 總テノ副食品ハ之ヲ皿盛料理トシテ提供スルコトヲ得。從テ事情ニ因リテハ揚ゲ物ト雖モ之ヲ提供スルヲ妨ゲズ。但シ他ノ副食品ニ對スル之ガ優先的供給ハ脂肪節約ノ見地ヨリ成ルベク之ヲ差シ控フベシ。

皿盛料理トハ主要副食品（肉）及脂肪節約ノ爲ノ附加物ヲ皿ニ盛リタルヲ謂フ。但シ馬鈴薯ハ特ニ之ヲ提供スルコトヲ得。皿盛料理ノ調理法ハ之ヲ簡素ニスルト雖モ之ガ爲該料理ノ量及質共ニ之ヲ低下セシムルコトヲ得ズ。量又ハ質ヲ低下シタルトキハ該料理ノ價格ハ之ニ應ジテ引下グルコトヲ要ス

（ニ） 販賣シ得ベキ料理三品ノ中一品ハ無切符（例ヘバ脂肪券、肉券等ナシ）ニテ之ヲ販賣スベシ。右料理ニハ「基本食」（Stammgericht）ナル名稱ヲ附シ、其ノ旨ヲ獻立表ノ料理明細書中ニ表示スルコトヲ要ス。其ノ他ノ料理ハ之ヲ基本食トシテ表示スルコトヲ得ズ。右基本食ハ冬季救濟事業開始以來一般周知ノ一鍋料理ト混同スベカラズ

基本食ニ在リテハ一般ニ無切符販賣品（例ヘバ馬鈴薯、野菜、魚類）、調理場ニ存スル管理食料品（例ヘバ肉、脂肪）ノ餘剩物並ニ料理店用特別配給品（例ヘバ食料品及穀粉用）等ヲ以テ調理シタル簡素ナル食品ヲ旨トスベシ。基本食ハ特ニ廉價ナルヲ要シ且其ノ販賣價格ノ低廉ナルニ依リテ亦之ヲ他ノ料理ト區別スベシ。基本食ニ在リテ

ハ料理店營業ノ民族共同體ニ對スル奉仕ヲ旨トスベキヲ以テ必ズ之ガ調理ノ完璧ヲ期シ且潤澤ナルヲ要ス。其ノ他右料理ノ品種及價格ガ當該料理店ノ格式（Gesamtcharacter）相應ノモノタルハ何等妨ゲナキモノトス

三、獻立表ノ其ノ他ノ食品ニ付予ハ左ノ最高數量ヲ定ム

（イ）冷キ前菜及冷食品　三品以下（魚料理ヲ含ム）

（ロ）溫キ前菜　一品

（ハ）スープ　二品以下

（ニ）魚料理　一品、肉ナシデーニ在リテハ二品

（ホ）卵料理　一品

（ヘ）野菜及サラダ　季節ニ應ジ及消費曆ノ範圍內ニ於テ二品宛但シ罐詰ヲ使用スルトキハ野菜類及サラダ類一種以下ニ限リ之ヲ許ス

肉ナシデーニ於ケル生野菜ニ在リテハ三種以下

肉ナシデーニ於ケル罐詰野菜ニ在リテハ二種以下

罐詰野菜ハ生野菜ノ存スルトキハ之ヲ提供スルコトヲ得ズ

（ト）腸詰類（冷溫共ニ）二品以下（但シ肉ナシデーハ此ノ限ニ在ラズ）

（チ）チーズ　二品以下

（リ）菓子類（Süssspeisen）二品以下

（ヌ）砂糖煮ノ果實（Kompott）（イ）新鮮ナルモノハ二品以下　（ロ）罐詰ハ一品罐詰ノ砂糖煮果實ハ新鮮ナ

ル砂糖煮果實ナキトキニ限リ之ヲ提供スルコトヲ得

獵獸肉及鳥肉ハ前號ニ規定シタル肉料理中ニ加算ス

備　考

（イ）混入物ナキ肉汁又ハ大豌豆（Mark）入リノ肉汁ハ之ヲスープト看做ス。其ノ他ノ混入物（例ヘバマカロニー、米）入リノ肉汁ハ之ヲ特別スープト看做ス

（ロ）魚料理ハ一品（肉ナシデーニ在リテハ二品）ニ限リ之ヲ提供スルコトヲ得。魚類ノ配給ハ少量ニ過ギザル場合多キヲ以テ第五號（特ニ其ノ註釋參照）ニ依リ販賣魚類ノ賣切レタル場合ニ於テハ其ノ他ノ魚類ヲ代用料理トシテ提供スルコトヲ得ベキコトニ特ニ注意スベシ

（ハ）野菜及サラダヲ販賣スル場合ニ於テハ隨時市場ニ豐富ニ存スル野菜及サラダヲ優先的ニ提供スル樣留意スベキモノトス。右ニ關シテハ料理店業專門紙上ノ定期公示ヲ參照スベシ

（ニ）腸詰入リサンドウイツチハ種々ノ腸詰類ノ價格相等シキ場合ニ於テハ其ノ腸詰ノ品種ヲ表示スルコトナク之ヲ販賣スルヲ妨ゲズ

食品ノ名稱ヲ表示スルニ當リテハ例ヘバ「オ好ミ（nach Feinschmeckerart）」、「ルクルス將軍（Lukullus）」（譯註）等ノ如キ特ニ贅澤ナル製品ナルコトヲ示スベキ名稱ハ一般ニ之ヲ避クベシ。尙食品ヲ外國風ノ名稱ヲ用ヒテ賣賣スルハ之ヲ避クルコトヲ要ス

（譯註）贅澤料理ヲ謂フ

四、晝食及夕食ノ獻立ハスープ及デザート（菓子類、砂糖煮ノ果實又ハチーズ）ヲ附加シ許サレタル料理ヲ以テ之ヲ組成スルコトヲ得。右獻立中ニハ主タル料理一品ニ限リ之ヲ包含セシムルコトヲ得。許サレタル獻立料理ノ最高數量ハ三品トシ其ノ中少クトモ一品ハ主要副食品トシテ魚類又ハ野菜ヲ包含スルコトヲ要ス

五、賣切レタル料理ニ對シテハ代用料理ヲ販賣スルコトヲ得、代用料理ヲ獻立表ニ記入シ又ハ使用人ヲシテ代用料理ヲ販賣セシムルハ獻立表ニ告示シタル料理ガ賣切レタルトキニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

獻立表ニ記載シタル皿盛料理、一鍋料理、魚料理等ニ引續キ代用料理ヲ追記シ得ベキ爲成ルベク一乃至二行ヲ空ケ置クベシ。但シ記入（料理ノ名稱及價格）ハ當初ニ豫定シタル料理ガ賣切レ且之ヲ獻立表ヨリ抹消シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。如何ナル代用料理ト雖モ右事前ニ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

六、獻立表ニ記載スベキ料理ニ關シテハ左ノ順序ヲ定ム

冷キ前菜及食品　野菜及サラダ

溫キ前菜　腸詰類

スープ　菓子類

一鍋料理及皿盛料理　砂糖煮果實

魚料理　チーズ

卵料理

獻立表ニ記載シタル獻立料理ノ削除ハ自由裁量ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

七、前記第一號乃至第四號ニ依リ販賣スルコトヲ得ベキ數ニ滿タザル料理ヲ獻立表ニ記載シタルトキハ之ヲ增加ス

ルコトヲ得ズ

八、獻立表ヲ料理店及旅館ノ戸外ニ掲示シ及食品ヲ店外ニ陳列スル（宣傳）ハ之ヲ禁ズ

備　考

物價取締官廳ノ命令ニ依リ又ハ警察命令ニ基キ掲示ヲ爲スベキ義務アルトキハ之ニ從フベシ

九、料理店及旅館業下級團ノ指導者、下級團事務執行者、料理店及旅館業集團指導者、管區集團事務執行者及地方支部指導者並ニ料理店及旅館業集團ノ專門家團役員ハ本令施行ノ責ニ任ズ

十、本令ニ違反シタル會員ハ獨逸經濟ノ有機的構成準備法（Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft）第一次施行令第十七條ノ規定ニ依リ一〇〇〇ライヒスマルク以下ノ秩序罰ヲ以テ處斷ス。尚一九三九年八月二十七日附獨逸國民生活必需品臨時確保令（Verordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfes des deutschen Volkes）（公報第一部一四九八頁）第十條ノ罰則ヲ參照スベシ

備　考

本令ハ機會アル毎ニ之ヲ全會員ニ知ラシムベシ。本令違反ノ行爲アリタルトキハ斷乎之ヲ處罰ス。此ノ場合ニ於テ料理店及旅館業集團ノ會員ハ其ノ何人タルヲ問ハズ本令ヲ知ラザリシコトヲ以テ辯解ト爲スコトヲ得ズ。尚其ノ情狀重キ場合ニ於テハ料理店法（Gaststättengesetz）第十二條ノ規定ニ依リ經營主ノ人的不信用ニ基ク營業停止

(Betriebsschliessung) ノ處分ニ附スルコトアルベシ

十一、本令ハ一九三九年九月二十六日ヨリ之ヲ施行ス。一九三九年八月三十日附訓令ハ卽時之ヲ廢止ス

ベルリン　一九三九年九月二十五日

（署名）　フリッツ・ドレーゼン

二十六　農産物公的管理ニ關スル命令（一九三九年八月二十七日附）

Verordnung über die öffentliche Bewirtschaftung von landwirtschaftlichen Erzeugnissen vom 27. Angust 1939 (RGBl. I. S. 1521)

一九三九年八月二十七日附經濟行政令（公報第一部一四九五頁）第十一條、一九三三年九月十三日附農産物市場統制及價格統制ノ爲ノ食糧全國團臨時構成ニ關スル法律（Das gesetz über den vorläfuigen Aufbau des Reichsnährstandes zur Markt=und Preisregelung für die landwitschaftliche Erzeugnisse vom 13. September 1933 RGBl. I. S. 626）及一九三四年九月四日附商品取引ニ關スル命令（Verordnung über den Warenverkehr vom 4. September 1934 RGBl. I. S. 816）ニ基キ玆ニ左ノ通命令ス

第一條　一、一般國民及國防軍ニ對スル食糧及糧秣ノ供給ヲ確保スル爲農産物ノ公的管理ヲ實施ス

二、食糧農業大臣（Reichsminister für Ernährung und Landwirtschaft）ハ管理スベキ農産物ヲ指定ス。

食糧農業大臣ハ農産物ノ生産、管理並ニ配給權者及自家生産者ノ消費ニ關シ規定ヲ定ム

第一章　管理機關ノ職務

第二條　ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳（Landes=〔Provinzial=〕ernährungsamt）ノ職務

一、ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳ハ食糧農業大臣ノ定ムル規定ニ従ヒ、一般住民ノ食糧ニ對スル配慮及食糧局（Ernährungsämter）ノ活動ニ對スル監督ヲ行フ

二、畜産者ニ對スル飼糧ノ配給亦之ニ準ズ

第三條　食糧局ノ職務

食糧局ノ職務左ノ如シ

一、農業生産經營ニ於ケル秩序アル經濟遂行ニ注意シ、耕作、家畜飼育、收獲及生産物ノ適時出荷並ニ管理及配給ノ確保ノ爲ノ一切ノ措置ヲ執ルコト。特ニ、

（イ）各農業經營毎ニ、收獲高、家畜頭數其ノ他ノ經營ヨリ生ズル一切ノ産物、自家供給者ニ歸屬スル自家消費量、經營維持ニ必要ナル種子類及出荷スベキ分量ノ正確ナル算定ヲ行フ爲、農場票（Hofkarte）ヲ常時備付ケ置クコト

（ロ）自家供給者ニ認メラレタル食糧及飼糧ノ消費量及特定種子量ノ合法的利用ヲ監督スルコト

（ハ）在庫品調査ヲ實施シ且特別規定ニ基ク各種統計調査ヲ統括スルコト

（ニ）管理及配給割當ニ於ケル中央組合各支部ノ措置ヲ統括シ又ハ許可ヲ與フルコト

二、消費統制ヲ行フコト。特ニ

（イ）各地區ノ配給權者タル一般住民ノ食糧及飼料ノ需要ヲ一定期間ニ付確實ニ算定スルコト

（ロ）會計簿ノ作成、購買劵ノ發行、配給簿（Kundenlist）ノ備付、購買權者ノ特定部門別分類、右特定部門ノ交付期確定等ニ依リ、各個人ノ消費ヲ統制スルコト

（ハ）食糧農業大臣ノ定ムル規定ニ從ヒ、配給機關ヲ通ジ消費者ニ對シ食糧及飼糧ノ適時且ツ規則的ナル配給ヲ行フコト

配給機關（Verteilungsstellen）トハ食糧及飼糧ノ引渡ヲ爲ス一切ノ施設ヲ謂フ

第四條　食糧農業大臣及内務大臣ハラントＩ（プロヴィンツＩ）食糧廳及食糧局ノ長官ヲ定ム。右兩大臣ハ食糧局長官ノ任命權ヲ地方最高官廳、プロイセンニ於テハ知事ニ委任スルコトヲ得

第五條　一、需給調整（第三條第一號）及消費規正（第三條第二號）ノ職務遂行ノ爲メ、食糧局內ニ特別ノ部課ヲ置ク

二、行政官廳（市域又ハ州域）ノ權限ノ範圍內ニアル食糧全國團ノ機關及下級機關（第七條）ハ秩序アル需給調整ヲ行フ爲、食糧農業大臣又ハ其ノ委任シタル中央組合ノ發スル詳細ナル指令ニ從ヒ、食糧局ニ隷下スルモノトス

三、第一項乃至第二項ノ規定ハラントＩ（プロヴィンツＩ）食糧廳ノ施設ニ付亦之ヲ準用ス

第六條　中央組合（Hauptvereinigungen）

一、食糧全國團法ニ基キ國家領域內ノ農產物市場統制ノ爲設ケラレタル聯合體（中央組合）又ハ其ノ他ノ特設機關ハ獨逸國內全般ニ亙ル農產物ノ合目的的利用及配給ヲ統制ス

二、右ノ團體又ハ特設機關ハ管理及配給割當計畫ヲ設定ス。コノ計畫ハ食糧農業大臣ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。此等ノ團體又ハ特設機關ハ此ノ計畫ヨリ生ズル總テノ行政事務ヲ處理ス

三、特ニ右ノ團體又ハ特設機關ハ

（イ）出荷義務者ノ提供スル農産物ガ管轄各機關ニ依リ、正規ノ期日ニ於テ適時引取ラレ貯藏セラルルコトヲ確保スルコトヲ要ス

（ロ）國防軍ノ要求スル給養物品數量ノ調達ヲ規正スルコトヲ要ス

（ハ）加工、製造事業及配給所ニ對シテ所定數量ヲ配給スルコトヲ要ス

第七條　下級機關（Untergliederungen）

一、中央組合ハラントニ（プロヴィンツニ）食糧廳ト協議ノ上、其ノ職務遂行ノ爲、各供給區域ニ現存スル經濟組合ノ外ニ、下級團體ヲ設ケ又ハ特別受託官ヲ任命スルコトヲ得

二、下級機關（經濟組合〔Wirtschaftsverbände〕、下級團體〔Unterverbände〕、特別受託官〔Sonderbeauftragte〕）ハ繼續的ナル需要充足確保ノ爲、ラントニ（プロヴィンツニ）食糧廳又ハ食糧局ノ內ニ之ヲ統轄ス

三、中央組合ハ食糧農業大臣ノ細目的指令ニ從ヒ、下級機關ト直接ノ業務上ノ交渉ヲ行フコトヲ得

第八條　事務部（Geschäftsabteilung）

一、各中央組合又ハ第七條ノ下級機關ニハ事務部ヲ設クルコトヲ得。事務部ハ中央組合ノ發スル原則的指令ニ從ヒ其ノ課セラレタル職務ヲ執行ス。當該中央局（Reichsstelle）存スルトキハ事務部ノ職務ハ中央局ノ擔當ス

ル所トス

二、事務部ハ公法上ノ法人トス。事務部ハ一名ノ理事之ヲ代表ス。其ノ設立及事務ノ執行ハ食糧農業大臣ノ定ムル事務規程之ヲ規律ス

三、事務部ハ必要ナル一切ノ法律行爲ヲ行フコトヲ要ス

四、事務部ハ特ニ

（イ）其ノ擔當スル農産物ノ受領、支拂及貯藏ニ注意スルコトヲ要ス

（ロ）國防軍ノ要求スル給養物品ノ數量ノ調達及引渡ヲ爲スコトヲ要ス

（ハ）引渡サレタル在庫品ヲ秩序正シク管理スルコトヲ要ス

五、事務部ハ經濟企業ヲ運營シ又ハ斯ル企業ニ參加スルコトヲ得

第九條　管理委員會（Verwaltungsrat）

一、中央組合ノ中ニ在ル管理委員會ハ食糧農業大臣ノ定ムル細則ニ從ヒ擴張スルコトヲ得。國防軍司令部ハ代表者ヲ管理委員會ニ派遣スルコトヲ得

二、管理委員會ハ管理計畫及配給計畫ノ確定ニ先チ、又ハ其ノ他ノ原則的諸問題ニ關シ、諮問ヲ受クベキモノトス。但シ個々ノ場合ニ於テ事情之ヲ許サザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三、特ニ管理委員會ノ專門的意見ヲ徵スベキ事項左ノ如シ

（イ）價格及價格差、製造及加工ノ賃銀ニ關スル事項

（ロ）農産物加工工業ニ配給スベキ數量ニ關スル事項

（ハ） 生産者ノ自家供給又ハ事業遂行ノ爲生産者ニ留保サルベキ食糧、飼糧、種子類及家畜ノ數量
（ニ） 生産者ガ調達、引渡スベキ數量
（ホ） 貯藏保持ニ關スル事項

第二章 農產物公的管理ニ關スル一般規定

第十條 最大量ノ決定
食糧農業大臣ハ左ニ揭グル事項ヲ決定ス
（イ） 配給權利者ガ支給ヲ受クベキ管理生產物ノ最大量
（ロ） 特定人ニ支給スベキ特別追加割當量
（ハ） 自家供給者ノ爲ニ留保スベキ數量

第十一條 購買券（Bezugskarten）
一、管理生産物ハ、有償タルト無償タルトヲ問ハズ、被配給權者ニ引渡ストキニハ必ズ購買權ト引換ニスルコトヲ要シ、被配給權者ガ引渡ヲ受クルトキニハ必ズ購買券ト引換ニスルコトヲ要ス。料理店、旅館、倶樂部、食堂、外來者收容所其ノ他類似ノ經營ニ對スル引渡ニ付亦同ジ
二、購買券ハ食糧局ニ於テ被配給權者ニ發給ス。購買券ハ基本券ト若干ノ支分券トヨリ成ル。支分券ハ特別ノ規定ナキ限リ基本券ト切離シタルトキハ之ヲ無效トス。基本券ニハ被配給權者ノ姓名ヲ記載スルコトヲ要ス。基本券ヲ他人ニ讓渡スルコトハ之ヲ禁ズ。購買券ノ效力ハ全國又ハ食糧局ノ管轄範圍ニ及ブ

三、自家供給者ハ其ノ經營ニ於テ生產セザル生產物ノミニ對シ又ハ自家供給ノ爲ノ貯藏ガ存セザル期間ノミニ對シテ購買劵ヲ支給セラルルモノトス

第十二條　一、食糧局又ハ食糧局ノ指定スル官廳ハ病院、療養所、敎育施設、福祉施設、刑務所其ノ他類似ノ施設ニ對シ、此等設備内ノ給養スベキ人々ノ食糧交付ノ爲每回二週間ヲ期限トスル綜合的購買證劵(Sammelbezugschein）ヲ發給スルコトヲ得。被收容者ハ收容ニ當リ購買劵ヲ施設管理者ニ交付スルコトヲ要ス

二、同樣ニ從業員ヲ共同ニ收容給養スル經營ニ對シテ亦綜合的切符ヲ發給スルコトヲ得。第一項第二段ノ規定ハ之ヲ準用ス

三、海洋船舶乘組員ニ付テ亦其ノ都度ノ航海日數ニ應ジ右ノ規定ヲ準用ス

第十三條　自家供給者（Selbstversorger）

一、自家供給者トハ農業的經營所有者、補助者ヲ含ミ其ノ經濟的所屬者及現物支給ヲ受クル權利ヲ有スル者（Naturalberechtigte)、特ニ隱居分取得者（Altenteiler）並ニ食糧飼糧ノ現物支給ヲ請求シ得ル勞働者トス。但シ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二、專ラ給養スベキ人々ノ爲ニ管理農產物ノ支給ヲ受クル病院其ノ他ノ設備亦食糧局ニ於テ自家供給者ト認ムルコトヲ得

第十四條　被配給權者（Versorgungsberechtigte）ノ義務

總テノ被配給權者ハ食糧局ノ請求ニ應ジ眞實ヲ報告スルノ義務アルモノトス。被配給權者ハ食糧局ノ指定スル配給機關ニ於テ其ノ請求シ得ベキ數量ノ支給ヲ受ク

第十五條　國防軍ニ對スル配給

鄕土駐屯ノ軍隊ニ對スル配給ハ軍部官衙ニ於テ管轄食糧局ニ需要量ヲ通報ス。當該食糧局ハ其ノ購買證券ヲ發給シ、指定配給機關ヲシテ適時ノ配給ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第十六條　軍隊ニ於ケル共同給養ニ加ハラザリシ國防軍所屬員ハ一般人民ニ定メラレタル額ト同一額丈ケ、管轄食糧局ヨリ購買券ノ發給ヲ受ク

第十七條　軍隊以外ノ同防團體（Schutzgliederungen）ニ對スル配給

一、軍隊以外ノ國防團體ノ給養ハ管轄警察配給所ニ於テ其ノ總需要量ヲ管轄食糧局ニ通報ス。食糧局ハ購買證券ヲ發給シ特定ノ配給機關ヲシテ適時ノ配給ヲ爲サシムルコトヲ要ス

二、右ノ購買證券發給ニ當リテハ軍隊ニ對スル支給量ヲ標準トスベキモノトス

第十八條　一、第十七條第一項ノ意義ニ於ケル軍隊以外ノ國防團體トハ左ノ者ヲ謂フ

(1) 武裝警防團

(2) 親衞隊武裝隊部分

（イ）親衞隊公子學校（Junkerschulen der SS）

（ロ）親衞隊頭骸骨團（SS＝Totenkopfverbände）

（ハ）頭骸骨團ノ武裝部分（武裝警察團）

(3) 民間防空團ノ保安、救助隊

(4) 武裝郵便、鐵道及水道警備團

(5)　武裝國境監視隊

二、第十六條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第十九條　舍營給養（Quartierverpflegung）

一、國防軍又ハ國防團體所屬員ヨリ舍營給與ノ請求アリタルトキハ軍部官衙又ハ警察署ハ國防軍ノ舍營係又ハ國防軍以外ノ國防團體ニ文書ヲ以テスル舍營指定ノ外ニ、購買證券ヲ交付スルコトヲ要ス。購買證券ノ提示ニ對シテハ舍營期間ヲ考慮シ食糧農業大臣ガ一般人民ノ爲定メタル最大量ニ相當スル數量ノ管理食糧ヲ宿舍主（Quartiergeber）ニ供給スルコトヲ得

二、購買證券ニハ舍營期間、支給セラルベキ食糧ノ數量及宿舍主ノ住所姓名ヲ記載スルコトヲ要ス。支給セラレタル食糧ノ種類數量ハ供給者ニ於テ購買證券ニ記入スルモノトス。支給ヲ受ケタル者ハ支給者ニ對シ支給セラレタル食糧ノ種類、數量住所姓名及月日ヲ購買證券ニ記入シテ證明スルコトヲ要ス。宿舍主ハ其ノ所屬市町村ニ舍營提供ニ對シテ支拂ハルベキ報償決定ノ爲舍營指定ト共ニ購買證券ヲ提出ス。市町村ハ右ノ購買證券ヲ管轄食糧局ニ取次グモノトス

第二十條　勞働奉仕團（Reichsarbeitsdienst）ノ給養

一、國防軍ニ編入セラレザル勞働奉仕隊ハ管轄勞働大管區指導者（Arbeitsgauführer）ヲ通ジ其ノ食糧需要量ヲ食糧局ニ通報スルコトヲ要ス。食糧局ハ管理食糧品ニ對スル購買證券ヲ發行ス。購買證券ハ右ノ食糧ノ支給ヲ受クル權利ヲ付與ス。購買證券ニハ支給セラルベキ食糧品ノ種類數量ヲ記載ス

二、其ノ他第十七條第二項ノ規定ハ之ヲ準用ス

第二十一條　差押

一、管理農產物ハ之ヲ本令ノ施行ト同時ニ差押ヘラレタルモノト看做ス。但シ土地ヨリ未分離ノ植物性產物ハ分離ト同時ニ、動物性產物ハ採取ト同時ニ之ヲ差押フ。家畜ノ差押ニ關シテハ特ニ定ムル所アルベシ

二、家庭及共同宿泊所內ノ又ハ國防軍及國防軍以外ノ國防團體又ハ勞働奉仕團ノ倉庫ニ現存スル在庫品ハ差押ノ例外トス

第二十二條　一、ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳及食糧局ハ其ノ行政區劃內ニ存在スル農產物ニシテ管理セラレザルモノ總テヲ差押フル權限ヲ有ス

二、ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳及食糧局ハ差押ノ執行ニ必要ナル一切ノ措置ヲ執ル權限ヲ有ス

三、差押ガ例外ノ場合ニ於テ食糧局ノ下級官廳ニ依リ食糧局ノ關知スルコトナク行ハレタルトキハ卽時管轄食糧局ニ其ノ旨ヲ通報スルコトヲ要ス。食糧局ハ差押ヘラレタル農產物ノ引取及支拂ヲ取計フ

第二十三條　一、差押ハ別段ノ定ナキ限リ獨逸國ノ爲行ハレタルモノト看做ス

二、差押ハ一旦差押ノ行ハレタル農產物ニ對シテハ管理官廳ノ訓令又ハ指令アルトキニ限リ、法律行爲又ハ其ノ他ノ行爲ニ因リテ當然差押農產物ノ處分ヲ許容スルノ效力ヲ有ス。但シ本令ノ規定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。右ニ牴觸スル法律行爲又ハ其ノ他ノ行爲ハ之ヲ無效トス

三、既存ノ引渡契約ハ差押ニ因リテ其ノ效力ヲ失フ。但シ管轄食糧局ガ特ニ認メタルトキ又ハ國防軍ノ注文ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條　差押アルモ農業經營ノ所有者ニ對シテハ其ノ貯藏量ヨリ左ノ如キ利用關係ヲ認ム

（イ）自家供給者（第十三條）ヲ特定期間給養スル爲ノ一定量ノ食糧ヲ控除スルコト
（ロ）其ノ經營內ノ家畜ヲ特定期間飼養スル爲ニ認メラレタル飼糧ヲ控除スルコト
（ハ）秋季及春季耕作ニ必要ナル特定量ノ種子ヲ控除スルコト

第二十五條　差押アルモ製造・加工經營ハ本令施行前三箇月間ノ平均加工數量ニ相當スル數量ヲ限度トシテ加工スルコトヲ得。國防軍ノ發注ハ數量ノ制限ナク之ヲ充スコトヲ要ス

第二十六條　執行ノ確保

食糧局ハ管轄警察署ニ依頼シ、管理機關ガ其ノ權限內ニ於テ發シタル訓令ノ執行ヲ確保スル爲必要アルトキハ警察上ノ强制手段ヲ請求スルコトヲ得。警察廳ハ法令ノ規定ニ從ヒ食糧局ノ依頼ニ應ズルノ義務ヲ負フ

第二十七條　生產者ノ權利義務

一、生產經營ノ所有者ハ別段ノ定ナキ限リ其ノ經營內ニ於テ通常行ハレ又ハ行ヒ得ル管理農產物ノ處理ヲ行フノ權利ヲ有シ且ツ食糧局ノ請求ニ應ジテ行フノ義務ヲ負フ。食糧局ハ右處理ノ時期種類及場所ヲ決定シ並ニ各生產量ニ關スル細則ヲ定ムルコトヲ得

二、差押ヘラレタル貯藏品占有者ハ、當然貯藏物ヲ通常ノ商取引ニ於テ調達シタルモノナル限リ右ノ物品ヲ食糧局ニ提供スルノ權利ヲ有ス。食糧農業大臣ハ各農產物每ニ引渡期間ヲ定ム。食糧局ノ要求アルトキハ農產物占有者ハ何時タリトモ差押ヘラレタル貯藏品ヲ引渡ス義務ヲ負フ

三、本令ニ所謂占有者（Besitzer）ノ中ニハ貯藏品ノ保管ヲ依頼セラレタル倉庫所有者ヲモ含ムモノトス

第二十八條　代執行（Ersatzvornahme）

農業經營ノ所有者又ハ貯藏品ノ占有者ガ第二十七條定ムル行爲ヲ適時ニ行ハザルトキハ、食糧局ハ懈怠者ノ費用ニ於テ必要ナル處理ヲ他ノ者ヲシテ行ハシムルコトヲ得。處理ノ義務ヲ負フ者ハ其ノ土地並ニ其ノ事業場ニ於テ其ノ經濟上ノ裝置ヲ以テ作業ガ行ハルルコトヲ許容スルコトヲ要ス

第二十九條　加工經營ノ義務

一、管理農產物ヲ製造加工スル經營ハラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳又ハ食糧局ノ指定スル生產物ヲ利用スルコトヲ要ス。右ニ揭グル官廳ノ指示ヲ遵守シ、委託セラレタル農產物及其ノ製品ヲ保管シ且愼重ニ取扱フ義務ヲ負フ

二、經營ニシテ其ノ製造加工義務ヲ履行スルコトヲ拒ミタルモノニ付、ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧局又ハ食糧局ハ懈怠者ノ費用負擔ト當該經營ノ設備ノ使用ニ於テ他ノ者ヲシテ必要ナル作業ヲ行ハシムルコトヲ得

三、經營ハ一切ノ廢物ヲモ含ム全生產物ヲ引渡スノ義務アルモノトス。經營ガ自家供給者ノ爲ニ農產物ノ加工ヲ行フトキ亦右ノ規定ヲ適用ス

四、加工經營ガ其ノ協定又ハ規定ノ義務數量ヲ超過シテ加工製品ヲ生產シタルトキハ、廢物ヲモ含ミ超過數量ヲ亦引渡スコトヲ要ス

第三十條　加工ノ爲引渡サレタル果實又ハ其ノ他ノ又ハ廢物ヲモ含ミ加工ニ依リテ生產セラレタル生產物ノ一部ニ對シ報酬ヲ支拂フベキ旨ノ協定ハ之ヲ無效トス

第三十一條　ラント＝（プロヴィンツ＝）食糧廳又ハ食糧局ノ委任ニ基キ農產物ヲ取得、保管、輸送又ハ配給スル者ハ其ノ委任者ノ認可シタル貯藏品ニ關シテノミ契約其ノ他ノ法律行爲ヲ行ヒ、處分ヲ行ヒ得ルモノトス。委任

ヲ受ケタル者ガ貯藏品ノ所有者ナルトキ亦同ジ

第三十二條　監督權及報告義務

一、ラントⅡ（プロヴィンツⅡ）食糧廳又ハ食糧局又ハ管理機關ノ委任ヲ受ケタル者ハ何時タリトモ生產、保管製造加工、包裝又ハ配給ノ爲ニ定メラレタ又ハ適シタル經營又ハ場所ニ立入リ、檢査ヲ行ヒ、帳簿ヲ閱覽シ數量ト品種ニ從テ現存在庫品ヲ確認シ受取證ト引換ニ見本品ヲ撰出スルノ權限ヲ有ス

二、場所ノ占有者並ニ其ノ指定ニ係ル經營主、監督者又ハ其ノ他ノ使用人ハ、第一項ニ依リ場所ニ立入ルノ權限ヲ有スル者ノ請求アルトキハ貯藏品ノ現狀及其ノ出所ヲ申告シ且其ノ他職務執行ニ付必要ナル報告ヲ提供スルノ義務ヲ負フ

第三十三條　秘密ヲ守ルノ義務

ラントⅡ（プロヴィンツⅡ）食糧廳又ハ食糧局又ハ管理機關ノ委任ヲ受ケタル者ハ職務上ノ報告又ハ違法行爲ノ摘發ノ場合ヲ除クノ外、監督上知リ得タル經營ノ施設及業務關係ニ付秘密ヲ守リ、他人ニ漏洩シ又ハ之ヲ利用シテ利益ヲ獲得スルコトヲ差控フルノ義務アルモノトス。其ノ爲宣誓ヲ行フコトヲ要ス

第三十四條　罰　則

本章ノ規定及本令ニ基キテ定メラレタル諸規定ノ違反行爲ハ商品取引令ノ規定ニ從ヒ之ヲ罰ス

第三章　終　結　規　定

第三十五條　本令ノ規定ト牴觸スル現行法ノ規定ハ本令施行期間中ハ其ノ效力ヲ失フ。疑ハシキトキハ食糧農業大

臣ノ決スル所ニ依ル。食糧農業大臣ノ決定ハ裁判所及行政官廳ヲ拘束ス

第三十六條　食糧農業大臣ハ管轄大臣ト協議ノ上當該管理農産物ノ取引ノ統制上必要ナル法規命令及一般行政規則ヲ定ム

第三十七條　第十一條、第十二條、第十五條、第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ハ一九三九年八月二十七日附獨逸國民生活必需品臨時確保令第一次施行令（Erste Durchführungsverordnung zur vorläufigen Sicherstellung des lebenswichtigen Bedarfs vom 27. August 1939 (RGBl. I S. 1502)ノ相當規定ノ效力喪失ヲ俟テ初メテ效力ヲ發生ス。其ノ他ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧農業大臣

二十七　家庭ニ於ケル故物・廢品回收ニ關スル準則（一九三六年十一月二十六日附）

——既發ノ公的註解ヲ考慮ス——

Richtlinien für die Erfassung der in den Haushaltenanballenden Abfallstoffe vom 27. November 1936 (NR. ROV 710)

第一點　本事業ハ事情ノ如何ヲ問ハズ、猶太人經營ニ非ザル既存ノ原料製品業（Rohprduktenhandel）ト密接ナル協力提携ノ下ニ之ヲ遂行スルコトヲ要ス

第一點ニ關シ

家庭ニ於テ蒐集シタル故物ノ管理ハ原則トシテ最小ノ小賣人又ハ蒐集者ニ始マル原料製品營業（Rohproduktengewerbe）ニ限リ之ヲ爲サシムベシ。蓋シ專門的營業ハ唯蒐集シタル故物ヲ後日工業用ニ供セシムル爲之ヲ適當ニ區分ケスルコトヲ得ルノミナレバナリ（例ヘバ八〇〇種ノ廢品ニ）。更ニ蒐集シタル故物ヲ適宜貯藏シ又ハ使用スルコトヲ得ル者ハ營業者ニノミ之ヲ限ル

第二點　本事業ハ定期的ナル蒐集活動ヲ整備スルコトヲ以テ其ノ目的トス。一回又ハ隨時斷續的ニ行フ蒐集行爲ハ之ヲ中止スルコトヲ要ス

第二點ニ關シ、

一、其ノ任務ハ電擊的ニ「大規模事業」ノ助力ヲ籍リテ、直ニ發送又ハ使用ヲ爲シ得ザルガ如キ法外ノ容量ノ故材料（Altmaterial）ノ蒐集ヲ爲スニ非ズ。第一ニ主トシテ家庭ヨリ繼續的ニ出ヅル故材料ヲヨリ組織的ニ蒐集シ且營業的蒐集者ニ於テ之ヲヨリ定期的ニ回收スベキナリ。固ヨリ主婦ハ其ノ貯藏ヲ欲セザル故材料ノ賣却ヲ爲スコトヲ得ベシ。但シ各家庭ハ事情ノ如何ヲ問ハズ、將來定期的ニ營業者ノ蒐集ノ爲訪問アルベキコトニ付用意無カルベカラズ

二、猶太人ニ非ザル近隣居住ノ小賣商人ハ――能フ限リ――一定期間ノ間隔ヲ以テ、定期的ニ各家庭ヲ訪問シ又ハ其ノ使用ニ係ル蒐集人ヲシテ之ヲ訪問セシムルノ義務ヲ負フ。必要ト認ムルトキハ――但シ原料製品營業トノ提携ノ下ニノミ――其ノ他ノ營業者、例ヘバ石炭小賣業者、行商人（Ambulanter Gewerbetreibender）其ノ他ノ者ニ於テ營業的故物蒐集又ハ回收ニ當ルコトアルベシ

第三點　本事業ノ遂行ニ當リテハ、事情ノ如何ヲ問ハズ、新規物資ノ調達、特ニ原料製品業ノ通常ナル擴張ヲ超ユ

ル如キ新材料ノ消費ハ之ヲ禁ズ

第三點ニ關シ、

蒐集ヲ行フニ當リ、熱意ノ餘リ、比較的容量大ナル新規物資ノ調達ヲ爲シ、之ニ依リテ例ヘバ金屬製貯藏池ノ購求ヲ爲スガ如ク、本事業ノ意義ニ反スルガ如キ好マシカラザル新材料ノ消費ヲ企圖スル危險ナキニシモアラズ多クノ場合、故箱、故容器又ハ類似ノモノノ使用ニ依リテ同一ノ目的ヲ達シ得ルモノナリ

第四點 事情ノ如何ヲ問ハズ、本事業遂行ノ爲、新規特別行政機關ヲ設置スルコトハ之ヲ禁ズ

第四點ニ關シ、

回收ノ實施ノ爲ノ特別機關ノ既ニ存スルトキハ本準則ニ相應ジテ之ヲ整理シ又ハ必要ト認ムルトキハ完全ニ排除スルコトヲ得

第五點 一、本事業ヲ行政的ニ遂行スル爲ノ活動ハ國民各個ニ依リテ行ハルルコトヲ要スルモノナル限リ、各人ハ名譽職トシテ之ヲ行フ

二、右ニ反シ原料製品業ノ蒐集活動ハ營業的基礎ニ於テ之ヲ行フ。原料製品業ハ通常行ハルル慣例ニ從ヒ支拂ヲ爲シ從テ又補償ヲ行フ

第五點ニ關シ、

故物・廢品ノ蒐集ニ當リテハ、事情ノ如何ヲ問ハズ、常ニ無償ニ國民各個ノ犧牲ニ於テ蒐集ヲ爲サザルコト肝要ナリ。蓋シ多クノ主婦ニトリテハ一ペニツヒノ故物賣上金ト雖モ價値ナシトセザルモノナレバナリ。右收入ハ之ヲ貯蓄スルコトヲ要ス

第六點　一、本準則ニ規定スル蒐集活動ハ各家庭ニノミ關スルモノトス

二、營利的經營(Gewerbliche Betriebe)ニ在リテハ、經營主ノ希望アルトキニ限リ、本事業ノ範圍內ニ於テ、蒐集ヲ行フ

第六點ニ關シ

營利的經營ニ於ケル故物、廢品ノ蒐集ハ既ニ商工經濟團體（Organisation der gewerblichen Wirtschaft）ニ依リテ行ハルルヲ以テ、本準則ニ規定スル蒐集事業ハ右家庭ニノミ之ヲ限ルベシ。手工業、商業ノ小經營ニ在リテハ經營蒐集・家庭蒐集ノ分離ハ多クノ場合合目的的ナラザルベシ。故ニ本準則ニ於テハ右經營ヨリノ故物・廢品ハ家庭蒐集ガ之ヲ同時ニ回收スルコトヲ得。右ノ場合、經營主ノ布望又ハ熱意ガ決定的タルベシ

第七點　一、蒐集スベキ製品ハ左ノ物トス

（イ）　各種ノ襤褸

例ヘバ、仕立切端、餘リ切レ、故敷物、故粗毛氈、故カーテン、故掛物、下著ノ廢物、着古シノ衣服、靴下、短靴下及ジヤケツ、羊毛、綿、人絹、リンネル、袋物、黄麻袋及黄麻包裝物、梱ゲ繩屑、各種ノ雜巾等ノ廢品裝身毛織物等

（ロ）　銅、青銅、眞鍮、アルミニウム、ニツケル、鉛、錫、亞鉛等ノ廢物

例ヘバ、眞鍮製ノ栓、故照燈具、各種金具、故ガスランプ、故石油ランプ、古電線及電鈴、故蓄電池、故アルミニウム鍋、壜ノ蓋、故風呂桶及爐、使ヒ古シノチユーブ、金屬箔（銀箔）、其ノ他ノ金屬箔ノ包裝物、故白熱電球、水道鉛管、電球等々

（ハ）故鐵及故鋼鐵

例ヘバ、使用ニ堪エザル工具及機械部分品、爐、ストーブ、戸ノ金具、故針、故螺旋及故鎖、故フライ鍋、使ヒ古シノ料理器具、注入盥、故ガス鍋、金屬板、ガス管、故爐箍等ノ廢物

（ニ）各種故紙

例ヘバ、新聞、書籍、雜誌、テープ（屑籠ノ中味）、文書挾ミ、表紙（不要書籍タルコト明白ナル限リ）等等

（ホ）兎及家兎ノ皮、其ノ他ノ皮革類

（ヘ）各種ノ壜、但シ藥壜ハ除ク

（ト）骨類（但シ短期ノ交付ヲ爲シ得ル場合ニ限リ且特別ノ指令ニ依ル場合ニ限ル）

二、第九點及第十點ニ掲グル委員會ハ、蒐集スベキ故材料ノ既存ノ目錄ニ付地方的事情ニ從ヒ之ヲ補充スルコトヲ得。但シ原料製品業ト提携協力ノ下ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

三、全國青少年指導者ノ特別ノ訓令ニ依リ、ヒトラー・ユーゲントノ蒐集スベキ左ノ物――空チューブ、金屬ノ箔（銀紙）及壜ノ蓋

第七點ニ關シ

第七點（イ）ニ關シ――襤褸ノ蒐集ニ當リテハ事情ノ如何ヲ問ハズ、使用ニ堪フル下著、衣服ヲ蒐集セザル機注意スベシ。衣服及下著ハナチス厚生團（NSV）及WHW之ヲ處理ス

第七點（ハ）ニ關シ――一般ニブリキ製ノ嵩高キ物例ヘバ食糧貯藏用筐等ハ蒐集ノ例外トス。此等ノ物ハ、個々ニ廢品トシテ出サルルトキハ利用シ得ズ且搬出ニ困難ナレバナリ。仍テ嵩高キ物ハ塵芥取扱所ニ搬出スルコトヲ得。

（塵芥取扱ハ之ヲ選別シテ利用スベシ）

第七點　（ニ）ニ關シ――故紙蒐集ニ當リテハ紙籠（Papirkörbe）ノ内容ノ回收ニハ大ナル價値ヲ置カルベシ、蓋シ右ノ所謂「籠紙」（Koripapier）ハ故紙蒐集ノ最モ高價ナル部分ヲ成スモノナレバナリ

第七點　（ト）ニ關シ――（一）骨類ノ蒐集ニ當リテ注意スベキハ、之ヲ最大限ニ利用スル爲、長ク貯藏スルコトヲ禁ズルコトナリ。之ハ數日間内ニ加工シ畢ルコトヲ要ス。故ニ、骨類ノ蒐集ニ先チ、隨時ノ原料製品業ト臨時ノ地域的結合ヲ緊密ナラシムルコトヲ要ス。地方ノ事情ニ因リ、第七點（イ）――（ト）ニ揭ゲザル其ノ他ノ故物又ハ廢品ノ蒐集ヲ爲ストキハ、又之ヲ蒐集スルコトヲ得。但シ其ノ利用ノ確保ノ爲、事前ニ原料製品營業ト相提携協力スルコトヲ要ス

（二）一九三六年十月二日附全國青少年指導者ノ訓令ニ依リ、ヒトラー・ユーゲントノ蒐集事業ハ、金屬ノ箔（銀紙）金屬製ノ壜ノ蓋、金屬製ノ空チューブ、其ノ他ノ非鐵金屬ノ小片ノ蒐集ニ限ラルコトト爲リタリ。以上ニ依リ、比較的大規模ノ蒐集ノ實行ハヒトラー・ユーゲントニ依リテ爲サレザルコトハ明白ナリ。

右ノ如キ蒐集ハ地域的原料製品業之ヲ行フベシ

三、ヒトラー・ユーゲントノ蒐集亦其ノ大管區ノ範圍内ニ於テ家庭ノ蒐集ト協同セシムルコトヲ要ス

第八點　參加團體ノ特別任務ハ國民社會主義獨逸勞働黨（NSDAP）ノ當該宣傳機關ト協議ノ上故物利用思想ノ宣傳ヲ爲スモノトス

第八點ニ關シ、

故物・廢品ノ回收ニ關スル宣傳ノ統一的規律ハ國民社會主義獨逸勞働黨中央宣傳指導部之ヲ行フモノトス。個

々ノ宣傳ノ指令ハ、黨中央宣傳指導部所屬國民社會主義宣傳及啓蒙全國チエーンガ、各團體及組合ニ之ヲ傳達ス。宣傳ノ任務ハ本來、故物利用ノ意義ヲ闡明シ、總テノ國民ヲ鼓舞シ、故物・廢品蒐集ニ付繼續的ニ準備ヲ爲サシムルニアリ

第九點　一、大管區指導者(Gauleiter)ハ、管下地域ノ各地方的事情ヲ十分考慮シタル後、本事業各部ノ遂行ヲ本令ノ制限ノ範圍內ニ於テ定ム

二、大管區指導者ニハ諮問委員會ヲ置ク。右委員會ニハ、大管區指導者ニ於テ、蒐集事業ノ遂行ニ當リ、特ニ招致セントスル團體ノ代表者ヲ適宜參加セシムルコトヲ得。右委員會ニハ原料製品業、ナチス婦人團(Ns Frauenschaft)ナチス黨地方宣傳部長ガ代表トシテ出席スルコトヲ要ス

第十點　一、大管區指導者ニ依リテ委託セラレタル者ノ行フ地方的蒐集ハ常ニ地方的事情ニ相應ジテ之ヲ行フ

二、事情ノ如何ヲ問ハズ、地方的諮問委員會ヲ置ク。右委員會ニハ原料製品業、ナチス婦人團及ナチス黨地方宣傳部長ガ代表トシテ出席スルコトヲ要ス。本事業ニ在リテハ各家庭ノ主婦ガ實際ニ協力スルコトノ重要性ニ鑑ミ、右委員會ノ構成員トシテ、比較的多數ノナチス婦人團ノ代表者ヲ附加スルコトヲ要ス

第十一點　本事業ノ遂行ニ付困難ヲ生ジタルトキハ大管區指導者其レニ必要ナル指令ヲ發ス

二十八　營利的經營ニ於テ生ズル故物及廢品回收ノ爲ノ準則（一九三七年十二月二十三日附）

Richtlinien zur Erfassung der in den gewerblichen Betrieben anfallenden Alt-und Abfallstoffe vom 23. Februar 1937.

原料配給局ハ左ノ準則ヲ發ス

一、營利的經營ハ如何ニ物資ノ消極節約ヲ爲スモ倘生ズルコトアルベキ故物及廢品ヲ回收シ以テ最モ經濟的ナル方法ニ依リ當該經營ニ於テ之ヲ加工シ又ハ加工委託乃至賣却ニ依リ再ビ之ガ經濟的循環ヲ圖ル爲各自常ニ留意スベシ。右ノ場合ニ於テ必要アルトキハ原料品販賣業者ノ協力ヲ求ムルコトヲ得

右任務ハ各經營ニ於テ其ノ隨時ノ生產過程ノ特質ニ應ジ夫々獨立ニ之ヲ遂行スルコトヲ要ス

右ノ場合ニ於テ從業者全員各々其ノ責任ヲ自覺シテ一致協力スルニ非ザレバ其ノ目的ヲ達成スルコト能ハザルベシ

二、故物ハ之ヲ當該經營ニ於テ利用セザル限リ左ノ觀點ニ從ヒ之ガ加工委託ヲ實施スベシ

1. 小營業（例ヘバ手工業經營及小商業經營）ニ於ケル回收ハ一般家庭蒐集ニ準ジテ之ヲ爲スモノトス。右ノ場合ニ於テ何等カ利用上ノ困難ガ特ニ特殊廢品ニ關シ生ジタルトキハ先ヅ當該地區所在ノ商工經濟團體ノ專門委員會ハ地區經濟會議所ノ範圍內ニ於テ就中原料品業專門團ノ地區委員會ト緊密ニ協力シテ之ガ適當ナル利用方

法ヲ決定スルノ外其ノ會員ヲシテ蒐集及利用ニ當ラシムルノ義務アルモノトス。當該地區ニ於ケル利用方法ヲ決定スルコト能ハザルトキハ之ヲ商工經濟團體ノ中央委員會ニ報告シ中央委員會ハ同ジク相互ニ就中全國商業團ト緊密ニ協力シテ利用方法ヲ決定乃至發展セシムルノ義務アルモノトス

2. 其ノ他ノ經營（特ニ工業經營）ニ於テハ加工委託ニ當リ當該經營特有ノ故物及廢品ト當該經營ニ無關係ナル故物及廢品トニ區別スベシ

（イ） 當該經營特有ノ故材料（Altmaterialien）トハ附帶營業（例ヘバ錠前製造工場、營業事務所、運送店等）ヲ含ム生産作業過程ニ於テ生ズベキ廢品ヲ謂フ。右廢品ハ當該經營自ラ綿密周到ナル注意ヲ以テ之ヲ蒐集シ且之ヲ加工委託乃至賣却スベシ。但シ當該經營內ニ於テ之ヲ加工スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。利用困難ナル場合特ニ特殊廢品ニ關シテハ第二項第一號ノ規定ヲ準用ス

（ロ） 當該經營ニ無關係ナル故物及廢品トハ（イ）ニ屬セザル總テノ故材料（例ヘバ當該經營ニ於ケル從業員ノ廢棄スル古紙）ヲ謂フ。右廢品ハ獨逸勞働戰線所屬團體之ヲ蒐集ス。此ノ場合ニ於テ右廢品ガ對價ヲ得テ賣却スルコトヲ得ベキ量ニ堆積シタルトキハ其ノ賣上金ハ原則トシテ從業員ノ利益ノ爲ニ（例ヘバ「歡喜力行團」、社會事業團體其ノ他之ニ類スル者ノ爲ニ）之ヲ使用スベシ

三、 獨逸勞働戰線及商工經濟團體ハ如何ナル經營ニ於テモ利用シ得ベキ故原料ハ之ヲ破棄セザル樣盡力スベシ。獨逸勞働戰線ハ總テノ營利的經營ニ亘リ故材料利用思想ノ宣傳ニ努ムベシ

商工經濟團點ハ經營指導者ノ右宣傳ヲ援助スベシ。尙右團體ハ其ノ他古物及廢品ノ回收及利用ニ關スル經驗ヲ交換シ且技術界ニ之ヲ奮勵スベシ

四、獨逸勞働戰線及商工經濟團體所屬ノ團體ハ原則的訓令ヲ發スルニ先チ適宜之ヲ原料配給部ニ報告スベシ

二十九　塵芥中ノ故物・廢品回收及利用ニ關スル四箇年計畫施行訓令（一九三七年八月十一日附）

Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über Erfassung und Verwertung der Alt= und Abfallstoffe aus dem Müll vom 11. August 1937.

塵芥中ノ故物及廢品ノ回收及利用ヲ強化スルノ目的ヲ以テ予ハ左ノ通定ム

一、人口三萬五千以上ノ獨逸市町村ハ繼續的且持續的ニ可能ナル限リ、其ノ塵芥ノ徹定的選別ヲ實施シ以テ其ノ中ニ含有セラレタル總テノ故物及廢品ヲ回收シ之ガ再生利用ヲ企圖シ且配慮スルノ義務アルモノトス

二、本令ニ基キ必要ナル措置ハ直ニ之ヲ實施スベシ

三、一九三六年十一月二十六日附原料配給部關係四箇年計畫受託官ノ訓令ニ基キ各大管區指導者又ハ各大管區廢品回收受託官（Gaubeauftragte für Altmaterialerfassung）ヨリ準備セラレタル故物及廢品回收ノ爲ノ家庭蒐集、食糧救濟事業（Ernährungshilfswerk）ノ範圍內ニ於ケルナチス厚生團（NSV.）ノ措置（豚ノ飼料）並ニコンベヤ式選別機（maschinelle Sortierbänden）ニ依ル塵芥搬出ノ際ニ於ケル廢品ノ選別ニ關スル一九三七年五月八日附獨逸國及プロイセン內務大臣回章ハ本令ニヨリ何等ノ影響ヲ受ケズ

四、本令施行ノ爲ニ必要ナル指令ハベルリン市西區九、テイルピッツウーフアー街二十二番地所在廢品利用國家委

員(Reichskommissar für Altmaterialverwertung) 之ヲ爲ス

ベルリン 一九三七年八月十一日

四箇年計畫受託官

註 官報（DRANZ）一九三七年八月十六日第一八七號

三十 塵芥中ノ故物・廢品回收及利用ニ關スル四箇年計畫受託官訓令施行ノ爲ノ指令（一九三七年八月十四日附）

Anweisung zur Durchführung der Anordung des Beauftragten für den Vierjahresplan über Erfassung und Verwertung der Alt-und Abfallstoffe aus dem Müll vom 14. August 1937.

一九三七年八月十一日附塵芥中ノ故物・廢品回收及利用ニ關スル四箇年計畫受託官訓令第四項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通定ム

一、塵芥中ノ故物及廢品回收ノ爲ニ必要ナル措置ハ新ナル資材ノ使用ヲ極度ニ節約シテ之ヲ實施スベシ。輸送ニ至ル迄ノ廢品ノ適切ナル分離及貯藏ハ專門家ノ監督ニ依リテ確保スルコトヲ要ス。

二、(1) 人口三萬五千以上ノ總テノ市町村ハ塵芥中ノ故物・廢品回收及利用ノ爲ノ措置ノ實績ヲ斷エズ監督スルノ目的ヲ以テ統計書ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルノ義務アルモノトス

（イ）塵芥ノ量

（ロ）種類別ニ分類シタル回收廢品

（ハ）廢品ノ選別ニ從事シタル勞働者ノ數

(2) 右統計ノ集計書ハ差當リ毎月二部之ヲ作成シ翌月十五日迄ニベルリン市西區九、テイルピッツウーフアー街二十二番地所在廢品利用國家委員ニ報告スベシ。第一回ノ報告ハ一九三七年九月分ヲ同年十月十五日ニ爲スベキモノトス。右報告ニ當リテハ當該選別作業ガ人手ニ依リテ（von Hand）爲サレタルカ又ハ機械ニ依リテ（maschinell）爲サレタルカヲ申告スルコトヲ要ス

(3) 一箇所ニ付日々五十噸以上ノ塵芥ヲ集積スル塵芥取扱所（Müllplatz）數箇所ヲ經營スル市町村ニ在リテハ報告ハ各塵芥取扱所毎ニ各別ニ之ヲ爲スベシ

(4) 月次報告ニ於テハ其ノ他塵芥利用作業中ニ執リタル不時ノ新ナル措置及變更ニ付直ニ報告ヲ爲スベシ

三、何等カノ困難及疑問ヲ生ジタル場合ニ於テハ市町村ハ直ニ廢品利用國家委員ニ協議スベシ

ベルリン　一九三七年八月十四日

廢品利用國家委員

註　獨逸官報一九三七年八月十六日第一八七號

三十一　故物・廢品タルアルミニウム及鎔解金屬タルアルミニウムノ價格ニ關スル訓令（一九三七年十一月二十日附）

Anordnung über die Preise für Aluminium in Form von Alt-und Abfallmaterial und von Umschmelzmetall vom 20. November 1937.

一九三六年十月二十九日附四箇年計畫實施法（Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans，公報第一部九二七頁）第二條ノ規定（價格影成國家委員ノ任命）ニ基キ左ノ通訓令ス

一、一九三四年七月三十一日附卑金屬ノ價格ニ關スル訓令（公報第一部七六六頁），並ニ卑金屬監視所（Ueberwachungsstelle für unedlemetalle）ノ規準價格決定（Richtpreisfestsetzungen）ニ基キ一九三七年七月一日ニ行ハレタル精錬所ニ於ケルアルミニウムノ價格（Hüttenaluminiumpreise）ノ引下ニ準ジアルミニウム廢品（故金屬破片、屑等）及原料（鎔解塊等）ニ付行フベキ價格引下(Preisermässigen)ハ此等ノ物資ノ總テノ供給ニ關シ之ヲ實施スベシ。販賣契約ガ一九三七年七月一日以前ニ締結セラレタルトキ亦同ジ

價格引下ハ廢品ニ在リテハ遲クトモ一九三七年十一月一日以降ノ總テノ供給ニ關シ之ヲ實施スベシ。原料ノ價格ハ供給ガ一九三七年七月一日以前ノ販賣契約ニ基キテ行ハルル場合ニ於テハ遲クトモ一九三七年十一月十五日以降ノ總テノ供給ニ關シ之ヲ引下グベキモノトス

二、國民經濟上ノ理由ニ因リ又ハ特別ノ苛酷ヲ避クル爲緊急ノ必要アリト認ムルトキハ予ハ當該經濟集團ノ申請ニ

基キ例外ヲ認ムルコトヲ得

ベルリン　一九三七年十一月二十日　價格形成國家委員

註　本訓令ハ公布ノ日（一九三七年十一月二十五日）ヨリ之ヲ施行ス
官報一九三七年十一月二十四日第二七一號

三十二　非鐵金屬回收ニ關スル四箇年計畫施行訓令（一九四〇年三月十五日附）

Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Erfassung von Nichteisemetallen vom 15. März 1940 (RGBl. I S. 510)

長期ニ亘ル戰爭遂行上必要ナル金屬ノ豫備量ヲ確保スル爲予ハ左ノ通訓令ス

一、青銅製ノ鐘及銅製ノ建築物部分品ニ含有セラレタル金屬分ハ之ヲ回收シ直ニ獨逸軍需品豫備品タラシムベキモノトス

二、青銅製ノ鐘ハ之ヲ申告シ且引渡スベシ。銅製建築物部分品ハ差當リ之ヲ申告スルノミヲ以テ足ル。之ガ引渡ノ時期確定ハ之ヲ留保ス。申告ヲ爲スベキ品目ハ特別ノ指示ナクシテ之ヲ處分スベカラズ

三、鐘ノ搬出及輸送ハ國費ヲ以テ之ヲ行フ。代償金屬ノ下付及戰爭終了後ニ於ケル鐘ノ價格上ノ相當ナル損失補償ハ之ヲ確約ス。

撤去セラルベキ銅製建築部分品ニ對スル代償物調達及費用償還ハ其ノ都度適宜之ヲ定ム

四、經濟大臣ハ本令施行ノ爲ニ必要ナル規定ヲ定ム。右大臣ハ引渡義務ノ例外ヲ認ムルコトヲ得

四箇年計畫受託官

三十三　獨逸國民金屬蒐集保護令（一九四〇年三月二十九日附）

Verordnung zum Schutz der Metallsammlung des deutschen Volkes
vom 29. März 1940 (RGBl. I S. 565)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ發ス

金屬蒐集ハ獨逸國民ニ强制セラレタル生活戰ニ於ケル持久ノ爲ノ國民的犧牲タルモノトス

蒐集セラレタル金屬若ハ處分權利者ニヨリテ蒐集ヲ指定セラレタル金屬ニヨリテ利得シタル者又ハ其ノ他處分權利者ノ右金屬利用ヲ妨ゲタル者ハ大獨逸ノ自由ノ爲ノ鬪爭（Freiheitskampf）ヲ阻害シタル者ナルヲ以テ死刑ニ處ス

本令ハラヂオニ依ル公布ト共ニ之ヲ施行ス。本令ハ編入セラレタル東部地方ニ對シ亦其ノ效力ヲ有ス

最高國防會議々長

國務大臣兼內閣書記官長

[illegible]

本令ハ[illegible]

[illegible]

三十三 [illegible]

[illegible]

附　獨逸占領地通貨工作法令集

概　說

一、通貨工作の重要性

戰爭の戰鬪地域に及ぼす經濟的影響は、當該地域の生產及び流通の混亂乃至破壞を伴ふこと必至とせられるが、戰勝國側の之に對する對策は、生產及び流通恢復を招來する前提として何よりも先づ通貨の整備を計ることであることは、多くの戰鬪の例示するところである。卽ち所謂現地徵發策は永續性を有するものではなく、況んや生產と流通を復興するものではない。從つて當該地に對する通貨工作は、凡ての經濟復興策の前提としてとり擧げられねばならぬ問題である。

新東亞建設が着々と進められつつある今日、廣大なる歐洲占領地に於て獨逸がいかなる通貨對策を講じたか又講じつつあるかを見ることは、今日の我々にとつて極めて興味深いことでなければならぬ。

二、獨逸占領地通貨工作の道程

獨逸の占領地に對する通貨工作は、當初は占領地と獨逸通貨との換算比率を決定して安定を計つたのであつた。例へば、舊墺太利等に於て行はれた工作はそれであつた。然してこの場合兩國通貨の換算率は、從來兩國間に取極

められてゐた清算取引相場に基礎を置くものであつた。

然るに一九三九年九月波蘭占領成るや通貨工作は、別個の方法を必要とするに到つた。卽ち同國は、經濟開發を外國資本に仰ぎ販賣市場を外國に求めざるを得ない資本、市場共に貧弱なる國であつたがために、戰爭の影響は外國特に英佛資本の遮斷を齎らし、通貨金融は著るしい混亂を呈してゐたのである。從つて獨逸當局はこの地域に直ちに十五のライヒ信用金庫を設立してライヒ信用金庫券を發行せしめ、之を法定支拂手段と宣言して舊來の同國通貨ヅロッテイ貨と並び流通せしめたのである。この措置は、同國の特殊な情勢に鑑みて、ライヒ信用金庫券を一の補助貨として發行した點に於て極めて注目すべきものであつた。其の後、ライヒ信用金庫の整理を經て、一九三九年十二月新發券銀行をクラカウに設立するや、ライヒ信用金庫券の補助貨としての任務は終り、新ヅロッテイ銀行券が發行されて、之が唯一の法貨となつたのである。

之は僅か三ケ月の工作であつたが、その後獨逸軍の丁抹（四〇年四月）、諾威（四〇年四月）ルクセンブルグ及び白耳義（四〇年五月）、和蘭（四〇年五月）、佛蘭西（四〇年六月）、洪牙利（四〇年十一月）、羅馬尼（四〇年十一月）、勃牙利（四一年三月）、ユーゴースラヴイア（四一年三月）、希臘（四一年四月）、露西亞（四一年六月以降）への進駐乃至占領の場合に於ても、このライヒ信用金庫券發行の先例がとられたのである。

今ライヒ信用金庫に關する法令集を掲載するに當り、獨逸がこの工作のためにとつた、前提的措置は何であつたか、その前提の上に各地域に對して行つた特殊的措置は何であつたかを略述することは、その理解を容易ならしめるであらう。

既に見た如く、獨逸の占領地通貨工作の基礎前提となつたものは、獨逸が從來歐洲各國と取り結んでゐた多角的

清算取引である點に注意する必要がある。即ち獨逸が占領乃至進駐地域に通貨工作を行ふ場合は、その地域と獨逸との清算相場を基礎としてその上に新たなる工作をなしたのであつて、このことは單に舊墺太利やチェッコの場合に限らず、それ以後の占領乃至進駐地域についても考慮されたのである。

かゝる一般的前提の上に、獨逸は更にその地域の特殊性をも之に劣らず重視した。今その大略を見るに　一、當該地域の金融機關の機能著るしく破壞せられ又は通貨の混亂甚だしきときは、ライヒ信用金庫を設立して之をして發券業務を行はしめ、後新發券銀行を設立してその銀行券に統一するか（波蘭、和蘭、白耳義等）、乃至は新銀行券とライヒ信用金庫券と並び流通せしめる（佛蘭西）、二、當該地域の金融機關の機能停止が一時的なるときは、ライヒ信用金庫を設立せずしてライヒ信用金庫券を發行し、以て軍隊の支拂手段たらしめ、その後信用機關の恢復と共にその發行券を唯一の法貨とする（丁抹、諾威）、三、保護領となす地域については當該地域通貨とライヒスマルクとを併流せしめる（ベーレン、メーレン等）、四、獨逸領に編入する場合は、當該地域通貨と並んでライヒスマルクを流通せしめ後之をライヒスマルクに統一する（オイペン、マルメデー、モレネー等）、五、その他進駐乃至占領直後の地域については、その地域の特殊性に應じて上記何れかの方法を講ずる（羅馬尼、露西亞等）。

以上に於て獨逸がその地域に對する政治工作と並行して適切な方法をとつたことが明らかであるが、今特にライヒ信用金庫券の經濟的機能を調べてみれば、それが補助貨幣たる役割を果してゐる場合と、軍隊に對する貨幣調達のための軍票の役割を果してゐる場合とを見ることが出來る。

次ぎにかゝるライヒ信用金庫乃至金庫券に對する獨逸當局の指導監督方法を見るに、何れもライヒスバンクより指導監督員を派し、或は、指導員乃至連絡員として活動せしめ、或は特に嚴重なる監督を施す必要ある場合は銀行

監督局を設けてゐる（後者の例は佛蘭西、白耳義）。

以下に掲げた法令は、舊波蘭に於て最初にライヒ信用金庫が設立された場合の詳細なる措置を中心とし、その後各國についてとられた措置の主要なものを網羅したものである。

掲載の順序について若干の解説を加ふれば、最初に掲げた一九三九年九月十一日附命令は、獨逸法貨と波蘭法貨との兩者を新法貨たらしめること、及び之が交換率を規定した獨逸占領地通貨工作の最初のものである。その後九月二十三日附命令により、ライヒ信用金庫が設立され、同金庫券が法貨となり、こゝに三種の支拂手段が並び存してゐた。然るに同年十二月新發券銀行の設立を見、翌四〇年四月にはライヒ信用金庫も廢止されて、四月八日以後は新發銀行券のみが法貨となつた。この間の通貨上の措置並びに爲替措置については法令を見られたい。

その後獨逸占領地域の擴大と共に、再びライヒ信用金庫券の必要を生じたので、丁抹、諾威に關し一九四〇年五月三日金庫令を發し、同月十五日には、更に白耳義、佛蘭西、ルクセンブルグ、和蘭に付て同樣の措置を講じた。尙五月十五日には、先の五月三日及び五月十五日の金庫令を一括して改訂告示原文を告示し、更にその細則をも公布したことは法令に見る通りである。

次に掲げた舊白耳義領オイペン、マルメデイー、モレネーに關する通貨工作は、同地域の獨領編入と共に、特殊な措置をとつたことを示すものであつて、卽ち一九四〇年六月六日附命令により、當該地域の法貨たりしベルガ貨と共に、獨逸ライヒスマルクが法貨となり、後同年六月にはベルガ貨は廢止され、ライヒスマルクのみが法貨となつたのである。

以上は一九四〇年六月佛蘭西降服當時迄の獨逸通貨工作を示すものであるが、四一年四月以降ユーゴースラヴィ

ア、希臘、露西亞への進駐乃至占領と共に、これら各地に信用金庫の設立を見たことは報道せられ居るも、それに關する法令は種々の事情から未だ本法令集に掲載する迄に到つてゐない。

一　波蘭占領地ニ於ケル法定支拂手段ニ關スル命令（一九三九年九月十一日附）

Verordnung über die gesetzlichen zahlungsmittel im besetzten polnischen Gebiet. (Verordnungsblatt für die besetzen Gebiete in Polen S. 7)

執行權ニ基キ經濟總監及行政總督ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　波蘭占領地ニ於ケル法定支拂手段ハライヒスマルク及ヅロツテイ（Zloty）トス

第二條　ライヒスマルクノヅロツテイニ對スル交換率ハ一ヅロツテイ＝五〇ライヒスペニツヒトス

第三條　本令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス

陸軍最高司令官

フオン・ブラウヒイツチ

大本營　一九三九年九月十一日

（譯註）一九三九年九月十三日

二　ライヒ信用金庫ニ關スル命令（一九三九年九月二十三日附）

Verordnug über Reichskreditkassen vom 23. September 1939 (Verordnungsblatt für die bestzten Gebiete in Polen, Nr. 5 vom 26. September 1939)

執行權ニ基キ左ノ通命令ス

第一章　組　織

第一條　一、東上部シュレジエン地域ヲ除ク波蘭共和國獨逸軍占領地ニライヒ信用金庫ヲ設置ス

二、ライヒ信用金庫中央管理會（Hauptverwaltung）ノ住所ハ陸軍最高司令官之ヲ定ム

三、管理委員會（Verwaltungsrat）ヲ設置シ其ノ住所ヲベルリンニ置ク。管理委員會ハライヒスバンク總裁ノ指名シタル者——内一名ハ之ヲ委員長トス——ノ外、財務大臣及經濟大臣ノ代理各一名ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條　一、ライヒ信用金庫中央管理會ノ指導ニ付テハ少クトモ二名ヨリ成ル幹部（Vorstand）之ニ當ル。幹部ノ選任ハ管理委員會之ヲ行フ

二、ライヒ信用金庫中央管理會ハライヒ信用金庫ノ幹部ノ選任ヲ爲シライヒ信用金庫ノ住所及施設ヲ定メ其ノ業務ヲ規律ス

三、中央管理會ノ爲シタル宣言ニシテ中央管理會ノ幹部二名ニ依リテ爲サレタルモノナルトキハ拘束力アルモノ

トス。管理委員會ノ認メタル代理人亦右宣言ヲ爲スコトヲ得

第三條　一、幹部ハ裁判上及裁判外ニ於テライヒ信用金庫ヲ代理ス。ライヒ信用金庫ノ爲ス宣言ニシテ當該ライヒ信用金庫ノ業務ノ範圍內ニ於テ幹部二名又ハ其ノ代理人ニ依リテ爲サレタルモノナルトキハ拘束力アルモノトス

二、ライヒ信用金庫ニ對シテハ其ノ業務ニ付總テノ種類ノ租税、手數料及公課ヲ免除ス

第四條　中央管理會ノ執リタル措置ニ付テハ順次之ヲ管理委員會ニ報告スベシ。中央管理會ハライヒ信用金庫ノ總テノ業務ニ付之ヲ調査スルコトヲ得。ライヒ信用金庫中央管理會ハ管理委員會ニ對シ各暦月末ニ既發ライヒ信用金庫劵ノ總額及現在保證準備ノ一覽表ヲ提出スルコトヲ要ス

第二章　業務範圍

第五條　ライヒ信用金庫ハ支拂取引及信用取引ヲ規律スルコトヲ要ス。ライヒ信用金庫ハ左ニ揭グル業務ヲ營ムコトヲ得

一、擔保ヲ供セシメ利息附貸付ヲ爲スコト

（イ）　最高行政官廳ニ於テライヒ信用金庫ニ對シ貸付能力アトリ認メタル公法上ノ施設ニ對シ

（ロ）　最高行政官廳ノ定ムル準則ニ從ヒ、ライヒ信用金庫ト取引ヲ爲スコトヲ認メラレタル個人及企業ニ對シ

二、通常三名、少クトモ二名ノ支拂能力アリト認メラレタル者ヲ債務者トシ且最高行政官廳ノ指定シタル信用機關ノ孰レカニ依リテ割引ノ爲提出サレタル手形ノ割引

三、無利子資産ヲ振替取引又ハ預金トシテ受入ルルコト
第六條　一、貸付ハ通常六箇月ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ズ
二、擔保ノ設定ハ左ノ孰レカノ方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得
（イ）債務證書、財務省證券及獨逸帝國手形ノ質入
（ロ）ライヒ信用金庫中央管理會ノ許可シタル有價證券ノ質入
（ハ）ライヒ信用金庫ノ地區內ニ在ル腐敗ノ虞ナキ總テノ商品ノ質入。但シ當該質物ノ占有ヲ保持シ得ベキトキニ限ル
三、公法上ノ施設ニ對スル貸付ニ付テハ當該施設ノ債務證書若ハ財産物件ノ受領又ハ質入
四、ライヒ信用金庫ハ右ニ定ムルモノノ外副保證殊ニ保證ヲ請求シ又ハ認許スルコトヲ得
五、商品ノ質權設定ニ付テハ（第二項第三號）引渡ニ代ヘテ外的徵表例ヘバ目錄ノ作成又ハ類似ノ方法ニ依リ質權設定ノ認メラレタルトキハ之ヲ以テ足ルモノトス。質權設定者ガ質物ノ引渡ヲ爲スニ付當該質物ニシテ負擔附ナラザル自由ナル所有權ニ屬スルモノナル旨又ハ質權設定者カ商人ナルトキハ所有者ヨリ無制限處分權ヲ委讓セラレタル旨記載シタル證明書ヲ交付シタルトキハライヒ信用金庫ハ當該質物ニ附着シタル權利ニ付惡意ナルトキニ限リ第三者ニ對抗スルコトヲ得ザルモノトス
第七條　一、質物ハ元本、利息及費用ニ付之ヲ擔保ス。利息及費用ハ貸付金額ヨリ直接之ヲ控除スルコトヲ得
二、辨濟期ニ支拂ヲ受ケザルトキハライヒ信用金庫ハ官吏ノ一人若ハ競賣權アル官吏又ハ仲買人ニ依リテ質物ノ賣却ヲ爲シ其ノ賣却代金ヲ以テ支拂ニ充當スルコトヲ得。ライヒ信用金庫ハ當該權利ニ付他ノ債權者及債務者

ノ破産財團ニ對シテ亦之ヲ保有ス

第八條　ライヒ信用金庫中央管理會ハ占領地ニ使用スル目的ヲ以テ十億ライヒスマルクヲ限度トシテ國家ニ貸附ヲ爲ス

第九條　ライヒ信用金庫ノ與フル信用ニ對スル利率ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ定ム

第三章　ライヒ信用金庫券ノ發行

第十條　一、ライヒ信用金庫券ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ發行ス。ライヒ信用金庫券ハ額面二〇ライヒスマルク、五ライヒスマルク二ライヒスマルク、及一ライヒスマルク並ニ五〇ペニツヒトス

二、ライヒ信用金庫券ハ專ラ第一條第一項ニ掲グル地域ニ於ケル法定支拂手段トス

三、從來布告シタル命令ニ基キ右地域以外ニ於テ獨逸帝國支拂手段引受ノ義務アルトキハ何等ノ變更ヲ受クルコトナシ

四、ライヒ信用金庫中央管理會ハ其ノ發行ニ先チライヒ信用金庫券ニ關スル詳細ナル規定ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條　一、發行シタルライヒ信用金庫券ニ對シテハ左ノ保證準備ヲ爲スコトヲ要ス

一、第五條乃至第六條ニ依ル消費貸借行爲又ハ手形取引ニ基クライヒ信用金庫券債權ニ依リ

二、獨逸帝國支拂手段ノ現在高、獨逸ライヒスバンク及獨逸淸算金庫資金勘定又ハ財務省證券現在高ニ依リ

三、第八條ニ依ル獨逸帝國ニ對スル貸付債權ニ依リ

第十二條　管理委員又ハ毀損若ハ使用ニ堪エザルモノト爲リタルライヒ信用金庫券ノ償還ニ關スル規程及流通能力ヲ喪失シタルライヒ信用金庫券ノ無效ニ關スル規定及僞造又ハ變造シタルライヒ信用金庫券取扱ニ關スル規定ヲ定ムルコトヲ要ス

第十三條　一、ライヒ信用金庫券ヲ僞造若ハ變造シ又ハ僞造、變造ニ係ルライヒ信用金庫券ヲ授受シ之ヲ流通セシメタル者ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

二、刑罰ヲ科スルノ外可罰行爲ニ關係アル物件ハ之ヲ沒收ス。特定人ニ對シ訴追又ハ刑ノ宣告ヲ爲スコト能ハザルトキハ別ニ沒收ノミヲ科スルコトヲ得。但シ之ガ爲ニ必要ナル其ノ他ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

三、本條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十四條　ライヒ信用金庫ヲ廢止シタル後ハライヒ信用金庫券ハ之ヲ沒收シ且無效トス

第四章　終　結　規　定

第十五條　一、ライヒ信用金庫ノ利息收益ハ臨時支出補塡ニ要スベキ行政費用ヲ控除シタル後之ヲ使用スルコトヲ得

二、臨時的殘餘財產ノ使用又ハ臨時缺額ノ補塡ニ付テハ特別ノ命令ニ依リテ之ヲ定ム

第十六條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大本營　一九三九年九月二十三日

陸軍最高司令官
フオン・ブラウヒイツチ

東上部シュレジアニ對シテハ特別規定ヲ定ム

ライヒ信用金庫券ノ流通ハ專ラ波蘭共和國獨逸軍占領地ニ限リタルヲ以テ獨逸內國取引ニ於テライヒ信用金庫券ヲ拂込金トシテ受取ルベキ必要ハナカルベシ。獨逸帝國領域又ハ東上部シュレジアニ流入シタルライヒ信用金庫券ニ付テハ各公立金庫並ニ總テノライヒスバンク施設ハ――必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ金融機關ノ媒介ニ依リ――內國流通ノ支拂手段ト之ガ交換ヲ爲ス

ベルリン　一九三九年九月二十七日

經濟總監
代理　ボツセ博士

三　ライヒ信用金庫ノ管理委員會設立ニ關スル告示（一九三九年九月二十八日附）

Bekanntmachung über die Bildung des Verwaltungsrats der Reichskreditkassen vom 28. September 1939.

一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令（ポーランド占領地命令公報第十一頁）ニ基キ一九三九

年九月二十六日附ヲ以テライヒ信用金庫管理委員會ヲベルリンニ設立シタリ。右管理委員會委員ノ選任ハライヒスバンク總裁之ヲ行ヒタリ

ライヒスバンク理事　ブ　ー　ル

ライヒスバンク理事會理事、ライヒ信用金庫管理委員會議長　クレッチマン

ライヒスバンク理事

ライヒスバンク理事會理事

銀行業者　オット・クリス

チヤン・フイツ

シヤー博士

管理委員會ニ所屬スル者尙ホ左ノ如シ

財務省理事會理事長　バイローフアー

ライヒスバンク理事會理事

財務大臣代理

經濟省理事會理事　ラ　ン　ゲ

ライヒスバンク理事會理事

經濟大臣代理

右管理委員會ハライヒ信用金庫中央管理會幹部ノ選任ヲ行ヒタリ

ダンツイヒ銀行總裁　シエツフアー博士
ライヒスバンク理事　ベルシユ博士
ライヒスバンク理事　ヴイルツ
ライヒ信用金庫中央管理會幹部代理

一九三九年九月二十八日　ベルリン

ライヒ信用金庫管理委員會
プール
クレツチマン

（一九三九年十月三日附ポーランド占領地命令公報第六號）

四　舊ポーランド占領地ニ對スルライヒ信用金庫設立ニ關スル告示（一九三九年九月二十八日附）

Bekanntmachung über die Errichtung von Reichskreditkassen für die besetzten, ehemals Polnischen Gebiete vom 28. September 1939.

一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令第二條第二項ニ基キ一九三九年十月二日ライヒ信用金庫

ヲ左ノ地域ニ設立ス

ブロンベルク、グネーゼン、グラウデンツ、ホーヘンザルツア、カリシユ、コニツク、クラカウ、リツサ、ロツヅ、オスロー、ボーゼン、プロシヤ、スタルガート、タルノー、トルン、チエンストシヤウ

ライヒ信用金庫ノ理事ハ裁判上及裁判外ニ於テライヒ信用金庫ヲ代理ス。ライヒ信用金庫ノ爲ス宣言ガ當該ライヒ信用金庫ノ業務ニ關シ且二名ノ中央管理會幹部又ハ其ノ代理人ニ依リテ爲サレタルトキハ拘束力アルモノトス

管理會幹事ノ氏名ハ金庫營業所ニ於ケル掲示ニ依リ之ヲ公告ス

一九三九年九月二十八日　ベルリン

ライヒ信用金庫中央管理會

シエツフアー博士

ベルシユ博士

（一九三九年十月三日附ポーランド占領地命令公報第六號）

五　舊ポーランド占領地ニ於ケルライヒ信用金庫券發行ニ關スル告示（一九三九年九月二十八日附）

Bekanntmachung über die Ausgabe von Reichskreditkassenschein in den besetzten, ehemals polnlichen Gebieten vom 28. September 1939.

一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令（ポーランド占領地ニ關スル命令公報十一頁）第十條第四項ニ依リ額面額五〇ペニツヒ、一ライヒスマルク、二ライヒスマルク及五ライヒスマルクノライヒ信用金庫券ヲ流通セシム

五〇ペニツヒノライヒ信用金庫券ノ大サハ縦五・七糎、横九糎トシ白紙ニ「圓環星標」ノ透シヲ附ス。黄褐色及灰緑色ノ模様入表地ハ約二粍ノボカシ版ヲ以テ緣取ル。地ノ中央ニ二重ノ圏線ニ圍マレタル鉤十字ヲ描キ其ノ左右ニ各卵形毎ニ「五〇ペニツヒ」ノ記號ヲ附ス

緑色ノ題銘ニハ左ノ文言ヲ附ス

五〇ペニツヒ

ライヒ信用金庫中央管理會

ライヒ信用金庫ニ關スル命令ニ基キ發行ス

下部中央ニハ赤色ノ連續數字及番號ヲ附シ其ノ左側ニ獨逸國國章及「ライヒ信用金庫券」ノ題銘ヲ掲グル多色刷

印章ヲ、右側白空地ニ獨逸國國章及「ライヒ信用金庫中央管理會」ノ題名ヲ掲グ。本金庫券ニハ四粍ノ幅ノ白紙ノ緣ヲ附ス

裏ニハ細ナル透シニ依リテ圍マレタル網狀ノ地ニ灰綠色ヲ以テ中央ニ大キク價値數字「50」ヲ示ス。其ノ下ニ「ペニッヒ」及罰則「貨幣僞造ヲ爲シタルトキハ懲役ニ處ス」ヲ掲グ。價値數字ノ左右ニハ上部右端ノ小楯每ニ「50」ノ文字ヲ刻ス

一ライヒスマルクノライヒ信用金庫券ハ縱六糎、橫九・五糎トシ白紙ニ「蠟花」透シヲ入レル。表ノ褐色及オリーブ色ノ模樣入リ地ハ左右ニ組合ハシタル線細工ノ透シヲ入レテ之ヲ結ブ。兩上角ニハ各薔薇模樣ヲシツラヘ中央ニ――二重ノ圈線ヲ以テ緣取リタル――鉤十字ヲ描ク。黑色ノ題銘ニハ左ノ文言ヲ附ス

一ライヒスマルク

ライヒ信用金庫ニ關スル命令ニ基キ發行ス

ライヒ信用金庫中央管理會

右上部ニ赤色ヲ以テ番號ヲ附ス。左下端ニハ舊獨逸帝國國章ノ鷲及「ライヒ信用金庫券卍」ノ題名ヲ掲グル多色刷印章ヲ押捺ス。右下端ニハ「ライヒ信用金庫中央管理會」ノ題銘ヲ掲グル打印ヲ捺染ス。本金庫券ニハ五粍ノ幅ノ白紙ノ緣ヲ附ス

裏ノオリーブ色、綠色及褐色ノ印刷模樣ニハ裝飾附ノ邊ヲ附ス。編合シタル線細工ノ下刷ノ中央ニ特別ノ裝飾ヲ浮上ラス。右裝飾ノ明白ナル帶ニ「貨幣ノ僞造ヲ爲シタルトキハ懲役ニ處ス」トノ罰則ヲ掲グ。當該裝飾ノ左右ニハ大ナル文字デ一ノ數字ヲ描キ其ノ下ニ「ライヒスマルク」ノ題銘ヲ掲グ

ニライヒスマルクノライヒ信用金庫券ノ大サハ縦六・五糎、横十一糎トシ、白紙ニ「鎖ノ織物」ノ透シヲ入レル表ノ豊富ナ線細工ヨリ成ル綠色及褐色ノ模様色下刷ハボカシ版ヲ以テ圍ム。其ノ四角ハ特別ノ枠ヲ以テ區切リ「2」ノ數字ヲ印刷ス。中央ニハ大ナル明白ナ價値數字「2」ヲ入レル。オリーブ黒色ノ題銘ニハ左ノ文言ヲ附ス

ニライヒスマルク

ライヒ信用金庫ニ關スル命令ニ基キ發行ス

ライヒ信用金庫中央管理會

右上部ニハ赤色ノ番號ヲ附ス。題銘ノ左下ニ舊獨逸帝國國章ノ鷲及「ライヒ信用金庫券卍」ノ題銘ヲ掲グル多色刷印章ヲ押捺ス。右ニハ「ライヒ信用金庫中央管理會」ノ題銘ヲ掲グル打印ヲ捺染ス。本金庫券ハ肖像畫ノ周圍ニ五粍ノ幅ノ白紙ノ緣ヲ附ス

裏面ニハ褐色及綠色ノ多數ノ線細工ヲ施ス。中央ニハ大ナル數字「2」ヲ、其ノ上ニ「ライヒスマルク」ノ文字ヲ印刷ス。左右ニハ各薔薇模様ヲ描ク。ニノ綠色ノ弓形帶ガ總テノ線細工ヲ結合ス。上ノ帶ニハ「貨幣ノ僞造ヲ爲シタルトキハ」、下ノ帶ニハ「懲役ニ處ス」トノ題銘ヲ掲グ

五ライヒスマルクノライヒ信用金庫券ノ大サハ縦七糎、横十二・五糎トシ白地ニ「星晨ノ征矢」ノ透シヲ入レル褐色ノ装飾邊ヲ以テ圍ミタル表ハ下刷トシテ褐色及藍色ノ網狀ニ組合シタル細ナ線細工ヲ施シ三個ノ圓ヲ浮上ラス。中央ノ圓ニハ上位ノ四角形ニ「5」ノ數字ヲ入レ、右ノ圓ニハ工業勞働者ノ頭部ヲ示シ、左ノ圓ニハ農業勞働者ノ頭部ヲ示ス。兩頭部ノ下ニハ「5」ノ數字ヲ附ス。暗綠色ノ題銘ニハ左ノ文言ヲ附ス

五ライヒスマルク

ライヒ信用金庫ニ關スル命令ニ基キ發行ス

ライヒ信用金庫中央管理會

中央下部ニハ赤色ノ番號ヲ附シ、其ノ左側ニハ「ライヒ信用金庫券卍」ノ題銘ヲ掲グル多色刷印章ヲ、右側ニハ「ライヒ信用金庫中央管理會」ノ題銘ヲ掲グル打印ヲ刻ス。本金庫券ニハ五粍ノ幅ノ白紙ノ緣ヲ附ス

裏ハ褐色ノ線細工ヨリ成ル網狀ノ地ニ藍褐色ノ多數ノ薔薇模樣ヲ描ク。此ノ邊ノ中央ニハベルリンノ記念碑ノ像ヲ描ク。左右ニハ大ナル數字「5」及「貨幣ヲ僞造シタルトキハ懲役ニ處ス」ノ罰則ヲ掲グ

ベルリン　一九三九年九月二十八日

ライヒ信用金庫中央管理會

シエーフアー博士

ベルシユ博士

六　波蘭發券銀行ニ關スル命令（一九三九年十二月十五日附）（譯註）

Verordnung über die Emissionsbank in Polen vom 15. Dezember 1939.

(Verordnungsblatt GGP. S. 238)

（譯註）本令ニ依リ新發券銀行ガ設立セラレ、ライヒ信用金庫ハ一九四〇年四月八日ヲ以テ閉鎖セラレ、四月八日以後ハ新發券銀行券ノミガ流通スルコトトナツタ

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一章　組　織

第一條　一、金融、支拂取引及信用取引ヲ保持スル爲ニ波蘭發券銀行（Bank Emisyjny w Polsce）ヲ設置ス

二、本銀行ハクラカウニ住所ヲ有スル法人トス。波蘭占領地總督ハ右住所ヲ他ノ地ニ移轉スベキコトヲ定ムルコトヲ得

三、本銀行ハ總督管區內ニ支店ヲ設クルコトヲ得

第二條　一、本銀行ノ指導及管理ニ當ラシムル爲總裁一名及其ノ代理一名又ハ二名ヲ置ク。必要アル場合ニ於テハ右定數以上ノ代理ヲ繼續的又ハ臨時的ニ置クコトヲ得

二、總裁及其ノ代理ハ波蘭占領地總督之ヲ選任ス。總督ハ又此等ノ者ト銀行トノ雇傭契約特ニ此等ノ者ノ受クベキ俸給ノ額ニ付認可ヲ與フ

三、總裁及其ノ代理ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得

第三條　一、波蘭發券銀行監督官（Bank-dirigent）一名ヲ置ク。右監督官ハ波蘭占領地總督ニ直屬シ總督之ガ選任及解任ヲ爲ス。波蘭發券銀行ノ監督權ハ總督自ラ之ヲ保有シ之ガ行使ハ右監督官ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス。銀行ノ爲シタル總テノ措置ニ付テハ其ノ都度之ヲ監督官ニ報告スベシ。監督官ハ銀行ノ總テノ業務ニ付之ヲ調査スルコトヲ得。既發銀行券及現存保證準備ノ一覽表ヲ各曆月末ニ右監督官ニ提出スルコトヲ要ス

（譯註）本項ハ一九四〇年四月八日附「波蘭發券銀行ニ關スル命令改正令」第一條ニ依リ改訂、即日施行セラル（同改正令第二條）

二、總裁、其ノ代理及其ノ他決定ヲ爲スノ權限アル者ハ總テノ重要ナル措置ニ關シ監督官ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス。特ニ信用ノ賦與並ニ銀行トノ取引ニ於テ適用スベキ利率ノ決定ニ付然リトス。監督官ハ業務ノ各部ニ付包括的ニ同意ヲ與フルコトヲ得。監督官ハ右同意ヲ撤回スルコトヲ得

三、監督官ハ其ノ職務ヲ遂行スルニ要スル職員、事務室並ニ業務用設備ヲ無料ニテ隨意使用スルコトヲ得

第四條　一、本銀行ニ管理委員會（Verwaltungsrat）ヲ設置スルコトヲ得。管理委員會ハ總裁ノ諮問ニ應ヘ之ヲ輔佐スルノ任務ヲ有ス。總裁ハ管理委員會ノ審議ヲ求ムルコトヲ得。總裁ハ各事業年度ノ經過後ニ於テ前年度ニ關スル報告ヲ管理委員會ニ提出スルコトヲ要ス

二、管理委員會ノ委員ハ總督之ヲ選任及解任ス

第五條　一、本銀行ノ支店ハ銀行總裁ノ定ムル準則ニ從ヒ一名ノ頭取及必要ナル若干名ノ頭取代理之ヲ指導管理ス

二、支店ノ頭取及其ノ代理ハ銀行總裁ニ於テ銀行監督官ト協議ノ上之ヲ任命ス

第六條　一、宣言ハ總裁及其ノ代理一名ガ共同シ又ハ代理二名ガ共同シテ之ヲ爲シタルトキハ本銀行ニ對シ拘束力ヲ有ス

二、總裁ハ本店ノ日常ノ取引ニ付特別ノ全權受任者ヲ定ム。全權受任者ノ宣言ハ全權受任者二名ガ共同シテ其ノ職務ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ本銀行ニ對シ拘束力ヲ有ス

三、支店ノ宣言ハ頭取及其ノ代理一名ガ共同シテ又ハ代理二名ガ共同シテ此等ノ者ノ指導ニ係ル支店ノ業務ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ本銀行ニ對シ拘束力ヲ有ス

四、前二項ノ規定ニ依リ本銀行ノ代表權ヲ有スル者ノ氏名及署名筆蹟ハ營業所內ニ揭示シテ之ヲ公示スルコトヲ要ス

五、本銀行ニ對シ意思表示ヲ爲スベキトキハ代表權者一名ニ對シ之ヲ爲スヲ以テ足ル

六、本銀行ニ對スル訴ハ銀行住所地ノ管轄獨逸國裁判所ニノミ之ヲ提起スルコトヲ得

第七條　一、本銀行總裁ハ監督官及總督廳經濟部指導者 (Leiter der Abteilung Wirtschaft im Amt des Generalgouverneuers) ト協議ノ上契約上ノ諸關係特ニ銀行職員ノ俸給請求權ヲ定ム

二、總裁及其ノ代理並ニ全銀行勤務員ハ其ノ知得シタル銀行ノ總テノ事項及組織特ニ銀行ノ總テノ業務及與信ノ範圍ニ關シ默秘スベキ義務ヲ負フモノトス。銀行ニ對スル其ノ所屬關係止ミタル後亦同ジ

第二章　業務範圍

第八條　本銀行ハ左ニ揭グル業務ヲ營ムコトヲ得

一、通常三名少クトモ二名ノ支拂能力アリト認メラレタル債務者ガ引受ヲ爲シタル手形及小切手ノ割引ヲ爲スコト。但シ右手形ハ割引ノ日ヨリ六箇月內ニ滿期ト爲ルベキモノタルコトヲ要ス

二、相當ノ擔保ヲ供セシメテ通常六箇月ノ期間ヲ超エザル利息附ノ貸付ヲ爲スコト

三、預金取引又ハ振替取引トシテ無利息預金ノ受入ヲ爲スコト。本銀行職員ニ對シテハ利息附預金ト雖モ之ヲ受

入ルルコトヲ得

四、銀行ニ適スベキ總テノ種類ノ委任事務ノ處理、特ニ手影其ノ他ノ證券ノ取立ヲ爲スコト

五、有價物特ニ有價證券ノ保管及管理ヲ引受クルコト

第九條　一、本銀行ニ對シ商品ニ質權ヲ設定スベキトキハ引渡ニ代ヘ外的徴表例ヘバ目錄ノ作成ニ依リ貸入ヲ明認セシメ且所有者又ハ處分權利者及銀行間ニ當該質權ガ銀行ニ屬スベキ旨ノ合意アルヲ以テ足ルモノトス

二、質權設定者ガ質權ノ設定ヲ爲スニ當リ當該質物ガ自己ノ無制限ニシテ且負擔ヲ加ヘラレザル所有物ナル旨又ハ賣權設定者ガ商人ナル場合ニ於テハ所有者ヨリ無制限處分權ヲ委讓セラレタル旨記載シタル證明書ヲ交付シタルトキハ銀行ハ之ヲ以テ當該質物ニ關スル第三者ノ權利ニ對抗スルコトヲ得。但シ銀行ガ當該權利ニ付惡意ナリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　一、質物ハ元本、利息及費用ニ付之ヲ擔保ス。利息及費用ハ貸付金額ヨリ直接之ヲ差引クコトヲ得

二、質權設定ニ依リ擔保セラレタル債權ガ期限通ニ償還セラレザリシトキハ銀行ハ催告又ハ通知ヲ爲スコトナク且裁判所ノ授權又ハ協力ヲ要セズシテ公ノ競賣又ハ隨意契約ニ依リ取引所價格又ハ自己ガ相當ト認ムル價格ヲ以テ當該質物ヲ賣却シ又ハ自ラ之ヲ取得スルコトヲ得

三、本銀行ハ質權設定契約ニ基ク權利ノ行使ニ依ラズシテ亦罷ニ直接ニ債務者ニ對シ其ノ債權ヲ行使スルコトヲ得

第十一條　本令ニ於テ認メラレタル業務ノ外監督官ノ明示的同意アルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ。本銀行ハ手形ノ引受ヲ爲スコトヲズ

ス

第十二條　本銀行ハ總督官區ノ所管ニ係ル一切ノ銀行業務及金庫業務ヲ執行シ並ニ波蘭占領地內ニ於ケル公ノ金庫間ノ支拂取引ヲ斡旋スベキ義務ヲ負フ。本銀行ハ之ニ要シタル自己ノ出費ノミヲ要求スルコトヲ得

第三章　銀行券ノ發行及兌換準備

第十三條　一、本銀行ハヅロッテイヲ以テ表示シタル銀行券ヲ發行スルコトヲ得（**譯註**）

（**譯註**）一九四〇年三月二十七日附「波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令」第二條ノ規定ニ依リ波蘭發券銀行カラ五〇〇、一〇〇、五〇、二〇、一〇、五、二及一ヅロッテイノ各銀行券ガ發行サレタ尙ホ一九四〇年四月二日附「波蘭發券銀行ノヅロッテイ銀行券發行ニ關スル告示」參照

二、本銀行ノ銀行券ハ波蘭占領地ニ於ケル唯一ノ無制限法定支拂手段タルモノトス（**譯註**）

（**譯註**）本規定施行ノ期日ニ關シテハ第二十二條第二項參照

第十四條　本銀行ハ其ノ銀行券ノ文言（Beschreibung）ヲ波蘭占領地總督命令公報ニ告示スベシ（**譯註**）

（**譯註**）一九四〇年四月二日附「波蘭發券銀行ノヅロッテイ銀行券發行ニ關スル告示」參照

第十五條　本銀行ハ磨損、汚損又ハ毀損シタル銀行券ヲ新ナル銀行券ト交換スベキ義務ヲ負フ。毀損シタル銀行券ノ交換ハ其ノ所持人ガ當該銀行券ノ半分ヨリモ大ナル部分ヲ提出シタルトキ又ハ所持人ガ當該銀行券ノ半分又ハ之ヨリ小ナル部分ノミヲ提出シタル場合ニ於テハ其ノ殘餘部分ガ滅失シタルコトヲ證明シタルトキニ之ヲ爲スモノトス。右立證ガ爲サレタリヤ否ニ關シテハ本銀行ハ訴訟手續ニ依ルコトナクシテ之ヲ決定ス

第十六條　一、左ニ揭グルモノハ本銀行ノ發行ニ係ル銀行券及本銀行ニ對シテ存スル貸越金ノ保證準備タルコトヲ得

一、第八條第一號及第二號ノ規定ニ依ル割引業務及貸付業務ニ基ク債權

二、獨逸國支拂手段ノ現在高並ニ獨逸ライヒスバンク又ハ獨逸清算金庫ニ對スル貸越金

二、前項ニ揭グル債務ノ保證準備トシテ倘波蘭占領地內ニ存スル土地ニ對シ最高額三十億ヅロッテイヲ限度トシテ總テノ租稅及其ノ他ノ負擔ニ優先スベキ第一順位ノ土地負擔ヲ本銀行ノ利益ノ爲ニ設定ス。右土地負擔ハ信力ニ對シ其ノ效力ヲ保存スルニ付土地登記簿又ハ抵當權登記簿ヘノ登記ヲ要スルコトナシ。右土地負擔ニ關スル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　罰則及終結規定

第十七條　一、本銀行ノ銀行券ヲ僞造又ハ變造シタル者、僞造若ハ變造ノ銀行券ヲ交付シ又ハ其ノ流布ニ共同シタル者ハ懲役ニ處ス。但シ情狀酌量スベキ者ハ禁錮ニ處ス

二、刑罰ヲ科スルノ外可罰行爲ニ關係アル物件ハ之ヲ沒收ス。特定人ニ對シ訴追又ハ刑ノ宣告ヲ爲スコト能ハザルトキハ別ニ沒收ノミヲ科スルコトヲ得。但シ之ガ爲ニ必要ナル其ノ他ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

三、刑ノ宣告ハ特別裁判所ノ管轄トス

第十八條　一、左ノ各號ニ揭グル者ハ懲役及罰金（罰金ノ額ハ無制限トス）又ハ其ノ孰レカニ處ス

一、通貨類（切符、貨幣證券又ハ其ノ他ノ文書）ニシテ其ノ名價ヲヅロッテイヲ以テ表示スルコトナシト雖モ支

拂取引ニ於テ銀行劵ニ代ヘ使用スルコトヲ得ベキモノヲ其ノ權限ナクシテ發行シ又ハ支拂ノ爲ニ使用シタル者

二、外國ニ於テ發行シタル通貨類ニシテ專ラヅロツテイヲ以テ又ハ之ニ併セ他ノ名價ヲ以テ表示シタルモノヲ波蘭占領地內ニ於テ支拂ノ爲ニ使用シタル者

二、前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

三、前條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條　本銀行ニ對シテハ租稅、公課及總テノ種類ノ手數料ヲ免除ス。本銀行ハ自己及其ノ支店ニ付商業登記簿ニ登記ヲ爲スベキ義務ヲ負フコトナシ

第二十條　一、本銀行ノ營業年度ハ曆年ニ依ル

二、營業年度ノ經過後直ニ貸借對照表、損益計算書及前年度ノ營業報告書ヲ作成スルコトヲ要ス

三、貸借對照表及損益計算書ハ商業簿記ノ原則ニ從フコトヲ要ス

第二十一條　必要ナル控除及決濟ヲ爲シタル後殘存スル當該年度ノ純益ハ之ヲ法定積立金ニ繰入ルルモノトス。積立金ハ減價償却及其ノ他ノ損失塡補ノ爲ニノミ之ヲ使用スルコトヲ得

第二十二條　一、本令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス。但シ第十三條第二項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

（譯註）一九三九年十二月二十三日

一、第十三條第二項ノ規定施行ノ期日ハ波蘭總督廳經濟部指導者之ヲ定ム

クラカウ　一九三九年十二月十五日

波蘭占領地總督　フランク

七　波蘭總督管區ニ於テ流通シタルポルスキー銀行五〇〇ヅロツテイ券及一〇〇ヅロツテイ券ノ供託ニ關スル命令（一九四〇年一月十日附）（譯註一）

Verordnung über die Hinterlegung der im Generalgouvernement umlaufenden Noten der Bank Polski über 509 und Zloty. 10. Januar 1940.

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　一、一九一九年二月二十八日ノ作成日附ヲ有スルポルスキー銀行五〇〇ヅロツテイ券及一九一九年二月二十八日、一九三二年六月二日及一九三四年十一月九日ノ作成日附ヲ有スル一〇〇ヅロツテイ券ハ供託ノ爲之ヲ回收ス。供託ハ一九四〇年一月二十二日ヨリ同月三十一日迄ノ期間第二條ニ掲グル信用機關(Kreditinstitute)ニ於テ之ヲ爲スベシ。對價(Gegenwert)ハ十分ニ之ヲ補償ス。補償ヲ給スベキ期間ニ關シテハ特別ノ規程（譯註二）ヲ定ム

二、特別ノ理由アル場合ニ於テハ供託ニ代ヘ全部又ハ一部ニ付他ノポルスキー銀行券トノ即時交換ヲ爲スコトアルベシ。右ニ關スル決定ハ管轄ライヒ信用金庫之ヲ爲スモノトス

三、一九四〇年一月三十一日ヲ經過スルト同時ニ回收シタル銀行券ハ法定支拂手段タルノ性質ヲ失フ。右期日以後ニ於テハ何人ト雖モ右銀行券ニ依ル支拂ヲ受領スルノ義務ナシ

第二條 一、供託ハ供託者ノ住所地管轄ライヒ信用金庫ニ於テ之ヲ爲スベシ。ライヒ信用金庫ハキールチェ(Kielce)、クラカウ (Krakau)、ルブリン(Lublin)、ノイザンデツツ(Neu-Sandez)、ベトリカウ(Fatrikau)ラドム(Radom)、ルツエスツオー(Rzeszow)、タルノー (Tarnow)、チエンストチヤウ (Tschensuochau)及ワルシヤウ (Warschau) ニ之ヲ置ク

二、尙供託ハ外國爲替銀行タルコトヲ認メラレタル信用機關ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得。但シ供託ヲ爲スベキヅロツテイ銀行券ノ總額一〇〇〇ヅロツテイヲ超ユル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。受附所 (Annahmestellen) タル外國爲替銀行ハ自己ニ提出セラレタル銀行券ヲ管轄ライヒ信用金庫ニ移管スベシ

三、右外國爲替銀行ノ目錄ハライヒ信用金庫ノ業務地域ニ於テ之ヲ掲示ス

クラカウ 一九四〇年一月十日

波蘭占領地總督

フランク

(譯註一) 波蘭總督管區命令公報第一部三頁一九四〇年一月十六日施行

(譯註二) 一九四〇年三月二十七日附波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第三條ハ此ノ期間ヲ一九四〇年四月十日ヨリ同月二十日迄ト定メタリ

八　スタンプヲ押捺シタルポルスキー銀行一〇〇ヅロツテイ券ノ發行ニ關スル命令（一九四〇年一月二十九日附）（譯註一）

Verordnung über die Ausgabe von abgestempelten Noten der Bank Polski über 100. Zloty. vom 29. Januar 1940.

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　一九四〇年一月十日附波蘭總督管區ニ於テ流通シタルポルスキー銀行五〇〇ヅロツテイ券及一〇〇ヅロツテイ券ノ供託ニ關スル命令（波蘭總督管區命令公報第一部三頁）ニ依リ供託ノ爲ニ回收セラレ及供託セラレタル一九三二年六月二日及一九三四年十一月九日ノ作成日附ヲ有スル一〇〇ヅロツテイ券ハスタンプヲ押捺シテ再ビ之ヲ發行スルモノトス（譯註二）

第二條　スタンプヲ押捺シタル銀行券ノ表面ニハ赤色ヲ以テ左下隅ヨリ右上隅ニカケ「波蘭占領地總督管區」ナル印章ヲ附スルノ外左上隅ニハ數字「一〇〇」ヲ現ハシタル一箇ノ波縞及其ノ下ニ左上隅ニハ數字「一〇〇」ヲ現ハシタル一箇ノ波縞ヲ附スルモノトス

第三條　前二條ノ規定ニ依リテスタンプヲ押捺シタルポルスキー銀行一〇〇ヅロツテイ券ハ一九四〇年二月一日以降法定支拂手段タルモノトス（譯註三）

第四條　一、其ノ權限ナクシテ印章ヲ作出シ又ハ僞造ノ印章ヲ押捺シタル銀行劵ヲ取得若ハ行使セント企テタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

二、其ノ者ニ對シ有罪ノ判決ヲ爲スコト能ハザル場合ト雖モ僞造ノ印章ヲ押捺シタル銀行劵並ニ僞造ノ爲ニ使用シ又ハ使用セントシタル物件ノ沒收ハ之ヲ宣告スルコトヲ得

三、判決ノ宣告ハ特別裁判所之ヲ官掌ス

第五條　本令ハ一九四〇年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

クラカウ　一九四〇年一月二十九日

波蘭占領地總督　フ　ラ　ン　ク

（譯註一）　波蘭總督管區命令公報第一部三九頁

（譯註二）　此等ノ銀行劵ハ一九四〇年三月二十七日附波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第四條第一項ノ規定ニ依リ沒收ノ爲及波蘭ニ於ケル發劵銀行劵トノ交換ノ爲ニ回收セラレタリ。交換期間ハ一九四〇年四月二十三日ヨリ五月七日迄（同第四條第二項）

（譯註三）　此等ノ銀行劵ハ一九四〇年五月七日ヲ經過スルト同時ニ此ノ性質ヲ失ヘリ（右命令第四條第三項）

九　波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令（一九四〇年三月二十七日附）

Verordnung zur Vereinheitlichung des Zahlungsmittelumlaufes in Generalgouvernement vom 27. März 1940. (Verordnungsblatt GGP. I S. 119)

（譯註）本令ハ一九四〇年四月五日ヨリ施行サレタ

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　一、一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル陸軍最高司令官ノ命令（波蘭占領地命令公報一一頁）ニ依リ波蘭占領地ニ設置セラレタルライヒ信用金庫ハ一九四〇年四月八日ヲ以テ之ヲ解散シ（譯註）ライヒ信用金庫管理委員會ノ指示ニ從ヒライヒ信用金庫中央管理會之ヲ清算スルモノトス

（譯註）一九四〇年四月二日附ライヒ信用金庫中央管理會ノ告示　照

二、波蘭發券銀行（die Fmissionsbank in Polen）ハ一九四〇年四月八日ヲ以テライヒ信用金庫ノ業務ヲ承繼ス

（譯註）一九四〇年四月二日附波蘭總督總經濟部指導者ノ告示（波蘭總督命令公報第二部二〇一頁）參照

第二條　波蘭發券銀行ノ發行ニ係ル五〇〇ヅロッテイ、一〇〇ヅロッテイ、五〇ヅロッテイ、二〇ヅロッテイ、一〇ヅロッテイ、五ヅロッテイ、二ヅロッテイ及一ヅロッテイ銀行券ハ一九四〇年四月八日以降法定支拂手段タルモノトス（譯註）

（譯註）一九三九年十二月十五日附波蘭發券銀行ニ關スル命令第十三條第二項及第二十二條第二項參照

第三條　一、一九四〇年一月十日附波蘭總督管區ニ於テ流通シタルボルスキー銀行五〇〇ヅロッテイ及一〇〇ヅロッテイ券ノ供託ニ關スル命令（波蘭總督命令公報第一部三頁）ニ依リ供託セラレタルボルスキー銀行五〇〇ヅロッテイ及一〇〇ヅロッテイ券ニ對スル償還ハ波蘭發券銀行ノ發行ニ係ル銀行券ヲ以テ一ヅロッテイ――一ヅロッテイノ交換率ニ依リ一九四〇年四月十日ヨリ同月二十日迄ノ期間ニ於テ供託證明書ト引換ヘニ之ヲ爲スベシ

二、償還ノ場所ハ供託ヲ爲シタル當該信用機關トス（譯註イ）各ライヒ信用金庫ニ代ルベキモノハ波蘭發券銀行各營業所トス（譯註ロ）

（譯註イ）前出一九四〇年一月十日附ボルスキー銀行券ノ供託ニ關スル命令第二條參照。即チ本來各ライヒ信用金庫又ハ外國爲替銀行タルコトヲ認メラレタル信用機關デアルガ、ライヒ信用金庫ノ解散ニ伴ヒ此ノ當時ニ於テハ波蘭發券銀行各營業所デアル（第一條第一項參照）

（譯註ロ）一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル波蘭發券銀行告示參照

第四條　一、一九四〇年一月二十九日附スタンプヲ押捺シタルボルスキー銀行一〇〇ヅロッテイ券ノ發行ニ關スル命令（波蘭總督命令公報第一部三九頁）ニ基キスタンプヲ押捺セラレタル一九三二年六月二日及一九三四年十

一月九日ノ作成日附ヲ有スルボルスキー銀行各一〇〇ヅロツテイ券、一九二五年八月二十八日及一九二九年九月一日ノ作成日附ヲ有スル同銀行各五〇ヅロツテイ券、一九三一年六月及一九三六年十一月十一日ノ作成日附ヲ有スル同銀行各二〇ヅロツテイ券、一九二六年七月二十日及一九二九年七月二十日ノ作成日附ヲ有スル同銀行各一〇ヅロツテイ券一九三〇年一月二日ノ作成日附ヲ有スル同銀行五ヅロツテイ券及一九三六年二月二十六日ノ作成日附ヲ有スル同銀行二ヅロツテイ券ハ之ヲ廢止シテ一ヅロツテイ＝一ヅロツテイノ交換率ニ依リ波蘭發券銀行ノ銀行券ト交換スル爲回收スルモノトス

二、交換ハスタンプヲ押捺シタルボルスキー銀行一〇〇ヅロツテイ券及同銀行五〇ヅロツテイ券、二〇ヅロツテイ券、一〇ヅロツテイ券ニ對シテハ一九四〇年四月二十二日ヨリ同年五月七日迄ノ期間ニ於テ之ヲ行ヒ五ヅロツテイ券及二ヅロツテイ券ニ對シテハ一九四〇年五月八日ヨリ同月二十日迄ノ期間ニ於テ之ヲ行フ。交換ノ場所ハ第六條ニ掲グル信用機關トス

三、第一項ニ掲グルスタンプヲ押捺シタルボルスキー銀行一〇〇ヅロツテイ券及同銀行五〇ヅロツテイ券、二〇ヅロツテイ券及一〇ヅロツテイ券ハ一九四〇年五月七日限リ、同銀行五ヅロツテイ券及二ヅロツテイ券ハ一九四〇年五月二十日限リ法定支拂手段タルノ效力ヲ失フ。右期日以後ニ於テハ何人ト雖モ此等ノ銀行券ヲ以テ支拂ヲ受クベキ義務ヲ負フコトナシ。此等ノ銀行券ノ所持人ハ尙ホ一九四〇年五月三十一日ニ至ル迄波蘭發券銀行ノ各金庫ニ於テ之ヲ以テ支拂ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ法定支拂手段ト交換スルコトヲ得

第五條　一、ライヒスバンク銀行券（Reichsbanknoten）、レンテンバンク紙幣（Rentenbankscheine）及ライヒ硬貨（Reichsmünzen）ハ波蘭總督管區ノ地域內ニ於テ法定支拂手段タルノ效力ヲ有セズ。何人ト雖モ此等

ノ通貨ヲ以テ支拂ヲ受クベキ義務ヲ負フコトナシ

二、前項ニ掲グル通貨ヲ收得シタル者ハ一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第十二條第三項ノ規定ニ從ヒ收得後三日以內ニ之ヲ本令第六條ニ掲グル信用機關ニ提出シ且要求ニ應ジテ賣却又ハ讓渡スルコトヲ要ス

第六條　一、前二條ニ掲グル支拂手段ノ提出ハ波蘭發券銀行ニ對シ之ヲ爲スベシ。波蘭發券銀行ハ其ノ主タル事務所ヲクラカウニ置ク。同銀行ハライヒ信用金庫ノ營業ノ繼續タル營業所ヲキールチエ、ルブリン、ノイ・ザンデツツ、ペトリカウ、ラドム、ルツエスツオー、タルノー、チエンストシヤウ及ワルシヤウニ設置ス。ヤスロー、シエドルケ及ヅアモスクニハ營業所ヲ新設ス（譯註）

二、右ノ外提出ハ尙ホ外國爲替銀行タルコトヲ認メラレタル信用機關ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得。外國爲替銀行一覽表ハ波蘭發券銀行ノ各營業所ニ之ヲ掲示ス

第七條　ポルスキー銀行ノ銀行券ヲ第四條第三項ニ掲グル其ノ法定支拂手段タルノ效力ヲ失フベキ期日以後ニ於テ支拂取引ノ爲ニ使用セント企圖シタル者ハ禁錮及罰金又ハ其ノ孰レカニ處ス。但シ情狀特ニ重キ場合ニ於テハ懲役ニ處ス

クラカウ　一九四〇年三月二十七日

波蘭占領地總督　フ　ラ　ン　ク

（譯註）地名言語下記ノ如シ

Kielce, Lublin, Neu-Sandez, Petrikau, Rzeszow, Tarnow, Tschenstochau, Warschau, Jaslce, Siedlce Zamosc

十　波蘭總督管區ニ於ケル五〇グロッシエン、二〇グロッシエン及一〇グロッシエン貨幣ノ發行ニ關スル命令（一九四〇年四月二十三日附）

Verordnung über die Ausgabe von Münzen zu 50. 20 und 10 Groschen im Generalgouvernement vom 23. April 1940. (Verordnungsblatt GGP. I S. 160)

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　波蘭發券銀行ハ五〇グロッシエン鋼鐵貨幣、二〇グロッシエン亞鉛貨幣及一〇グロッシエン亞鉛貨幣ヲ鑄造シ之ヲ流通セシム

第二條　一、大サ及樣式ハ從來鑄造セラレタル此等ノ貨幣ニ準ズルモノトス

二、重量ハ五〇グロッシエン貨幣ニ在リテハ五瓦、二〇グロッシエン貨幣ニ在リテハ三瓦、一〇グロッシエン貨幣ニ在リテハ二瓦トス

第三條　本令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス

（譯註）一九四〇年四月三十日

クラカウ　一九四〇年四月二十三日

波蘭占領地總督　フランク

十一　波蘭總督管區ニ於ケルライヒ信用金庫ノ解散ニ關スル告示（一九四〇年四月二日附）

Bekanntmachung über die Auflösung der Reichskreditkassen im Generalgouvernement vom 2. April 1940. (Verordnungsblatt GGP. II S. 201)

一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令（波蘭占領地命令公報一一頁）第二條第二項ノ規定ニ依リ、キールチエ、クラカウ、ルブリン、ノイ・ザンデツツ、ペトリカウ、ラドム、ルツツスツオー、タルノー、チエンストシヤウ及ワルシヤウニ於ケルライヒ信用金庫ハ一九四〇年四月八日ヲ以テ之ヲ解散スベキ旨告示ス。此等ノライヒ信用金庫ノ營業ハ波蘭發券銀行各營業所之ヲ繼續スルモノトス

クラカウ　一九四〇年四月二日

ライヒ信用金庫中央管理會

ベルシユ博士、ヴイルツ

十二　波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル告示（一九四〇年四月二日附）

Bekanntmachung über die Errichtung von Niederlassungen der Emisionsbank in Polen im Generalgouvernement vom 2. April 1940. (Verordnungsblatt GGP II S. 202)

一九三九年十二月十五日附波蘭發券銀行ニ關スル命令（波蘭總督命令公報二三八頁）第一條第三項ノ規定ニ依リ波蘭發券銀行ハ一九四〇年四月八日ヲ以テライヒ信用金庫ノ業務ノ繼續タル本店ヲクラカウニ、支店ヲキールチュルブリン、ノイ・ザンデツツ、ペトリカウ、ラドム、ルエツスツオー、タルノー、チエンストシヤウ及ワルシヤウニ設置シ一九四〇年四月八日ヲ以テ支店ヲヤスロー、シエドルケ及アヅモスクニ新設ス

本店ノ宣言ハ波蘭發券銀行總裁ノ定ムル特別ノ全權受任者二名ガ共同シテ其ノ職務ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ同銀行ニ對シ拘束力ヲ有ス。支店ノ宣言ハ頭取及其ノ代理一名ガ共同シテ又ハ代理二名ガ共同シテ此等ノ者ノ指導ニ係ル支店ノ業務ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ同銀行ニ對シ拘束力ヲ有ス

代表權ヲ有スル者ノ氏名ハ各營業所ノ業務地域ニ揭示シテ之ヲ公示ス

クラカウ　一九四〇年四月二日

波蘭發券銀行

ムリナルスキー博士

イエドルツエヨースキー

十三　波蘭總督管區銀行監督局ニ關スル命令（一九四〇年四月八日附）

Verordnung über die Bankaufsichtsstelle für das Generalgouvernement vom 8. April 1940. (Verordnungsblatt GGp. S. 124)

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）ニ基キ左ノ通命令ス

第一條　波蘭總督管區ニ於ケル信用機關ニ對シ統一的銀行監督ヲ實施スル爲ニ波蘭總督管區銀行監督局ヲ設置ス右監督局ノ指導ハ波蘭發券銀行監督官（der Bankdirigent bei der Emissionsbank in Polen）（譯註）之ニ當ルモノトス。右銀行監督官ハ代理ヲ任命スルコトヲ得

（譯註）一九三九年十二月十五日附波蘭發券銀行ニ關スル命令第三條第一項參照

第二條　一、銀行業務又ハ貯蓄銀行業務ヲ營ム總テノ內國及外國信用機關（其ノ支店ヲ含ム）ハ波蘭總督管區銀行監督局ニ從屬スルモノトス

二、殊ニ左ノ各號ニ揭グルモノハ之ヲ前項ノ意義ニ於ケル銀行業務又ハ貯蓄銀行業務ト看做ス

一　利息ヲ支拂フト否トヲ問ハズ一定金額ノ受渡シ

二　動產ヲ擔保トスル貸付（質屋營業機關 Pfandleihenstellen）

三　他人ノ爲ニスル有價證券ノ購買、賣却、保管及管理、質證券（Pfandbriefe）、債券（Obligationen）其ノ他之ニ類スル有價證券ノ發行

三、抵當貸付（Hypothekarkredit）ノ媒介又ハ實行ヲ業トスル企業其ノ他公私ノ貯蓄銀行及信用組合（Kreditgenossenschaften）亦前二項ノ意義ニ於ケル銀行監督（Bankaufsicht）ヲ受クベキ信用機關タルモノトス

四、或ル企業ガ銀行監督下ニ在リヤ否ニ付疑アルトキハ波蘭總督府經濟部指導者之ガ最終的決定ヲ爲スモノトス

五、波蘭總督管區銀行監督局ハ個々ノ信用機關ニ對シ本令又ハ其ノ個々ノ規定ノ適用ヲ免除スルコトヲ得

第三條　左ニ揭グルモノハ本令ニ基ク銀行監督ヲ受ク

一、波蘭發券銀行

二、獨逸國東部遞信局（die Deutsche Post Osten）（譯註）及支局

（譯註）一九三九年十月三十一日附波蘭總督管區ニ於ケル郵便、電信及電話事務ノ管理ニ關スル命令（Verordnungüber die Verwaltung des Post-und Fernmeldewesens im Generalgouvenement vom 31, Oktober 1939）參照

第四條　波蘭總督管區銀行監督局長ハ左ノ權限ヲ有ス

一、信用機關　其ノ支店ヲ含ム）ノ業務報告義務ヲ課スル規程ヲ設クルコト

二、各種ノ信用機關ニ對シ貸借對照表、損益計算書及報告（經過シタル決算日ニ付同ジ）ノ提出ヲ求ムルコト

三、信用機關、其ノ經營主又ハ役員ニ對シ一切ノ業務事項ニ關スル報告ヲ求ヌ、信用機關ノ帳簿及書類ヲ閲覽シ自ラ自己ニ課セラレタル職務ノ遂行ニ必要アリト認ムル總テノ檢査ヲ爲シ又ハ爲サシムルコト

四、簿記ニ關スル諸規程ヲ設クルコト

五、重要ナル業務ヲ行フニ付特定ノ監督者（本條第十一號參照）ノ同意ヲ要スル旨ノ一般的規定ヲ設クルコト

六、業務ノ執行若ハ個々ノ業務上ノ措置殊ニ財產的有價物ノ處分及義務ノ履行ヲ禁止シ又ハ之ヲ條件ノ成就ニ繫ラシムルコト

七、內國又ハ外國ニ存スル財產的有價物ノ供託及讓渡ヲ求ムルコト

八、信用機關代表權者ノ代表權ヲ剝奪スルコト

九、各信用機關間ノ競業ヲ規正スルコト

十、波蘭發券銀行本部ト協議ノ上信用機關ノ利率及手數料ヲ定ムルコト

十一、自己ノ職務ヲ執行スル爲信用機關ニ對シ適當ナル檢査機關ヲ利用スルコト及自己ニ代リ銀行監督ヲ行ヒ且專ラ自己ヲ代表スベキ監督者ヲ任命スルコト

第五條　個々ノ信用機關ヲ指導又ハ監督スル爲本令公布前ニ任命セラレタル者ノ氏名ハ直ニ之ヲ波蘭總督管區銀行監督局長ニ屆出ヅベシ。同局長ハ右ノ者ヲ解任スルコトヲ得

第六條　一、地方長官（Chefs der Distrikte）ノ任命ニ係ル銀行業特別受託官 Sonderbeauftragte für das Bankwesen）其ノ他ノ者ノ地位ハ波蘭總督管區銀行監督局之ヲ繼承スルモノトシ同局々長ハ此等ノ者ヲ解任スルコトヲ得ルモノトス

二、舊市町村長 die früheren Chefs der Zivilverwaltungen）ハ地方長官ノ爲シタル信用機關ノ業務ニ關スル訓令ハ波蘭總督管區銀行監督局長之ヲ變更又ハ廢止スルコトヲ得

第七條　現行ノ特別授權ニ基ク信用機關管理官（Treuhänder）又ハ假理事（Kommissarische Leiter）ノ選任ハ波蘭總督管區銀行監督局長ノ認可ヲ要ス

第八條　波蘭總督管區銀行監督局長ハ舊波蘭共和國銀行法令ノ個々ノ規定ニ付一時其ノ適用ヲ停止スベキ旨命令スルコトヲ得

第九條　一、波蘭總督管區銀行監督局長又ハ其ノ任命ニ係ル監督者若ハ檢査機關（譯註）ノ命令ニ對スル故意又ハ過失ニ因ル違反行爲アリタルトキハ同局長ハ決定書ヲ以テ當該違反行爲ノ各件ニ付一〇、〇〇〇ヅロツテイ以下ノ秩序罰ヲ科スルコトヲ得。右秩序罰ハ殊ニ信用機關ノ經營主（die Inhaber von Kreditinstituten）、人的責任ヲ負フベキ社員（die Persönlich haftenden Gesellschafterführer und die Vorstandsmitglieder von Kreditinstituten）、業務執行者及理事（die Geschäftsführer und die Vorstandsmitglieder von Kreditinstituten）貯蓄銀行頭取 die（Sparkassenleiter）、組合ノ會計掛、其ノ他信用機關ノ總テノ使用人ニ對シ之ヲ科スルコトヲ得。信用機關ハ其ノ營業ニ關シ犯サレタル違反行爲ニ付處罰ヲ受ケタル自然人ト共ニ連帶債務者トシテ責任ヲ負フ。但シ處罰決定書ニ右責任ノ言渡シナキトキハ此ノ限ニ在ラズ。確定シタル秩序

罰ハ租税ノ例ニ依リ財務監督官（Finanzinspekteur）之ヲ徵收ス

（譯註）第四條第十號參照

二、波蘭總督管區銀行監督局長ハ言渡シタル秩序罰ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第十條 一、本令ハ一九四〇年四月八日ヨリ之ヲ施行ス

二、右ト同時ニ一九三九年十二月十四日附銀行監督局ノ設置ニ關スル命令（波蘭總督命令公報二二三六頁）ハ之ヲ廢止ス

クラカウ 一九四〇年四月八日

波蘭占領地總督 フランク

十四 波蘭總督管區外國爲替令（一九三九年十一月十五日附）

Devisenverordnung für das Generalgouvernement vom 15. November 1939.

(Verordnungsblatt GGP. S. 44)

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　外國爲替官廳、報告義務

一、外國爲替管理ヲ實施スル爲波蘭總督府外國爲替部（die Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneuers）ニ外國爲替局（Devisenstelle）ヲ置ク。外國爲替部長ハ同時ニ外國爲替局長ヲ兼ヌルモノトス。

右外國爲替局ハ「クラカウ外國爲替局」ト稱ス

二、本令ニ依リ法律行爲又ハ事實行爲ニ付認可ヲ要スル場合ニ於テハ外國爲替局認可ヲ與フベキモノトス。外國爲替局ハ右認可ニ付條件ヲ附シ、負擔ヲ課シ又ハ管理費用ヲ塡補スル爲手數料ヲ徵收スルコトヲ得

三、外國爲替局、波蘭發券銀行各營業所（譯註イ）及關稅監視所（die zollfahndungsstellen）（譯註ロ）ハ其ノ相手方ノ何人タルヲ問ハズ之ニ對シ外國爲替管理上重要ナル事情又ハ本令若ハ其ノ施行細則（譯註ハ）ニ依リ禁止若ハ制限セラレタル法律行爲及事實行爲ト直接又ハ間接ノ關聯ヲ有スル報告又ハ申告ヲ求ムルコトヲ得。右ノ場合ニ於テハ營業簿其ノ他ノ證據書類ノ提出及報告義務者本人ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得。報告ノ眞實性ハ報告ヲ受クルノ權限アル局所ニ對シ其ノ要求ニ應ジ宣誓ニ代ヘ之ヲ保證スルコトヲ要ス（譯註ニ）

（譯註イ）當初玆ニハライヒ信用金庫ガ揭ゲラレテアツタノデアルガ、ソレ等ノ金庫ハ一九四〇年四月八日附ヲ以テ解散セラレタノデ（一九四〇年三月二十七日附波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第

一條、一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケルライヒ信用金庫ノ解散ニ關スル告示參照)、一九四〇年四月十二日附外國爲替官廳ニ關スル波蘭總督府外國爲替部長ノ告示ニ依リ波蘭發券銀行各營業所（前出波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第六條第一項第二段及一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル告示參照）ガ之ニ代ツタノデアル

（譯註ロ）當初茲ニハ「外國爲替防護隊」（Devisenschützkommandos）ガ揭ゲラレテアツタノデアルガ、一九三九年十一月十七日附關稅令ノ一九四〇年一月二十六日附第三次施行令ニ基キ設置セラレタル「關稅監視所」ガ、一九四〇年一月十五日附ヲ以テ之ニ代ツタノデアル（一九四〇年三月一日附外國爲替官廳ニ關スル波蘭總督府外國爲替部長ノ告示―波蘭總督命令公報第二部一四四頁―參照）

（譯註ハ）波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號乃至第九號參照

（譯註ニ）此ノ報告義務違反ノ罰則ハ一九四〇年二月二十八日附第二次波蘭總督管區外國爲替令第三條デアル

第二條　概念規定

一、本令ノ意義ニ於ケル

一　支拂手段トハ各種ノ貨幣（硬貨、紙幣、銀行券等）、外國向ケ爲替手形（Auszahlungen）、指圖證券（Anweisungen）、小切手及手形ヲ謂フ

二　外國ノ支拂手段トハ

ヅロツテイヲ以テ表示セザル（譯註イ）總テノ支拂手段（ライヒ信用金庫券ノ回收ヲ了ル迄ノ間（譯註ロ）此等ノ支拂手段ハ內國ノ支拂手段タルノ效力ヲ有スルモノトス）ヲ謂フ

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　外國爲替官廳、報告義務

一、外國爲替管理ヲ實施スル爲波蘭總督府外國爲替部（die Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneuers）ニ外國爲替局（Devisenstelle）ヲ置ク。外國爲替部長ハ同時ニ外國爲替局長ヲ兼ヌルモノトス。
右外國爲替局ハ「クラカウ外國爲替局」ト稱ス

二、本令ニ依リ法律行爲又ハ事實行爲ニ付認可ヲ要スル場合ニ於テハ外國爲替局認可ヲ與フベキモノトス。外國爲替局ハ右認可ニ付條件ヲ附シ、負擔ヲ課シ又ハ管理費用ヲ塡補スル爲手數料ヲ徵收スルコトヲ得

三、外國爲替局、波蘭發券銀行各營業所（譯註イ）及關稅監視所（die zollfahndungsstellen）（譯註ロ）ハ其ノ相手方ノ何人タルヲ問ハズ之ニ對シ外國爲替管理上重要ナル事情又ハ本令若ハ其ノ施行細則（譯註ハ）ニ依リ禁止若ハ制限セラレタル法律行爲及事實行爲ト直接又ハ間接ノ關聯ヲ有スル報告又ハ申告ヲ求ムルコトヲ得。右ノ場合ニ於テハ營業簿其ノ他ノ證據書類ノ提出及報告義務者本人ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得。報告ノ眞實性ハ報告ヲ受クルノ權限アル局所ニ對シ其ノ要求ニ應ジ宣誓ニ代ヘ之ヲ保證スルコトヲ要ス　（譯註ニ）

（譯註イ）　當初玆ニハライヒ信用金庫ガ揭ゲラレテアツタノデアルガ、ソレ等ノ金庫ハ一九四〇年四月八日附ヲ以テ解散セラレタノデ（一九四〇年三月二十七日附波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第

一條、一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケルライヒ信用金庫ノ解散ニ關スル告示參照）、一九四〇年四月十二日附外國爲替官廳ニ關スル波蘭總督府外國爲替部長ノ告示ニ依リ波蘭發券銀行各營業所（前出波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令第六條第一項第二段及一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル告示參照）ガ之ニ代ツタノデアル

（譯註ロ） 當初玆ニハ「外國爲替防護隊」（Devisenschützkommandos）ガ揭ゲラレテアツタノデアルガ、一九三九年十一月十七日附關稅令ノ一九四〇年一月二十六日附第三次施行令ニ基キ設置セラレタル「關稅監視所」ガ、一九四〇年一月十五日附ヲ以テ之ニ代ツタノデアル（一九四〇年三月一日附外國爲替官廳ニ關スル波蘭總督府外國爲替部長ノ告示―波蘭總督命令公報第二部一四四頁―參照）

（譯註ハ） 波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號乃至第九號參照

（譯註ニ） 此ノ報告義務違反ノ罰則ハ一九四〇年二月二十八日附第二次波蘭總督管區外國爲替令第三條デアル

第二條　概念規定

一、本令ノ意義ニ於ケル

一　支拂手段トハ各種ノ貨幣（硬貨、紙幣、銀行券等）、外國向ケ爲替手形（Auszahlungen）、指圖證券（Anweisungen）、小切手及手形ヲ謂フ

二　外國ノ支拂手段トハ

ヅロツテイヲ以テ表示セザル（**譯註イ**）總テノ支拂手段（ライヒ信用金庫券ノ回收ヲ了ル迄ノ間（**譯註ロ**）此等ノ支拂手段ハ內國ノ支拂手段タルノ效力ヲ有スルモノトス）ヲ謂フ

（譯註イ）從ツテ殊ニライヒスマルク又ハレンテンマルクヲ以テ表示シタル支拂手段デアル。ライヒ信用金庫券（一九三九年九月二十三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令第十條及一九三九年九月二十八日附前波蘭占領地ニ於ケルライヒ信用金庫券發行ニ關スル告示參照）ニ關シテハ本號後段（括弧內）ニ注意

（譯註ロ）此ノ當時迄ハ未ダライヒ信用金庫券ハ回收サレテキナカツタ

三　外國支拂手段ノ取引トハ

賣買、交換、消費貸借其ノ他ノ有償契約ニ基ク外國支拂手段ノ取得、讓渡又ハ盾入及定期取引（Termingeschäfte）ノ締結ヲ謂フ。但シ此等ノ契約ガ營業上締結セラレタルト單ニ臨時的ニ締結セラレタルト及內國ニ於テ締結セラレタルト外國ニ於テ締結セラレタルトヲ問ハズ

四　金トハ

金貨、純金及金合金（但シ原料又ハ半製品タルモノ）ヲ謂フ

五　貴金屬トハ

銀、白金及白金屬（Platinmetalle）ニシテ此等ノ金屬ノ取引ニ於テ通常ナル形態ヲナスモノ（但シ原料又ハ半製品）ヲ謂フ

六　有價證券トハ

其ノ性質上有價證券取引所（Wertpapierbörse）ニ於ケル賣買ニ適スル有價證券及利子又ハ利益配當證券ヲ謂フ

七　內國ノ有價證券トハ

內國人ノ振出シタル有價證券及內國ノ有價證券ニ基キ又ハ債務證書 Schuldscheine ニ基キ外國ノ管理官（Treuhänder）ノ發行シタル持分證券（Anteilscheine）ヲ謂フ

八　外國ノ有價證券トハ

外國人ノ振出シタル有價證券及外國ノ又ハ混合的（外國及內國ノ）有價證券若ハ債務證書ニ基キ外國ノ管理人ノ發行シタル持分證券ヲ謂フ

九　外國爲替銀行トハ

ライヒ信用金庫（**譯註イ**）ヨリ文書ヲ以テ外國支拂手段ノ取引ヲ爲スノ權限ヲ授與セラレタル信用機關（**譯註ロ**）ヲ謂フ

（**譯註イ**）一九四〇年四月八日ノ解散ニ伴ヒ（前出第一條第三項譯註イ參照）、現在デハ波蘭發券及其ノ各營業所（前營業所ニ代ツテ居ル（一九四〇年四月十二日附外國爲替官憲ニ關スル波蘭總督府外國爲替部長ノ告示參照）

（**譯註ロ**）波蘭總督管區ニ於ケル外國爲替銀行トシテ認メラレタモルノハ、一九四〇年四月十一日現在、クラカウ、キールチエ、ルブリン、ノイ・ザンデツツ、ペトリカウ、ルツエスツオー、タルノー、チエンストシヤウ及ワルシヤウノ各地ニ總計四十九デアツタ

二、本令ノ意義ニ於ケル內國人トハ波蘭總督管區內ニ其ノ住所又ハ居所ヲ有スル自然人及波蘭總督管區內ニ其ノ住所又ハ事務所ヲ有スル法人ヲ謂フ。本令ノ意義ニ於ケル外國人トハ波蘭總督管區外ニ其ノ住所又ハ居所ヲ有

スル自然人及波蘭總督管區外ニ其ノ住所又ハ事務所ヲ有スル法人ヲ謂フ。特定人ガ內國人ナリヤ外國人ナリヤニ付疑アルトキハ外國爲替局ハ之ガ拘束力アル決定ヲ爲スコトヲ得

第三條　外國支拂手段ノ取引

一、外國支拂手段　前條第一項第二號）ノ取引ハ波蘭發劵銀行（譯註イ）及波蘭發劵銀行（譯註ロ）ヨリ其ノ權限ヲ授與セラレタル信用機關ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

二、前項ニ依ル授權書ヲ有セザル者ガ左ニ揭グル取引又ハ行爲ヲ爲スニハ認可ヲ受クルヲ要ス

（イ）內國支拂手段ニ依ル外國支拂手段ノ取得

（ロ）外國支拂手段ノ處分。但シ波蘭發劵銀行（譯註ハ）又ハ外國爲替銀行ニ對スル其ノ引渡ハ此ノ限ニ在ラズ

（譯註イ、ロ、及ハ）當初玆ニハライヒ信用金庫ガ揭ゲラレテアツタコト前出ノ場合ト同樣デアル。（前出第一條第三項譯註イ參照）

第四條　爲替相場ニ關スル規定

一、外國ノ支拂手段（第三條第一項第二號）及波蘭發劵銀行（譯註イ）ガ其ノ爲替相場ヲ公告シタル外國通貨ヲ以テ表示スル債權ハ波蘭發劵銀行（譯註ロ）ノ公告ニ係ル最近ノ爲替相場ヲ超ユル相場ニ依リ內國ノ支拂手段ト引換ニ之ヲ取得又ハ讓渡スルコトヲ得ズ

二、外國向ケ爲替手形ノ爲替相場ハ亦貨幣ニ依ル取引ノ規準タルモノトス。但シ波蘭發劵銀行（譯註ハ）ガ當該貨

幣ニ付別段ノ爲替相場ヲ公告シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三、外國ノ支拂手段及波蘭發劵銀行（譯註ニ）ガ其ノ爲替相場ヲ公告セザル外國通貨ヲ以テ表示スル債權ハ一定ノ價格ヲ超ユル價格ヲ以テ內國ノ支拂手段ト引換ニ之ヲ取得又ハ讓渡スルコトヲ得ズ。右一定ノ價格ハ當該內國支拂手段ノ外國ニ於ケル最近ノ供給相場（Briefkurs）及波蘭發劵銀行（譯註ホ）ノ公告ニ係ル外國取引市場（Auslandsbörsenplatz）ノ通貨ノ最近供給相場ノ兩者ヲ基準トシテ之ヲ算定ス

（譯註イ、ロ、ハ、ニ及ホ）第三條ノ譯註イ、ロ及ハヲ見ヨ

四、外國爲替局ハ前三項ノ規定ノ例外ヲ認ムルコトヲ得

第五條　外國ニ對スル支拂、內國ニ於テ外國人ニ對シ又ハ外國人ノ爲ニ爲ス支拂

左ニ揭グル行爲ヲ爲スニハ認可ヲ受クルヲ要ス

（イ）　內國若ハ外國ノ支拂手段又ハ其ノ他ノ方法ニ依ル外國ニ對スル支拂

（ロ）　內國ニ於テ內國若ハ外國ノ支拂手段又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ外國人ニ對シ又ハ外國人ノ爲ニ內國人ニ對シテ爲ス支拂。內國人ハ其ノ支拂ガ認可セラレタルコト又ハ認可ヲ要セザルコトヲ確メタルトキニ限リ外國人ノ爲ニ他ノ內國人ヨリ支拂ヲ受領スルコトヲ得

第六條　債權ノ處分

左ニ揭グル債權ノ處分ヲ爲スニハ認可ヲ受クルヲ要ス

（イ）外國人ニ對スル債權。但シ賣却代金(der Erlös)ヲ波蘭發券銀行(譯註)又ハ外國爲替銀行ニ引渡スハ此ノ限ニ在ラズ，

（ロ）內國又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル內國人ニ對スル外國人ノ債務

（ハ）內國又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル外國人ノ爲ノ內國人ノ債權

（譯註）第三條ノ譯註イ、ロ及ハヲ見ヨ

第七條　支拂手段ノ輸出及輸入

一、內國及外國ノ各種ノ支拂手段（流通ヲ止メタル貨幣ヲ含ム）ハ認可アルトキニ限リ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得

二、內國貨幣又ハライヒマルク若ハチエツヘンクローネ（Techochenkronen）ヲ以テ表示スル貨幣（流通ヲ止メタル貨幣ヲ含ム）ハ認可アルトキニ限リ之ヲ外國ヨリ輸入スルコトヲ得。內國ノ受領者ハ認可ナクシテ輸入シタル貨幣受領ノ事實ヲ三日以內ニ外國爲替局ニ屆出ヅベシ

三、旅行取引（Reiseverkehr）ニ在リテハ二〇ヅロツテイ以下、國境取引（Grenzverkehr）（譯註）ニ在リテハ五ヅロツテイ（但シ月額五〇ヅロツテイ）以下ノ內國貨幣ノ輸出及輸入ニ付テハ認可ヲ要セズ

（譯註）一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號（第三、國境取引）參照

第八條　金及其ノ他ノ貴金屬

一、金其ノ他ノ貴金屬及此等ノ金屬ノ屑(Bruchmaterial)ハ認可アルトキニ限リ之ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得。其ノ全部又ハ一部ヲ金又ハ其ノ他ノ貴金屬ヲ以テ製作シタル半製品及完成品ニシテ通常此等ノ金屬ヲ以テ製作スルコトナキモノニ付亦同ジ

二、內國ニ於ケル內國人ハ認可アルトキニ限リ外國人ニ對シ又ハ外國人ノ爲ニ內國人ニ對シ金ヲ交付スルコトヲ得

第九條　有價證券

左ニ揭グル行爲ハ認可アルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

(イ) 內國及外國ノ有價證券ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ外國ニ輸出スルコト

(ロ) 所有權移轉、質入又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ內國及外國ノ有價證券ヲ（帳簿上ノ移轉、有價證券寄託、名義ノ書換、交付等ニ依リ）內國人ヨリ外國人ニ移轉スルコト。但シ賣却代金ヲ波蘭發券銀行(譯註)ニ引渡スコトヲ條件トシテ外國ノ有價證券ヲ外國ニ於テ賣却スルハ此ノ限ニ在ラズ

(譯註) 第三條ノ譯註イ、ロ及ハヲ見ヨ

(ハ) 所有權移轉、質入又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ內國及外國ノ有價證券ヲ外國人ヨリ內國人ニ移轉スルコト

（ニ）所有權移轉質入又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ外國ノ有價證券ヲ內國人ヨリ他ノ內國人ニ移轉スルコト

（ホ）內國及外國ノ有價證券ノ寄託（寄託勘定）ヲ內國ニ於テ外國人ノ爲ニ又ハ外國ニ於テ內國人ノ爲ニ設定シ之ヲ維持シ及右有價證券寄託ニ關スル權利ヲ變更スルコト

第十條　土地、持分權

一、左ニ揭グル行爲ハ他ノ規程（譯註）ニ拘ラズ認可アルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

（譯註）一九四〇年三月二十七日附土地ノ取引ニ關スル命令（波蘭總督命令公報第一部一一五頁）及一九四〇年三月二十八日附同令第一次施行令（波蘭總督命令公報第二部一八七頁）參照

（イ）內國人ノ有スル外國ニ在ル土地又ハ外國ニ在ル土地ニ關スル內國人ノ權利ヲ處分スルコト

（ロ）外國人ノ有スル內國ニ在ル土地又ハ內國ニ在ル土地ニ關スル外國人ノ權利ヲ處分スルコト

（ハ）內國人ノ有スル內國ニ在ル土地又ハ內國ニ在ル土地ニ關スル內國人ノ權利ヲ外國人ノ爲ニ處分スルコト

二、前項ノ規定ハ共同關係（Gemeinschaften）組合（Gesellschaften）又ハ社團（Körperschaften）ニ關スル持分權ノ處分ニ之ヲ準用ス。但シ此等ノ持分權ガ有價證券ニ化體シタルトキハ之ニ對シ專ラ有價證券ニ關スル規定（第九條）ヲ適用ス

三、內國人ノ認可アルトキニ限リ左ニ揭グル行爲ヲ爲スコトヲ得

（イ）外國ノ共同關係、組合又ハ社團ニ關スル持分權ヲ有償的ニ取得スルコト

（ロ）內國ノ共同關係、組合又ハ社團ニ關スル持分權ヲ外國人ノ爲ニ處分スルコト

第十一條　信用及擔保

一、外國人ニ對スル信用ノ授與及外國ノ債權者ノ爲ノ擔保ノ設定ハ認可ヲ要ス

二、供給シタル商品（商品信用 Warenkredite）ノ代金及商品取引ト關聯スル營業上ノ給付ノ對價（運送費等ノ支拂ニ付商慣習上ノ期限ヲ認ムルハ認可ヲ要セズ

第十二條　提出及引渡義務

一、內國人ハ左ニ揭グル有價物ニシテ一九三九年十月十四日ニ自己ニ屬シ又ハ一九三九年十月十四日ヨリ同年十一月二十日迄ノ間ニ自己ニ歸屬シタルモノハ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リ之ヲ外國爲替部長ノ指定スベキ期日迄ニ其ノ他ノ管轄ライヒ信用金庫（譯註イ）ニ提出シ（譯註ロ）、其ノ要求ニ應ジテ賣却シ及讓渡スベシ

（イ）外國ノ支拂手段

（ロ）外國通貨ヲ以テ表示スル債權

（ハ）內國通貨ヲ以テ表示スル手形及小切手ニシテ外國宛ニ振出シタルモノ

（ニ）內國通貨ヲ以テ表示スル外國人ニ對スル債權

（ホ）金

（ヘ）外國ノ有價證券

二、前項ノ規定ニ依リ提出スベキ有價物ハライヒ信用金庫（譯註ハ）ガ提出ノ義務ヲ免除セザル限リ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リライヒ信用金庫（譯註ニ）ニ賣却スルノ外認可アルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ザ

ルモノトス

三、內國人ハ第一項各號ニ揭グル種類ノ有價物ニシテ一九三九年十一月二十日後認可ニ基ク取得以外ノ方法ニ依リ自己ニ歸屬スルモノハ歸屬後三日以內ニ之ヲ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リ波蘭發券銀行（譯註ホ）ノ其ノ他管轄營業所ニ提出シ其ノ要求ニ應ジテ賣却シ及讓渡スベシ。認可ニ依リテ取得シタル有價物ハ其ノ認可ノ失效後三日以內ニ取得者其ノ當時尙ホ其ノ有價物ヲ占有スル限リ之ヲ提出スルコトヲ要ス。但シ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ。提出義務ノ發生當時波蘭總督管區內ニ在ラザル者ハ波蘭總督管區ニ歸還後十日以內ニ提出ヲ爲スベシ

四、內國人ト爲リタル者ハ內國人ト爲リタル時ニ於テ自己ノ現ニ有スル第一項ニ揭グル種類ノ有價物ヲ十日以內ニ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リ波蘭發券銀行（譯註ヘ）管轄營業所ニ提出スベシ。左ニ揭グルモノハ右ト同樣ノ方法ニ依リ之ヲ波蘭發券銀行（譯註ト）ニ提出スベシ

（イ）　外國人ニ對スル債權ニシテ外國ニ於テ一九三三年十二月三十一日以後取得シタルモノ

（ロ）　第一項（ヘ）ニ揭グル有價證券以外ノ有價證券ニシテ一九三三年十二月三十一日以後取得シタルモノ

五、提出スベキ有價物ノ所有者ノ負ヒタル義務ハ當該有價物ヲ所有ノ意思ヲ以テ占有スル者又ハ管理人ニ依リ若ハ其ノ他ノ方法ニ依リ當該有價物ノ處分權ヲ行使スル者之ヲ履行スルコトヲ得

（譯註イ、ハ、ニ）　第二條第一項第九號ノ譯註イ參照

（譯註ロ）　一九二九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第三號（波蘭總督命令公報五五頁、本訓令ハ提出

及引渡義務ニ關スルモノデ、一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サレタ）參照

（譯註ホ、ヘ、ト）第三條ノ譯註イ、ロ及ハ參照

第十三條　移　住

一、内國人其ノ住所又ハ居所ヲ外國ニ移轉シタルトキ（移住者）ト雖モ尚ホ其ノ移住ノ時ニ於テ自己ニ屬スル有價物ニ付本令及本令ニ基キテ發スル命令ニ規定スル制限、禁止及義務ニ服ス。右有價物ニ代ルベキ賣却代金收益其ノ他ノ有價物ニ付亦同ジ。此等ノ制限、禁止及義務ハ亦左ニ掲グルモノニ及ブ

（イ）移住者ガ移住ノ當時外國ニ於テ所有シ、移住ノ際携行シ又ハ内國ヨリ追送セシメタル商品ノ賣却代金。但シ認可ニ基キテ外國ニ輸出シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

（ロ）移住者ガ移住ノ當時有スル營業上ノ保護權（gewerbliche Schutzrechte）ノ賣却代金及收益

（ハ）移住者ガ生存者間ノ法的行爲ニ因リ又ハ相續、遺贈其ノ他死因行爲ニ因リ移住前既ニ取得シタル著作權及出版權ノ賣却代金及收益

二、一九三八年十二月三十一日以後ニ移住シタル者亦一九三九年十月十四日以降前項ノ制限、禁止及義務ニ服ス

第十四條　移轉財產（Umzugsgut）ノ輸出（譯註）移住者ハ認可アルトキニ限リ移轉財產其ノ他ノ物ヲ外國ニ輸出スルコトヲ得

（譯註）一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第九號（波蘭總督命令公報第二部一四三頁、本訓令ハ移住ニ關スルモノデアル）參照

第十五條　保全訓令（Sicherungsanordnungen）

一、內國人又ハ外國人ニシテ現行ノ諸規定ニ違反シ又ハ之ヲ脫法シテ財産上ノ有價物ニ關シ外國爲替管理ノ逋脫ヲ企テタルコトニ付十分ノ嫌疑アルトキハ外國爲替局及關稅監視所ハ其ノ者ニ對シ認可アルトキニ限リ自己ノ財産又ハ特定ノ財産物件（Vermögensgegenstände）ヲ區分スルコトヲ得ベキ旨命令スルコトヲ得。外國爲替局及關稅監視所ハ其ノ他ノ場合ニ於テ亦外國爲替現在高（die Devisenbestände）及外國爲替收入（das Devisenaufkommen）ノ保全ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得。右ノ命令ニシテ執行ノ必要アルトキハ當該命令ヲ爲シタル局所之ヲ執行スルモノトス。外國爲替局及關稅監視所ハ主務稅關（die Hauptzollämter）及其ノ地ノ管轄郡長ニ對シ職務上ノ援助ヲ請求スルコトヲ得。前記諸規定ニ基キテ爲シタル處分ニ要シタル費用ハ當該處分ヲ受ケタル者之ヲ負擔スベシ。但シ當該處分ガ初メヨリ理由ナキモノトシテ取消サレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。處分ヲ受ケタル者數人アルトキハ此等ノ者ハ連帶債務者トシテ責任ヲ負フ。處分ヲ受ケタル者ノ側ニ生ジタル費用ハ之ヲ賠償スルノ限ニ在ラズ

二、猶太人財産ノ一般的保全ニ關シテハ特別ノ訓令（譯註）ヲ發ス

（譯註）一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第四號（波蘭總督命令公報五七頁、本訓令ハ猶太人財産保全ノ爲ノ一般的措置ニ關スルモノデ、一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サレタ）及同日附同部長訓令第五號（波蘭總督命令公報五八頁、本訓令ハ自由ナル外國人ノ貸シ及閉鎖セラレタルモノニ關スルモノデ、

一九二九年十一月二十一日ヨリ施行サレタ）參照

第十六條　罰　則（譯註）

一、故意ニ本令ノ規定ニ違反シタル者ハ十年以下ノ禁錮若ハ情狀特ニ重キトキハ懲役ニ處シ可罰行爲ニ關係アリタル有價物ノ價額十倍以下ノ罰金ニ處シ又ハ其ノ孰レカニ處ス。右ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。過失ニ因リテ違反行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ罰金ノミヲ科シ罰金ヲ徴收スルコト能ハザルトキハ之ニ代ヘ禁錮ニ處ス。外國爲替局又ハ外國爲替管理ニ關スル任務ヲ委讓セラレタル官廳ノ命令ニ違反シ若ハ從ハザル者又ハ之ヲ適時若ハ適法ニ履行セザル者ハ前記同樣ノ刑ヲ以テ處斷ス

二、故意ニ前項ノ可罰行爲ヲ要求、敎唆又ハ提議シタル者亦前項ニ揭グル刑ヲ以テ處斷ス

三、右刑罰ニ附加シ可罰行爲ニ關係アリタル有價物ハ其ノ物犯人又ハ其ノ共犯者ニ屬セザルトキト雖モ仍ホ之ヲ沒收スルコトヲ得

四、前項ニ揭グル有價物ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ之ニ相當スル價額ノ追徵ヲ宣告スルコトヲ得（代償沒收Ersatzeinziehung）

（譯註）認可書及證明書ノ詐取ニ對スル其ノ他ノ罰則及本令第一條第三項ニ規定スル報告義務違反ノ處罰ニ關シテハ、一九四〇年二月二十八日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報第一部八七頁）參照

第十七條　刑事訴訟規定

一、本令違反行爲ノ裁判ハ特別裁判所（譯註イ）之ヲ行フ。外國爲替局ハ刑事訴訟手續ニ於テ副原告（Nebenkläger）（譯註ロ）ノ權利ヲ有ス

（譯註イ）一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區ニ於ケル特別裁判所ニ關スル命令（波蘭總督命令公報三四頁、一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル）第二條第一項參照

（譯註ロ）刑事訴訟法第三百九十五條以下參照

二、被告人不在ナルカ又ハ特定人ヲ訴追若ハ處罰スルコト能ハザルトキハ起訴官廳ノ請求ニ因リ裁判所ノ決定ヲ以テ之ト獨立ニ沒收又ハ代償沒收ヲ宣告スルコトヲ得。第七條第一項、第八條第一項、第九條（イ）及第十四條違反ノ場合ニ於テハ主務稅關亦沒收及代償沒收ヲ爲スコトヲ得

三、被告人ガ本令違反行爲ヲ無條件ニ自白シタルトキハ被告人ハ裁判所ノ決定ヲ俟ツコトナク直ニ決定原案ヲ以テ定ムベキ刑ニ服スルコトヲ得。但シ當該違反行爲ガ罰金及沒收（譯註イ）若ハ其ノ一ノミニ該ルトキ又ハ獨逸國刑法第二十七條ロ（一九三八年七月八日附刑事調整令――公報第一部八四四頁――第九條）（譯註ロ）ノ要件ヲ具備スルトキニ限ル、右服罪ハ確定裁判ト同一ノ效力ヲ有ス

（譯註イ）卽チ殊ニ過失ニ因ル違反行爲ガソレデアル。本令第十六條第一項第三段、同條第三項及第四項參照

（譯註ロ）刑事調整令第九條ニハ次ノ如ク規定サレテヰル

「禁錮又ハ拘留ニ該ル可罰行爲ニ付三月未滿ノ自由刑ヲ科シタル場合ニ於テ其ノ處罰目的ヲ罰金刑ニ依リ達シ得ベキトキハ之ニ代ヘ罰金ヲ科スルコトヲ得。但シ拘留ニ代ルベキモノハ一五〇ライヒスマルク以下ノ罰金トシ、禁錮ニ代ルベキモノハ三、〇〇〇ライヒスマルク以上一〇、〇〇〇ライヒスマルク以下ノ罰金トス」

四、獨逸國租税徵收法第百二十九條、第四百四十二條乃至第四百四十四條、第四百五十四條、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條第二項、第四百七十條、第四百七十五條及一九二一年十一月一日附國稅徵收法第四百十條(現在ハ第四百四十五條)ニ依ル刑事訴訟手續ニ於ケル服罪ニ關スル命令(公報一三二八頁)第二條乃至第四條、第七條及第八條ノ規定ハ前項ノ服罪手續ニ之ヲ準用ス。右ノ場合ニ於テ稅務署(Finanzamt)ニ代ルベキモノハ外國爲替局トス

五、國稅徵收法第四百五十九條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ外國爲替局ノ刑事判決及訴訟費用決定ノ執行ニ之ヲ適用ス

六、外國爲替局ハ訴訟手續ニ於テ自己ノ有スル權限ヲ他ノ官廳又ハ特定ノ官吏ニ委任スルコトヲ得

第十八條　波蘭總督管區及獨逸國間ノ取引

獨逸國トノ清算取引ニ關シテハ別ニ特別ノ規定(**譯註**)ヲ發ス

(**譯註**)一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第二號(波蘭總督命令公報五四四頁、本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル)ヲ見ヨ

第十九條　波蘭發券銀行（**譯註**）ニ對スル適用除外

本令ノ制限及禁止ハ波蘭發券銀行本店及各支店ニハ之ヲ適用セズ

（**譯註**）　第三條ノ譯註イ、ロ及ハ參照

第二十條　施行規定

本令ノ施行及補充ニ必要ナル規定ハ波蘭總督府外國爲替部長之ヲ發ス（**譯註**）

（**譯註**）　今日迄ニ其ノ一般的規程トシテ同部長訓令第一號乃至第九號ガ發セラレテ居ル

第二十一條　施　行

本令ハ一九三九年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス。右ト同時ニ從來波蘭總督管區ニ於テ爲シタル總テノ外國爲替關係規定（**譯註**）ハ之ヲ廢止ス

（**譯註**）　殊ニ陸軍最高司令官ノ爲シタル一九三九年十月七日附前波蘭占領地（オストオーバーシュレジエンヲ除ク）ニ對スル外國爲替令（波蘭占領地命令公報三三頁）

クラカウ　一九三九年十一月十五日

波蘭占領地總督
フ　ラ　ン　ク

十五　第二次波蘭總督管區外國爲替令（一九四〇年二月二十八日降）

Zweite Devisenverordnung für das Generalgouvernement vom 28. Februar 1940. (Verordnungsblatt GGP. I S. 87)

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總督兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　外國爲替認可ノ詐取

一、故意ニ事實ニ關スル不正若ハ不宗全ナル申告ヲ爲シ若ハ之ヲ利用シテ一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）若ハ同令施行ノ爲メニ發シタル規定及訓令ニ依リ必要トセラルル認可ヲ自己又ハ他人ノ爲ニ詐取シタル者ハ禁錮ニ處シ可罰行爲ニ關係アリタル支拂手段、債權、金、其ノ他ノ貴金屬、有價證券、持分權、土地又ハ其ノ他ノ有價物ノ價額十倍以下ノ罰金ヲ併科ス。右ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス。情狀特ニ重キ場合ニ於テハ十年以下ノ懲役ニ處スルコトヲ得

二、故意ニ前項ノ可罰行爲ヲ要求、教唆又ハ提議シタル者ハ右同樣ノ刑ヲ以テ處斷ス

三、右ノ外可罰行爲ニ關係アリタル有價物ハ其ノ物犯人又ハ其ノ共犯者ニ屬セザルトキト雖モ仍ホ之ヲ沒收スルコトヲ得。前段ニ掲グル有價物ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ之ニ相當スル價額ノ沒收ヲ宣告スルコトヲ得

（代償沒收）

第二條　外國爲替證明書ノ詐取

一、故意ニ事實ニ關スル不正若ハ不完全ナル申告ヲ爲シ若ハ之ヲ利用シテ其ノ交付ニ依リ外國爲替法令上ノ制限解除ヲ爲シ若ハ其ノ他外國爲替管理上ノ利益ヲ賦與スヘキ（譯註）證明書ヲ自己又ハ他人ノ爲ニ詐取シタル者ハ禁錮ニ處ス

（譯註）例ヘバ一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第六號（波蘭總督命令公報第二部一三九頁）第三條第三項、後段同日附同部長訓令第八號（波蘭總督命令公報第二部一四二頁）第一條第二項又ハ同日附同部長訓令第九號（波蘭總督命令公報第二部一四三頁）第一條第一項參照

二、前條第二號及第三項ノ規定ハ茲ニ之ヲ準用ス

第三條　報告義務違反

一、故意又ハ過失ニ因リテ一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第一條第三項ノ規定ニ違反シテ外國爲替局、波蘭發券銀行各營業所若ハ關稅監視所ノ求メタル報告及通知ヲ爲サス一定ノ期限內ニ爲サス、不完全若ハ不正ノ報告及通知ヲ爲シ又ハ帳簿若ハ其ノ他ノ書類ヲ提出セズ、一定ノ期

限內ニ提出セズ、若ハ不完全ナル帳簿若ハ其ノ他ノ書類ヲ提出シ又ハ出頭ノ要求ニ應セザル者ハ罰金ニ處ス

二、第一條第三項ノ規定ハ玆ニ之ヲ準用ス

第四條　手　續

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第十七條ノ規定ハ玆ニ之ヲ準用ス（譯註）

（譯註）從ツテ殊ニ特別裁判所ノ管轄ニ關スル規定（同令第十七條第一項前段）デアル。尙ホ一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區ニ於ケル特別裁判所ニ關スル命令（波蘭總督命令公報三四頁）參照

第五條　施　行

本令ハ其ノ公布後一週間ヲ經テ之ヲ施行ス（譯註）

（譯註）卽チ一九四〇年三月十三日ヨリ施行サレタ

ワルシヤウ　一九四〇年二月二十八日

波蘭占領地總督

フ　ラ　ン　ク

十六 外國爲替官廳ニ關スル告示（一九四〇年四月十二日附）

Bekanntmachung über Devisenbehörden vom 12. April 1940.

（Verordnungsblatt GGP. II S. 212）

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）及同令ニ關聯シテ發シタル波蘭總督府外國爲替部長訓令（譯註イ）ニ於テ外國爲替官廳トシテ掲グタルライヒ信用金庫ハ一九四〇年三月二十七日附波蘭總督管區ニ於ケル支拂手段流通ノ統一ニ關スル命令（波蘭總督命令公報第一部一一九頁）ニ依リ一九四〇年四月八日ヲ以テ解散セラレタルニ由リ一九四〇年四月八日以降波蘭發券銀行各營業所（譯註ロ）ヲ以テ之ニ代フルモノトス

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第十九條ニ於テライヒ信用金庫ニ對シ認メタル同令ノ制限及禁止ノ適用除外ハ從テ同日以降波蘭發券銀行ニ移シ之ヲ認ムルモノトス。右ノ外國令ノ制限及禁止ハライヒ信用金庫ノ淸算結了ニ至ル迄ライヒ信用金庫中央管理會ニ對シ亦其ノ適用ヲ除外ス

クラカワ　一九四〇年四月十二日

波蘭總督府外國爲替部長

テ ッ ツ ナ ー

（譯註イ） 同部長訓令第一號乃至第九號參照

（譯註ロ） 一九三九年十二月十五日附波蘭發券銀行ニ關スル命令（波蘭總督命令公報二三八頁）及一九四〇年四月二日附波蘭總督管區ニ於ケル波蘭發券銀行各營業所ノ設置ニ關スル告示（波蘭總督命令公報第二部二〇二頁）參照

十七　外國爲替關係違反行爲ニ於ケル刑ノ免除ニ關スル命令（一九四〇年四月二十三日附）

Verordnung über Gewährung von Straffreiheit bei Devisenzuwiderhandlungen vom 23. April 1940 (Verordnungsblatt GGP. I S. 151)

一九三九年十月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　一、一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）ノ規定ニ違反シ本令施行ノ際財產ヲ外國ニ保存シタル者ニシテ可罰行爲ニ關係アリタル有價物ヲ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リ一九四〇年五月二十日迄ニ波蘭發券銀行ノ管轄營業所ニ提出（譯註イ）シタルトキハ之ヲ罰セザルモノトシ其ノ者ガ右犯行及之ト關聯スル犯行ニ因リ受ケタル（譯註ロ）總テノ刑ヲ免除ス。外國爲替法令ノ規定ニ違反シ

提出義務アル有價物卽チ外國ノ支拂手段、金貨、純金及金合金（原料又ハ半成品）、外國ノ有價證券又ハ內國通貨ヲ以テ表示スル手形及小切手ニシテ外國宛ニ振出シタルモノヲ內國ニ於テ所有シ若ハ之ガ處分權ヲ有スル者（一註ハ）ニ付前段ノ規定ヲ準用ス

（譯註イ及ハ）　一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第十二條及一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第三參照

（譯註ロ）　右外國爲替令第十六條及一九四〇年二月二十八日附第二次波蘭總督管區外國爲替令參照

二、犯人ニシテ本令施行前外國爲替法令ノ規定ニ違反シテ外國又ハ內國ニ保存シタル財產ヲ適時ニ提出セズト雖モ仍ホ事後刑事訴訟手續開始前ニ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リライヒ信用金庫（譯註）又ハ波蘭發券銀行ニ提出シタルトキハ亦刑ヲ免除ス

（譯註）　ライヒ信用金庫ハ一九四〇年四月八日ヲ以テ解散セラレタルコトニ注意

三、犯人本令施行前既ニ其ノ提出義務アル財產ノ一部ニ付處分ヲ了シ本令施行ノ際尙ホ殘存スル部分ノミヲ適法ニ提出シタルトキハ其ノ者ガ提出義務アル有價物ノ認可ナキ處分ニ依リ犯シタル犯行ニ付亦刑ヲ免除ス

四、本令施行ノ際前三項ノ揭グル犯行ニ關シ現ニ繫屬セル刑事訴訟手續ハ一九四〇年五月二十日迄之ヲ中止ス。右期日迄ニ犯人提出義務アル有價物ヲ適法ニ提出シタルトキハ右手續ハ之ヲ停止ス。犯人右期日迄ニ其ノ提出

義務ヲ履行セザルトキハ右手續ハ之ヲ續行ス

五、刑事訴訟手續ヲ停止シタルトキハ獨立ノ手續ニ於ケル可罰行爲ニ關係アリタル有價物ノ沒收モ亦之ヲ行ハズ(譯註)

(譯註) 一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第十六條第三項及第四項、第十七條第二項及一九四〇年二月二十八日附第二次波蘭總督管區外國爲替令第一條第三項、第二條第二項、第三條第二項、第四條參照

六、第一項乃至第三項ニ掲グル犯行ニ關スル有罪判決ニシテ本令施行ニ至ル迄ニ確定シタルモノハ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

第二條　本令ニ基キ提出セラレタル有價物ハ波蘭發券銀行ニ之ヲ送付ス

第三條　本令ハ公布ノ日(譯註)ヨリ之ヲ施行ス

(譯註) 卽チ一九四〇年四月二十三日

波蘭占領地總督　フランク

クラカウ　一九四〇年四月二十三日

十八　波蘭總督管區ニ於ケル清算局ノ設置ニ關スル命令（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Verordnung über die Errichtung einer Verrechnungsstelle im Generalgouvernement vom 20. November 1939. (Verordnungsblatt GGP. S. 52)

（譯註）本令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル。一九三九年十一月十二日附波蘭占領地ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部二〇七七頁）第五條第一項ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

第一條　波蘭總督府外國爲替部内ニ清算局ヲ設置ス。外國爲替部長(Der Leiter der Abteilung Devisen)ハ同時ニ清算局長（Leiter der Verrechnungsstelle)ヲ兼ヌルモノトス。右清算局ハ「クラカウ清算局」(Verrechnungsinstitut Krakau)ト稱ス

第二條　一、清算局ハ一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號（波蘭總督命令公報五三頁）及一九三九年十一月十七日附經濟大臣回章第百三十八ノ三十九第二章ニ依リ獨逸國及波蘭總督管區間ノ支拂義務清算實施ノ爲ニ必要トセラルル事實行爲及法律行爲ヲ處理スベキ義務ヲ負フモノトス

二、清算局ハ殊ニ必要ナル清算取引ヲ爲シ、豫定シタル清算ヲ行ヒ及獨逸國清算金庫（die Ddutsche Verrechnungskasse）ノ爲ニ拂込マレタルライスマルク現在額ヲ管理スルコトヲ要ス

第三條 一、清算局ノ爲スベキ取引ニハ利息ヲ附セズ
二、清算局ハ手數料ヲ徵收スルノ權利ヲ有ス

第三條 一、清算局ハ支拂委託ガ獨逸國清算金庫又ハ波蘭總督管區內ニ居住スル債務者ヨリ自己ニ達スベキ方法ニ依リ支拂委託ヲ爲ス
二、差押、質入及質權讓渡ハ之ヲ考慮スルコトナシ。但シ當該支拂委託ニ於テ此等ノ事實ヲ斟酌シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 清算局ハ署名權者二名ノ共同署名ニ因リ義務ヲ負フ。署名權者氏名ハ業務地域內ニ揭示シテ之ヲ公示ス

第六條 本令施行ノ爲ニ必要ナル規定ハ波蘭總督府外國爲替部長之ヲ發ス

クラカウ 一九三九年十一月二十日

波蘭占領地總督
フ ラ ン ク

十九　波蘭總督府外國爲替部長訓令第一號（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Anordnung Nr. I des Leiters der Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 20. November 1939. (Verordnungsblatt GGP. S. 53)

（譯註）本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル

旅行及國境取引（Reise-und Grenzverkehr）ニ關スル件

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一　公用旅行

一、國防軍、親衛隊指令部隊（die NN-verfügungstruppe）及親衛隊髑髏班（die NN-Totenkopfverbände）ノ所屬者、獨逸公務所及波蘭總督管區公務所ノ官吏雇傭員及勞働者、民族社會主義獨逸勞働黨役員及同黨肢隊所屬團體ノ所屬者ニシテ公用旅行ヲ爲ス者ハ波蘭總督管區及獨逸國領土（保護領ベーメン及メーレンヲ除ク）間ノ國境通過ノ際其ノ雙方ヘノ（譯註イ）國境通過毎ニ六〇〇ヅロッティ又ハ三〇〇ライヒスマルク以下ヲ携行スルコトヲ得

右最高額ノ外外國爲替令第七條第三項ノ自由限界額（Reisefreigrenze）（譯註ロ）ヲ携行スルコトヲ得ザルモノ

トス

（譯註イ）　卽チ波蘭總督管區ヨリ獨逸國領土へ入ル場合ト、獨逸國領土ヨリ波蘭總督管區へ入ル場合トノ各場合ニ付

（譯註ロ）　一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第七條第三項ニ依リ其ノ輸出入ニ付認可ヲ要セザル額卽チ二〇ヅロッティ以下ノ内國貨幣デアル

二、外國爲替關係上ノ利害ヲ考慮シ及兩替ノ困難ヲ避クル爲旅行者ハ原則トシテ其ノ入國スベキ地域ノ支拂手段卽チ波蘭總督管區ヨリ獨逸國領土へ旅行スル場合ニ在リテハライヒスマルク支拂手段、獨逸國領土ヨリ波蘭總督管區へ旅行スル場合ニ在リテハヅロッテイ支拂手段ヲ用意スルコトヲ要ス

三、現在尙ホ流通セルライヒ信用金庫券ノ回收後ト雖モ獨逸國領土ヘノ公用旅行出發前ニライヒスマルク金額ノ適時ノ調達ヲ確保スル爲第一ノ一、ニ揭グル者ノ所屬スル公務所ハ前記ノ範圍内ニ於ケル旅行目的ニ供スベキライヒスマルク支拂手段ヲ認可ナクシテ波蘭總督管區内ニ於テ取得シ最高額三〇〇ライヒスマルクヲ限度トシテ之ヲ前揭ノ者ニ交付スルノ權限ヲ有ス。消費セザリシ金額ハ認可ヲ要セズシテ再ビ之ヲ右公務所ニ於テ兩替スルコトヲ得

四、本訓令第一ノ一、ノ規定ニ基キ波蘭總督管區内ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ガ波蘭總督管區内ニ持込ミタルライヒスマルク紙幣及獨逸國補助貨幣ハ外國爲替令第十二條第一項、第四項及第五項ノ規定ニ從ヒ直接ニ又ハ外國爲替銀行ノ媒介ニ依リ之ヲ波蘭發券銀行各營業所（譯註）ニ引渡スコトヲ要ス。其ノ他ノ入國者ニ關シテハ經

濟省ハ回章ヲ以テ、持込ミタルライヒスマルク支拂手段ハ波蘭總督管區ニ入國後直ニ之ヲ波蘭發劵銀行營業所外國爲替銀行又ハ兩替所ニ於テ兩替スベキ旨指示シタル所ナリ

（譯註）當初玆ニハ各ライヒ信用金庫ガ擧ゲテアツタノデアルガ、其ノ解散ニ伴ヒ、波蘭發劵銀行各營業所ガ之ニ代ツタノデアルコト旣ニ屢々述ベタ通リデアル

第二　商用旅行

一、經濟大臣ノ訓令ニ依レバ獨逸國公務所又ハ波蘭總督管區公務所ノ證明書ニ依リ當該旅行ガ經濟上ノ理由ニ因リ緊急ノ必要アルコトヲ證明シタル商用旅行者ハ三〇〇ライヒスマルク以下又ハ六〇〇ヅロッテイ以下ノ金額ヲ認可ヲ要セズシテ獨・波雙方ヘ携行スルコトヲ得。右ニ依リ予ハ此等ノ者ニ對シ外國爲替令第七條ノ規定ニ依リ此等ノ支拂手段ノ輸出及輸入ニ付本來必要ナルベキ認可ヲ免除ス

二、波蘭總督管區ヨリ獨逸國領土ヘノ商用旅行ニ於ケル自由限界額（Freigrenzebetrag）二〇ヅロッテイヲ超ユル支拂手段ノ携行ハ認可アルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第三　國境取引

一、國境取引ニ在リテハ一日ニ付五ヅロッテイ以下又ハ二・五〇ライヒスマルク以下（但シ最高月額五〇ヅロッテイ以下又ハ二五ライヒスマルク以下）ノ金額ヲ携行スルコトヲ得

二、國境旅行者取引及市場取引(Grenzgänger und Marktverkehr)ニ關シテ、特別ノ指示ヲ留保ス。予ハ稅關ニ對シ緊急ノ場合ニ於テ差當リ右取引ニ於ケル相當額ノ携行ヲ許スベキ權限ヲ賦與ス

クラカウ　一九三九年十一月二十日

波蘭總督府外國爲替部長
テッツナー

二十　波蘭總督府外國爲替部長訓令第二號（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Anordnung Nr. 2 des Leiters der Abteilung Devisen im Aml des Generalgouverneurs vom 20 November 1939.（Verordnungsblatt GGP. S. 54）

（譯註）本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル

波蘭總督管區及獨逸國間ノ清算取引ニ關スル件

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一　原則的規定

一、波蘭總督管區及獨逸國（保護領ベーメン及メーレンヲ除ク）間ノ取引ニ於ケル總テノ支拂ハ專ラ獨逸國清算金庫（die Deutsche Verrechnungskasse）ノ媒介ニ依ル清算方法ニ依リクラカウノクラカウ清算局（Verrechnungsinstitut Krakau）（譯註）ニ對シ之ヲ爲スモノトス。右ノ例外ハ旅行取引及國境取引（Reiseund Grenzverkehr）ニ於テ國境通過ノ際支拂手段ノ携行ガ一定額ヲ限度トシテ許サレタル（本日附予ノ訓令第一號參照）ノ外之ヲ認メズ。獨逸國清算金庫ニ於テ行フベキクラカウ清算局ノ清算勘定ハライヒスマルクニ依リ之ヲ行フ。從テ右勘定ニ對スル拂込ハライヒスマルクニ依リテノミ之ヲ爲スコトヲ得。清算局ニ於ケル獨逸國清算金庫ノ清算勘定ハヅロツテイニ依リ之ヲ維持ス。從テ右勘定ニ對スル拂込ハヅロツテイニ依リテノミ之ヲ爲スコトヲ得

（**譯註**）一九三九年十一月二十日附波蘭總督管區ニ於ケル清算局ノ設置ニ關スル命令第一條參照

二、クラカウ清算局ニ於テ維持セラレタル獨逸國清算金庫ノ清算勘定ニ對スル拂込ハクラカウ外國爲替局ノ認可ニ基キテノミ之ヲ爲スコト（die Devisenstelle Krakau）（**譯註**）ヲ得。但シ本訓令第三ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（**譯註**）一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第二條第一項參照

三、獨逸國清算金庫及ボルスキー・インステイトウト・ロヅラチユンコウイ（Polski Institut Rozrachunkowy）ノ清算勘定ニ於テ既ニ拂込濟ナルモ尚ホ清算未了ナル金額ノ淸算ハ下記ノ規定ニ拘ラズ之ヲ行フ

第二　商品取引

獨逸國領土ヨリ波蘭總督管區ヘノ商品輸入ニ因リ生ジタル債務ニ基ク支拂ハ其ノ支拂ノ時期如何ニ拘ラズ獨逸國清算金庫ノ爲ニクラカウ清算局ニ於テ爲シタル「商品勘定」（Warenkonto）ニ於テ五〇ライヒスペニツヒ＝一ヅロツテイノ換算率ニ依リ之ヲ受領ス

第三　資金取引及商品取引以外ノ支拂取引

一、商品取引外ノ獨逸國領土向ケ支拂ハ其ノ支拂ノ時期如何ニ拘ラズ獨逸國清算金庫ノ爲ニ清算局ニ於テ爲シタル特別勘定（Spezialkonto）ニ於テ五〇ライヒスペニツヒ＝一ヅロツテイノ換算率ニ依リ之ヲ受領ス

二、予ノ訓令第一號第一ニ揭グル者ニ對シテ支拂フベキ俸給報酬、及旅費ハ經濟大臣ノ訓令ニ基キ認可ヲ要セズシテ波蘭總督管區向ケ振替ニ依リ獨逸國公務所之ヲ右特別勘定ニ拂込ムコトヲ得ルモノトス

三、一般ニ一人一曆月ニ付一〇ライヒスマルク以下ノ支拂ハ郵便ニ依リ又ハ外國爲替銀行ヲ通ジ旅券登錄ト交換的ニ之ヲ獨逸國領土宛振替フルコトヲ得ルモノトス

クラカウ　一九三九年十一月二十日

波蘭總督府外國爲替部長

テ ツ ツ ナ ー

二十一　波蘭總督府外國爲替部長訓令第三號（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Anordnung Nr. 3 des Leiters der Abteilnng Devissen im Amt des Generalgouverneurs vom 20. November 1939. (Verordnungsblatt GGP; S. 55)

（譯註）本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル

申告義務及引渡義務ニ關スル件

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通命令ス

一、一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第十二條第一項ノ規定ニ依リ外國爲替ニ關スル有價物及金ノ一回ノ回收實施セラレタリ。本回收ハ一九三九年十月七日附前波蘭占領地（東部オーバーシュレジエンヲ除ク）ニ對スル外國爲替令（譯註イ）第十二條ノ規定ニ代リタルモノナルガ申告期限ニ關シテハ之ニ代リテ何等ノ變更ヲ見ルコトナカリシナリ。管轄ライヒ信用金庫ノ告示（譯註ロ）ト關聯スル一九三九年十月七日附外國爲替令ニ基キ

定メラレタル申告期限ハ變更ナキモノトス。申告義務アル債權ノ申告期限ハ一九三九年十一月三十日ヲ以テ滿了ス。申告義務アル其ノ他ノ有價物ノ申告期限ハ當初一九三九年十月三十一日迄ト定メラレタリ。右期限ハ一般ニ一九三九年十一月四日迄、地區ニ依リテハ當日ヲ過ギ當該ライヒ信用金庫ノ設置後十四日目迄延長セラレタリ。但シ最長一九三九年十一月三十日迄トス。右規定ハ申告義務者ガ一九三九年十月十四日現在有シタル有價物ニ付之ヲ適用ス。一九三九年十月十四日ヨリ一九三九年十一月二十日迄ノ期間ニ取得シタル有價物ニ付テハ一九三九年十月七日附外國爲替令ニ依リ三日ノ申告期限ヲ附シタリ。然レドモ此ノ申告期限ハ既ニ一九三九年十月十四日現在有シタル有價物ノ申告ヲ爲スベカリシ期日迄之ヲ延長ス。但シ此ノ期限ガ前期限ヨリ長キトキニ限ル

（**譯註イ**）陸軍最高司令官ノ發シタル命令波蘭占領地命令公報三三頁參照

（**譯註ロ**）即チ一九三九年十月二十六日附波蘭總督管區ニ於ケル外國有價物ノ申告ニ關スルライヒ信用金庫中央管理會ノ告示（波蘭總督命令公報二一頁）

二、一九三九年十一月二十日ヲ以テ獨逸國領土（保護領ベーメン及メーレンヲ除ク）及波蘭總督管區間ニ外國爲替國境（eine Devisengrenze）ヲ設ケタリ。獨逸國領土ニ編入セラレタル東部地域ニ於ケルヅロツテイヲ以テ表示スル支拂手段及波蘭總督管區ニ於ケルライヒスマルクヲ以テ表示スル貨幣ノ豫定ノ回收（**譯註**）ト同時ニ右外國爲替國境ハ又通貨國境（Währungsgrenze）タルベキモノトス。右ノ理由ニ依リライヒスマルク又ハレンテンマルクヲ以テ表示スル支拂手段亦一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第十二條ノ規定ニ從ヒ申告義務ニ服スルモノトス

（譯註）新編入東部地域ニ於ケルヅロッテイヲ以テ表示スル支拂手段ノ回收ハ、一九三九年十一月二十二日附編入セラレタル東部地域ニ於ケルライヒスマルク貨ノ流通ニ關スル命令（公報第一部二二九一頁）ニ依リ行ハレタ。同令ニ依レバ、ヅロッテイハ一九三九年十一月二十七日ヲ以テ右地域ニ於ケル法貨タルノ效力ヲ失ヒ、其ノライヒスマルク支拂手段トノ交換期限ハ、一九三九年十二月九日迄トサレタノデアル

ライヒスマルク又ハレンテンマルクヲ以テ表示スル支拂手段ニシテ一九三九年十一月二十日現在申告義務者ニ屬シタルモノハ左記ニ依リ之ヲ申告スベシ

（イ）一ペニツヒ、二ペニツヒ、五ペニツヒ及一〇ペニツヒノ小額貨幣ハ一九三九年十二月三十日迄

（ロ）其ノ他ノ支拂手段ハ一九三九年十二月十五日迄

一九三九年十一月二十一日以後取得シタルライヒスマルク支拂手段及レンテンマルク支拂手段ニ付テハ一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第十二條第三項ニ定ムル三日ノ申告期限ニ變更ナキモノトス

ライヒ信用金庫券（譯註）ハ當分申告義務ニ服セズ

（譯註）一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第二條第一項第二號參照

三、獨逸國領土（保護領ベーメン及メーレンヲ除ク）内ニ居住スル者ニ對スル債權ニシテライヒスマルクヲ以テ表示スルモノ、右地域内ニ於テ振出シタル有價證券及獨逸國領土内ニ居住セザル管理人ニ依リ獨逸國有價證券又ハ

債務證券ニ付テハ當分申告義務ヲ免除ス

クラカウ　一九三九年十一月二十日

波蘭總督府外國爲替部長

テ ッ ツ ナ ー

二十二　波蘭總督府外國爲替部長訓令第四號（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Anordnung Nr. 4 bes Leiters der Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 20. November 1939. (Verordnungsblatt GGP. S. 57)

（譯註）本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル

猶太人財産保全ノ爲ノ一般的措置ニ關スル件（譯註）

（譯註）一九四〇年三月一日附外國爲替部長訓令第七號第二項參照。右ニ依レバ、指導監督ガ受託者ニ委ネラレタ猶太人營業ノ營業財産ニ付テハ、本訓令ノ適用ナキモノトサレル。

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

一、金融機關乃至信用機關ニ於ケル資金（貸借勘定）、寄託及私書函ニシテ匿名卽チ擬制的氏名、番號、記號等ヲ以テ設定セラレタルモノハ之ヲ閉鎖ス

二、金融機關乃至信用機關ニ於ケル資金（**譯註イ**）、寄託及私書函ニシテ猶太人ノ名義ヲ以テ設定セラレタルモノ又ハ其ノ處分權ガ猶太人ニ屬スルモノハ之ヲ閉鎖ス（**譯註ロ**）

（**譯註イ**）一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第七號第一條第一項參照。同訓令ニ依レバ振替口座（Postscheckkonten）ハ本規定ノ意義ニ於ケル資金（Guthaben）ニ非ズトサレル

（**譯註ロ**）一九三九年十一月十五日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第十五條第二項及一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第六號第二條參照

三、猶太人ハ自己ノ處分シ得ベキ貯金（Bankguthaben）、金庫（Safes）及寄託物（Depots）ヲ遲滯ナク、遲クトモ一九三九年十二月三十一日迄ニ一ノ銀行ニ一括スベキ義務ヲ負フ。右ノ例外ハ外國爲替局ノ認可アルトキニ限リ之ヲ認ムルコトヲ得

四、（一）金融機關乃至信用機關ハ第二項ノ規定ニ依リ閉鎖シタル資金ノ中ヨリ一週二五〇ヅロッティ以下ノ金額ヲ處分權者ニ對シ又ハ處分權者ノ爲ニ第三者ニ對シ認可ヲ要セズシテ拂渡スコトヲ得（**譯註**）

（**譯註**）猶太人ニ對シ振替貯金（Postscheckguthaben）ヨリ現金拂渡ヲ爲スニハ、常ニクラカウ外國爲替局ノ認可ヲ

要スル（一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第七號第一條第一項後段參照）

（二）營利的企業ノ現ニ必要トスル目的ニ供セシムル爲取引アル銀行又ハ金庫ニ對シ其ノ必要性ヲ證明シタル必要金額ハ閉鎖シタル資金ノ中ヨリ認可ヲ要セズシテ之ヲ拂渡スコトヲ得

五、猶太人ニ對スル五〇〇ヅロツテイヲ超ユル金額ノ支拂ハ其ノ者ノ爲ニ金融機關乃至信用機關ニ於ケル勘定ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得。同一ノ債務關係ニ基キ一暦月內ニ於テ爲ス支拂ハ前記金額ノ算定ニ當リ之ヲ合算スルコトヲ要ス（譯註）

（譯註）一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第二條第一項參照

六、（一）猶太人ハ自己ノ占有シ且所有スル現金ニシテ其ノ額二〇〇〇ヅロツテイヲ超ユルモノハ本訓令施行後又ハ右金額取得後遲滯ナク之ヲ金融機關乃至信用機關ニ於ケル勘定ニ拂込ムベキ義務ヲ負フ。本訓令第四項（二）ノ規定ハ之ニ依リ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

（二）猶太人ニシテ右ノ如キ金額ヲ所有ノ意思ヲ以テ占有シ又ハ受託者ニ依リ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ當該金額ノ處分權ヲ行使スル者ハ右ト同一ノ義務ヲ負フ。受託者、財產管理人其ノ他ノ者ニシテ猶太人ニ屬スル現金ヲ占有スル者亦同ジ

七、前記各規定ノ適用ヲ受ケタル有價物ニ關スル返還請求ハ關稅監視所（Zollfahndungsstellen）（譯註）之ヲ管

掌ス。

（譯註）一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第一條第三項ノ（譯註ロ）參照

クラカウ　一九三九年十一月二十日

波蘭總督府外國爲替部長
テッツナー

二十三　波蘭總督府外國爲替部長訓令第五號（一九三九年十一月二十日附）（譯註）

Anordnung Nr. 5 des Leiters der Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 20. November 1939.（Verordnungsblatt GGP. S. 58）

（譯註）本訓令ハ一九三九年十一月二十一日ヨリ施行サル。

自由ナル外國人ノ資金（freie Ausländerguthaben）及閉鎖資金（gesperrrte Guthaben）ニ關スル件

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

一、左ニ掲グルモノハ之ヲ自由ナル外國人資金トス

（イ）波蘭發券銀行ノ營業所（譯註）又ハ外國爲替銀行ニ於ケル內國又ハ外國ノ通貨ヲ以テ表示スル外國人ノ資金ニシテ一九三九年十月十五日以後自由ナル外國爲替ノ拂込又ハ振替ニ因リ發生シタルモノ

（譯註）當初玆ニハライヒ信用金庫ガ擧ゲテアツタノデアルガ、其ノ解散ニ伴ヒ、波蘭發券銀行ノ營業所ガ之ニ代ツタノデアルコトニ就テハ、既ニ屢々述ベタル所ト同樣デアル

（ロ）內國ノ金融機關乃至信用機關ニ對スル外國人ノ貸ニシテ外國爲替局ノ明示的認可ニ基キ自由ナル外國人ノ資金トシテ取扱ハルルモノ

二、自由ナル外國人ノ資金ハ波蘭總督管區外國爲替令第六條（ロ）ノ規定ニ依ル認可ヲ要セズシテ之ヲ處分スルコトヲ得

三、內國ノ金融機關乃至信用機關ニ對スル外國人ノ貸ニシテ第一項ニ掲グル以外ノモノハ之ヲ閉鎖資金（譯註）トス。此等ノ資金及貸方（Gutschriften）ノ處分、閉鎖勘定（Gesperrte Konten）ニ對スル拂込及振替ハ予ノ認可アルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

（譯註）其ノ取扱ニ關シテハ、一九四〇年三月一日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第六號參照

クラカウ　一九三九年十一月二十日

波蘭總督府外國爲替部長

テッツナー

二十四　波蘭總督府外國爲替部長訓令第六號（一九四〇年三月一日附）

Anordnung Nr. 6 des Leiters ber Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 1. März 1949.（Verorbnungsblatt GGP. II S. 13）

閉鎖資金（Sperrguthaben）ニ關スル件

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一條　外國人資金（Ausländerguthaben）（譯註）

（譯註）一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第五號參照

一、外國人ノ資金（譯註）ヲ取扱フ外國爲替銀行ハ之ヲ「舊閉鎖資金」（Altsperrguthaben）、「信用閉鎖資金」（Kreditsperrguthaben）又ハ「舊外國通貨資金」（Alte Währungsguthaben）トシテ取扱フベシ

（譯註）卽チ「閉鎖資金」デアル（前記同部長訓令第五號第三項參照）

二、前項ノ意義ニ於ケル

一　舊閉鎖資金トハ

內國ノ信用機關ニ於ケルヅロツテイヲ以テ表示スル外國人ノ資金ニシテ

（イ）ヅロツテイ金額ノ拂込ニ因リ一九三九年十一月十五日迄ニ成立シタルモノ

（ロ）舊外國通貨資金ノ變更ニ因リ成立スルモノヲイフ

二、信用閉鎖資金トハ

內國ノ信用機關ニ於ケルヅロツテイヲ以テ表示スル外國人ノ資金ニシテ

（イ）ヅロツテイ金額ノ拂込ニ因リ一九三九年十一月十六日以後成立シタルモノ

（ロ）クラカウ外國爲替局ノ認可ヲ得テヅロツテイ金額ノ拂込ニ因リ成立スルモノヲイフ

三　舊外國通貨資金トハ

內國ノ信用機關ニ於ケル外國通貨ヲ以テ表示スル外國人ノ資金ニシテ一九三九年十一月十五日以前ニ成立シタルモノヲ謂フ

第二條　內國人タル猶太人ノ資金

內國人タル猶太人ノ資金ニシテ一九三九年十一月二十日附予ノ訓令第四號（波蘭總督命令公報五七頁）又ハクラカウ外國爲替局ノ特別命令ニ基キ閉鎖セラレタルモノハ之ヲ（處分ヲ制限セラレタル保全資金」（beschrankt verfügbare Sicherungsguthaben）ト呼稱ス

第三條　信用閉鎖勘定（Kreditsperrkonto）ニ對スル拂込

一、信用閉鎖勘定ニ對シ支拂ニ關スル認可ハ債權者ガ其ノ支拂ヲ代物辨濟トシテ受領スベキコトヲ承諾シタルトキ及當該信用閉鎖勘定ノ取扱ヲ爲シ又ハ爲スベキ外國爲替銀行ガ相殺ノ危險ナキコトヲ保證シタルトキ（代物辨濟受領宣言及相殺不能宣言＝Erfüllungs-Annahmeerklärung und Nichtaufrechnungserklärung）ニ限リ之ヲ與フルコトヲ得

二、代物辨濟受領宣言ハ信用閉鎖勘定ニ對シテ爲ス支拂ニシテ名目價額（但シ外國通貨ヲ以テ表示スル債務ニ在リテハ波蘭發券銀行（譯註）ノ發表ニ係ル其ノ支拂ニ先立ツ平日ニ於ケル當該通貨ノ平均相場ニ依リ之ヲ換算ス）ニ滿チタルモノハ債權ノ辨濟トシテ之ヲ受領スベキコト、保全資金ハ返還セラルベキコト及第三者ハ保證義務及擔保義務ヲ免ルベキコトヲ以テ其ノ內容ト爲スモノナルコトヲ要ス

（**譯註**）當初玆ニハライヒ信用金庫ガ擧ゲテアツタガ、其ノ解散ニ伴ヒ波蘭發券銀行ガ之ニ代ツタノデアルコト、既ニ屢々述ベタ所ト同樣デアル

三、信用閉鎖資金ノ處分ニ付認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ支拂ノ原因及受益者ノ正確ナル宛名ヲ申告スベシ。支拂ノ原因ハ證明力アル證據ニ依リテ之ヲ立證スルコトヲ要ス（譯註）

（譯註）此ノ立證ニ關スル欺罔行爲ノ處罰ニ就テハ、一九四〇年二月二十八日附第二次波蘭總督管區外國爲替令第二條參照

第四條　施　行

本訓令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス

（譯註）一九四〇年三月七日デアル

クラカウ　一九四〇年三月一日

波蘭總督府外國爲替部長　テ　ッ　ナ　ー

二十五　波蘭總督府外國爲替部長訓令第七號（一九四〇年三月一日附）

Anordnung Nr. 7 des Leiters der Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 1. März 1940. (Verordnungsblatt GGP. II S. 141)

猶太人財産保全ノ爲ノ一般的措置ニ關スル件（譯註）

（譯註）一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第四號參照

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一條　一、振替口座（Postscheckkonten）ハ一九三九年十一月二十日附予ノ訓令第四號（波蘭總督命令公報五七頁）ノ意義ニ於ケル銀行勘定（Bankkonten）ニ非ザルモノトシ従テ同訓令ニ於テ銀行勘定ニ付定メタル制限ニ服セザルモノトス。但シ猶太人ニ對シ振替貯金（Postscheckguthaben）中ヨリ現金拂渡ヲ爲スニハ常ニクラカウ外國爲替局ノ認可ヲ要ス

二、予ノ訓令第四號ノ各規定ハ管理ヲ受者託ニ委ネタル猶太人營業ノ營業財産ニ付之ヲ適用セズ

第二條　一、五〇〇ヅロツテイヲ超ユル金額ノ支拂ニ付テハ猶太人ハ其ノ支拂ガ自己ノ爲ニ金融機關乃至信用機關ニ於ケル勘定ニ對シ又ハ自己ノ振替口座ニ對シ爲サレタルトキニ限リ之ヲ受領スルコトヲ得。予ノ訓令第四號第五項後段ノ規定ハ玆ニ之ヲ準用ス（譯註）

（譯註）　尙ホ右訓令第四號第五項前段參照

二、猶太人ハクラカウ外國爲替局ノ認可ヲ得タルトキニ限リ金及其ノ他ノ貴金屬（加工シタルモノ及ビ加工セザルモノヲ含ム）又ハ此等ノ金屬ノ屑ヲ取得スルコトヲ得（譯註）

（譯註）　一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令第八條參照

第三條　本訓令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス

クラカウ　一九四〇年三月一日

波蘭總督府外國爲替部長

テ　ッ　ツ　ナ

（譯註）一九四〇年三月七日デアル

二十六　波蘭總督府外國爲替部長訓令第八號（一九四〇年三月一日附）

Anordnung Nr. 8 des Leiters der Abteilnug Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 1. März 1940. (Verordnungsblatt GGP. II S. 142)

獨逸國ニ對スル俸給ノ振替ニ關スル件（譯註）

（譯註）一九三九年十一月二十日附波蘭總督區ニ於ケル清算局ノ設置ニ關スル命令及一九三九年十一月二十日附波蘭總督府外國爲替部長訓令第二號參照

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一條　一、親衞隊指令部隊及親衞隊髑髏班ノ所屬者、獨逸國公務所及波蘭總督管區公務所ノ官吏、雇傭員及勞働者、民族社會主義獨逸勞働黨、同黨肢隊及同黨所屬團體ノ役員ハ外國爲替ニ關スル認可ヲ要セズシテ其ノ俸給、手當及其ノ他ノ所得又ハ其ノ一部ヲ獨逸國內ニ居住スル自己ノ家族及其ノ他ノ者ニシテ自己ガ扶養ノ義務ヲ負

ヘル者ヲ扶養スル爲クラカウ清算局ヲ經由スルコトナク獨逸國宛ニ振替フルコトヲ得。但シ其ノ振替ガ俸給、手當及其ノ他ノ所得ノ支拂ヲ爲スベキ公務所ニ依リ直接ニ爲サルルトキニ限ル

二、前項ニ記載シタル者ハ獨逸國內ニ居住スル自己ノ家族及其ノ他ノ者ニシテ自己ガ扶養ノ義務ヲ負ヘル者ヲ扶養スル爲メ又ハ獨逸國內ニ存スル債務ヲ辨濟スル爲月額二〇〇ヅロッテイ以下ノ金額ヲ郵便爲替（Postüberweisung）ニ依リ獨逸國宛送金スルコトヲ得。但シ其ノ振替ニ付當該長官ノ書面ニ依ル推薦アリタルトキニ限ル。從テ予ハ前項ニ記載シタル官公署ニ對シ右推薦狀ヲ發スルノ權限ヲ賦與ス。但シ予ハ此等ノ官公署ニ對シ外貨節約ノ見地ヨリ郵便爲替ニ付月額二〇〇ヅロッテイノ限度ヲ絕對ニ超ユルコトナキ樣配慮スベキコトヲ要望ス。官印ヲ押捺シタル推薦狀ハヅロッテイ金額ノ拂込ヲ爲ス際之ヲ拂込郵便局ニ呈示スベク郵便局ハ之ニ消印シテ保存スベシ

三、獨逸國宛月額二〇〇ヅロッテイヲ超ユル金額ノ振替ハクラカウ外國爲替局ノ事前ノ認可ヲ得タルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二條　本訓令ハ遡及的ニ一九四〇年二月十二日ヨリ之ヲ施行ス

波蘭總督府外國爲替部長

テッツナー

クラカウ　一九四〇年三月一日

二十七　波蘭總督府外國爲替部長訓令第九號（一九四〇年三月一日附）

Anordnung Nr. 9 des Leiters der Abteilung Devisen im Amt des Generalgouverneurs vom 1. März 1940. (Verordnungsblatt GGP. II S. 143)

移住ニ關スル件（譯註）

（譯註）一九三九年十一月十五月附波蘭總督管區外國爲替令第十三條及第十四條參照

一九三九年十一月十五日附波蘭總督管區外國爲替令（波蘭總督命令公報四四四頁）第二十條ノ規定ニ基キ予ハ左ノ通訓令ス

第一條　一、移轉財産ノ輸出ニ關スル移住者ノ認可申淸書ハ遲クトモ移住ノ日ヨリ一箇月前迄ニクラカウノクラカウ外國爲替局ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

二、右申請書ニハ左ノ證據書類ヲ添附スベシ

（イ）最新日附ノ納稅證明書

（ロ）警察ノ屆出證明書

三、必要ナル申請書用紙ハクラカウ所在クラカウ外國爲替局又ハルブリン、ラドム、チエンストシヤウ及ワルシヤウ所在クラカウ外國爲替局案内所ニ於テ之ヲ交付ス

四、外國爲替局ハ移轉財産ノ輸出ニ關スル認可ヲ與フルニ付現物公課ノ納付ヲ條件ト爲スコトヲ得

第二條　本訓令ハ公布ノ日（譯註）ヨリ之ヲ施行ス

クラカウ　一九四〇年三月一日

波蘭總督府外國爲替部長

テ　ッ　ツ　ナ　ー

（譯註）一九四〇年三月七日デアヂ

二十八　ライヒ信用金庫ニ關スル命令（一九四〇年五月三日附）

Verordnung über Reichskreditkassen vom 3. Mai 1940 (RGBl. I S. 743-4)

最高國防會議ハ法律ノ效力ヲ有スル左ノ命令ヲ發ス

第一條　一、デンマーク及ノールウエーニ在ル獨逸軍隊ニ貨幣ヲ調達スル爲ライヒ信用金庫券ヲ發行スルコトヲ得。右發行ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ爲ス。ライヒ信用金庫中央管理會ハ其ノ住所ヲ、ベルリンニ置ク

二、管理委員會ヲ設置シ、其ノ住所ヲベルリンニ置ク。管理委員會ハ獨逸ライヒスバンク總裁ノ指名シタル者（內一名ハ之ヲ委員長トス）ノ外、財務大臣、經濟大臣及ビ國防軍最高司令部ノ代理人各一名ヲ以テ之ヲ組織ス

二條　一、ライヒ信用金庫中央管理會ハ少クトモ二名ヨリ成ル幹部之ヲ指導ス。幹部ノ選任ハ管理委員會之ヲ爲ス

二、中央管理會ノ宣言ニシテ中央管理會ノ幹部二名ニ依リ爲サレタルモノナルトキハ拘束力アルモノトス。管理委員會ノ定メタル幹部ノ代理亦宣言ヲ爲スコトヲ得

第三條　管理委員會ハ中央管理會ノ措置ニ付報告ヲ受クルモノトス。ライヒ信用金庫中央管理會ハ管理委員會ニ對シ各暦月末ニ既發ライヒ信用金庫劵ノ總額及手持準備手段ニ關スル一覽表ヲ提出スベシ

第四條　ライヒ信用金庫中央管理會ハ第一條第一項ニ揭グル目的ノ爲五億ライヒスマルクヲ限度トシテライヒニ對シ貸附ヲ爲ス

第五條　一、ライヒ信用金庫劵ハ額面額五〇ライヒスマルク、二〇ライヒスマルク、五ライヒスマルク、二ライヒスマルク及一ライヒスマルク並ニ五〇ペニツヒトス

二、ライヒ信用金庫中央管理會ハライヒ信用金庫劵ノ發行ニ先チ其ノ詳細ナル規定ヲ公告スベシ

第六條　一、ライヒ信用金庫中央管理會ハ破損、汚損又ハ流通ニ因リ毀損シタルライヒ信用金庫劵ヲ新金庫劵ト交換スベキ義務ヲ負フ

二、中央管理會ハ毀損シタルライヒ信用金庫劵ニ付其ノ所有者ガ半分ヨリ大ナル金庫劵ノ一部ヲ提出シタルトキ又ハ右所有者ガ半分若ハ其レヨリ小ナル部分ヲ提出シタル金庫劵ノ殘餘ガ旣ニ滅失シタル旨ノ證明ヲ爲シタル

トキハ賠償ヲ爲スベシ。中央管理會ハ訴訟手續ニ依ラズシテ右證明ガ正當ナリヤ否ヤヲ決定ストス
三、中央管理會ハ金庫券ノ回收及廢止ヲ爲シ且其ノ細則ヲ設クベシ。右細則ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス
四、回收シタル金庫券ハ中央管理會ノ定ムル期間ノ滿了シタル後之ヲ無效トス
五、中央管理會ハ破滅紛失又ハ無效ト爲リタル金庫券ニ付賠償ノ義務ヲ負フコトナシ
第七條　一、眞正ノ金庫券トシテ流通セシムルノ目的ヲ以テ國家信用金庫券ヲ僞造又ハ變造シタル者ハ懲役ニ處ス
但シ情狀酌量スベキ者ハ之ヲ禁錮ニ處ス
二、情ヲ知テ僞造又ハ變造ニ係ル金庫券ヲ行使シ又ハ眞正ノ金庫券トシテ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者亦之ヲ罰ス。僞造又ハ變造ニ係ル金庫券ヲ其ノ始メ善意ニ收得シタル後其ノ僞造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處ス本項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
三、刑ヲ科スルノ外可罰行爲ニ關係アリタル物件ヲ沒收スルコトヲ得。特定ノ人ニ對シ刑ノ訴追又ハ處罰ヲ爲シ得ザルトキハ沒收ハ之ヲ獨立ニ言渡スコトヲ得
第八條　ライヒ信用金庫中央管理會ニ對シテハ總テノ公租及公課並ニ總テノ種類ノ手數料ハ之ヲ免除ス
第九條　ライヒ信用金庫中央管理會ノ決算ハ管理委員會ノ詳細ナル指令ニ依リ之ヲ檢査ス
第十條　ライヒ信用金庫中央管理會ノ收入ハ管理費用ノ控除ヲ爲シタル後臨時ノ缺額補塡ノ爲之ヲ、使用スルコトヲ得
第十一條　財務大臣及經濟大臣ハ國防軍最高司令部ト協議ノ上本令ノ施行及補充ノ爲必要ナル規定ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

右ノ場合本令ト異ル定ヲ爲スコトヲ得

第十二條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一九四〇年五月三日　ベルリン

最高國防會議議長　ゲーリング元帥
經濟總監　ワルター・フンク
國防軍最高司令官　カイテル
國務大臣兼內閣書記官長　ランマース博士

二十九　ライヒ信用金庫ニ關スル命令改正令（一九四〇年五月十五日附）

Verordnung zur Änderung der Verordnung über Reichskreditkassen.
vom 15. Mai 1940 (RGBl. I S. 770)

一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令（公報第一部七四三頁）第十一條ニ基キ國防軍最高司令部ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令ヲ左ノ通改正ス

一、第一條ハ左ノ如ク之ヲ改ム

第一條　一、デンマーク、ノールウエー、ベルギー、フランス、ルクセンブルク及オランダニ在ル獨逸軍隊ニ貨幣

ヲ調達スル爲並ニ右地域ニ於テ支拂手段及經濟ヲ確保スル爲ライヒ信用金庫劵及ライヒ信用金庫貨ヲ發行スルコトヲ得

二、右ノ發行ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ爲ス。ライヒ信用金庫中央管理會ハ其ノ住所ヲベルリンニ置ク

三、管理委員會ヲ設置シ其ノ住所ヲベルリンニ置ク、管理委員會ハ獨逸ライヒスバンク總裁ノ指名シタル者（內一名ハ之ヲ委員長トス）ノ外、財務大臣、經濟大臣、國防軍最高司令部及陸軍最高司令官ノ代理人各一名ヲ以テ組織ス

二　第四條ハ左ノ如ク之ヲ改ム

第四條　ライヒ信用金庫中央管理會ハ第一條第一項ニ掲グル目的ノ爲ライヒニ對シ三十億ライヒスマルクヲ限度トシテ貸附ヲ爲ス

三、第五條ハ左ノ如ク之ヲ改ム

第五條　一、ライヒ信用金庫劵ハ額面額五〇ライヒスマルク、二〇ライヒスマルク、五ライヒスマルク、二ライヒスマルク及一ライヒスマルク並ニ五〇ペニツヒトス

二、ライヒ信用金庫中央管理會ハライヒ信用金庫劵及ライヒ信用金庫貨ノ發行ニ先チ其ノ詳細ナル規定ヲ公告スベシ

四、第七條ニ左ノ第四項ヲ附加ス

四、第一條乃至第三項ノ規定ハライヒ信用金庫貨ニ之ヲ準用ス

第二條　財務大臣ハ一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令ヲ變更スルノ權限ヲ有ス

第三條　本令ハ一九四〇年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

一九四〇年五月十五日　ベルリン

財務大臣伯爵　シュウエーリン・フオン・クロージツク

經濟大臣　ワルター・フンク

三十　ライヒ信用金庫ニ關スル命令改訂告示（一九四〇年五月十五日附）

Bekanntmachung der neuen Fassung der Verordnung über Reichskreditkassen vom 15. Mai 1940 (RGBl. I S. 774)

一九四〇年五月十五日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令改正令（公報第一部七七〇頁）第二條ニ基キ爾今改訂ヲ爲シタル後適用スベキ一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令（公報第一部七四三頁）原文ヲ左ニ告示ス

財務大臣

一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令

第一條　一、デンマーク、ノルウエー、ベルギー、フランス、ルクセンブルク及オランダニ在ル獨逸軍隊及獨逸政官廳ニ貨幣ヲ調達シ並ニ右各地域ニ於ケル支拂取引及經濟ヲ確保スル爲ライヒ信用金庫券及ライヒ信用金庫貨ヲ發行スルコトヲ得

二、右發行ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ爲ス。ライヒ信用金庫中央管理會ノ住所ハ之ヲベルリンニ置ク

三、管理委員會ヲ設置シ其ノ住所ヲベルリンニ置ク。管理委員會ハライヒスバンク總裁ノ指名シタル者――內一名ハ之ヲ委員長トス――ノ外、財務大臣、經濟大臣、國防軍最高司令部及陸軍最高司令官ノ代理人各一名ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條　一、ライヒ信用金庫中央管理會ノ指導ニ付テハ少クトモ二名ヨリ成ル幹部之ニ當ルモノトス。幹部ノ選任ハ管理委員會之ヲ行フ

二、中央管理會ノ爲シタル宣言ニシテ中央管理會ノ幹部二名ニ依リテ爲サレタルトキハ拘束力アルモノトス。管理委員會ノ定メタル代理人亦右宣言ヲ爲スコトヲ得

第三條　中央管理會ノ爲シタル措置ニ付テハ絕エズ之ヲ管理委員會ニ報告スベシ。ライヒ信用金庫中央管理會ハ管理委員會ニ對シ各曆月末ニ既發ライヒ信用金庫券ノ總額及現存發行準備ノ一覽表ヲ提出スルコトヲ要ス

第四條　ライヒ信用金庫中央管理會ハ第一條第一項ニ揭グル目的ノ爲三十億ライヒスマルクヲ限度トシテライヒニ貸附ヲ爲ス

第五條　一、ライヒ信用金庫券ハ額面額五十ライヒスマルク、二十ライヒスマルク、五ライヒスマルク及一ライヒスマルク並ニ五十ペニツヒトス。ライヒ信用金庫貨ハ十ペニツヒ及五ペニツヒトス

二、ライヒ信用金庫中央管理會ハ其ノ發行ニ先チライヒ信用金庫券及ライヒ信用金庫貨ニ關スル詳細ナル規定ヲ公告スルコトヲ要ス

第六條　一、ライヒ信用金庫中央管理會ハ破損、汚損又ハ流通ニ因リ毀損シタルライヒ信用金庫券ヲ新金庫券ト交

換スベキ義務ヲ負フ

二、毀損シタルライヒ信用金庫券ニ付其ノ所有者ニ於テ當該金庫券ノ半分ヨリ大ナル部分ヲ提示シタルトキ又ハ其ノ半分若ハ其レヨリ小ナル部分ヲ提示シ其ノ殘餘ハ滅失シタル旨證明ヲ爲シタルトキハ中央管理會ハ之ガ賠償ヲ爲スベシ。中央管理會ハ訴訟手續ニ依ルコトナクシテ右ノ證明ノ爲サレタリヤ否ヤヲ決定ス

三、中央管理會ハ金庫券ノ回收又ハ廢止ヲ爲シ且其ノ細則ヲ設クベシ右細則ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

四、回收シタル金庫券ニシテ中央管理會ノ定メタル期間ヲ經過シタルモノナルトキハ之ヲ無效トス

五、中央管理會ハ破滅、紛失、又ハ無效ト爲リタル金庫券ニ付賠償ノ義務ヲ負フコトナシ

第七條　一、眞正ノ金庫券トシテ流通セシムルノ目的ヲ以テライヒ信用金庫券ヲ僞造又ハ變造シタル者ハ懲役ニ處ス。但シ情狀酌量スベキ者ハ之ヲ禁錮ニ處ス

二、情ヲ知テ僞造又ハ變造ニ係ル金庫券ヲ行使シ若ハ眞正ノ金庫券トシテ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者亦之ヲ罰ス。僞造又ハ變造ニ係ル金庫券ヲ其ノ始メ善意ニ收得シタル後其ノ僞造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處ス。本項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

三、刑ヲ科スルノ外可罰行爲ニ關係アリタル物件ヲ沒收スルコトヲ得。特定ノ人ニ對シ刑ノ訴追又ハ處罰ヲ爲シ得ザルトキハ沒收ハ之ヲ獨立ニ言渡スコトヲ得

四、第一項乃至第三項ノ規定ハライヒ信用金庫貨ニ之ヲ準用ス

第八條　ライヒ信用金庫中央管理會ニ對シテハ總テノ公租及公課並ニ總テノ種類ノ手數料ハ之ヲ免除ス

第九條　ライヒ信用金庫中央管理會ノ決算ハ管理委員會ノ詳細ナル指令ニ依リ之ヲ檢査ス

第十條　ライヒ信用金庫中央管理會ノ收入ハ管理費用ノ控除ヲ爲シタル後臨時ノ缺額補顚ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得

第十一條　財務大臣及經濟大臣ハ國防軍最高司令部ト協議ノ上本令ノ施行及補充ノ爲必要ナル規定ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

右ノ場合本令ト異ル定ヲ爲スコトヲ得

第十二條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三十一　占領地ニ於ケルライヒ信用金庫ノ設置及其ノ業務範圍ニ關スル命令（一九四〇年五月十五日附）

Beichskreditkassen über die Errichtung und den Geschäftskreis von Reichskreditkassen in den besetzten Gebieten. Vom 15. Mai 1940 (RGBl. I S. 771-2)

一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令第十一條ニ基キ國防軍最高司令部ト協議ノ上左ノ通命令ス

第一條　一、一九四〇年五月十五日附財務大臣告示（公法第一部七四三頁）ニ依ル改定一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令第一條第一項ニ揭グル諸地域ニライヒ信用金庫ヲ設クルコトヲ得

二、ライヒ信用金庫中央管理會ハライヒ信用金庫ノ幹部及必要トスペキ代表者ヲ選任シ並ニライヒ信用金庫ノ住所及施設ヲ定メ並ニ營業ノ規律ヲ爲ス

第二條　一、幹部ハ裁判上及裁判外ニ於テライヒ信用金庫ヲ代表ス。ライヒ信用金庫幹部ノ爲シタル宣言ニシテ當該ライヒ信用金庫ノ業務範圍內ニ於テ二名ノ幹部又ハ代理人之ヲ爲シタルトキハ拘束力アルモノトス

二、ライヒ信用金庫ノ代表權ヲ有スル者ノ氏名及署名筆蹟ハ營業所ニ於ケル掲示ニ依リ之ヲ公告スルコトヲ要ス

三、ライヒ信用金庫ニ對スル意思表示ハ代表權者ニ對スル意思表示ヲ爲スヲ以テ足ル

第三條　一、ライヒ信用金庫ハ第一條第一項ニ掲グル地域ニ於ケル通貨、支拂及信用取引ヲ規律スペキ權限ヲ有ス

二、ライヒ信用金庫ハ中央管理會ノ詳細ナル指示ニ從ヒ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

（イ）通常三名少クトモ二名ノ支拂能力アリト認メラレタル者ヲ債務者トスル手形及小切手ノ賣買。但シ當該手形ハ買入ノ日附ヨリ計算シテ六箇月以內ニ滿期ニ達スルモノナルコトヲ要ス

（ロ）適當ナル擔保ヲ供セシメ通常六箇月ヲ超エザル利附貸付ヲ爲スコト

（ハ）無利子資金ヲ振替取引又ハ預金トシテ受入ルルコト

（ニ）各種ノ銀行委託業務ノ執行、殊ニ手形其ノ他ノ證書ノ取立ヲ爲スコト

（ホ）有價物件、殊ニ有價證券ノ保管及管理ヲ爲スコト

三、前項ニ掲グル業務ト異リタル業務ニ付テハ中央管理會ノ明示的同意ヲ得タルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得。ライヒ信用金庫ハ手形ノ引受ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條　一、擔保ノ設定ハ左ノ孰レカノ方法ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

（イ）第三條第二項（イ）號ニ定ムル適格手形ノ質入
（ロ）ライヒ信用金庫中央管理會ノ許可シタル有價證券ノ質入
（ハ）腐敗ノ虞ナキ總テノ商品ノ質入。但シ當該質物ノ占有ヲ爲シ得ベキ物件ニ限ル
（ニ）公法上ノ施設ニ對スル貸付ニ付テハ當該施設ノ債務證書若ハ財產物件ノ受領又ハ質入
二、ライヒ信用金庫ハ右ニ定メタルモノノ外副擔保殊ニ保證ヲ請求シ又ハ認許スルコトヲ得
三、ライヒ信用金庫ニ對シ商品ノ質權設定ヲ爲スニ付引渡ニ代ヘテ外的徵表例ヘバ目錄ノ作成ニ依リ質權設定ノ認メラレタルトキハ之ヲ以テ足ル
四、質權設定者ガ質物ノ引渡ヲ爲スニ付當該質物ニシテ負擔附ナラザル自由ナル所有權ニ屬スルモノナル旨又ハ質權設定者ガ商人ナルトキハ所有者ヨリ無制限處分權ヲ委讓セラレタル旨記載シタル證明書ヲ交付シタルトキハライヒ信用金庫ハ當該質物ニ附着シタル權利ニ付惡意ナルトキニ限リ第三者ニ對抗スルコトヲ得ザルモノトス
第五條　一、質物ハ元本利息及費用ニ付之ヲ擔保ス。利息及費用ハ貸付金額ヨリ直接之ヲ差引クコトヲ得
二、質權ニ依リ擔保セラレタル債權ニ付辨濟期ニ支拂ヲ受ケザルトキハライヒ信用金庫ハ質物ヲ催告若ハ通知又ハ裁判所ノ授權若ハ協力ヲ要セズシテ、取引所價格若ハ市場價格又ハ適當ト認ムベキ價格ニ於テ公賣又ハ自由販賣ヲ爲シ又ハ自己ノ所有ニ移スコトヲ得。ライヒ信用金庫ハ當該權利ニ付他ノ債權者及債務者ノ破產財團ニ對シテ亦之ヲ對抗スルコトヲ得
三、ライヒ信用金庫ハ其ノ債權ノ主張ヲ爲スニ付質權設定契約ニ基ク權利ニ獨立シテ直接債務者ニ對シ之ヲ爲ス

コトヲ得

第六條　ライヒ信用金庫ノ取引ニ適用スベキ利率ハライヒ信用金庫中央管理會之ヲ定ム

第七條　流通ライヒ信用金庫證券ハ左ノモノニ依リ之ヲ準備スルコトヲ要ス

（イ）第三條第二項（イ）號ニ定ムル適格手形及小切手ノ現在高

（ロ）第三條第二項（ロ）號ニ依ル貸付業務ニ基ク債權

（ハ）獨逸國支拂手段ノ現在高及管理委員會ノ細則ニ從ヒ外國支拂手段ノ現在高、獨逸ライヒスバンクニ對スル預金勘定、清算取引ニ基ク資金勘定並ニ獨逸國手形

（ニ）一九四〇年五月十五日附財務大臣告示（公報第一部七七四頁）ニ依ル改定一九四〇年五月三日附ライヒ信用金庫ニ關スル命令第四條ニ依ルライヒニ對スル貸付金債權

第八條　本令ハ一九四〇年五月十日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン　一九四〇年五月十五日

財務大臣　伯爵　シュヴェリン・フォンクロージック

經濟大臣　ワ　ル　タ　ー　・　フ　ン　ク

三十二　オイペン、マルメディー及モレネー領獨逸國復歸實施ノ爲ノ總統兼宰相布告（一九四〇年五月二十三日附）

Erlass des Führer und Reichskanzlers zur Durchführung der Wiedervereinigung der Gebiete von Eupen, Malmedy und Moresnet mit dem Deutschen Reich.
vom 23 Mai 1940 (RGBl. I S. 803-4)

余ハオイペン、マルメディー及モレネー領ノ獨逸國復歸實施ニ關スル余ノ布告（公報第一部七七頁）施行ノ爲左ノ通定ム

第一條　從來プロイセン地方タリシノイトラール・モレネーヲ含ムオイペン及マルメディー及ヴェルサイユ勅命ノ結果國境劃定ニ依リベルギー領トナリシ隣接地域ハ之ヲ布告第一號ニ掲グル地域ノ一部トス。其ノ他ニ付テハ内務大臣個別的ニ國境ノ劃定ヲ爲スベシ

第二條　第一條ニ掲グル地域ニ於ケル獨逸ノ又ハ類促ノ血液ノ住民ハ細則ノ定ムル所ニ從ヒ獨逸州籍者（deutsche Staatsangehörige）タルモノトス。國外獨逸人（Volksdeutschen）ハ獨逸公民法（Reichsbürgergesetz）ニ依リ獨逸公民タルモノトス

第三條　一、第一條ニ掲グル地域ニ於テハ一九四〇年九月一日ヨリ總テノ獨逸國法（Reichsrecht）又ハプロイセ

ン州法（Preussisches Landesrecht）ヲ施行ス

二、獨・普主務大臣ハ內務大臣ト協議ノ上獨逸國法又ハプロイセン州法ノ施行ヲ爲サザル旨又ハ後日若ハ特別ノ措置ニ依リ施行スベキ旨定ムルコトヲ得。右ノ定ヲ爲シタルトキハ獨逸國法ニ付テハ公報ニ、プロイセン州法ニ付テハプロイセン法令集ニ公示スベシ

三、內務大臣ハ獨・普主務大臣ト協議ノ上一九四〇年八月三十一日ニ至ル迄獨逸國法又ハプロイセン州法ヲ命令ヲ以テ施行スルコトヲ得

四、獨逸國法及プロイセン州法ノ施行ヲ爲ス迄現行法ハ其ノ效力ヲ有ス。但シ獨逸國ヘノ併合ニ反スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　一、內務大臣及プロイセン財務大臣ハ本布告施行ニ付必要ナル財產法上ノ規定ヲ定ム

二、プロイセン財務大臣ハ內務大臣ト協議ノ上本令ノ布告ニ因リ生ズベキ財政調整關係諸問題ヲ規律スベシ

三、第一項乃至第二項ノ規定ニシテ獨逸國ニ關スルモノナルトキハ財務大臣ハ、プロイセン財務大臣ニ代ルモノトス

第五條　一、第一條ニ揭グル地域ノ獨逸國ヘノ復歸ニ關スル中央官廳ハ內務大臣トス

二、內務大臣ハ本布告ノ施行及補充ノ爲必要ナル法規又ハ行政規則ヲ定ム。內務大臣ハ殊ニ併合ニ因リ必要トスベキ一般行政地區ノ編入及行政ノ本據ヲ定ム

總統大本營　一九四〇年五月二十三日

總統兼宰相　アドルフ・ヒトラー
最高國防會議議長　ゲーリング元帥
內務大臣　フリック
國務大臣兼內閣書記官長　ランマース博士

三十三　オイペンマルメデイー及モレネー地域ニ於ケルライヒスマルク貨ノ流通ニ關スル命令（一九四〇年六月六日附）

Verordnung über die Einführung der Reichsmarkwährung in den Gebieten von Eupen, Malmedy und Moresnet. vom 6. Juni 1940. (RGBl. I S. 841-842)

オイペン、マルメデイー及モレネー地域ノ獨逸國復歸ニ關スル一九四〇年五月二十三日附總統兼宰相布告（公報第一部八〇三頁）ニ基キ左ノ通命令ス

第一條　一、オイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ於ケル法貨ハベルガ貨ノ外ライヒスマルク貨トス

二、換算率ハ以下ノ規定ニ準據シ內國人ニ付一ベルガ＝五〇ライヒスペニツヒトス

三、內國人トハオイペン、マルメデイー及モレネー地域ヲ含ム獨逸國領土（內國）內ニ住所又ハ居所ヲ有スル總テノ自然人及法人ヲ謂フ。內國ニ在ル外國企業ノ支店及外國人ノ內國營業ハ其ノ主タル事務所ガ外國ニ在ルト

キト雖モ法人格ノ有無ヲ問ハズ之ヲ本令ノ意義ニ於ケル內國人ト看做ス。ペーメン及メーレン保護領ノ地域ハ之ヲ本令ノ意義ニ於ケル內國ト看做サズ

第二條　一、ベルガ貨ハ一九四〇年六月三十日限リオイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ於テ法貨タルノ效力ヲ失フ

二、オイペン、マルメデイー及モレネー地域內ニ在ル獨逸國ノ社會金庫及オイペンノライイヒスバンク支店ハ一九四〇年六月三十日ニ至ル迄オイペン、マルメデイー及モレネーノ全住民ニ對シ第一條第二項ニ揭グル換算率ニ依リ白耳義通貨（銀行劵及補助貨幣）ノ交換ヲ爲スベシ

三、オイペン、マルメデイー及モレネー地域ノ住民トハ此等ノ地域內ニ住所、居所又ハ主タル事務所ヲ有スル總テノ自然人及法人ヲ謂フ。第一條第三項第二段ノ規定ハ前段ノ場合ニ之ヲ準用ス

四、オイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ對スルベルギー通貨ノ輸入ハ一九四〇年六月三十日ニ至ル迄之ヲ禁止ス

第三條　一、總テベルガ貨ヲ以テ表示シタル債務關係ハ第一條第二項ニ揭グル換算率ニ依リ之ヲライイヒスマルク貨ニ換算ス。但シ其ノ債務關係ガ本令施行前ニ生ジ且債務者若ハ債權者オイペン、マルメデイー及モレネー地域ノ住民ニシテ其ノ相手方亦內國人ナルトキ又ハ債權者內國人ニシテオイペン、マルメデイー及モレネー地域內ニ在ル土地ニ關スル債權ガ物權的ニ保全セラレタルトキニ限ル

二、本令施行後一年內ニ內國人タルノ資格ヲ喪失シタル債權者ハ前項ノ規定ヲ援用スルコトヲ得ズ

三、金約款乃至金價約款又ハ特種ノ通貨ヲ以テ給付ノ目的ト爲スノ合意アル場合ト雖モ換算ヲ爲スヲ妨ゲズ。斯

ノ如キ合意ハ其ノ效力ヲ失フ。其ノ他右債務關係ヨリ生ズベキ權利義務ハ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ

第四條　一、土地及土地ニ準ズベキ權利並ニ船舶質權（Schiffspfandrecht）及軌道質權（Bahnpfandrecht）ノ私法上及公法上ノ物的負擔ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノ亦總テ第三條ノ規定ニ依リ之ヲ換算ス

二、換算ハ土地登記簿ノ公信力ニ對シ其ノ效力ヲ確保スルニ付登記ヲ爲スヲ要セズ

三、土地登記簿ノ訂正ハ負擔ヲ加ヘラレタル土地ノ權利者又ハ所有者ノ申請ニ因リ無料ニテ之ヲ爲ス。抵當證券土地負擔證券（Grundschuldbrief）及定期土地負擔證券（Rentenschuldbrief）ニ變更ノ記載ヲ爲ストキ亦同ジ

四、訂正ノ登記ガ負擔ヲ加ヘラレタル土地ノ所有者ノ申請ニ係ルトキハ抵當證券、土地負擔證券又ハ定期土地負擔證券ノ呈示ヲ要セズ。證券ノ呈示ナキ場合ニ於テハ不動産登記所ハ證券ノ占有者ニ之ガ呈示ヲ求メ登記事項ヲ證券ニ追記スベシ

第五條　一、故意ニ第二條第四項ノ規定ニ違反シテベルギーノ通貨ヲオイペン、マルメデイー及モレネー地域內ニ輸入シタル者ハ禁錮ニ處シ其ノ可罰行爲ヲ組成シタル通貨ノ名目價額十倍以下ノ罰金ヲ併科ス。但シ其ノ行爲別段ノ定ニ依リ之ヨリ重キ刑ヲ以テ處斷スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ。其ノ行爲ガ過失ニ因ルモノナルトキハ罰金ノミヲ科ス

二、可罰行爲ヲ組成シタル通貨ハ犯人ニ屬セザルトキト雖モ刑罰ニ併セ獨逸國ノ利益ノ爲ニ之ヲ沒收スルコトヲ得。特定人ニ對スル判決ニシテ之ヲ執行スルコト能ハザル場合ニ於テハ別ニ沒收ノミヲ科スルコトヲ得

三、刑事訴追ハ經濟大臣又ハ其ノ指定シタルモノノ告訴ヲ俟テノミ之ヲ論ズ

第六條　經濟大臣ハ財務大臣ト協議ノ上本令ノ補充及施行ニ必要ナル諸規定ヲ公布ス

一九四〇年六月六日　ベルリン

經濟大臣　ワルター・フンク
財務大臣　伯爵　シユヴエーリン・フオン・クロージツク
內務大臣　フリツク

三十四　オイペン、マルメデイー及モレネーニ於ケル爲替管理及對外支拂取引ニ關スル立法施行ニ關スル命令（一九四〇年六月七日附）

Verordnung über die Einführung der Gesetzgebung über die Devisenbewirtschaftung und den Zahlungsverkehr mit dem Ausland in den Gebieten von Eupen, Malmedy und Moresnet.（RGBl. I S. 847-8）

一九四〇年五月二十三日附オイペン、マルメデイー及モレネー地域ノ獨逸國ヘノ復歸實施ノ爲ノ總統兼宰相布告（公報第一部八〇三頁）第三條第三項ニ基キ左ノ通命令ス

第一條　一、獨逸國ヘ復歸シタルオイペン・マルメデイー及モレネー地域ニ左ノ諸規定ヲ適用ス

一　一九三八年十二月十二日附爲替管理ニ關スル法律（爲替法）（公報第一部一七三三頁）、一九三八年十二月二十二日附爲替管理令（爲替管理ニ關スル準則）（公報第一部一八五一頁）、一九三八年十二月二十三日附爲替管理ニ關スル法律施行令（公報第一部一九六六頁）、一九三九年四月二十九日附爲替管理ニ關スル法律第三次施行令（公報第一部八七九頁）及一九三九年十一月六日附爲替管理ニ關スル法律第四次施行令（公報第一部二一七〇頁）、但シ其ノ後ノ規定ニ依リ之ト異ル定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二　一九三五年二月二十三日附ザールラントニ於ケル爲替管理及對外支拂取引ニ關スル立法施行令（公報第一部二七八頁）改訂一九三三年六月九日附對外支拂債務ニ關スル法律（公報第一部三四九頁）。但シ本令施行日ヲ以テ第一條第三項及第八條ニ揭グル期日ニ代フルコトアルベシ

三　一九三四年十月十六日附獨逸清算金庫設立ニ關スル法律（公報第一部九九七頁）及一九三八年八月十三日附獨逸清算金庫設立ニ關スル法律（公報第一部九九七頁）及一九三八年八月十三日附獨逸清算金庫設立ニ關スル法律施行令（公報第一部一〇四七頁）

四　一九三一年七月二十七日附對外支拂債務申告ニ關スル大統領令（公報第一部四〇三頁）及一九三二年五月三十日附對外支拂債務申告ニ關スル大統領令第二次施行令（公報第一部一七二頁）

五　一九三六年六月二十六日附外國貨幣――債務證書ニ關スル法律（公報第一部五一五頁）及一九三六年十二月五日附外國貨幣債務ニ關スル命令（公報第一部一〇一〇頁）

六　一九三七年五月二十七日對外資本滿期統制法（公報第一部六〇〇頁）及一九三七年十月十一日附對外資本滿期統制法施行令（公報第一部一一二五頁）

二、獨逸國ヘ復歸シタル地域（第一項）ニ對シ本令ニ依リ施行スベキ規定ニシテ直接適用スルコトヲ得ザルトキハ之ヲ準用スルヲ妨ゲズ

三、オイペン、マルメデイー及モレネー地域ハ爲替法ノ意義ニ於ケル內國トス。之等ノ地域ニ住所、居所又ハ事務所ヲ有スル自然人乃至法人ハ爲替法ノ意義ニ於ケル內國人トス

第二條　一、オイペン、マルメデー及モレネー地域ニ於ケル外國爲替管理施行ニ付テハケルン外國爲替局之ニ當ルモノトス

オイペン、マルメデイー及モレネーニ定住スル自然人及法人（本令第一條第三項）ハ一九四〇年五月十日ニ保有シ又ハ一九四〇年五月十日ヨリ本令施行日ニ至ル期間ニ於テ滿期ト爲リタル左ノ有價物ヲ經濟大臣ノ定メタル時期ニ至ル迄オイペン國立銀行支店ニ申告シ又ハ融通資金トシテ賣却シ若ハ讓渡スルコトヲ要ス

一　對外支拂手段

二　外國貨幣債。權但シ內國信用施設ニ依ル貨幣勘定(Währungskonten)ニ基ク債權ヲ除キ對內債權ハ之ヲ含マズ

三　內國貨幣ヲ以テ表示シタル外國關係手形及小切手

四　內國貨幣對外債權

五　金

六　外國有價證券

七　オイペン、マルデイー及モレネー地域ヲ除ク獨逸領ニ住所ヲ有スル信用機關又ハ振替爲替局ニ依ル資金勘定。但シ申告義務者ガ一九四〇年五月十日以前ニ右有價物ヲ收得シ又ハ本期日以前ニ右有價物ノ處分ヲ爲ス．

ニ付獨逸外國爲替規定ニ依リ許可ヲ要シタルモノナルトキ

八　申告義務者ガ一九四〇年五月十日以前ニ收得シタル內國有價證券。但シオイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ於テ振出シタル有價證券ハ之ヲ除ク

二、ライヒスバンクガ第一項ニ依リ申告シタル有價物ニ對シ賠償ヲ爲サザルトキハ許可ヲ經タル後ライヒスバンク又ハ其ノ委任官署ニ賣却スルト異リタル方法ニ依リ右有價物ノ處分ヲ爲スコトヲ得。ライヒスバンクガ賠償ヲ爲シタルトキハ其ノ時ヨリ外國爲替法及同法施行令ニ定ムル制限又ハ禁止ニ服スルモノトス

第四條　ベルガ貨ニ依リ表示シタルオイペン、マルメデイー及モレネーニ在ル各種ノ貨幣ハ一九四〇年六月三十日ニ至ル迄外國爲替規定ノ意義ニ於ケル對外支拂手段トシテ之ヲ取扱フコトナシ。右各貨幣ハ本期日後遲クトモ三日以內ニ對外支拂手段トシテオイペン・ライヒスバンク支店ニ申告シ又ハ融通資金トシテ賣却シ又ハ讓渡スベシ

第五條　爲替法第六十九條第七十一條乃至第七十九條ニ定ムル刑罰及其ノ他ノ措置ハ本令第三條及第四條違反行爲ニ亦之ヲ適用ス

第六條　オイペン、マルメデイー及モレネー地域ニ於ケル現行外國爲替法ノ規定ハ本令ノ施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

第七條　本令ハ一九四〇年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン　一九四〇年六月七日

經濟大臣代理　ラントフライト博士

內務大臣代理　スツカート博士

財務大臣次官代理　ウエーペル

最近の参考文献

〔一　般〕

Hoche, Werner.

Deutsches Kriegsrecht, Berlin, 1939—40.

Kappesser, Erich.

Kriegsrecht, Hamburg, 1940.

Hedemann, Wilhelm.

Deutsches Wirtschaftsrecht, Berlin, 1939.

Schönfelder, Heinrich.

Deutsche Reichsgesetze, München und Berlin, 1940.

Verlag Lutzeyer.

Die Anordnungen zur Durchführng des Vierjahresplans, 1940.

Aesterheld, Alfred.

Die deutsche Kriegswirtschaft, Leipzig, 1940.

Schernbening, Eberhard.

Wirtschaftsorganisation im Kriege, Jena, 1938.

Reichard, Ernst.

Wirtschaftsbestimmungen für die Reichsbehörden, Berlin, 1935.

Nussbaum, Arthur ; Das neue deutsche Wirtschaftsrecht. Berlin 1922.

〔工　業〕

Müllensiefen; Dörinkel.
Kartellrecht, Berlin, 1938.

Leonhardt, Hans.
Industrielle Wehrwirtschaft. Berlin, 1938.

Deutshes Reichsgesetzbuch für Industrie, Handel und Gewerbe II. Vierteljahr 1940. Berlin, 1940.

Levy, Hermann.
Industrial Germany, Cambridge, 1935.

Veblen, Thorstein.
Imperial Germany, New York, 1939.

〔農　業〕

Käss.
Kriegsernährung, Lutzeyer, 1939—40.

Saure, Wilhelm.
Das Reichserbhofgesetz, Berlin, 1938.

Habil, Dozent und Schiller, Karl,
Marktregulierung und Marktordnung in der Weltagrarwirtschaft, Jena, 1940.

Raguse, Fritz.
Genossenschaftsarbeit im Neubauerndorf, Stuttgart, 1940.

Jahn, Ulrich.

Die Deutschen Opfergebräuche bei Ackerbau und Viehzucht, 3 Heft Breslau, 1935.

Deutsches statistisches Reichsamt,

Bodenbenutzung und Ernte 1938, Berlin, 1939.

Zerloff, Heinz.

Die rechtliche Bedeutung der Belastungs und Vollstreckungsbeschränkungen des Reichserbhofgesetzes, 5. Heft, Stuttgart, 1935.

Hopp, Kasl.

Der Geschäftsgang in Erbhofsachen, Leipzig, 1934.

Reischle, Hermann,

Deutsche Agrarpolitik, Berlin, 1934.

Roenne, Wilhelm von.

Die Regelung der Benutzung des ländischen Bodens in der Zeit vom. 18. Jahrhundert bis zur Gegewart, insbesendere in Preussen, Berlin 1940.

Schurmann, Arthur.

Deutsche Agrarpolitik, Neudeum, 1941.

Terstegen, W. O. W. Ernst Moritz Arndt.

Agrarpolitische Schriften, Leipzig, 1938.

Scherigart, H. Adalbert.

Der Ernährungshaushalt des deutschen Volkes, Berlin, 1937.

本書の體裁　　四六判

Ziegelmeyer, W.

Rohstoff-Fragen der deutschen Volksernährung, Leipzig, 1937.

〔價　　格〕

Wohlhaupt; Rentrop; Bertelsmann.

Die gesamten Preisbildungs Vorschriften

Munczinski, Mat.

Kennzeichnung, Preisgestaltung und Preisüberwachung für Lebensmittel, Leipzig, 1940.

Rentrop, W. u. s. u.

Preisvorschriften und Wirtrchaftspraxis, Stuttgart, 1938.

Scheuermann, Fritz.

Preisbildung und Preisüberwachung der Grundstücken, Berlin, 1938.

Wagner, Jasef.

Die Preispolitik im Vierjahresplan, Jena, 1938.

〔財　　政〕

Zelber, Karl.

Die dentsche Kapitalmarktpolitik seit 1933. Leipzig, 1939.

Rittershausen, Heinrich.

Der Neubau des deutschen Kreditsystems, Berlin, 1932.

Salin, Edgar.

Theorie und Praxis staatlicher Kreditpolitik der Gegenwart, Tübingen, 1928.

Wilmanns, Werner.

Deflation und Finanzwirtschaft, Würzburg, 1938.

Geiler, Hermann, F.

Die zentralen Kreditinstitute Deutschlands, Aufzahlen und Aufbau, Ihr Wirken an Kreditmarkt, Berlin 1935.

Quassowskie und Schröder.

Bankdepotgesetz, Berlin 1937.

Zahn, Johannes, C.

Die deutsche Bank und Kreditgesetzgebung, Berlin, 1937.

Lotz, Walter.

Die deutsche Staatsfinanz, Wirtschaft im Kriege, Stuttgart, 1927.

Gedruckt in der Reichsbankdruckerei; Verwaltungsbericht der deutschen Reichsbank für das Jahr 1938, Berlin, 1939.

Welter, Erich.

Die Ursachen des Kapitalmangels in Dentschland, Tübingen, 1931.

Schulze, R. Wagnei, E.

Reichshaushaltsordnung, Berlin, 1934.

Blau, Bernhard und Aefteing, Heinz.

Steuerrecht und B. G. B. Berlin, 1934.

Brönner, Herbert,

Die Besteuerung der Gesellschaften des Gesellschafterwechsels und der Umwandlungen, Stuttgart, 1940.

Crisolli, Julius

Lehrbuch des Steuerrechts, I. Berlin, 1933.

Dziegalowski und Thümen.

Das Reichsbewertungsgesetz, Kommentar, Berlin, 1935.

Eichborn, Kurt von.

Gesellschabtsrecht und Steuerrecht als Ecksteine des Wirtshaftsbaus, München, 1938.

Jecht, Horst.

*Kriegsfinanzen, Berlin, 1938.

Pantley, Hermann.

Krieg und Finanzen, Hamburg, 1935.

Bechtel, Heinrich.

Probleme der Kriegsfinanzierung, Jena, 1940.

Fleischer, Adolf.

Kriegsfinanzierung: unter Einschluss des totalen Krieges, Berlin, 1939.

Wieneke, Karl.

Einkommensteuergesetz vom 16. Oktober 1934, Berlin, 1935.

Arens, Richard.

Das Gewerbesteuerrecht, Berlin, 1937.

Thünen, Georg.

Das Vermögenssteuergesetz 1934. Kommentar Berlin, 1936.

Kluckhohn, Wilhelm.

Kapitalverkehrssteuergesetz, Berlin, 1935.

Schulze, Ludwig.

Die Organtheorie im Umsatzsteuerrecht, Berlin, 1935.

〔勞　働〕

Rohlfing und Schraut.

Die Arbeitsgesetze der Gegenwart, Berlin und Leipzig, 1938.

Hueck, Alfred.

Deutsches Arbeitsrecht, Berlin, 1938.

Hueck; Ripperdey; Dietz.

Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit, München und Berlin, 1939.

Schmidt=Kreuer.

Der Abeitsschutz in der Kriegswirtschaft, Berlin, 1939.

Umbreit, P. und Lorenz, C.

Der Krieg und die Arbeitsverhältnis, Stuttgart, 1928.

Zellmer, D. E.

Das Arbeitsrecht der Kriegswirtschaft II, Berlin, 1940.

Holz, Achim.

Nationalsozialistische Arbeitspolitk, Würzburg, 1938.

Mansfeld, W.

Die Ordnung der nationalen Arbeit, Berlin, 1940.

Schneider, Richard und Wolkersdorfer, Hans.

Arbeitszeitordnung, Berlin, 1937.

Syrup, Friedrich.

Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes und die dazu ergangene Anordnungen Berlin, 1934.

Rohmer, Gustav.

Arbeitszeitordnung, Berlin, 1936.

追加表

本文第七二頁『獨逸國民の金錢所得と投資表』に左記註を追加す。

一、國民所得
二、投資

(一)總額
(二)全融（註一）
(三)公全（含運輸）（註二）
(四)公全（除運輸）
(五)公融（除運輸）（註三）
(六)公融（含運輸）
(七)私産業
融（註四）
全（註五）
(八)棚卸資產
(九)總額（含棚卸資產）
(一〇)全融（除棚卸資產）（註六）

（註一） 國民所得からの公共事業融投資總額
（註二） 公共事業投資總額（外資を含む）
（註三） 公共事業投資總額（外資を含まず、國內の融所得からの投資
（註四） 外資を含まず
（註五） 外資を含む。
（註六） 國民所得からの私產業融投資額。

右の統計により明かなる如く、獨逸政府當局は失業吸收手段として、私企業活動の復活といふ自由主義的政策を採つたのではなく、特に公共土建事業等に於て國家支出を漸增せしめ、私的投資の中止の方向に向つて進んだのである。

尙、本統計について若干補足すれば、右は外資輸入（特にアメリカ等より）、賠償金支拂等と絡んで獨逸の所得及び投資の構成上これを正確に算定することの困難な事情があつた。例へば一九二八年は獨逸の投資は三十二億ライヒスマルクを下らざる外資の輸入により可能であつた。一九二五年—一九二九年に至る外資の輸入額は年平均二十六億ライヒスマルクであり、それは國內の全資本蓄積高の殆ど半額に及んだ如くである。本表により國家投資の全投資額に對する比重の增大を知り得るのであるが、この投資の價額の各項目—軍備・政黨建造物の建築費、道路建設費等—は明かでない。然し、本表は獨逸に於ける經濟回復の狀態を示すものとしての意味を有つてゐる。

尙　表中（一）總額は對前年度減少を示す。

譯　語　集

本書法令の部に掲ぐる主要獨逸語の譯語を以下　ABC 順に摘錄する。但し，右の法令の部に原語なきものについても，法令關係の基礎的譯語は適宜之を揭載した。

Ausführungsvorschrift …… 施行規定 (Duchführungsgesetz, Durchführungsverordnung 實施ノ爲ノ細則)
Ausgleich……決濟, 請算, 調停, 和議
Ausländische Verkehr……對外取引
Auslegungsregel……解釋規定
Ausschlussfrist……除斥期間

B

Bahnpfandrecht……軌道質權
Bankdirigent……銀行支配人
Barzahlungekonti……現金支拂割引
Beamtenrecht……官吏法
Beamtenreichsrecht……官法 (Land ノ官吏ニ關スル Reich ノ法)
Beauftragte für den Vierjahresplan……四箇年計畫受託官
Beauftragter……受任者, 受託官
Befriedigung……債權ノ滿足
Befristung……期限ヲ附スルコト
begrenzen……分界ヲ立テル
Begründung……設立, 設定, 成立……(對 aufhebung)
Bekanntgabe……公示(告示)
Bekanntmachung (öffentliche)……公告, 公示, 告示
Belegen mit abgaben belegen……公課ヲ課スル
(es geht im) Benehmen(mit)……ノ許可ヲ經ルヲ要ス
Berechnungsstelle……計算所
Beschränken……制限スル
Beschuldigte……被告
Beschwerde……訴願(行政法上：行政訴訟 streitige Verwaltungsgerichtsbarkeit＝對ス), 抗告(訴訟法上)
Bestätigung……確認, 批准 (Sanktion)
Bestehen……存續
Bestellung……注文, 耕作, 任命, 指定
Besteuerungrsteuer……課税標準
Bestimmungen……規定
Beteiligter……利害關係人 (Interessent), 當事者(法律行爲又ハ契約ノ)
Betriebsabteilung……經營支所
Betriebsarztuntersuchung……經營費ノ診斷
Betriebsaufwand……經營費用
Betriebsordnung……經營規則 (條例)
Betriebsprüfer 經營檢査官
Betriebsstoff……經營資材
Betrieb, Wehrmachtaufträge aus zuführen……軍需工場
Bevollmächtigter……代理人
Beweglicher Preis……可動的價格
Beweis……證據
Beweisführung……立證, 擧證
Bewerb……應募, 競願
Bewerber……應募者, 競願者
Bezahlter Urlaub……有給休暇
Bezirksausschuss……縣参事會
Bierverleger …… ビール問屋 (業

A

Abfindung……決濟，補償，妥協，(要之，Befriedigung des Anspruchs =債權ノ滿足ノコト)
Abfordern……要求シテ得ル
(Abverlangen) 招換スル (abberufen)
Abgabe……租稅，貢物 mit abgaben belegen 公課ヲ課スル
Abgabensentschädigung……缺損補償
Abgrenzungskonten……別途勘定
Abrechnung
1) 決濟 (ausgleich) (Rechnungsabschluss), Abrechnung halten 同上スルコト
2) 割引，控除
in abrechnung bringen 同上スルコト
Absatz……項
Abschlusskonten……決算
Abteilung……部，課
Abtretung……移轉，讓渡 (主トシテ債權讓渡)
Abwesender……不在者
Abwesenheit……不在 〔生死不明ヲ問ハズ現在所 (aufenthalt) ヲ去ツタコト〕
Akkorde……出來高賃金
Akkordrichtsatz……請負基率
Akkordschäle……請負ノ鋏
Akkordschneider……請負賃切下
Altmaterialien……故原料
Analag anwenden……類推適用スル
Angestellte……(對 Arbeiter) ……職員
Anmeldlung……申請，屆出，申出
Anordnung……訓令，令
Anschaffungspreis……仕入價格
Antrag……請求，申請，申立，告訴
auf Antrag (法=請求ヲ俟テ)
Anweisung……指令，令，指圖
Anzeige……通和
Anzeige (blosse Anzeige)……告發
Anzeigepflicht……通知義務
Arbeit……勞務
Arbeitertum……勞働者團
Arbeitsamt……勞働局
Arbeitsbereitschaft……勞働準備
Arbeitsbeschaffungsmassnahme……勞働創成方策
Arbeitsschicht……勞働者ノ交替
Arbeitsschlacht……勞働戰
Arbeitszeitordnung……勞働時間條例
Arglistig……害意ヲ以テ
Artikel……條
Auflage……賦金
Ausfuhrungsanweisung……施行訓令
Ausführungsgesetz……施行細則 (Reichsgesetz 各 Land =施行スル爲メ，各 Land =於イテ判定スル法律)
Ausführngsverordnung……施行細則 (Reichsgesetz ヲ Land =施行スル爲，各 Land =於イテ制定スル命令)

Entscheidung......判決（廣義），裁判
Entschliessung......決定，決議
Entschluss......決定，決議
entsprechend anwenden......準用スル
Entstehen (Entstehung)......成立
Erbbaurecht......地上權
Erbhofgesetz......世襲農上法
Erfrischungsraum......食堂
Erfüllung......履行
ergänzende Vorschrift......補充規定（任意法規ノ組分）
Ergänzung......補充
erheben......徵收スル，取リ立テル，提起スル（訴訟ヲ）
erhöhte Steuer......增徵稅
Erlass......布告，訓令，告示，單獨行爲（民法）
Erlass des Führers und Reichskanzlers......總統（兼宰相）布告
Erloskonten......賣上
Ernennung......任命
Ernennungsbrieb 辭令書
Ernennungsurkunde......辭令書
Erneurung (Ernnung) ......更新重任
Errichtung......作成，設立
ersetzen......代ヘル
Ersitzung......取得時效
Ertrag......收益
Erwerbszweigen......營利部門
erwobenes Recht......取得セラレタル權利
Erzeugerbetriebe...... 生產業者ノ經營
Erziehungsbeihilfe ...... 敎育補助費

F

Fahrzeug......航行具（Schiff, Boot 等ヲ含ム）
Familienangehöriger......家族，同族，親族
Familienangenossen ...... 家族＝屬スル人
Familienmitglied......家族
Feierabendgestaltung...... 餘暇利用施設
Fertigenzeugnis......完成品
Finanzkasse......國庫
Finanzkonten......金融勘定
Fleischgerichte......肉料理
fordern......請求スル
fördern......促進，助成，奬勵スル
Forderung......請求權，債權
freies Ermessen......自由裝量
Freisetzen......免稅點
Fristbestimmung......期間ノ定メ
Fristen......期間
Früchte......果實
Frühschicht......早（前）番

G

Gastwirt......飲食店主
Gau......大管區
Gebaüde......建物
Gebietendes Recht......强行法
Gebietshereinigung...... 地域整理
Gebundener Preis......拘束價格

者）
Beirverteiler……ビール供給者
Bleiben……留ル，處分ノ目的トナル
Block……組
Bösgläubig……惡意デ（或ル事實ヲ知ツテ）
Buchführungspflicht……帳簿作成義務
Bundesangehörigheit……聯邦籍
Bundesreich……聯合帝國
Bundesstaat……合衆國
bürgen……保證スル
Bürger……市長
Bürgermeister……市町村長
Bürgerrechtsalter……公民年齡

C

Chef der Reichskanzlei…… 內閣書記官長

D

Dauer……存續期間
Deutsche Gemeindeordnung……獨逸市町村制
Dienstbuch……服務手帳
Dienstordnung……服務規則
Dienstpflicht……勞務義務
Dienststelle……執務所，執務官署
Doppelvertretung……雙方代理
Durchführungsbestimmungen ……施行細則
Durchführungsgesetz …… 施行法（Reichsgesetz ヲ Reich ＝於テ施行スル爲ノ細則）
Durchfürhrungsverordnung ……施行令（Reichsgesetz ヲ Reich ＝於テ施行スル爲メノ細則）
Durchführungsvorschriften ……施行細則

E

Ehestandsdarlehn……結婚資貸上
ein berutender Ausschuss……諮問委員會
Einbürgerung……歸化
Einführungsgesetz……施行法
Einigung……合意
Einigungsamt…… 調停所，仲裁所
Einkommenausfall……所得脫落
Einkommensteuer……所得稅
Einordnung……配序
Einrede……抗辯，抗辯權
Einsatzfähigkeit……配置適任
einschränken……制約，制止，縮少スル
Einspruch……異議ノ申立
Eintopfgerichte und Tellergerichte……鍋料理又ハ皿盛料理
Einverstandnis…… 諒解，申合セ，談合
Einwilligung……同意（事前ノ）
Einzelhandler……小賣商人
Einziehung……取立，沒收
Enklaven……飛地
Entgelt……報償
entgeltlicher Vertrag……有償契約
Entleiher……使用借主

Handlungswille……行爲意思
Hauptrecht……主タル權利
Hauptunterstützung……扶助
Hauptverwaltung…… 中央管理會
Haus……家屋
Hausgehöriger……同族
Hausgenossen…… 其ノ家ニ在ル人
Hausgenossenschaft…… 同族關係
Hausgewerbetreibender…… 家內工業者
heben……取立，徵收スル
Hebungsbeamter……徵收管吏
Heimarbeiter……家內勞働者
Heimfallsanspruch……歸屬權
Heimfallsrecht……歸屬權
Heimstättenamt……住宅局
Heuerung……日傭人
Hilfsstoff……補助資材
Hintenanhägesystem……前順位依存法
Hinweis……立證
Hinweisung……指示スルコト
höchster Preis……最高價格
höchstpersonliches Recht……身專屬權
Hoffnungskauf……希望賣買
Hoheitsbereich……自主權範圍
höhere Gewalt……不可抗力
Höhesatz……稅率

I

Individualitätsrecht……個人權
Individualrecht……個人權
Industrieverlagerung …… 工業配置替
Inhaberpapier……無記名證券
inlandisches Recht……內國法
Interessent……利害關係人

J

Jahreslöhner……年傭者
juristische Früchte……法定果實
juristische Handlung……法的行爲（廣義），準法律行爲（狹義）

K

Kabinettsverordnung……閣令
Kaiserreich……帝國
kaiserliche Verordnung…… 勅令
kann nicht……スルコトヲ得ズ（之ニ違反スル行爲ハ無效）
kann nur……ニ限リ……スルコトヲ得（之ニ違反スル行爲ハ無效）
Kantin……賣店，酒保
Karlfreitag……受苦日
Kauf auf Besicht……吟味賣買
Kauf auf Probe……試驗賣買，試味賣買
Kauf nach Muster……見本賣買
Kauf nach Probe……試品賣買
kennen……知ル
kennen müssen (Kennenmüssen)……知ルヲ得ベカリシ
Kenntnis……知レルコト
Kinderermässegung…… 子女輕減
Kinderzuschlag……多兒割增金
Klagerhebung……訴訟ノ提起
Kleinhandelpreis……小賣價格
Kohlenbezirk……炭鑛區

gebüren……一應歸屬スル
Gedinge……出來高拂
gegebenfalls …… 必要ト認ムルトキハ
Gegenleisiung……反對給付
Gegenmassregel……報復，返報
Gehalt……俸給
Geheime Staatspolizei……國祕密警察
gehören……屬スル(權利ガ)
gelten……適用スル
Gemeindebezirk……市町村區
Gemeinschaft……共同團體
Genehmigung……追認
Generalbevollmachtigte für die Reichsverwaltung……行政總監
Generalbevollmächtigte für die Wirtschaft……經濟總監
Genossenschaft……組合
Gerechten Preis……適正價格
Gerechtigkeit……權利，特權
Geschäften……店舖
Geschäftsähnliche Handlung……準法律行爲
Geschäftsbetrieb……營業
Geschäftsbuch……營業簿
Geschäftsfähigkeit……行爲能力
Geschäftsordnung……服務規則
Geschäftsraum……事務室
Geschäftsstelle……營業所
Geselle……熟練工
Gesellschaft……會社，組合
Gesetz……(法律)又ハ(法)
Gesetzbuch……法典
Gesetzesrecht……成文法
Gesetzestext……法條
Gesetzesumgehung …… 形式法ノ回避
Gesetzundrigkeit……返法行爲
Gesuch……申請
Getränke……飲料物
gewahrleisten……擔保スル（主トシテ瑕疵擔保緊）
Gewaltrecht……緊急權
Gewerbeaufsichtsämter…… 營業監督廳
Gewerbeordnung……營業條例
Gewerbszweig……產業部門
Gewinn……利得
Gewinnbeteiligung …… 利得分配制
Gewohnheitsrecht……慣習法
Gliederung……分肢，肢隊
Grosshändler……卸商（人)，大商（人）
Grundschuldbrief…… 土地負擔證券
Gruppenbeirat……群參事會
Güter……財貨
gutgläubig……善意ヲ以テ

H

Halbfertigerzeugnis……半製品
hanbelsüblich…… 商慣習ニ依ルモノ
Handlung……行爲
Handlungsfähigkeit…… 行爲能力（廣義法律，行爲能力，不法行爲能力ヲ含ム）

Mehrarbeitzuschlag zu dem Lohn……超過勞働賃金割增金
Meldung……通知，申告，志願，出願
Mengennachlass……數量減價
Mengenrabatte……數量割引
Metallarmaturen……金屬部分品
Metallgeld……硬貨
Miete……使用賃貸借
Mietzins……借賃，賃料
Ministerat für die Reichsverteidigung……最高國防會議
Ministerialrat（im Reichswirtchaftsministerium）……（經濟省）參事官
Mitteilung……通知
Münze……硬貨
müssen……スベシ，要ス（之＝違反スル行爲ハ無效）

N

Nacherbe……次順位相續人
Nachforger……承繼人
Nachgiebiges Recht……任意法
Nachkomme……苗裔（Abkömmling ト同義）
Nachkömmling……苗裔
Nachlass……相續財產
Nachlässigkeit……過失
Nachricht……通知
(der) nach Sonderschriften berechnete Preis……特殊法價格
Nachtarbeit……夜間勞働
Nachtzeit……夜間就業時間
Nachweis……立證
nähere Bestimmungen……細則
nationalsozialistische Aufgaben……國策事業
nebenrecht……從タル權利
Nettvertrag……純收益
Nichtberechtigter……無權利者
Nichterledigung in der festgegetzten Frist……遲延
Nichtigkeit……無效（追認ヲ許サズ）
Nicht kennen müssen（nichtkennenmüssen）……知ラザル＝付過失ナキコト，nicht zu kennen brauchen… 知ラザル＝付過失ナキコト，nichtzwingendes Recht…… 任意法
Niederlassung……定住
Notrecht……緊急權
Notstand……緊急狀態，緊急，避難
Notwehr……正當防衞
Notwendige Kosten……必要費
Notwendige Verwendungen……必要費
Nummer (Nr)……何號
Nützliche Kosten……有益費
Nützliche Verwendungen……有益
Nutzung……利益

O

Oberbürgermeister……市長（市域）
Oberkommando der Wehrmacht (OKW)……國防軍司令部
Oberfinanzpräsident……上級財務長官

konstruierter Preis……構成價格
Körperschaft……團體（Verein ト同義 Gemeinde ヲ除ク團體）
Körperschaftssteuer……法人稅
Korporation……團體（Verein ト同義 Gemeinde ヲ除ク團體）
Kost……食糧，生計
Kosten……費用，原價
Kostenerfassung……原價把握
Kosten-Preis……費用價格
Kreis……管區(黨)
Kreisausschuss……郡參事會
Kreishauptleute……クライス官長
Kriegsbeitrag……戰時割當稅
Kundgebung……表示，表明
kündigen……告知スル
Kündigung……告知
Kündigungsfrist……告知期間
Kurtax……料金
Kurzarbeiter……操短勞働者
Kurzpausen……小休止

L

Ladenpreis……店舖價格
Land……ラント
Landesangehörigkeit……州籍
Ladeshauptmann……ラント長官
Landesregierung……ラント行政府
Landfürst……領主
Landkreis……州域
Landrat……クライス長官（Preussen）
Landrecht……1）ラント法（對 Reichsrecht）……2)ラント法（對 Stadtrecht）……3）ラント法（對 Lehnrecht）
Lastenausgleich……負擔調整
lebensfremd……生活疎隔的
Lebensgemeinshaft……共同生活關係，生命共同體
Lebensgut……利益（法律ノ保護ヲ要スベキ）
Lederwirtschaft……皮革經濟
Leibesfrucht……胎兒
Leistung……給付
Leistungszuschlag……業績歩增
Leiter des Arbeitsamts……勞働局長
letztwillige-Verfügung……死因處分
Linienverkehr……營利的交通機關
Lohn(Belohnung)……賃金，報酬
Lohngewerbelreibender……賃工業者
Lohnklasse……賃金類別
Lohnung……Lohn＝同ジ
Lohnzuschläge……割增賃銀
Lukullus…ルクルス將軍(贅澤料理)

M

Mangel……瑕疵
Markelmeister……搾乳師
Markenartikelpreis……商標附商品價格
massgebend sein……通常認メラルベキ
materielles Recht……本權（對占有權）
Mehrarbeit……超過勞働(殘業)

Rechtsgrundsatz......法律上ノ原則
Rechtsgut......法益
Rechtshandlung...... 1) 法的行爲（廣義,適法行爲,違法行爲ヲ含ム）2 準法律行爲
Rechtsmissbrauch......法ノ濫用
Rechtsmittel......法的救濟手段
Rechtsnorm......法律的規範，法規（慣習法ヲモ含ム）
Rechtsobjekt......權利客體
Rechtsregel......(個々ノ)法規
Rechtssatz...條，法律上ノ原則
Rechtssprechung......判決
Rechtsspruch......判決
Rechtssubjekt......權利ノ主體
Rechtsübung......法律慣行
Rechtsumgehung......脫法行爲
Rechtsverkehr......法律生活
Rechtsverordnung......法規命令
Regierung......縣行政府
Regierungsbezirk......縣
Regierungsbezirkspräsident......縣長官
Regierungspräsident......行政府長官
Reich......ライヒ，國
Reichsanzeiger......官報
Reichsarbeitsblatt......勞働官報
Reichsbeamtenrecht......官 法（Reich 直屬ノ官吏＝關スル法）
Reichsbürger......獨逸公民
Reichsbürgerbrief......獨逸公民證
Reichsbürgergesetz ...... 獨逸公民法
Reichsdeutscher......獨逸國人
Reichsgesetz......ライヒ法律
Reichsgesetzblatt......公報
Reichskanzler......首相，總統
Reichskreditkassenmünzen......ライヒ信用金庫貨
Reichskreditkassenschein......ライヒ信用金庫券
Reichsleiter......全國指導者
Reichsleitung......中央部(黨)
Reichsminister......ライヒ（國）大臣
Reichsminiter der Finanzen......財務大臣
Reichsnährstand......食糧全國團
Reichsprotektor......國保護官
Reichsrecht......獨逸國法
Reichsregierung......ドイツ國政府
Reichsstatthalter......國代官，ライヒ代官
Reichssteuer......國稅
Reichstag......國會（我國ノ衆議院＝相當ス）
Reichstreuhänder der Arbeit......國勞働管理官
Reichsverteidigung ...... 最高國防會議
Reichtumsbesteuerung ...... 富課稅
Reichwirtschaftsgericht ......中央經濟裁判所
Reissbaumwolle......再生綿
Rentenschuldbrief......定期土地負擔證券
Richtlinien......準則
Rohproduktengewerbe......原料製品營業
Rohproduktenhandel ...... 原料製

Oberlandrät……上級指導官廳
Oberpräsident……フロヴィンツ長官
Oberregierungsrat……書記官
Obersten Reichsbehörden……最高官省
öffentliche Ordnung……公ノ秩序
Ordnung……秩序，法(Gesetz)，規程，條例
Ordnungsstrafe……秩序罰
Ordnungsstrafverrfügung……秩序罰處分
Organisation der gewerblichen Wirtschaft……商工經濟團體
Ortliches Recht……場所的特別法
Ortsgruppe……地域
Ortsklasse……地域，類別
Ortslohnstoffel……地區賃金等級
Ortsrecht……町村ノ法(對 Stadtsrecht, Randrecht)

P

Pacht……用益賃貸借
Paragraph : §……條
Parteifähigkeit……當事者能力
partikulares Recht……特別法
Partikularrecht……特別法
Pauschalbetrag……概算額
Personalrecht……人的權利
Personenstandrecht……身分權
Personenvereinigung……社團
persönliche Dienstbarkeit……人的役權
Persönlichkeitsrecht……人格權
Pfandrecht……擔保權…質權
Pfleger……保護者，管理人
Pflegepersonel……看護人
Präsident des Landesarbeitsamts……勞働廳長官
Praxis……判例
Preisauszeichnung……價格表示
Preisbildungsstelle……價格形成局
Preis des gleichartigen Geschäfts同種取引價格
Preiserhöhung……價格引上
Preisgabe……拋棄(一方的)
Preiskalkulation……價格算定
Preisschilder……價格表
Preisspannen……價格差
Preisüberwachungstelle……價格看視局
Preisverzeichnis……定價表
Prinzip absoluter Handelsspanne……絕對的價格差ノ原則
Provinzialrat……プロヴィンツ參事會

R

Rangordnung……階序
Rasse……種族
Raumplanung……國土計畫
Realrecht……物的權利
Realsteuer……實體說
Rechenschaft……報告(事務終了後の顚末報告)
Recht……法，權利
Rechtsbefugnis……權能
Rechtsbuch……法律書
Rechtsgegenstand……權利目的
Rechtsgeschäft……法律行爲

Stuerstrafrecht……租稅處罰法
Steuervergütung……戻稅
Steuerverkürzung……徵稅不足
Steuerzeichen……稅票
Stichtag-Preis……基準日價格
Stücklohn……個數賃銀
Stille Reserve……不表見準備金
Strafantrag……刑ノ告發
Strafgesetz……刑事法
Strafprozessordnung……刑事訴訟法
Strafvorschriften……罰則
Stückelung……貨幣種別
Stückverkehr……土地賣買
Stütpunkt……據點(黨)
Subjektsteuer……立體稅

T

Tabellelohn……表定賃銀
Tagelöhner……日傭人
Tarifordnung……賃率規則
Täter und Teilnehmer……犯人及共犯者
Tatsache……事實
Täuschung……詐欺
Termin……期日
Tilgung……辨濟，償還，償却
Tilgungsfonds……償却資金
Treuhänder der Arbeit……勞働管理官

U

Übereinigung……所有權移轉
Übereinkauft……合意
Übergabe……引渡
Übergang……移轉，經過
Übereinkommen……合意
Übereinstimnung……合意
Übergangsbestimmungen…… 經過的規定
Übergangsvorschrift……經過的規定
Überleitungs-Verordnung …… 經過命令
Übernachtungsgelder …… 宿賃補給
Übernahme……引渡，受任，就任
Überstundenarbeit …… 時間外勞動，超過勞働
Übertragung……移轉
Übertretung……違警罪
Überweisung……分與稅制度
Umsatz……賣上
Umsatzsteuer……賣上稅
unaufschiebbar …… 遷延ヲ許サザル（延期スルコトヲ許サザル）
unentgeltliche Unterbringung ……無料宿泊所
unfreiwillig…… 自已ノ意思ニ反シテ
ungebundener Preis……非拘束價格
ungesäumt……遲滯ナク
Unkosten……雜費
Unternehmenbeirat …… 企業參與會
untersuchen……審査，審理スル
ununterbrochene Arbeit……連續作業
unverzüglich……遲滯ナク

品業
Rohstoff……原料
Rohstoffbasis……原料基礎
Ruhende Konten bzw. Anlage- und Kapitalkonten ……休止勘定即チ設備並＝資本勘定
Ruhepausen……休憩時間
Runderlass……回章
Rundschreiben……回章

S

Satz……前段後段（項 Absatz 中ノ）
Satzung……定款（社團法人ノ）
Schadensersatz……損害賠償
(die)Schaffenden……勤務者
schäumenden Traubenwein……沸騰酒
Schichtwechsel……交替制
Schiffpfandrecht……船舶債權
Schpellkont……封鎖勘定
Schreiben……教書
Seemannsämter……海員局
Selbsthilfe……自力救濟
Siedlungsverband……移住組合
Sippe……血族
Sofortige Beschwerde…即時抗告
Sondernachlass …特別減價(特價)
12 Sonderpreis……特別減價(特價)
Sondertreuhänder der Arbeit……特別勞働管理官
Sonderzuwendung……特別手當
Spätschicht……遲(後)書
Speisewirtschaften……飲食店
Staatausschuss……都市委員會
Staatliche Aufgaben……國家事務
Staatliche Polizeiverwalter……國警察行政長官
Staatsangehöriger……國籍者
Staatsangehörigkeitsgesetz ……國籍法
Staatsanwaltschaft……檢事
Staatsbürger……公民
Staatsbürgertum……公民權
Staatsdienen……(國家)官吏
Staatsgehörigkeits……國籍證明書
Staatshoheit……國家高權
Staatskommissar……國家委員
Staatsminister ……プロイセン大臣
Staatsministerium……國務省
Staatssekretär……事務長官
Staatsvolk……國民
Stadtkreis……市域
Stadtpräsident……都長，市長
Stadt＝und Landkreisen……市部及郡部
Stammgericht……基本食
starrer Preis……固定價格
Stellungnahme……意見
Steuerabteilung……主稅局
Steuerberater……租稅顧問
Stuergefährdung……租稅過失犯
Steuergeheimnis……租稅秘密
Steuergutschein……租稅信用證券
Steuerhehlei……租稅贓物犯
Steuerhinterziehung……租稅逋脫
Steuerkarte……租稅カード
Steuererklärung……租稅申告
Steuerkurswert……租稅標準價格
Steuerschuld……租稅債券

Volksdeutschen……在外獨逸人
Volksgenosse……民族員
Volkszugehörigkeit……民族所屬
Vollmacht……代理權（法律行爲＝依ル場合）
Voraussetzung……條件，前提
Vorgang……法律事實
vörsatzlich……故意＝
Vorschrift……(個々の)規定
Vorstand……理事團，取締役團，理事
Vorstandsmitglied……理事，取締役
Vorteil……利益

W

Währungskonten……貨幣勘定
Warenvergünstigung …… 商品＝ヨル特典
Wegegelder……旅費補給
Werk……仕事
Werkmeister……職長
Werkstattlöhne……職場賃金
werktägliche Arbeitzeit……平均勞働時間
Werkvertrag……請負契約
Werkwohnung……職場住宅
Wiederbeschaffungs—Preis……再調達價格
Widerrufen……撤回スル
Widerspruch……異議
Willenserklärung……意思表示
Winterhilfe……冬期救濟事業
Wochentag……平日
Wochenendheimfahrten…… 週末歸鄉旅費補給
wohlerworbenes Recht……旣得權
Wohnort……居所
Wohnraum……場所 （住居＝供スル）
Wohnsitz……住所
Wohnung……住所居

Z

Zahlung……辨濟，支拂
Zahlungsbedingung…… 支拂條件
Zahlungsfrist……支拂期間
Zahlungsregelung……支拂規定
Zeitbestimmung……期限
Zeitdauer……期間
Zeitraum……期間
Zelle……細胞(黨)
Ziffer……號
Zins……借賃，賃料
Zinsen……利息
Zinssatz……利率
Zinszahlung……利息，支拂賃料ノ支拂
Zufall……事變
zu kennen brauchen……知ルヲ得ベカリシ
Zurechnung……加算
Zuleerant……供給者
zurechnungsfähigkeit …… 責任能力アル
Zuschlag……割增
Zuständigkeit (Ortliche)…… (土地)管轄
Zustimmung……同意
Zustellen……送達スル

Unwirksamkeit ...... 無效（但シ追認スレバ有效）
Urlaubsmarken......休暇券
Urteil......判決

V

Verabredung......申合セ，談合，協約
Verarbeitungslöhne...... 加工賃銀
Veraüsserung......讓渡，棄權
Verbandspräsident......組合長
Verbindung......附合
verbleiben......留ル，處分ノ目的ト爲ル
Verbrechen......犯罪，重罪（狹義）
Verdunklungsmassnahme...... 燈火管制
Verein......社團（民法），團體
Vereinigung......附合
Verfahrensordnung...... 手續規程
Verfassung......定款其ノ他ノ定
Verfügen......處分スル
Vergehen......犯行
vergeltung......報酬，報復，返報
Vergleich......調停，和解，和議
Vergünstigung......特典
Vergütung......補償，報酬
verhandern......談判，審理スル
verhängen......科スル，處スル
Verkehr......取引，交通，社會生活
Verkehrsanschauung ...... 取引通念，社會通念
Verkehrsauffassung...... 取引上又ハ社會上ノ見解
Verkehrssitte......取引上ノ慣習
Verkündigung......申出，告知，通告，通知
verleihen......貸ス
Verleiher......使用貸主
Vermietung......使用賃貸借
vermittelndes Recht......任意法
vernichten......失效スル，消滅スル
verneinen......拒否スル，異議ヲ述ベル
Verordnung......命令，令
Verpachtung......收益賃貸借
Verrechnung......誤算，勘定ニ入レルコト
Versailler-Diktat ...... ヴェルサイユ嚴命
Versicherungsprämien ... 保險料
Versorgungsbasis......給養基礎
Versuch......未遂
Vertrag......契約
vertreten......代理スル，擔保
Vertreter......代理人
Vertreter (ständiger)...... 常任代理（官）者
Vertretungsmacht......代理權
Vertriebsaufwand......販賣費用
Verwahrung......警告
Verwaltungen......行政體
Verwaltungsaufwand ...... 經理費用
Verwaltungsrat......管理委員會
Verwaltungsvorschrift......行政規則
Verwaltungswege......行政手續
Verwandtschaft...... 血族關係，親族關係
Verzicht......棄權

Zweck-Gemeinschaft......目的組合
(im) Zweifel......疑シキトキハ
Zweigbetrieb......支所
Zweigniederlassung......支店
Zwischenmeister......仲介親方

ナチス戰時經濟法の展開
㊅ 定價四圓

昭和十七年九月二十日印刷
昭和十七年九月廿五日發行

著作兼發行人 財團法人世界經濟調査會 代表 鮎澤巖
東京市麴町區大手町二丁目八番地
日本出版文化協會々員番號二二四〇二六號

印刷人 本間淳三郎
東京市牛込區矢來町三六番地
東東三四七二

發行所 財團法人世界經濟調査會
東京市麴町區大手町二丁目八番地

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地